

平成28年 第1回

宿毛市議会定例会会議録

平成28年2月29日開会
平成28年3月22日閉会

宿毛市議会事務局

平成28年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成28年2月29日 月曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時01分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
(行政方針の表明)	
○日程第3 議案第1号から議案第51号まで	13
(提案理由の説明)	
市 長	13
散 会 (午前11時23分)	
----- . . . -----	
第 2 日 (平成28年3月 1日 火曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成28年3月 2日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成28年3月 3日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成28年3月 4日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成28年3月 5日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成28年3月 6日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 8 日 (平成28年3月 7日 月曜日)	
議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19

欠席議員	19
事務局職員出席者	19
出席要求による出席者	19
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	21
1 原田秀明議員	21
市 長	21
原田秀明議員	22
市 長	22
原田秀明議員	22
市 長	23
原田秀明議員	23
市 長	24
原田秀明議員	24
市 長	24
原田秀明議員	25
市 長	25
原田秀明議員	26
市 長	26
原田秀明議員	27
市 長	27
原田秀明議員	27
市 長	28
原田秀明議員	28
市 長	29
原田秀明議員	30
市 長	30
原田秀明議員	30
市 長	31
原田秀明議員	31
2 野々下昌文議員	32
市 長	32
野々下昌文議員	33
市 長	33
野々下昌文議員	34
市 長	34
野々下昌文議員	34

市 長	3 4
野々下昌文議員	3 5
市 長	3 5
野々下昌文議員	3 5
市 長	3 5
野々下昌文議員	3 6
市 長	3 6
野々下昌文議員	3 6
市 長	3 6
野々下昌文議員	3 7
市 長	3 7
野々下昌文議員	3 7
市 長	3 7
野々下昌文議員	3 8
市 長	3 8
野々下昌文議員	3 8
市 長	3 9
野々下昌文議員	3 9
市 長	4 0
野々下昌文議員	4 0
市 長	4 0
野々下昌文議員	4 1
市 長	4 1
野々下昌文議員	4 2
市 長	4 2
野々下昌文議員	4 3
市 長	4 3
野々下昌文議員	4 4
3 松浦英夫議員	4 4
市 長	4 4
松浦英夫議員	4 5
市 長	4 5
松浦英夫議員	4 6
市 長	4 6
松浦英夫議員	4 6
市 長	4 7
松浦英夫議員	4 7

市 長	4 7
松浦英夫議員	4 8
市 長	4 8
松浦英夫議員	4 9
市 長	5 0
松浦英夫議員	5 0
市 長	5 1
松浦英夫議員	5 1
市 長	5 1
松浦英夫議員	5 2
市 長	5 2
松浦英夫議員	5 3
市 長	5 3
松浦英夫議員	5 3
市 長	5 3
松浦英夫議員	5 3
市 長	5 4
松浦英夫議員	5 4
市 長	5 4
松浦英夫議員	5 5
市 長	5 5
松浦英夫議員	5 6
市 長	5 6
松浦英夫議員	5 6
市 長	5 7
松浦英夫議員	5 7
市 長	5 7
松浦英夫議員	5 8
市 長	5 8
松浦英夫議員	5 8
市 長	5 9
松浦英夫議員	5 9
市 長	6 0
松浦英夫議員	6 0
市 長	6 1
松浦英夫議員	6 1
市 長	6 1

松浦英夫議員	6 2
市 長	6 2
松浦英夫議員	6 3
市 長	6 3
松浦英夫議員	6 3
4 高倉真弓議員	6 3
市 長	6 4
高倉真弓議員	6 5
市 長	6 6
高倉真弓議員	6 6
市 長	6 6
高倉真弓議員	6 6
市 長	6 6
高倉真弓議員	6 6
市 長	6 7
高倉真弓議員	6 7
市 長	6 7
高倉真弓議員	6 7
市 長	6 8
高倉真弓議員	6 8
市 長	6 9
高倉真弓議員	6 9
市 長	6 9
高倉真弓議員	7 0
市 長	7 0
高倉真弓議員	7 1
市 長	7 1
高倉真弓議員	7 1
市 長	7 2
高倉真弓議員	7 2
市 長	7 2
高倉真弓議員	7 3
市 長	7 3
高倉真弓議員	7 3
延 会 (午後 3 時 4 0 分)	

議事日程	7 5
本日の会議に付した事件	7 5
出席議員	7 5
欠席議員	7 5
事務局職員出席者	7 5
出席要求による出席者	7 5
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	7 7
1 山本 英議員	7 7
市 長	7 7
山本 英議員	7 7
市 長	7 8
山本 英議員	7 8
市 長	7 9
山本 英議員	8 0
市 長	8 0
山本 英議員	8 0
市 長	8 1
山本 英議員	8 1
市 長	8 2
山本 英議員	8 2
市 長	8 2
山本 英議員	8 2
市 長	8 3
山本 英議員	8 3
市 長	8 3
山本 英議員	8 3
市 長	8 4
山本 英議員	8 4
市 長	8 4
山本 英議員	8 5
教 育 長	8 6
山本 英議員	8 7
教 育 長	8 7
山本 英議員	8 8
2 川村三千代議員	8 8
教 育 長	8 9

川村三千代議員	89
教 育 長	90
川村三千代議員	90
市 長	91
川村三千代議員	92
市 長	93
川村三千代議員	94
市 長	94
川村三千代議員	95
3 川田栄子議員	95
市 長	96
川田栄子議員	96
市 長	97
川田栄子議員	97
市 長	97
川田栄子議員	98
市 長	98
川田栄子議員	98
市 長	99
川田栄子議員	99
市 長	99
川田栄子議員	100
市 長	101
川田栄子議員	101
市 長	101
川田栄子議員	102
市 長	103
川田栄子議員	103
市 長	104
川田栄子議員	104
市 長	105
川田栄子議員	105
市 長	105
川田栄子議員	105
市 長	108
川田栄子議員	108
市 長	108

川田栄子議員	1 0 8
市 長	1 0 8
川田栄子議員	1 0 8
市 長	1 0 9
川田栄子議員	1 0 9
市 長	1 0 9
川田栄子議員	1 1 0
市 長	1 1 0
川田栄子議員	1 1 1
市 長	1 1 1
川田栄子議員	1 1 1
市 長	1 1 1
川田栄子議員	1 1 2
市 長	1 1 2
川田栄子議員	1 1 2
市 長	1 1 2
川田栄子議員	1 1 3
市 長	1 1 3
川田栄子議員	1 1 3
4 山戸 寛議員	1 1 4
市 長	1 1 4
山戸 寛議員	1 1 5
市 長	1 1 5
山戸 寛議員	1 1 6
市 長	1 1 6
山戸 寛議員	1 1 6
市 長	1 1 6
山戸 寛議員	1 1 7
市 長	1 1 7
山戸 寛議員	1 1 8
市 長	1 1 8
山戸 寛議員	1 1 8
市 長	1 1 9
山戸 寛議員	1 1 9
市 長	1 1 9
山戸 寛議員	1 2 0
市 長	1 2 0

山戸 寛議員	1 2 0
市 長	1 2 1
山戸 寛議員	1 2 1
市 長	1 2 1
山戸 寛議員	1 2 1
市 長	1 2 2
山戸 寛議員	1 2 2
市 長	1 2 3
山戸 寛議員	1 2 3
市 長	1 2 4
山戸 寛議員	1 2 4

延 会 (午後 3 時 3 7 分)

----- . . ----- . . -----

第 1 0 日 (平成 2 8 年 3 月 9 日 水曜日)

議事日程	1 2 5
本日の会議に付した事件	1 2 5
出席議員	1 2 5
欠席議員	1 2 5
事務局職員出席者	1 2 5
出席要求による出席者	1 2 5

開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)

○日程第 1 一般質問	1 2 7
1 寺田公一議員	1 2 7
市 長	1 2 7
寺田公一議員	1 2 7
市 長	1 2 7
寺田公一議員	1 2 8
市 長	1 2 8
寺田公一議員	1 2 8
市 長	1 2 9
寺田公一議員	1 2 9
市 長	1 2 9
寺田公一議員	1 3 0
市 長	1 3 0
寺田公一議員	1 3 1
教 育 長	1 3 1
寺田公一議員	1 3 1

教育長	1 3 1
寺田公一議員	1 3 2
教育長	1 3 2
寺田公一議員	1 3 2
教育長	1 3 2
寺田公一議員	1 3 3
教育長	1 3 3
寺田公一議員	1 3 4
市長	1 3 4
寺田公一議員	1 3 4
市長	1 3 5
寺田公一議員	1 3 5
市長	1 3 5
寺田公一議員	1 3 5
市長	1 3 6
寺田公一議員	1 3 7
市長	1 3 7
寺田公一議員	1 3 8
市長	1 3 9
寺田公一議員	1 3 9
市長	1 3 9
寺田公一議員	1 4 0
市長	1 4 0
寺田公一議員	1 4 0
市長	1 4 0
寺田公一議員	1 4 1
2 濱田陸紀議員	1 4 1
教育長	1 4 1
濱田陸紀議員	1 4 2
教育長	1 4 2
濱田陸紀議員	1 4 2
市長	1 4 3
濱田陸紀議員	1 4 3
市長	1 4 3
濱田陸紀議員	1 4 3
市長	1 4 4
濱田陸紀議員	1 4 4

市 長	1 4 4
濱田陸紀議員	1 4 4
市 長	1 4 5
濱田陸紀議員	1 4 5
市 長	1 4 5
濱田陸紀議員	1 4 5
市 長	1 4 5
濱田陸紀議員	1 4 5
市 長	1 4 6
濱田陸紀議員	1 4 6
市 長	1 4 6
濱田陸紀議員	1 4 7
市 長	1 4 7
危機管理課長	1 4 7
濱田陸紀議員	1 4 7
3 山岡 力議員	1 4 7
市 長	1 4 8
山岡 力議員	1 4 9
市 長	1 5 1
山岡 力議員	1 5 1
市 長	1 5 1
山岡 力議員	1 5 2
市 長	1 5 2
山岡 力議員	1 5 2
市 長	1 5 3
山岡 力議員	1 5 3
市 長	1 5 4
山岡 力議員	1 5 4
市 長	1 5 6
山岡 力議員	1 5 6
教 育 長	1 5 7
山岡 力議員	1 5 8
教 育 長	1 6 0
山岡 力議員	1 6 1
教 育 長	1 6 1
山岡 力議員	1 6 1
○日程第2 議案第5 2号及び議案第5 3号	1 6 1

(提案理由の説明)

市長	161
散会(午後2時33分)	

----- . . ----- . . -----

第11日(平成28年3月10日 木曜日)

議事日程	163
本日の会議に付した事件	163
出席議員	163
欠席議員	163
事務局職員出席者	163
出席要求による出席者	163
開議(午前10時02分)	
○日程第1 議案第1号から議案第53号まで	165
質疑	165
1 川村三千代議員	165
商工観光課長	165
総務課長	166
総務課主監	167
川村三千代議員	167
総務課長	167
川村三千代議員	168
2 原田秀明議員	168
企画課長	168
人権推進課長	169
都市建設課長	170
原田秀明議員	170
3 松浦英夫議員	170
都市建設課長	170
松浦英夫議員	171
都市建設課長	171
松浦英夫議員	171
保健介護課長	171
松浦英夫議員	172
福祉事務所長	172
松浦英夫議員	172
総務課長	173
福祉事務所長	173

松浦英夫議員	173
企画課長	174
松浦英夫議員	175
企画課長	175
松浦英夫議員	176
企画課長	176
松浦英夫議員	177
危機管理課長	177
松浦英夫議員	177
危機管理課長	178
松浦英夫議員	178
都市建設課長	178
松浦英夫議員	178
都市建設課長	179
松浦英夫議員	179
4 川田栄子議員	179
総務課長	180
市民課長	180
福祉事務所長	181
土木課長	181
教育次長兼学校教育課長	182
川田栄子議員	182
委員会付託省略（議案第1号及び議案第2号）	182
委員会付託（議案第3号から議案第53号まで）	182
散 会（午前11時42分）	
議案付託表	184

第12日（平成28年3月11日 金曜日）	休会
第13日（平成28年3月12日 土曜日）	休会
第14日（平成28年3月13日 日曜日）	休会
第15日（平成28年3月14日 月曜日）	休会
第16日（平成28年3月15日 火曜日）	休会

第17日（平成28年3月16日 水曜日）	休会	

第18日（平成28年3月17日 木曜日）	休会	

第19日（平成28年3月18日 金曜日）	休会	

第20日（平成28年3月19日 土曜日）	休会	

第21日（平成28年3月20日 日曜日）	休会	

第22日（平成28年3月21日 月曜日）	休会	

第23日（平成28年3月22日 火曜日）		
議事日程		187
本日の会議に付した事件		187
出席議員		187
欠席議員		187
事務局職員出席者		187
出席要求による出席者		188
開 議（午前10時02分）		
○日程第1 議案第1号から議案第53号まで		189
（議案第1号）		
討論・表決		189
（議案第2号）		
討論・表決		189
（議案第3号から議案第53号まで）		
委員長報告		
予算決算常任委員長		189
総務文教常任委員長		192
産業厚生常任委員長		194
質疑		195
（議案第3号から議案第53号まで）		
討論・表決		195
○日程第2 委員会調査について		195
継続調査		196
○日程第3 議案第54号及び議案第55号		196
（提案理由の説明）		

市 長	196
質疑	196
委員会付託省略	
(議案第54号)	
討論・表決	196
(議案第55号)	
討論・表決	197
(閉会あいさつ)	
市 長	197
閉 会 (午前11時01分)	
委員会審査報告書	199
閉会中の継続調査申出書	204

----- ● ● -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-5
議 案	付-5

平成28年
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成28年2月29日 月曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 諸般の報告
- 行政方針の表明

第3 議案第1号から議案第51号まで

議案第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 3号 平成27年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 4号 平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成27年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 7号 平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 8号 平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成27年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について

議案第12号 平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第13号 平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第14号 平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第15号 平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計補正予算について

議案第16号 平成27年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第17号 平成28年度宿毛市一般会計予算について

議案第18号 平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第19号 平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第20号 平成28年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第21号 平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第22号 平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について

議案第23号 平成28年度宿毛市下水道事業特別会計予算について

- 議案第 24 号 平成 28 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
- 議案第 25 号 平成 28 年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
- 議案第 26 号 平成 28 年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
- 議案第 27 号 平成 28 年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第 28 号 平成 28 年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 29 号 平成 28 年度宿毛市水道事業会計予算について
- 議案第 30 号 宿毛市地域公共交通会議条例の制定について
- 議案第 31 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- 議案第 32 号 宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例について
- 議案第 33 号 宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につい
て
- 議案第 34 号 宿毛市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正
する条例について
- 議案第 35 号 宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例について
- 議案第 36 号 宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につ
いて
- 議案第 38 号 宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支
給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 宿毛市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 41 号 宿毛市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 宿毛市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について
- 議案第 43 号 宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 44 号 宿毛市立教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 議案第 45 号 宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 46 号 宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 47 号 宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた
めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例について

議案第48号 宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第49号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について

議案第50号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について

議案第51号 幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第51号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	沢田 美保 君
議事係長	柏木 景太 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市長兼 税務課長事務取扱	岩本 昌彦 君
企画課長	出口 君男 君
総務課長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君

市民課長	立田 ゆか 君
税務課長補佐	長山 敏昭 君
会計課長補佐	松本 政代 君
保健介護課長	和田 克哉 君
環境課長	児島 厚臣 君
人権推進課長	滝本 節 君
産業振興課長	黒田 厚 君
商工観光課長	山戸 達朗 君
土木課長	川島 義之 君
都市建設課長	中町 真二 君
福祉事務所長	佐藤 恵介 君
水道課長補佐	平井 建一 君
教 育 長	立田 壽行 君
教育次長兼 学校教育課長	沢田 清隆 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原 一 君
学 校 給 食 センター所長	杉本 裕二郎 君
千寿園長	山岡 敏樹 君
農業委員会 事務局長	岩田 明仁 君
選挙管理委員 会事務局長	河原 志加子 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成28年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において宮本有二君及び濱田陸紀君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） 議会運営委員長。

御報告をいたします。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請によりまして、去る2月25日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から3月22日までの23日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月22日までの23日間といたしたいと思っております。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月22日までの23日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を、本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告

してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

続いて、市長の行政方針の表明を行います。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年第1回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議案の説明に先立ち、平成28年度の市政運営に対する基本方針並びに主要な施策について、所信の一端を申し上げ、市民並びに議員の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思っております。

まず、初めに地方創生について申し上げます。

我が国における急速な少子高齢化の進展と、人口減少に歯どめをかけるため、まち・ひと・しごと創生法が制定され、各地方公共団体におきましては、地方人口ビジョン及び地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が義務化されました。

本市では、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を立ち上げ、行政だけではなく、外部組織の実務担当者などを含めた専門部会におきまして、素案を作成し、さらに産・官・学・労・言、この方々から、市民委員や学識経験者ら15名で構成される宿毛市政策審議会で議論を重ね、昨年10月に宿毛市人口ビジョン及び宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

本戦略で掲げた地産外商により、安定した雇用を創出する、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大する、コンパクトな中心部と小さな拠点との連携により人々のくらしを守る、の四つの基本目標のもと、PDC Aサイクルで実効性のある戦略となるよう見直ししながら、具体的な施策を実行してまいります。

人口減少対策は喫緊の課題であり、早急な対策が必要となりますので、特に雇用の創出や、移住定住対策、及び子育て支援などの重点課題につきましては、積極的に推進してまいります。

平成28年度は、移住定住推進室を創設し、積極的に本市の魅力を発信するとともに、移住促進のための取り組みを強化し、人口減少克服と、地域活性化を図ってまいります。

財政状況及び予算編成の概要について、申し上げます。

本市の平成26年度決算では、財政健全化比率は、実質公債費比率、将来負担比率などの全ての項目について、早期健全化基準を下回る結果となっています。

しかしながら、扶助費などの社会保障費が年々増加し続けており、財政運営の硬直化が進行しています。

このため、平成28年度の予算編成におきましても、限られた財源の中で、既存事業の見直し、事業の優先順位などを考慮し、効率的、効果的な予算編成に努めました。

その結果、平成28年度一般会計予算といたしましては、対前年度比約6.6%増の112億2,404万8,000円となっています。

南海地震対策関連事業費や、扶助費が増額したことに伴う財源不足を補うため、財政調整基金から1億9,069万9,000円の繰り入れを行います。

今後も非常に厳しい財政運営が想定されます

が、議会を初め、市民の皆様の御理解、御協力をいただく中で、宿毛創生を目指し、必要な事業においては積極的な予算編成に取り組んでまいりたいと考えています。

防災対策について申し上げます。

南海トラフ巨大地震対策につきましては、これまで津波避難道や津波避難場所を初め、津波避難ビルへの屋外階段の整備などのハード整備を進めるとともに、地域防災計画などの見直しなど、ソフト対策にも取り組んでまいりました。

平成27年度は、老朽化した防災行政無線を、NTTデータの防災情報伝達システムに更新し、これまでの沿岸部に加え、山間部についても、屋外子局を整備いたしました。

本システムの整備により、スピーカーからの音声による災害情報の伝達に加え、平成28年度からスマートフォンや携帯電話への文字による情報の配信も可能になりますので、災害時の迅速な避難行動につながるものと考えています。

また、住宅の耐震化につきましては、平成27年度に耐震診断が無料で受けられる制度を創設するとともに、旧耐震基準の木造住宅を戸別訪問し、耐震化などのPRを行っています。

平成28年度につきましても、引き続き、これらの事業を実施し、住宅の耐震化を促進してまいります。

さらに、南海トラフ巨大地震の発生に伴う地盤沈降対策につきましては、堤防のかさ上げにつきまして、高知県が地元説明を行うなど、既に積極的な取り組みを展開していますので、宿毛市長期浸水対策連絡会において、毎年度、進捗状況などの確認を行ってまいります。

平成28年度に新たに実施する対策としましては、総合運動公園の敷地内に、飲料水・食料などの備蓄品を集約して備えておくための大型備蓄倉庫を整備します。

また、荒天時でも、衛星携帯電話が屋内で使

用できるよう、災害対策本部が設置される本庁舎、防災センター及び総合運動公園への屋外アンテナの整備や、津波避難ビルへの標示看板の設置も行います。

一方、ソフト対策につきましては、大災害発災後に開設される避難所の円滑な運営に向け、より具体的な避難所ごとのマニュアルの作成に取りかかることとしており、平成28年度は、平田小学校の避難所運営マニュアルを策定し、必要な資機材についても、あわせて整備してまいります。

また、大災害発災後、復旧活動などが円滑に進むよう、あらかじめ遺体安置所や瓦れきの一時保管場所を設定しておくための応急期機能配置計画も策定いたします。

さらに、避難所が不足する現状を踏まえ、愛媛県南予や、幡多地域の市町村との広域避難の協議につきましても、引き続き、取り組みを進めてまいります。

教育環境の整備について、申し上げます。

宿毛小学校の改築につきましては、これまで調査や協議を重ねる中で、現在地を中心に、校舎を改築することが望ましいと判断いたしました。今後も、教育委員会と協議を重ね、早期に学校施設を改築できるように努めてまいります。

また、平成28年度は、沖の島小学校、橋上小学校、松田川小学校の屋内運動場の耐震補強工事を実施いたします。

今後も、保護者や地域の皆様の御理解と御協力をいただく中で、子供たちにとって、よりよい教育環境づくりに努めてまいります。

企業誘致について、申し上げます。

高知西南中核工業団地では、現在、製造業21社、物流センター協同組合22社が操業し、約800名が就労しています。

近年は、工場の増設など、規模拡大を行う企業が出てきており、工業団地の就業者数も、若

干ではありますが、増加傾向にあります。

一方、宿毛湾港工業流通団地では、新たな企業進出はありませんが、高知県とともに、企業立地に向け、訪問活動を継続して実施しています。

今後も、新たな設備投資を検討している企業などに対して、関係機関と連携を図る中で、積極的に誘致活動を展開し、さらなる雇用の場の確保に向け、取り組んでまいります。

交通運輸体系の維持確保について、申し上げます。

土佐くろしお鉄道は、地域の公共交通の基幹路線として、市民の通勤、通学などの日常生活はもとより、観光振興などにおきましても、重要な役割を果たしています。

しかしながら、少子高齢化に伴う人口減少や、モータリゼーションの進展に伴い、利用者が減少し、非常に厳しい経営状況が続いています。

昨年は、利用促進のため、中村宿毛線の愛称、ロゴの募集や、駅にぎりの販売など、さまざまな取り組みを行いました。今後も、高知県や沿線市町村と連携して、利用促進に向けた取り組みを推進してまいります。

バス路線についても、利用者の減少に歯どめがかからず、路線維持が困難な状況になっています。平成28年度は、ICカード「ですか」の導入により、利用者の利便性の向上を図り、利用促進に取り組んでまいります。

公共交通の空白地域における交通手段の確保につきましては、過疎高齢化が急激に進展する中、喫緊の課題となっています。

このため、平成27年度は、地域の移動手段の実情、課題などの状況を把握するため、橋上地域並びに小筑紫地域の一部を対象に、地域に入り、調査を行いました。

平成28年度は、この調査を踏まえ、公共交通空白地域における持続可能な生活交通の確保

について、実証運行を行い、検証をまいります。

宿毛佐伯航路につきましては、これまで景気の低迷や、口蹄疫問題、東日本大震災、さらには燃油価格の高騰も相まって、非常に厳しい経営状況にあったため、高知県や幡多地域の市町村が中心となって、さまざまな支援を行い、航路維持に取り組んでまいりました。

平成27年度は、台風などによる欠航が少なかったことから、旅客数及び貨物量が前年実績を上回る状況となっており、加えて燃油価格の下落により、経営的には前年度と比較して、改善されています。しかしながら、老朽化が進行する船の更新問題や、同業他社との競争など、依然として厳しい状況にあります。

本航路は、四国西南地域と九州を結ぶ、海の国道として重要な航路でありますので、今後も、安定した経営がなされるよう、高知県や大分県、関係市町村とともに、利用促進などの支援を継続してまいります。

ふるさと寄附金制度について、申し上げます。

地方創生の一つの施策として、注目されていますふるさと寄附金につきましては、平成27年度からポータルサイトを利用し、返礼品や支払方法を選べるように、寄附者の利便性を向上させたところ、前年度と比べ、約1.4倍の御寄附をいただくなど、一定の成果を得ました。

今後、法人を対象としたふるさと寄附金制度も創出されることから、さらに取り組みを強化し、地域活性化のため、財源の確保とあわせて、産業振興にもつなげてまいりたいと考えています。

具体的には、一般社団法人宿毛市観光協会へ一部事業を委託し、返礼品の充実や、PRの強化を、官民協働で取り組んでまいります。

この施策を通じて、これまで以上に多くの方々に本市を知っていただき、地域経済の活性

化を図ってまいります。

産業振興について、申し上げます。

本市の基幹産業である農林水産業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますが、地方創生、地域活性化のためには、一次産業の振興が不可欠であり、農林水産業に従事する方々が、安心して生活できる環境をつくり上げていくことが必要と考えています。

農業につきましては、国におきまして、農業構造改革を進めるためのさまざまな、新たな施策が進められており、それらの制度を有効に活用しながら、本市の農業を維持、向上する取り組みを進めてまいります。

平成28年度も引き続き、持続可能な農業の確立を図るために、農地中間管理機構と連携を図りながら、農地の集積や、集落営農組織の組織化の推進を図るとともに、新規就農研修支援事業や、青年就農給付金の実施により、重要な課題である後継者の育成、支援に取り組んでまいります。

畜産業につきましては、TPPによる関税の段階的な削減により、畜産経営は非常に厳しい状況となることが予想されます。

今後は、強い畜産業づくりを展開するため、国の動向も見据えながら、各経営体の生産効率の向上や、ブランド化を推進してまいりたいと考えます。

林業につきましては、厳しい状況が続く中で、株式会社グリーンエネルギー研究所の木質ペレットの製造施設及び、木質バイオマス発電施設の操業開始により、大きな木材の需要が生まれています。

本市といたしましては、発電事業などの原材料となる木材の安定的な供給のため、県を初め、関係機関と連携を図る中で、支援をまいりたいと考えています。

また、個人の森林所有者などが、森林の経営

や管理、施業をみずからが行う自伐型林業につきましても、持続的、安定的に収入を確保できる林業形態として、地域雇用の創出と農林業の振興や、鳥獣害対策など、期待のできる効果は大きく、全国的にも専業型・副業型など、さまざまな形態で実践されています。

本市といたしましても、市内の豊富な森林資源を地域の活性化につなげるため、平成27年度に引き続き、間伐施業や作業道開設技術の習得などの実践研修を通して、副業型、休日型などの多様な形による林業従事者の育成を図りながら、専業による自伐型林業経営への展開に対する支援、また、仕組みづくりについても、検討してまいりたいと考えています。

水産業につきましても、漁業者の所得向上や経営の安定化を図るため、地産外商の推進と、販路拡大に向け、関係機関と連携を図りながら、取り組んでまいります。

平成28年度の具体的な取り組みとしましては、県、市、漁協及び漁業関係者により設立した宿毛湾養殖業外商推進協議会を中心として、国内外における養殖魚の外商推進に向けて、引き続き取り組んでまいります。

また、宿毛湾の豊かな水産資源を維持するための放流事業や、藻場の造成などの環境保全活動に対して、継続して支援をしてまいります。

水産業全体の課題である漁業後継者の育成につきましても、新たな漁業者を志す研修生が自立するまでの支援を継続して行います。

本市の地域資源を活用した6次産業化の取り組みにつきましても、これまでも、高知県産業振興計画地域アクションプランに位置づけ、施設整備や販路拡大に向けて、事業者と連携を図りながら、取り組みを進めてまいりました。

その結果として、直七果汁が、昨年大手飲料メーカーの季節限定シリーズの製品に採用され、今年も全国で販売されるなど、着実に成果が上

がってきています。

水産加工製品につきましても、事業者による県外のイベントへの出展や、商談会への参加などの販促活動により、取引先も増加しており、着実な事業の進捗が見られ、また、昨年は、県補助金を活用して、新たな水産加工場も操業を開始しています。

今後におきましても、引き続き、関係事業者と連携を図りながら、宿毛産の商品の販路拡大などに、行政としても支援を行ってまいります。商工業について申し上げます。

本市におきましても、人口減少や、少子高齢化といった課題が深刻化しており、消費の低迷や、設備投資の減退など、商工業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。特に、中心市街地商店街の空洞化は、深刻な問題となっており、商店数の減少や、空き店舗の増加が課題となっています。

このため、引き続き、宿毛商工会議所と連携を図るとともに、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた地産外商、販路拡大や創業支援、雇用創出などを推進し、商工業の振興に努めてまいります。

観光について申し上げます。

観光振興につきましても、一般社団法人宿毛市観光協会との連携を強化し、本市の豊かな資源である、海を活用したチヌ釣りやグレ釣り、スキューバダイビングなどのマリレジャー事業を推進してまいります。

また、観光客のニーズに合った、新たな観光資源を掘り起こし、本市の観光資源を生かした新しい観光メニューの開発に取り組むとともに、一般社団法人幡多広域観光協議会と連携を図る中で、広域的な観光振興にも取り組み、国内はもとより、国外観光客も獲得できるような取り組みにつなげてまいりたいと考えます。

さらに、総合運動公園を初めとするスポーツ

施設を利用する入込客は、本市にとりましては、経済波及効果が高いものとなっており、引き続き、キャンプ誘致やマラソンを初めとしたスポーツ大会の開催について、支援を行ってまいります。

宿毛湾港について、申し上げます。

湾港施設の整備につきましては、平成21年度より、第2防波堤の整備が進められており、平成30年度の完成を目指して工事が進められています。

港の利活用につきましては、クルーズ客船の誘致に取り組んでおり、本年9月25日には、ぱしふいっくびいなすの入港が予定されています。

近年は、全国各地で外国船の寄港が多くなっており、本市としても、小型・中型クラスの外国船寄港誘致についても進めてまいります。

客船の寄港は、本市の観光資源や特産品などの地元産品をPRする絶好の機会であり、今後も客船の寄港促進に積極的に取り組み、地域の活性化につなげてまいりたいと考えています。

また、海上自衛艦の寄港につきましても、地域経済の活性化に寄与していただけるものと考えていますので、関係機関への働きかけを積極的に行ってまいります。

道路整備について、申し上げます。

高規格道路、中村宿毛道路につきましては、平成31年度供用開始を目指し、宿毛インターチェンジ予定地の和田地区を中心とした工事が進められています。

宿毛・内海間につきましても、平成27年度より計画段階評価を進めるための調査に着手となっており、引き続き、愛南町を初めとした関係機関と連携し、早期事業化に向けて取り組んでまいります。

さらに、地域の主要幹線である国道、県道の整備促進につきましては、地域の要望が早期に

実現できるよう、引き続き、関係機関へ強く要請してまいります。

市道につきましては、施設の長寿命化を図るための調査、点検を実施し、緊急性、優先度を十分勘案する中で、計画的に整備してまいります。

浸水対策について、申し上げます。

台風などにより、与市明川に並行する県道宿毛城辺線沿いの家屋に、浸水被害がたびたび発生していました。そのため、家屋浸水対策として、平成28年度につきましては、錦川と与市明川との合流点のゲートに、ポンプを設置するための測量設計を実施し、県と連携しながら、対策を講じてまいります。

横瀬川ダムについて、申し上げます。

横瀬川ダムの建設事業につきましては、現在、つけかえ市道工事を実施しており、平成28年度には本体工事に着手する計画となっており、平成31年度完成に向け、事業主体である国土交通省と連携して、取り組んでまいります。

国土調査について、申し上げます。

平成27年度に高規格道路の延伸をにらみ、貝塚地区の北側山林部分を中心に、現地調査を円滑に進めるための予備調査を実施しました。

平成28年度につきましては、予備調査実施区域の本調査を実施し、市民の財産の保全、土地の利活用の促進に努めてまいります。

市営住宅について、申し上げます。

老朽化の進む公営住宅につきましては、平成25年度に宿毛市公営住宅等再編計画を策定し、平成26年度には、手代岡地区改良住宅の基本計画及び基本設計を策定しました。

平成28年度は、基本設計をもとに実施設計を行い、整備に向けて取り組んでまいります。

また、既存の市営住宅についても、適切な改修・維持保全に努めてまいります。

水道事業について、申し上げます。

安心安全な水道水の提供を行うために、配水管などの布設がえを計画的に行うなど、施設整備に努めています。

平成28年度は、市道宿毛団地23号線や、国道56号の配水管布設がえ工事などを行ってまいります。

また、効率的に水道事業を行うために、小筑紫簡易水道、北部簡易水道を上水道に統合するための簡易水道再編事業を、引き続き推進してまいります。

下水道事業について、申し上げます。

平成28年度は、処理場施設や計画区域などの適正化を図るために、公共下水道基本計画の見直しを行ってまいります。

また、水洗便所等改造資金利子補給制度や、加入後1年間、下水道使用料を免除するキャンペーンを引き続き実施し、下水道への加入促進を図ってまいります。

雨水対策につきましては、国の補助事業を活用し、宿毛ポンプ場の長寿命化対策工事を行い、市街地の浸水防除に努めてまいります。

生活環境について、申し上げます。

二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化や、生活排水による水質汚濁、さらには廃棄物処理の問題など、解決しなければならない多くの課題があります。

幡多クリーンセンターへの、本市からのごみの持ち込み量は微増傾向にあり、処理費用として、年間約1億3,000万円の負担をしております、ごみの減量化が課題となっています。

このため、平成28年度におきましても、ごみの発生抑制、再資源化、再利用の積極的な啓発や、家庭用電気式生ごみ処理機などの購入者に対する補助など、ごみ縮減に向けた取り組みを、引き続き実施してまいります。

また、環境保全への取り組みにつきましても、市民の皆様にご協力をいただく中、宿毛市クリ

ーンデーを年2回実施するとともに、不法投棄や野焼きの防止についても、パトロールを行ってまいります。

空き家対策について、申し上げます。

市内においても、増加し続ける老朽空き家につきましては、相談窓口を一本化し、撤去に対する補助金制度を創設するなど、個別に対応していますが、空き家に関する特別措置法も施行され、平成28年度以降は、国の支援も本格化しますので、本市におきましても、宿毛市全域における空き家の実態調査やデータベース化に着手し、危険老朽空き家の解消に努めてまいります。

福祉について、申し上げます。

障害者福祉につきましては、障害のある方が、住みなれた地域で、安心して生活を送ることができるよう、各種障害者福祉サービスの提供や、手当などの給付を行います。

また、相談支援の取り組みをするとともに、地域支援者の活動を支援するなど、地域の関係機関との連携を図りながら、障害者が安心して生活できる環境づくりを進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、第6期高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が社会参加を通じて、元気で生きがいや希望を持った生活が送れるよう、生きがい大学の開催や、元気クラブなどの活動を支援してまいります。

児童福祉につきましては、中学校卒業までの医療費の無料化を継続して実施するとともに、児童手当や児童扶養手当の給付によって、子育て世帯を支援し、次の世代を担う子供たちが、心身ともに健やかに育まれるよう、子育て環境の充実に努めてまいります。

また、児童虐待など、あらゆる児童問題の解消に向け、関係機関との連携を強化し、要保護児童の早期発見と、その家庭への継続した支援に努めてまいります。

保育につきましては、平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度の関連施策として、保育所の開園時間を一部延長するなど、保護者のニーズに応えられるよう、保育環境の改善に努めてまいりました。

平成28年度からは、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、同時入所の第2子から保育料を全額無料とし、子どもを生み、育てやすい環境づくりに努めてまいります。

生活困窮者への対策としましては、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口と、支援相談員を、引き続き、宿毛市社会福祉協議会に配置し、支援メニューを提供してまいります。

また、生活保護制度が、最後のセーフティネットとして、非常に重要な役割を果たしていることから、担当職員の資質向上を図り、より一層、充実した支援と、適正な実施に努めてまいります。

人権について、申し上げます。

全ての人々の人権が大切にされ、尊重される社会をつくることは、私たちみんなの願いです。

平成28年度におきましても、引き続き、人権啓発講演会の実施や、保育園、小中学校保護者を対象とした学習会などを通して、人権意識の高揚を図り、市民一人一人の人権が尊重され、差別のない社会の実現を目指した取り組みを進めてまいります。

保健事業について、申し上げます。

成人保健事業につきましては、宿毛市保健事業実施計画に基づき、各種健康事業を初め、健康イベントや健康教室などを通じて、健康づくりの啓発・意識の向上に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、親子が孤立せず、安心して妊娠・出産・子育てに向き合えるように、妊婦及び乳幼児健診による母子の健康管理に努める中で、子育てで不安や、悩みの解消に向けて、新たに平成28年度より助産師が家

庭訪問を行うなど、より一層の子育て支援に努めてまいります。

精神保健事業につきましては、こころの相談業務を継続する中で、相談窓口の充実を図るとともに、気づき、つなぎ、見守りに重点を置き、意識啓発や支援者の人材育成を進めるなど、自殺予防活動へとつなげてまいります。

介護保険事業につきましては、第6期宿毛市介護保険事業計画に基づき、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、高齢者が住みなれた地域で、安心して暮らすことのできる、地域包括ケアシステム構築を推進し、安定的な介護保険事業の運営に努めてまいります。

また、新たに実施します介護予防・日常生活支援総合事業や、一般介護予防事業を通じて、地域で自主的に介護予防体操をしていただくグループを支援し、地域ぐるみで介護予防を推進してまいります。

さらに、地域包括支援センター機能の強化を図り、生活支援サービスや、認知症施策の充実、在宅医療介護の連携などを推進し、一体的にサービス提供できる地域づくりを目指してまいります。

国民健康保険事業について、申し上げます。

本市の国民健康保険事業の財政状況は、税収入の減少や、高齢化及び高度先進医療の普及に伴う医療費の増加により、大変厳しい運営が続いています。

平成19年度から、国民健康保険事業財政調整基金を取り崩して、収支を保っていましたが、平成26年度決算におきまして、基金も残りわずかとなりました。

このため、子育て支援の一環として行っています医療費助成事業に対する国庫補助金の減額による影響額を、一般会計から繰り入れる財源措置を講じるとともに、医療費適正化への取り組みや、徴収率の向上に努めてまいります。

また、平成30年度から都道府県が国民健康保険事業の財政運営について、中心的な役割を果たし、市町村は資格管理や保険料の賦課・徴収、保険給付や保健事業を実施することとなります。本市としましても、新しい国民健康保険制度の円滑な実施・運営に向けて、準備をしております。

以上、平成28年度を迎えるに当たり、市政運営の基本的な考え方を申し上げました。

国勢調査において、5年間で約1,700名が減少するなど、本市を取り巻く環境は、ますます厳しい状況にあります。しかしながら、このようなきこそ、職員とともに知恵を出し、汗をかいて、宿毛創生に向けた事業を、積極果敢に推進してまいりたいと考えています。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げまして、所信の一端といたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、市長の行政方針の表明を終わります。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、「議案第1号から議案第51号まで」の51議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号及び議案第2号は、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

固定資産評価審査委員会委員3名のうち2名の委員が任期満了となりますので、引き続き、現委員の、山下博文氏、並びに佐田忠孝氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第3号は、「平成27年度一般会計補正予算について」でございます。

総額で2億5,360万4,000円を増額するものです。

歳入で増額する主なものは、市税、4,478万2,000円、地方交付税、2億7,982万1,000円、使用料及び手数料、946万2,000円、国庫支出金、1億8,437万3,000円などです。

また、歳入で減額する主なものは、県支出金、8,910万3,000円、繰入金、1億6,150万円、市債、1,530万円などです。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費では、職員退職手当、1億1,474万2,000円、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金事業、1,413万5,000円、津波避難道整備工事費、2,010万円。

民生費では、国民健康保険事業特別会計への繰出金及び地方単独事業波及増分の繰出金、7,166万5,000円、障害介護給付費等扶助、1,600万円、特別養護老人ホーム特別会計繰出金、1,215万4,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付金、1億1,619万円、生活保護扶助費、1,243万8,000円。

商工費では、地方創生加速化交付金対象事業として、幡多広域観光協議会運営事業費負担金、948万5,000円、すくもまるごと商社プロジェクト事業費補助金、7,051万5,000円。

土木費では、港湾国直轄事業負担金、1,479万円、土地区画整理事業特別会計繰出金、4,159万8,000円。

教育費では、松田川小学校体育館耐震補強工事費、5,018万9,000円などを計上しています。

また、歳出で減額する主なものは、民生費では、介護保険事業特別会計繰出金、2,247万5,000円、大島保育園運営補助金、2,319万5,000円、宿毛市社会福祉施設整備費補助金、2,201万6,000円、児童扶養手当扶助、1,400万円。

衛生費では、幡多広域市町村圏事務組合負担金、876万1,000円。

農林水産業費では、農業基盤整備促進事業費、1,180万円。

土木費では、県営道路事業負担金、2,004万2,000円、地方道整備事業測量設計委託料及び用地購入費、2,406万7,000円、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金、1,003万3,000円。

教育費では、橋上小学校体育館耐震補強工事費、1,488万1,000円。

災害復旧費では、現年度農業施設災害工事費、1,200万円などを減額しています。

議案第4号から議案第16号までの13議案は、平成27年度各特別会計及び水道事業会計の補正予算です。

いずれも、決算見込額として、必要最小限の経費を補正しています。

議案第17号は、「平成28年度一般会計予算について」でございます。

総額で112億2,404万8,000円を計上しています。

財政状況につきましては、行政方針の中で申し上げますので、省略させていただきますが、前年度より6億9,688万9,000円の増額となっています。

歳入の主なものを申し上げます。

市税、20億9,726万5,000円、地

方交付税、41億5,000万円、国庫支出金、14億3,729万3,000円、県支出金、9億8,610万7,000円、繰入金、2億8,646万8,000円、市債、8億5,417万4,000円などを計上しています。

一方、歳出の中で主なものを申し上げます。

総務費では、職員の定年退職に伴う退職金、1億2,540万9,000円、公共施設等総合管理計画策定業務委託料、648万円、地域おこし協力隊事業、845万5,000円、空き家活用移住促進住宅改修工事費、900万円、地域公共交通再編計画の策定及び実証運行业務委託料並びに車両購入費、1,832万1,000円、応急期機能配置計画策定委託料、1,071万4,000円、宿毛市総合運動公園に防災備蓄倉庫を整備する事業、1億2,222万7,000円、住宅耐震改修促進費補助金、1,232万5,000円、ふるさと納税の取り組みを強化するためのふるさと寄附金事業、7,052万8,000円、参議院議員選挙費、1,911万5,000円。

民生費では、社会福祉センターの外壁塗装工事に係る社会福祉施設整備費補助金、2,718万円、年金生活者等支援臨時福祉給付金及び臨時福祉給付金、3,381万円、同時入所した第2子以降の保育料を無料化するための子育て世代応援事業、1,839万2,000円、子どものための教育・保育給付費負担金として、私立、公立保育所あわせまして3億5,474万2,000円、正和・貝礎・手代岡隣保館及び児童館の耐震補強設計業務委託料、850万円。

衛生費では、災害時にも対応できるよう、火葬用燃料予備タンク設備の設置工事費、228万7,000円。

農林水産業費では、集落が農業経営を行う、集落営農を支援するための、集落営農・拠点ビ

ビジネス支援事業費補助金、574万4,000円、農地の保全等を目的とする宿毛市多面的機能支払交付金、5,222万9,000円、畜産業者の施設整備を支援するための、宿毛市レンタル畜産施設等整備事業費補助金、4,685万7,000円、漁船への安定した燃料供給を維持するため、田ノ浦漁港に地下タンクを整備する事業として、漁船用補給施設設置事業補助金、693万円、漁港の岸壁保全工事等を行う水産物供給基盤機能保全工事費、4,300万円。

商工費では、宿毛市観光ガイドブックの英文作製委託料、幡多観光のPR事業等を行うための幡多広域観光協議会運営事業費負担金、538万9,000円。

土木費では、市道改良工事などを行う、道路新設工事業費並びに橋梁の点検・補修設計及び工事費、2億2,800万円、国が行う宿毛湾港の第2防波堤整備事業負担金、9,468万8,000円、中央線無電柱化整備工事費、9,001万円、錦川下流域の内水対策として、排水ポンプ等の設置を行うための測量設計業務委託料、700万円、県が行う長期浸水対策として、海岸堤防のかさ上げ及び耐震化工事の負担金、7,737万3,000円。

消防費では、田ノ浦部詰所建設工事費、2,000万円。

教育費では、平田小学校及び山奈小学校の飛散防止フィルム設置工事費、657万2,000円、宿毛小学校用地購入費、1,500万円、山奈小学校の放課後児童クラブ施設整備事業、2,500万円などを計上しています。

議案第18号から議案第29号までの12議案は、平成28年度各特別会計及び水道事業会計予算についてでございます。

11特別会計の総額は、79億2,189万6,000円で、企業会計である水道事業会計

は、12億3,944万9,000円を計上しています。

議案第30号は、「宿毛市地域公共交通会議条例の制定について」でございます。

内容につきましては、住民の生活に必要な輸送の確保や、公共交通の利便性の増進を図るため、宿毛市地域公共交通会議を、要綱に基づき設置していますが、平成28年度より、地域公共交通網形成計画等を作成し、公共交通空白地域における交通対策事業を実施するため、条例で規定するものです。

議案第31号は、「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、行政庁の処分その他公権力の行使にあたる行為に関する不服申立制度について、公平性や利便性の向上のため、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、宿毛市行政手続条例、宿毛市情報公開条例、宿毛市個人情報保護条例、宿毛市情報公開・個人情報保護審査会条例、宿毛市職員の退職手当に関する条例、宿毛市手数料徴収条例の6条例について、必要な改正を行うものです。

議案第32号は、「宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るために、厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行され、共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、公務上の災害等に対する補償の規定について、必要な改正を行うものです。

議案第33号は、「宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、字句の改正及び手数料の取り扱いについて、必要な改正を行うものです。

議案第34号は、「宿毛市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況に係る報告事項に、人事評価の状況等新たな項目の追加等の改正を行うものです。

議案第35号は、「宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、地方公務員法及び学校教育法の改正に伴い、必要な改正を行うものです。

議案第36号は、「宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、宿毛市いじめ問題対策連絡協議会、及びいじめ問題対策専門委員会、並びにいじめ問題調査委員会を設置し、新たに非常勤の特別職として委員を置くものです。

また、議案第30号の条例制定に伴い、宿毛市地域公共交通会議に、非常勤の特別職として委員を置くものです。

あわせて、これまで報償費で支給していた就労支援員や、嘱託医等を、災害補償等の対象にするため、非常勤の特別職として規定するものです。

議案第37号は、「宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、平成27年度人事院勸

告に準じて、地方における官民格差を解消するため、平均で0.4%程度引き上げる給料表の適用及び勤勉手当を0.1月分ふやす等の改正を行うものです。

議案第38号は、「宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、議案第36号で、沖の島へき地診療所の嘱託医を非常勤の特別職に規定することにより生じる改正を行うものです。

議案第39号は、「宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、職員等の給与の支払い事務の効率化のために、給与等集中処理特別会計を設置しておりますが、平成27年度に導入した、新たな人事・給与システムと財務会計システムとの連携において、特別会計を設けなくても事務処理が可能となりますので、給与等集中処理特別会計を廃止するものです。

議案第40号は、「宿毛市税条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、特定非営利活動法人を初めとする、収益事業を行わない特定の法人について、法人市民税の課税免除に関する規定を設けるものです。

議案第41号は、「宿毛市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、ふるさと寄附金を募る事業区分を、本条例及び施行規則に規定しておりましたが、寄附金の増加に合わせて事業区分の見直しを行うものです。

議案第42号は、「宿毛市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、奨学金の延滞利息について、宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及

び滞納処分に関する条例との整合性を図るために、必要な改正を行うものです。

議案第43号は、「宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、沖の島開発総合センターを沖の島公民館分館として使用しているため、本条例に規定している住所の改正を行うものです。

議案第44号は、「宿毛市立教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、旧小筑紫保育園を、平成28年4月より、小筑紫小学校放課後子ども教室等の地域住民の社会教育活動の充実及び発展を図るための施設として活用するため、条例の改正を行うものです。

議案第45号は、「宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、新小筑紫保育園の完成に伴い、平成28年4月より、宿毛市立みなみ保育園を廃止するものです。

議案第46号「宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」及び、議案第47号「宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の2議案は、介護保険において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されることに伴い、必要な改正を行うものです。

議案第48号は、「宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、地域における医療及び

介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、及び宿毛市介護保険条例で実施を猶予していた、介護予防・日常生活支援総合事業、及び認知症施策を実施することに伴い、条例の改正を行うものです。

議案第49号「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について」及び、議案第50号「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について」の2議案は、高知縣市町村総合事務組合の構成団体である仁淀川中央清掃事務組合が解散し、4月1日から脱退することに伴い、団体数及び規約の変更並びに財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第51号は、「幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更について」でございます。

内容につきましては、介護保険法施行令の改正により、介護認定審査会の委員の任期を2年から3年に改めるため、幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更を行うものです。

以上が、提案申し上げました議案の内容です。よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

一部、訂正をさせていただきます。

先ほどの説明のうち、宿毛市観光ガイドブックの英文作成委託料の額が抜けておりましたので、改めて御説明をさせていただきます。

宿毛市観光ガイドブックの英文作成委託料、97万2,000円でございます。

大変失礼をいたしました。

以上です。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月1日から3月4日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、3月1日から3月4日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月1日から3月6日までの6日間休会し、3月7日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時23分 散会

平成28年
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第8日（平成28年3月7日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	沢田 美保 君
議事係 長	柏木 景太 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市長兼 税務課長事務取扱	岩本 昌彦 君
企画課 長	出口 君男 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課長補佐	長山 敏昭 君

会計課長補佐	松	本	政	代	君
保健介護課長	和	田	克	哉	君
環境課長	児	島	厚	臣	君
人権推進課長	滝	本		節	君
産業振興課長	黒	田		厚	君
商工観光課長	山	戸	達	朗	君
土木課長	川	島	義	之	君
都市建設課長	中	町	真	二	君
福祉事務所長	佐	藤	恵	介	君
水道課長補佐	平	井	建	一	君
教育長	立	田	壽	行	君
教育次長兼 学校教育課長	沢	田	清	隆	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑	原		一	君
学校給食 センター所長	杉	本	裕	二	郎
千寿園長	山	岡	敏	樹	君
農業委員会 事務局長	岩	田	明	仁	君
選挙管理委員 会事務局長	河	原	志	加	子

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、おはようございます。テレビをごらんの皆様もおはようございます。

3番、原田秀明でございます。きょうは中平市長の政治姿勢について、一般質問をさせていただきますが、その前に、皆様に一つだけお話をさせていただきます。

皆様も御存じと思いますが、宿毛市と友好協定を結んでおります岐阜県北方町の室戸英夫町長が、先月2月6日に、突然お亡くなりになりました。

交流関係を強くリードしていただけた方でございます。北方町のみならず、宿毛市にとっても、とても残念なことでございます。

ここに室戸町長の御冥福をお祈りするとともに、中平市長におかれましては、宿毛市と北方町の関係がさらに発展していくように、リーダーシップを発揮していただきますよう、ここにお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

地震・津波被害に対する防災・減災対策についてでございます。南海トラフ地震と、その津波による被害に対する防災・減災の対策は、既に策定されている防災計画や避難計画などに沿って、ハード、ソフト面ともに多くの事業が進められてきたと思いますが、改めて市長の姿勢をお伺いいたします。

初めに、地震や津波被害による帰宅困難者に必要となる中長期の避難場所と、避難施設についてでございます。

平成27年2月の宿毛市津波避難計画では、浸水域に含まれる避難施設が利用不可能になった場合には、西ブロック、街・和田ブロック、小筑紫ブロック、鶴来島ブロックにおいて、利用可能な避難所が激減し、市全体では、避難者数約1万3,000ほどに対し、収容可能人数は約8,200人ほどとなり、約5,000人ほどが収容できない状況になっております。

その不足する避難所を確保するため、宿毛地区の萩原及び、宿毛地区西部小深浦の2カ所の高台整備を推進していきます、と書かれておりますが、この2カ所の高台整備について、新市長はどのように進めていくおつもりなのか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

市長になって初めての一般質問ということで、少し緊張しております。議員の皆さんの質問に対して、当然、真摯に答えていくつもりでございますが、もし御納得いただけないような答弁がありましたときには、初めてということで、御容赦願いたいな、そのように思っております。どうかよろしく願いをいたします。

3番、原田議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛地区、これ萩原ですか、及び宿毛地区西部、こちらは小深浦の高台になります。この両高台については、大規模災害発生時に不足する避難所を確保する上で、重要な施設であると認識をしております。

宿毛地区の高台については、前市長がこれまで答弁しているとおおり、造成計画等に御理解を得られず、一部の土地と隣接地の境界が確定できていないことから、早期整備が困難な状況になっております。

宿毛地区西部の高台整備については、将来に

において、さまざまな公共施設の建設も視野に入れながら、避難広場を整備しているところがありますが、現在は、決まっておきませんので、どんな公共施設を移転していくのか、また避難機能をどれだけ確保できるのか、今後、検討してまいりたい、そのように思っております。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 市長、実は私もきょう、すごく緊張しております。でも、市長の一言で、ちょっと気が楽になりました。

この件につきましては、改めて新市長の方向性が、早く示されることを期待しております。どうかよろしく願います。

そして、再質問させていただきます。

小筑紫ブロックの中長期の避難場所について、再質問をさせていただきます。

これはあくまでも大きな、最大の地震が来たときの話になりますが、国道321号線沿いの小筑紫ブロックでは、長期の孤立や道路の寸断の可能性があるとされ、避難施設の多くが浸水域にあり、利用不可能になるとされておりますが、このエリアの中長期の避難場所や、施設はどうなっているのでしょうか。

現在においては、あるような、ないような。この地域では、はっきりしたものがないのではないかと考えておりますが、市長はどのようにお考えなのか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 南海トラフ地震発生後において、道路の寸断等による孤立が想定される小筑紫地域の中、長期的避難所はどうなっているのか、そういった御質問であったというふうに思います。

浸水エリアとなる小筑紫地域のうち、田ノ浦、小浦、内外ノ浦、呼崎及び湊地区については、新小筑紫保育園に加えまして、本議会に提案しております、旧みなみ保育園の消防屯所への改

築によりまして、避難所として機能を持たすことで、両施設が地域の防災拠点として機能するのではないかとこのように考えております。

また、栄喜地区については、地域内に避難所となる施設がないことから、広域避難という形で、隣接する大月町の避難所を利用させていただきよう、調整してまいりたいと考えております。

しかしながら、伊与野川と福良川に挟まれる大海、小筑紫、伊与野及び福良地区は、両河川にかかる橋梁が落橋した場合、近隣の避難所への避難が困難になることが想定されますが、寸断された道路の啓開計画では、70日程度の啓開日数を要することになっております。

現状で、避難所への避難に陸路を利用することは見込めません。このため、空路や航路でどうまでの対応ができるのか、また、そのためには何が必要なのか、さまざまな想定を見据える中で、命をつなぐ対策の最重要課題として、取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

なお、避難所の不足につきましては、議員御指摘のとおり、約5,000人の避難者の方が収容できない状況でございますが、ハード整備だけでは追いつかず、一朝一夕に解決できる問題ではありません。

このため、現在、幡多広域や、四国西南サミットの構成市町村で、広域避難についての協議を進めているところでございまして、各市町村の被害想定を踏まえる中で、どの市町村へ、どうやって避難者を搬送するのかなどの、そういった課題もあり、さらに議論を深めていく必要はありますが、今後、関係機関の御協力もいただく中、対策を進めてまいりたいと、このように考えています。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 国道321号線が利用

できるようになるまで約70日、避難所への移動は、陸路を利用することは見込めないという御答弁がございましたが、となると、何をしておくべきか、と考えますと、市長の答弁にもありました、近隣市町村への広域避難の対策をしていくことが重要であるとも考えます。

そこで、次は、近隣市町村との協定などについて、お伺いします。

避難場所や施設をつくるには、それなりに時間もかかるものでございますし、物理的に無理な場合も、否定はできません。

例えば、小深浦の高台が整備されたとしても、小筑紫ブロックの市民がそこにたどりつければ、到底考えられません。

宿毛市避難計画の中に、他市町村との協定の締結等により、津波被害発生時における避難者の相互受け入れに関する体制を構築していく必要があります、と書かれてありますが、松田川橋や321号線の利用が不可能となった場合に、大月町や三原村に援助を求めることも想定しておかなければならないと思います。

それらの地域も、同じく被害を受けて、大変な状況になっていると思われる中、平時に近隣市町村の相互受け入れなど、具体的な協定などはなされているものなのでしょうか。愛南町なども含めて、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 近隣市町村との相互協定の締結状況についての御質問でございます。

まず、平成20年に高知県内の市町村全てと、高知県市町村災害時相互応援協定を締結し、その後、平成23年には、愛媛県の南予地域と、愛南町も入っていますが、高知県の幡多地域の計13市町村で、四国西南サミット災害時相互応援協定を締結し、発災後の物資の提供や職員派遣、加えまして、被災者を一時的に収容するための施設の提供等について、相互に協力し合

うことを定めております。

さらに、平成24年には、幡多地域の6市町村で、幡多広域南海地震対策連絡協議会を設立し、本協議会の規約の中に、災害時の広域対応等についての規定がなされております。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 災害時相互応援協定が複数締結されているようですから、災害時にはできる限り共助が実現されるように、今後とも協議を重ねていただければと思っております。

続きまして、一時避難のための避難道と避難場所の整備についてでございます。

これまで、市内各所に避難道や避難場所、避難ビル等が整備または指定されてきましたが、各地域とも、その数においては、一定の整備がなされてきたのではないかと感じております。

私も、大半の避難道を登ってみましたが、登り切ることができれば、助かるという感触は十分ございました。が、しかし、それは天気の良い日に、何の障害もないところを、元気な私が登ってみた感想でございまして、果たしてこの急傾斜を、高齢者の方々などが、限られた時間内にのぼり切ることができるのであろうかとも、強く感じた次第であります。

いざ有事のときが、夜間なのか雨なのか、障害物があるのか、ネガティブなことを想定したら、到底切りがございませんが、昼夜問わず、高齢者などでも、安全な高さまで登り切ることができるような、緩やかな避難道を、各町内に何本かは整備をし直すこと。

避難道を寸断するおそれがある空き家の撤去や、削っただけののり面などの整備なども、被災時に避難道として、確実に使えるように、その精度を高めていくべきだと考えております。

偶然ですが、全国的に弱者避難の個別計画が進んでいないという記事が、2月29日の高知新聞の1面トップに掲載もされました。そのあ

たりも踏まえた避難道の実効性の確保について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 整備した避難道について、さらに実効性が確保できるような、追加整備を行ってはどうかといった質問だったと思います。

現在、累計で87路線の避難道整備を行ってきております。今議会に提案しております予算分の2路線を加えて、累計で89路線が整備されることとなります。

整備に当たっては、地元とも十分協議を行いながら進めているところではありますが、東日本大震災後における南海トラフ地震の被害想定が、大変大きく変わったことで、早急に高台への避難経路を確保する必要が生じた、そういったこともございまして、議員御指摘のとおり、場所によっては、急勾配のスロープや階段、さらに避難道までの経路において、倒壊の危険性のある、そういった空き家が隣接している箇所があります。

これらの対策といたしまして、本年度から3年をかけまして、県の関係機関、市、そして自主防災組織が、避難場所に至る避難経路の現地点検を行い、危険箇所等の課題の洗い出しなどを行うことで、今後の対策につながるような取り組みを進めることにしております。

その中で、共助による避難行動要支援者の避難対策なども、地域とともに考えていきたい、そのように思っております。

また、来年度からは、自主防災組織が独自で、簡易な避難道整備を行った場合の材料費等への補助としまして、1カ所10万円で、5カ所分の50万円を予算計上をしております。

このように、今後は従来の行政主体の避難道整備だけではなく、各地区の皆様の御協力もいただきながら、より地域の実情に応じた、きめ

細やかな、そういった避難道整備にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 避難道の見直しにつきましては、各方面から細かい意見がたくさんございますが、究極は、お年寄りの方々などが、自分でもこれだったら登れるのではないかと、ふだんから思えることだと思っております。

私は足が悪いから、もう逃げない、なんていう声を、本当によくおばあちゃんたちから聞いたりしますので、ぜひそのところ、お考えください。よろしくお願いします。

続きまして、住宅耐震化の推進について、お伺いします。

地震や津波による死亡原因の中で、家屋の倒壊が原因で亡くなるケースが多いことは、市民の皆様も十分理解されていることと思います。

が、しかし、いざ我が家のことになると、少し意識が低下してしまうのも、現状ではないでしょうか。平成27年度からの事業で、自主防災組織に対し、個人住宅の耐震化、戸別訪問事業が進められていると思いますが、宿毛市においては、住宅耐震化に向けての動きは進んでいるのでしょうか。

同じく、家具転倒防止器具取付作業費の支援事業は、有効に活用されているのでしょうか。それらの事業の進捗状況をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 住宅耐震化及び家具転倒防止対策の進捗状況についての御質問でございます。

まず、住宅耐震化促進支援につきましては、現在、診断、設計、改修の三つの補助メニューを設けまして、事業実施しているところでございますが、進捗状況は、低い状況で推移しております。

このため、住宅耐震化促進に向けまして、今

年度から診断費用を無料化するとともに、住宅耐震化などのPRを行うための戸別訪問を、宿毛市自主防災会連絡協議会へ委託をいたしまして、3年をかけて啓発を行っているところがございます。市内で想定される旧耐震基準の住宅約3,300戸のうち、本年度は約1,000戸を対象といたしまして、戸別訪問を行っておりますが、3月1日の時点で、戸別訪問実績戸数は725戸となっており、また診断を希望する世帯も80軒ほどであります。

今年度の住宅耐震化の実績につきましては、耐震が19戸、設計が8戸、改修が5戸となっております。いずれも前年度の4倍程度に伸びておりますが、まだまだ低い状況であり、戸別訪問等を通じて、一層の啓発を行う必要があると考えております。

また、家具転倒防止対策の支援につきましては、金具等の取り付け作業に対し、平成25年度から1件当たり1万円の補助制度を設けておりますが、平成26年度に1件活用されたのみで、実績が伸びておりません。

その理由といたしまして、取付作業費が高額で、個人負担が生じることも一つの要因であろうと推測しているところであります。

このため、来年度より、市からシルバー人材センターへ取付作業を委託することに変更をいたしまして、取付作業費を無料にしたいと考えておりますので、ぜひ市民の皆様には、御活用いただきますよう、お願いいたしておきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ただいまの件で、再質問させていただきます。

市長の答弁で、住宅耐震化の進捗状況がかんばしくないとのことでしたが、今後、宿毛市においては、住宅耐震化に向けての取り組みを、どう加速化させていくのか。補助事業について

も、実例や金額などを、わかりやすく紹介していくべきと考えますが、市長のお考えを、再度お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） まず、1点、訂正をさせていただきますと思います。

先ほど、今年度の住宅耐震化の実績につきましては、耐震が15戸と答弁をしたようでございますが、これ耐震ではなくて、診断の間違いですので、訂正をお願いいたしたいと思っております。失礼をいたしました。

それでは、答弁に移ります。

住宅耐震化の取り組みを、どう加速化させていくのかという再質問でございました。

今後の住宅耐震化に向けた取り組みといたしましては、まず先ほど申しましたように、今年度から宿毛市自主防災連絡協議会を通じまして、住宅耐震化のPRを実施しております。

その中で、耐震診断を希望する方も、一定、把握ができておりますので、今後、耐震改修へとつなげてまいりたいと、そのように考えております。

また、本年度、県の主催で工務店や個人大工等を対象といたしました、耐震改修にかかわる低コスト工法の講習会を実施していただいたところ、46人の方に参加をいただき、好評を得ましたので、今後も、随時行っていきたいと考えております。

本講習会を重ねて実施をすることで、低コスト工法が、工務店等に浸透をいたしまして、耐震改修を行う際の個人負担の軽減につながるものと考えております。

さらに、新たな取り組みといたしまして、これまで耐震設計改修を行った住宅所有者等は、市からの補助金が支給される前に、一旦、工務店等へ費用の全額を支払う必要がありましたが、個人負担軽減のため、平成28年度から工務店

等が、住宅所有者等のかわりに、直接、市から補助金を受領することができる代理受領制度を導入する予定にしております。

これによりまして、住宅所有者等は、補助金相当分の資金を準備する必要がなくなるだけでなく、補助金請求にかかわる、そういった手続を工務店等に委任することができまして、手続が簡素化されることとなります。

以上、るる申しましたが、これらの取り組みを中心に、着実に事業を進めることによりまして、住宅耐震の加速化を図ってまいりたいと考えております。

また、住宅耐震化支援のPRにつきましては、現在、広報やホームページ、チラシ、SWANテレビ等を通じて行っているところでございますが、平成28年度から、新たに代理受領制度も創設いたしますので、できるだけわかりやすい形で、市役所職員にも協力をいただく中、市民の皆様へ啓発してまいりたいと考えております。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 代理受領制度と低コスト工法ですか、これらを耐震化を加速させるきっかけにするのであれば、情報発信の中身が重要だと思っております。

わかりやすく工夫した広報をしていただいで、ぜひ数をふやしていただければと思っております。

続きまして、自主防災組織に対する支援についてでございます。

市内各地域に自主防災組織が結成され、地域ごとにさまざまな取り組みがなされていることと思っております。防災倉庫も複数設置され、発電機なども準備されているようですが、地域をめぐり、備蓄品などをお伺いしますと、思うように整備が進んでいないことなどもあるとのことでした。

住民の意識や、金銭的な問題で、準備が進まないことも原因の一つと考えられますので、今後も継続性のある自主防災組織への指導や、金銭面での支援などを行い、共助の精神が長く高まり続けるような、宿毛市独自の施策も必要ではないでしょうか。

自主防災組織に対する支援について、これからの市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 自主防災組織への支援に関する質問でございます。

現在、宿毛市における自主防災組織は94組織ございまして、組織率にしまして98.2%となっておりますが、中には御指摘のとおり、さまざまな課題を抱えている自主防災組織もあろうかと思えます。

私が、ちなみに市議会議員になって初めて、平成15年のときだと思えますが、一般質問で、この自主防災組織の必要性について、当時の執行部に質問をしたことがございます。

そのときの自主防災組織は、たしか8組織。まだ8組織ということで、あれから急速に自主防災組織を立ち上げてきたということがございまして、早いところでは、もう十数年がたっているということで、先ほど議員も申しましたように、共助の精神が長く続く、そういったことが本当に必要になってくる、そのように私自身も感じているところでございます。

本市の自主防災組織に対する取り組みといたしましては、これまで宿毛市自主防災会連絡協議会の活動を通じて、防災講演会の開催や、家具転倒防止講習会等を実施するなど、防災意識の啓発を行っているところでございます。

また、補助制度につきましても、設立時の資機材等の整備に対する支援、これ上限50万円でございますが、それと資機材等の再整備に対する支援、こちらは上限5万円となっております。

す。

この両方を設けており、毎年度10件程度の活用実績があります。

さらに、来年度からは、簡易な避難道整備に対する支援、先ほども申しましたが、上限10万円も行うことにしておりますので、引き続き、支援体制の向上を図ってまいりたいと、そのように考えております。

いずれにいたしましても、災害発生時は、まず命を守る対策。そういった対策となる住宅耐震対策などの自助が大切であります。次の命をつなぐ対策となる避難所運営等の共助につきましては、自主防災組織の役割が大変重要になってまいりますので、今後におきましても、宿毛市自主防災会連絡協議会と本市が連携をとる中で、お互いが防災に対する意識を、継続的に高めあっていけますように、努めてまいりたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 私も、昨年、3回ほど防災や減災に関する講演や、会議に参加しましたが、やはりそのようなものに参加しますと、薄れかけていく防災意識も、再び再認識されてきたものです。

これからも、自主防災組織との協議や、講演会など、引き続き継続的に行っていただければと思っております。

続きまして、危機管理課の体制についてでございます。

危機管理課の皆様におかれましては、地域事情や予算制限のある中で、ゴールの見えない業務に、大変苦勞されてきたのではないかと考えております。

今まで、私がここで質問させていただいたことは、すごく大きなくりでございまして、実際の業務には、防災から復興まで、細部にわたり存在しまして、弱者避難計画などについては、

全国でも職員の不足などにより、着手がおくれているとのことでもございます。

危機管理課については、今後、一定の事業成果、事業結果を積み上げるまでの間、非・正規を問わず、職員の増員が必要ではないのか。現在の体制で十分なのでしょうか、市長はどのようにお考えなのか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） さまざまな防災対策を講じる必要がある中で、現在の危機管理課の職員の増員が必要ではないか、そういった御質問だったと思います。

私は、防災対策、特に南海トラフ地震対策は喫緊の課題という位置づけをしております。そのための予算配分をしたものを、今議会にも提案をしているところであります。

危機管理課の業務内容には、交通安全対策業務も含まれておりまして、本来の防災対策業務にも従事する中で、職員数は十分であるとはいえないと感じています。

しかしながら、公約でも掲げた、子育て支援や、そして移住促進と、そういった業務への職員配置も踏まえる中で、危機管理課への急激な増員を見込むことは困難な状況でございます。

こうした中、喫緊の課題として、取り組む必要がある南海トラフ地震対策というのは、市民の全ての暮らしにかかわる事項でありますので、私としては、市の全ての部局で取り組むべき課題であると、そのように考えております。

そして、実際にそうしなければ、必要な対策がおくれてしまうこととなります。

このようなことから、危機管理課は、各部局が行う防災対策の取りまとめ等を行う中で、喫緊の課題にも対応できるような体制を、今後、構築してまいりたいと考えております。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 私は、危機管理課につ

いては、増員するべきだと思っております。

しかし、この件については、次の質問とともに、新市長に対して、一石を投じさせていただきますので、これからも、意識の中にとどめ置いていただければと思います。

最後に、宿毛市役所の移転や建てかえについてでございます。

以前、同僚議員の質問の中で、災害対策本部は、庁舎の中にあるべきだ、というお話もありました。宿毛消防署や、宿毛市総合運動公園などに対策本部を設置し、各課の業務システムや情報は、クラウドで対応するなどして、復興に取り組むということですが、本来であれば、先に庁舎の移転や建てかえも検討するべきではないかと、私は考えております。

予算がないということは、私もそうは認識しております。しかし、何も身の丈以上の庁舎を建てる必要もないのですから、例えば、これから始まるふるさと納税などで予算を確保するなど、さまざまな可能性を模索しながら、計画してみてはいかがでしょうか。

何事においても、時間はあっという間に過ぎてしまいます。市長は、この件に関して、どのようにお考えなのか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 御質問にお答えをいたします。

市役所本庁舎は、昭和38年に建設をしており、既に50年以上が経過をしております。

見てのとおりでございます。

平成25年には、耐震工事を実施していますが、老朽化はかなり進んでおります。防災面から考えても、議員の御指摘のように、市役所の移転や建てかえは重要な課題であると考えておりますが、さまざまな行政課題が同時進行をしておりますので、予算がないといったお話もありましたが、予算執行に当たりましては、まず

保育園や学校等の防災対策を優先して、実施してまいりたいと、そのように私は考えております。

平成28年度には、長期的視点を持って、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施するため、公共施設等総合管理計画を策定することとしておりますので、市役所についても、その計画を策定の中で、検討をしてまいりたいと考えております。

長期ビジョンを市民の皆様を示す中で、しっかりと、市役所のことについても示していきたい、そのように思っておりますので、どうか御理解していただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 長期的視点を持って、管理計画を策定するということがありますが、これは真面目な話ですが、先のことを考え過ぎて、計画自体が長期化しないように、ぜひお願いいたします。

庁舎に限ったことではございませんが、後になって振り返ると、あのとき決断しておいたら、もう相当進んでいたなということも、本当によくありますので、庁舎の件に関しては、ぜひ検討してみていただけたらと思います。

以上で、防災・減災についての質問は終了させていただきます。

続きまして、漁業振興についての質問でございます。

宿毛市といえば漁業のまちでございますが、漁師町に生まれ育った中平市長でございますから、この宿毛湾の漁業振興にどうチャレンジしていくのか、漁業関係者を初め、市民の皆様も期待を寄せておるところでございます。

市長の、漁業振興に対する政治姿勢をお伺いします。

まずは、養殖漁業を中心とした産業の推進と、販路の拡大について、お伺いします。

近年、宿毛市では、養殖魚の販路拡大のために、水産加工施設の新規事業展開や、商品のブランド化などへの取り組みが、盛んに進められていると感じております。

すくも湾漁協の方に話をお伺いしてみたところ、湾漁協では、タイ500万匹、ブリ、カンパチ類200万匹、マグロ30万匹ほどを養殖しており、養殖魚については、国内市場は飽和状態でありまして、需要は低迷しておりますが、世界的な水産物需要は拡大しているとのことであります。

世界でも、魚種によっては、資源保護への動きが強まる中、持続可能な漁業である養殖魚が、重要性を増しているとのことです。

そこでお伺いしますが、宿毛湾の中心的な産業であります養殖漁業を取り巻く産業の推進や支援、国内外に対する売り込みなどを、さらに前進させていくために、市長はどのようにお考えなのか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 養殖漁業を中心とした産業の推進と、販路の拡大についての質問に、お答えをさせていただきたいと思っております。

近年は、全国的な養殖魚の供給過剰や、他の産地との競合によりまして、魚価の低迷等によって、魚類養殖業の経営は、厳しい状況にあります。

また、従来は、卸売市場を経由する、そういった流通が主体でありましたが、外食産業等のニーズに伴いまして、産地加工による流通出荷も求められるように、そういった形になってきております。

宿毛湾の養殖魚、生産量は、県内生産量の約8割を占めるなど、養殖業が地域の重要な漁業にもなっていることから、宿毛湾の魚類、養殖業の外商推進にかかわる課題を抽出いたしまして、その解決に向けて取り組み、養殖業の振

興を図ることを目的に、養殖業者、漁協、仲買人組合、行政などで、宿毛湾養殖魚外商推進協議会を、平成26年2月に設立をいたしまして、これまでも国内外に向けて、養殖魚の外商推進に取り組んでまいりました。

平成26年からは、養殖業者と漁協等の連携によりまして、養殖ブリの産地加工も始まり、平成26年度は約4万尾、平成27年度は約8万尾をフィレ加工いたしまして、宿毛から出荷もいたしており、また、質問議員も言われますように、養殖事業者みずから加工を行い、付加価値をつけていく、新たな水産加工業も、昨年からは操業を開始している状況であります。

このように、生産者、加工事業者、漁協等が連携をし、養殖魚を産地で加工して、県外へ出荷する体制が構築されている中、全国的には、国内需要が減少傾向な反面、海外需要の高まりを受けまして、国産水産物の輸出が急増している状況であります。

そのため、平成28年度におきましては、産地で加工した県産の養殖魚の海外販路を開拓し、輸出を促進するために、高知県全体で、新たに協議会を設立いたしまして、輸出に向けた取り組みが開始されることとなっておりますので、本市といたしましても、今後も高知県や関係団体と連携を図りながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

現在も、市内事業者の県外の商談会、展示会等の出店に対する支援や、事業者とも連携を図りながら、販路開拓の推進を行っておりますが、私自身も、先ほどお話にもありましたが、宿毛の営業マンとして、本市の基幹産業である水産業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

当然、海外への輸出、これが大きなポイントになってくる、そのように考えておりますので、しっかりと頑張っていきたい、そのように思っ

おります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 28年度から海外販路を開拓し、輸出を促進するために、高知県全体で新たな協議会を設立して、輸出に向けた取り組みが開始されると、答弁がございましたが、起業や雇用の面からも、特にその部分に力を注いでいただければと思っております。頑張ってください。

これ、再質問なんですけど、市長答えられれば結構なんですけれども。

市長は、以前から宿毛の営業マンに、みずからなるとおっしゃっていましたが、何か御自身で特別な方法とかキャラとかあったりしますか。

尾崎知事さんにも、顔だったら負けてないと思うんですけども、もしあれば、プロモーションビデオなどをつくったりして、何か独自の方法を考えていることなどありますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） ありがとうございます。顔は負けてないという、大変おほめのお言葉をいただきましたが、そしたらどこが負けているんでしょう、大変悲しい答えが返ってくるんじゃないかなというふうに思っておりますが。

いろいろと取り組みをしていきたいと思いますが、特に先ほど申しました海外への売り込み、これはもう既に、養殖関係の、そういった全国の組織、こういったのがかなり早くから、もう動いています。

それから、各業者単位でも、かなり、もう既に売り込みをかけているところもありますので、まずそちらの情報を収集いたしまして、それをしっかりと、先ほど言った協議会のほうに落とし込みをしながら、今の宿毛市の現状も十分把握する中で、どこに、どの商品を持っていけば

ヒットするのか、そういったことをしっかりと練り上げた上で、海外へ自分自身も行きたい。行って直接営業をかけたい、そういった思いで取り組みをさせていただきたい、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 市長の熱意、感じました。ぜひ、市長みずから、日本中また海外に飛んで行って、営業活動をしていただければと思います。

僕も行けるところがあったら、一緒に応援で御同行いたします。

続きまして、漁業の後継者の育成についてでございます。

宿毛湾の漁業には、養殖を初め、中型まき網、小型まき網、サンゴ漁、一本釣りなど、複数の漁法がございますが、それらに従事する方々の高齢化も進み、技術の継承なども含めた後継者の育成に力を入れなければ、宿毛湾漁業の根幹を揺るがしかねないこととなるのではないのでしょうか。

例を挙げますと、私自身も、1年ほどですが、経験させていただきました小型まき網漁業でございます。関係者のお話によりますと、現在、36件のうち20件ほどが操業しているようで、平均年齢が60代後半から70代の熟練の漁師さんが中心となっていて、これによって供給される原材料が、いわゆる宿毛市の特産品のおじゃこであります。

この小型まき網漁業が衰退することになれば、宿毛湾のイメージや、おじゃこにかかわる加工業者などにも、直接、影響が及ぶこととなります。

高知県では、宿毛市に唯一の許可があるまき網漁業の歴史や、その他の漁法の継続性の確保のためにも、後継者育成は重要かつ近々な課題

であると考えます。

漁業を希望する求職者に対して、具体的に行政がどのような支援や告知をしていくのか、宿毛市新規漁業就業者支援事業については、移住促進事業とも関連させているようですが、移住者であります私の視点からも感じておりますが、もう少し募集告知方法などを、夢のあるものにしていただいて、求職者の興味を、まず引くように努めてみたらいかがではないでしょうか。

外をよく知っている市長でございますから、同じように感じているのではないかと思います。漁業の後継者育成については、どのように進めていくつもりなのか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 漁業の後継者の育成についての質問に、お答えをいたします。

私が小さかったころ、うちの家はじゃこ屋、水産加工業を営んでおりましたので、当時は市場から、船で直接、工場というか、荷揚げをしてみましたので、車で運んでませんでしたので、いつもそういった小型のまき網の方々が、家の前の岸壁に船を着けて、毎日、本当ににぎやかに魚をおろしてと、そういったことを思い浮かべながら、質問を聞かさせていただいております。

漁業の後継者の確保育成は、大変重要な課題であると認識をしており、本市におきましても、こちらは県の補助事業ですが、これを活用いたしまして、最長2年間の研修を通じて、技術の習得を行う、新規漁業就業者支援事業を実施しております。

これまでに、本事業を活用している5名の方々が、新たな漁業者として自立をしており、現在も1名の方が、この研修を受けている状況であります。

また、新しい方が、先ほど小型まき網の話がありましたが、こちらのほうも始めている方が

おられるようでありますので、またこの支援事業にも合致するのではないかと、そのように思っているところでございます。

また、研修終了後には、リースによりまして、中古船を取得、整備する費用に対し、県3分の1、市6分の1の補助を合わせ、最大2分の1、こちら中古船を購入する場合は、上限額750万円となっておりますが、こちらを助成する、新規漁業就業者漁船リース事業も実施をしているところでございます。

漁業従事者が年々減少をする中、また人口減少や、あらゆる分野での人材確保、担い手の確保が課題となっている本市にとりまして、外部からの人材の誘致が重要な課題であると、私自身も強い思いを持ち、平成28年度、新たに移住・定住推進室を創設することとしております。

新規漁業就業者支援事業につきましては、受入先である関係漁協にも御協力をいただくことが前提にはなりますが、U・Iターン者による新規漁業者を初めとする人材の確保につきましては、関係各課が連携を図りながら、取り組みを加速化させてまいりたいと、そのように考えているところであります。

また、募集告知方法につきましては、これまでも移住促進イベントや、市のホームページなどを通じまして、周知を行ってまいりましたが、質問議員の御提案も受けまして、ホームページにつきましては、現在の情報に写真なども加え、より漁業に対して興味を持っていただける情報を発信していきたいと考えておりますので、今後におきましても、さまざまな面で、移住者の視点で、ぜひ御意見、御提案を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御答弁ありがとうございます。

漁業の後継者育成については、人口減少の歯

どめや、定住促進を重視する市長の政策においても、特に力を入れていくべき課題だと思っております。

幸い、すくも湾漁協には、すばらしくポジティブな組合長さんもいらっしゃいますので、ぜひ一緒に、全力でこの事業を進めていただければと考えております。

以上で、市長の政治姿勢に対する一般質問の全てを終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 10番、野々下昌文でございます。

毎年、この3月議会を迎えると、5年前の3.11、あの忌まわしい地震の映像を、皆さんとテレビを見ながら、驚いたことを思い出します。

けさ、調べてみますと、いまだに17万4,000の方が避難生活を余儀なくされているということで、ここをおかりしまして、不自由な生活をされている皆様に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をしたいと思います。市長、よろしく願いをいたします。

私の質問内容は、大枠で3点、市長の政治姿勢について、子供の虐待対策について、消防行政についての3点を質問させていただきます。

それでは、政治姿勢について、質問させていただきます。

地方創生についてでございますが、一昨年の

12月、日本の人口の現状と、将来の姿を示し、今後、目指すべき将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン、及びこれを実現するための、今後5年間の目標や、施策の基本的な方向性を提示する、まち・ひと・しごと創生総合戦略がとりまとめられ、閣議決定がされました。

現在、地方から若年層を中心にして、多くの人たちが東京圏へと流出をしており、人口の流出は、地方経済の停滞ばかりでなく、さらなる人口減を招いております。

国は、今こそ、この負のスパイラルを断ち切る、最後のチャンスととらえて、強力に対策を推し進めることとしておりまして、本市においても、急速な少子高齢化の進展と、人口減少に歯どめをかけるために、昨年10月、宿毛市人口ビジョン及び宿毛市まち・ひと・しごと総合戦略が策定をされ、いよいよ本年は、その総合戦略の実行元年と言われてまいりました。

本議会見てみますと、この当初予算の中には、総合戦略で組み込まれた33議案も、事業の中で本当、一部分しか予算計上されておられません。

総合戦略の各事業の予算措置というのは、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 野々下議員の一般質問にお答えをさせていただきます。よろしく願いをいたします。

昨年10月に策定しました宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた事業が、平成28年度当初予算に計上されていない理由についての御質問をいただきました。

まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方公共団体は、平成27年度中に総合戦略を策定する義務が課せられ、宿毛市では、昨年10月28日に策定いたしましたところでございます。

総合戦略に盛り込んだ33個の事業は、本市

の実情に応じた、特色ある事業を盛り込んでおります。

新規事業はもとより、これまで実施してきた既存事業についても、地方創生、人口減少対策につながる事業を盛り込んだ、総合的な計画となっております。

まち・ひと・しごと創生法によれば、地方創生に関する施策を実施するために、必要な財政措置を行うと規定されており、地方財政計画に位置づけられた、1兆円の普通交付税とは別に、平成28年度については、新型交付金を財源措置するというものであります。

新型交付金につきましては、平成26年度の補正予算措置されました、地方創生先行型交付金のような、自由度の高い交付金を想定していましたが、平成27年12月24日の閣議決定された、平成28年度の新型交付金は、名称が地方創生推進交付金と決定をいたしまして、先駆性のある取り組みや、既存事業の隘路を発見し、打開する取り組み等のみを対象とするなどの条件がつけられ、さらに別途、地域再生計画を策定し、その中に位置づけるとともに、その計画を、国に認めてもらう必要が生じました。

さらに、地域再生計画として提出できるのは、2事業までとなっており、当初、想定していた制度とは異なり、自由度が低い制度となってしまいました。

このような経緯から、当初予算で計上した地方創生関連事業につきましては、平成27年度に実施した既存事業と新規事業のうち、優先度の高い事業のみを計上し、原則、新規事業については、予算化を見送ることといたしております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） この総合戦略については、各地方自治体、本当に楽しみにしてい

たところだと思いますが、今のお話ですと、まず名称が変わって、地方創生推進交付金になったと。

国が先駆性のある取り組みや、国が認める、国やまた既存事業の問題点を取り除くような取り組みと認めたもの、またそれを2事業まで、そしてさらには別途、地域再生計画を出さなくてはいけない。それも国に認めてもらわなくちゃいけないという内容だったと思いますが、宿毛市も、各市職員の皆様が、必死になって取り組んで、また市の代表も取り組みながら、やっと10月28日ですか、策定された、本当にこの33事業、宿毛にとっては素晴らしい内容となっておりますが、これから先、2事業しか取り入れられないということになるわけですが、この33事業について、今後5年間の事業計画というのは、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 総合戦略の実施計画はどうなっているのか、その33事業ですね、そのことについての質問ですが。

先ほども御答弁いたしましたように、平成28年度に新設される地方創生推進交付金につきましては、改めて先駆的な事業を、地域再生計画に位置づけ、国の承認を得なければなりませんので、昨年制定しました宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた事業のうち、どの事業を整理、統合して、申請をしていくのか、今後、検討をしなければならない状況になっています。

先ほど、野々下議員が言われたとおりでございます。

その結果、地域再生計画に位置づけ、交付金対象となった事業は実施いたしますが、交付金の対象とならなかった事業については、優先順位を見きわめ、実行すべきものは実行し、見直

しを行うべものは、思い切って見直しを行わなければならないと考えております。

地方創生総合戦略は、人口減少や地域経済の衰退に歯どめをかけるのが目的であり、結果が全てであります。

平成31年度までの5年間は、第1期の戦略であり、第2期、第3期と、今後も続いています。限られた財源の中で、優先順位をしっかりと見きわめて、事業を実施いたしまして、PDC Aサイクルによって事業を磨き上げ、より実効性のある戦略にしていきたいと思います、そのように考えております。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 33事業については、統合し、また知恵を絞りながら、採択されるような取り組みをしていくということでございますので、どうか知恵を絞って、できるだけ多く盛り込んだような施策にさせていただいて、少しでも宿毛市、潤っていくような形で取り組んでいただきたいと思います。知恵を絞っていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続いて、人口減少対策についてでございます。

その中の移住・定住促進室についてお伺いをいたします。

市長は、選挙公約の大きな柱の一つとして、人口増加施策の強化を挙げられ、その中で、移住・定住促進室の創設を訴えられてきました。

今までは、企画課の中で取り組んできた移住・定住促進事業であります。担当課の御努力もあり、昨年は約33人の移住者があったということで、前年度の何倍もの成果をあげてきております。

市長はあえて、移住・定住促進室として格上げをし、取り組みの強化を図るということです。が、まず、その移住・定住促進室はどのような

形で、どこに置くのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 名称のほうを少し変更をいたしまして、移住・定住推進室とさせていただきたいと考えております。

この移住・定住推進室は、企画課内に置きたい、そのように考えております。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問をさせていただきます。

定住推進室ということは、今まで、企画課の中で取り組んでいた移住・定住の推進事業に対し、移住・定住推進室として格上げをした、その具体的な強化策、どのような施策を考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 移住・定住事業の強化策についての御質問であります。

これまで、移住・定住施策については、担当職員1名が、他の業務を掛け持ちしながら、業務を行う状況であったために、望まれる成果を十分にあげることができない状況でありました。

平成27年度より、新たな取り組みとして、移住相談員を配置し、空き家バンクの充実や、移住者交流、そういった交流会等の開催によりまして、平成28年2月末現在で、先ほど議員もおっしゃられたとおり、33名の移住者があり、一定の成果をあげることができた状況であります。

しかしながら、この結果で満足しては、深刻化する人口減少や、地域経済の衰退をとめることはできない状況であります。

選挙公約でもありました移住・定住推進室を創設し、必要な人員を配置することで、既存事業で一定効果があったU・Iターン希望者の住宅改修補助や、空き家バンク、お試し住宅等の事業を拡充して実施するとともに、移住希望者

のニーズに応じた、新たな事業にも取り組んでまいります。

平成28年度から行う新規事業といたしましては、移住体験ツアーを実施いたします。

まずは、その地域を体験したという移住者のニーズに応えるには、交通の便が悪い本市では、宿泊を伴う体験ツアーの実施が必要不可欠です。

移住体験ツアーについては、近隣市町村でも実施していますが、本市の移住体験ツアーは、全国でも類を見ない、ゲストハウスを利用した、官民協働で行う事業にしたいと考えております。

通常の移住体験ツアーは、日を指定した上で実施することから、移住者の都合に合わせることは難しく、参加者を集めることも困難です。

ゲストハウスは、宿泊者同士が交流できる簡易宿泊施設であり、ゲストハウス運営を行うNPO法人が実施主体となる本市の移住体験ツアーは、移住希望者のニーズに、フレキシブルな対応が可能であり、話題性もある事業であります。

そのほかの新規事業といたしましては、空き家を、所有者から市が10年間借り上げ、リフォームを行った上で、移住者へ貸し出すという事業も行う予定にしております。

さらに、専門的スキルを持つ地域おこし協力隊を、メディア担当として配置をいたしまして、移住の希望者、そういった人たちの目に触れる機会が多いホームページの充実等を行いつつ、新たな体制の中で、ニーズに応じた、効果的な施策を考え、実施していきたいと考えております。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問させていただきます。

今、御答弁にあった移住体験ツアーのゲストハウス、これは新規事業の中である、田舎暮らし体験ツアーと重なるものじゃないかと思うん

ですが、場所について、載っていなかったんですが、4月1日から実施するという内容だったんですが、場所はどこになるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 偶然にも、私の生まれ育った宿毛市宇須々木で行う予定にしております。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 宇須々木に、そういうゲストハウスを構えるということですね。わかりました。

再質問ですが、この移住・定住を推進して、その人たちが地域に来て、地域を構成していくには、人が中心であり、また人が暮らしをするためには、まず仕事がなくはないわけでありまして、そのためには、まず仕事を創出し、人が暮らすことができる状況にすることが必要だと考えますが、市長、雇用の創出について、どのような具体策を講じるお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 移住・定住を促進するための雇用の場の確保について、御質問をいただきました。

宿毛市は、豊かな自然と、人情豊かな住民性、大変おいしい農水産物にも恵まれておりまして、他地域から移住して、生活する環境としては、望ましい地域であると考えております。

しかしながら、実際に移住するためには、現実問題として、仕事と住まいを確保しなければ、永続的な移住は困難であると、そのように考えております。

議員のおっしゃるとおりだと、そのように思っております。

議員の御指摘のとおり、雇用の創出は、移住・定住を促進する上で、最重要課題であると

考えます。本市の特色である農林水産業の振興策、及び起業支援対策等を講じまして、新たな雇用の場を創出していかなければならないと、そのように考えております。

一方、最近では、市内業者、市内の事業者から、求人を出しても、人がなかなか集まらない、そういったお話もお聞きいたしますので、移住希望者とのマッチング、そういったものも合わせて行っていきたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今回の答弁ですと、農林水産業の振興策や、移住希望者から希望も募りながら、取り組んでいくということです。相手があつてのことですので、非常に難しいことかと思いますが、移住・定住の根幹となるところでございますので、知恵を絞って、努力をしていただきたいと思ひます。

続いて、移住・定住促進についての最後の質問ですが、総合戦略の中では、5年間で累計100名の移住者を目標に取り組むということが載っておりましたが、移住・定住推進室と格上げをしての目標は、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 移住者数の目標は、どのように考えているのかという御質問ですが、総合戦略に掲げた数値目標では、平成27年度からの5カ年で、今年度からなんです、5カ年で、累計100名の移住者を達成するというようにしておりますが、私といたしましては、平成28年度には、この目標を達成していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 28年度に、この

目標を達成していきたいと、市長の意気込みが伝わってきますが、ぜひ頑張ってくださいと思います。

続いて、子育て支援について、お伺いをいたします。

今回、市長の公約の一つとして、教育の充実と子育て支援を挙げてきておりました。

今回、同時入所、第2子以降の保育料の無償化により、就学前の子育て世帯の経済負担の軽減策に取り組まれるということが載せられております。

私は、この総合戦略の中で、3章の中に書かれております具体的な施策の展開の中で、子育て環境の充実を図っていくということで、英語塾、日新館事業に取り組むということが載っておりました。次世代を担う子供たちから、グローバルな偉人を輩出していくべく、未就学児童に英語を体験させる機会を提供していくとしておりますが、具体的に、どのような形で取り組んでいけるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 子育て支援についての御質問をいただきました。

やはり、当市、宿毛市において、子育てをする環境の整備、そういったものが本当に、非常に大切だというふうに考えておりますので、しっかりと取り組んでいきたい、そのように思っております。

議員御説明のとおり、英語塾、日新館事業は、小野 梓を初め、岩村通俊、竹内 綱など、数々の偉人を輩出した私塾、日新館になぞられ、次世代を担う子供たちに、早い段階から英語に触れさせる機会をつくり、グローバルな人材を輩出するという目的で、実施する事業であります。

対象者は、未就学児童とし、実施場所は既存の公共施設等で行う予定ですが、実施回数や規

模等の詳細については、今後、関係者と協議の上、決定をいたしたいと思っております。

なお、本事業につきましては、冒頭、御説明いたしましたとおり、当初予算化はしておらず、地方創生推進交付金を充当する予定となっておりますので、国の動向を見きわめながら、実施に向けて取り組んでまいりたい、そのように思っております。

どうか御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 国の動向を見きわめながらということですが、ぜひ検討していただいて、国の事業にかかるように、採択していただくように。

というのも、私、この日新館事業、議員になった当時、1度これに関連したような質問をしたことがあります。非常に興味がありますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

また、国の施策に乗るようなことを考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、学校再編についてということですが、市長、行政方針の中で、宿毛小学校の改築については、現在地を中心に、校舎を改築することは望ましいと判断をしたと言われており、今議会にも、宿毛小学校用地購入費1,500万が計上をされておるところでございます。

宿毛小学校用地購入調査の内容では、隣接地2億円ほどかかるということでしたので、一部の購入費だと思いますが、新規事業調査表では、29年、30年度と、宿毛小学校の購入用地の計上がなされておられません。

残りの隣接地の購入は、どのような計画になっているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 宿毛小学校用地購入に

かかる予算について、御質問がございました。

本議会には、宿毛小学校の用地購入費を、平成28年度当初予算として計上させていただいておりますが、議員御指摘のとおり、この予算は購入予定地の一部の用地にかかわる取得費を計上させていただいたものであります。

この一部分については、現在、駐車場として使用されている用地でありまして、他の住宅地等と比べて、代替地や引っ越し準備等の必要がありません。

そういったことで、購入見込みの高い用地となっております。その取得予算を先行して、計上させていただいております。

ほかの用地については、地権者の方に、具体的な取得予定時期等もお示しができておりませんので、現状では、予定をしておりません。

残りの購入予定地につきましては、こういった事情に加えて、財政状況を加味する中で、今後、協議を重ね、具体的な購入時期を定めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問をさせていただきます。

子供たちのことを第一に考えるならば、子供たちの幸福を考えるならば、隣接地の購入というのは、全て購入をして、ベストな状況で建つべきだと考えます。

しかし、どうしても隣接地の購入ができないということも考えられます。そのときはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私といたしましては、理想的な教育環境の実現に向けて、全力を尽くさなければならないと考えております。

万一、一部の用地の取得が困難となることも想定をいたしまして、教育委員会や関係者と協

議する中で、最善の施設配置を検討していかなければならないものと考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 教育委員会と話し合っ、最善の策を講じていくということでございますが、私としては、何が何でも譲っていただく、そういう思いで、市長、当たっていただいて、できるだけベストな状況で、子供たち第一で考えて、取り組んでいただきたいと、そのように思っている次第でございます。

次に、当初の再編計画から10年近くになるわけでございますが、本来なら、宿毛小学校の改築は終わっている年になっております。不幸にも3.11の大震災があり、高台移転の条件にも恵まれず、時間が過ぎ、辛うじて耐震補強は行って、一時的に子供たちの命の担保ができていたという状況ですが、10年というのは、本当にあつという間であります。

隣接する小中学校の生徒数のことを考えると、1度立ちどまって、中平市長のもとで、早急に宿毛市全体の小中学校の再編計画を立て直す時期ではないかと考えます。

市長は、今後の再編計画について、どのように考えているのか、市長の所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 野々下議員の再々質問にお答えをいたします。

宿毛小学校の改築について、1度立ちどまって、市内全体の再編計画を見直した上で、改築してはどうかという趣旨の質問であったでしょうか。

そういった趣旨の質問でありました。

宿毛小学校の校舎については、議員も御承知のとおり、平成26年度に一部改修と合わせて、耐震工事を実施しており、議員が指摘されるように、時間的な余裕が、以前と比べまして、生

まれた状態であると、私としても認識をしております。

しかしながら、12月議会で報告されたように、体育館については、耐震化をすることに相当な費用がかかることから、耐震化ではなく、建てかえて耐震性を確保することが望ましいと考えております。

体育館の改築については、建て位置の検討も含めまして、早急に取りかかる必要があると判断をしているところであります。

また、再編計画につきましては、今後、教育委員会と総合教育会議等で、しっかりと協議をしてみたい、そのように考えているところであります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 子供たちのことを第一に考えて、市長の思いを込めて、いろいろな意見に翻弄されずに、話し合いを進めていただきたいと考えます。

続いて、大きな第2枠の子供の虐待について、質問に移ります。

次に、本市の子供の虐待について、お伺いをしたいと思います。

本年に入って、本当に耳をふさぎたくなるような悲惨な幼児虐待の事件が続いております。埼玉県狭山市では、親に熱湯をかけられ、その後、死亡したのは、藤本羽月ちゃん。女の子の遺体には、虐待の跡がたくさん見られた。保護責任者遺棄容疑で逮捕された母親と、内縁の夫の激しい虐待の状況が浮かんできますが、地域では、それ以前から、虐待のサインは出ていたといいます。

児童虐待防止全国ネットワークの理事長の吉田恒雄氏の話ですが、市民の通報に、警察がまず応えられずに、市の虐待のリスク判断も不十分だったと。

警察と市と児童相談所、この三つの連携が、その谷間に落ちたケースだと話しております。

この三つともが、どちらもが無責任な対応をしてしまった。その上に、この子供が亡くなってしまったという話だと思います。

また、1月27日の深夜、東京大田区のマンションの1室で、3歳の男の子が、母親と同居している暴力団の男に暴行を受け、死亡し、男は、にらんだから頭にきてやったと。何度も顔を殴ったり、投げ飛ばしたりしたと、容疑を認めております。

日本では、このような悲惨な虐待による死亡事例は、年間50件を超えておまして、1週間に1人の子供が、虐待によって命を落とすと。

また、死亡した子供の主な加害者は、実母、母親によるものが75%、大変に驚く数字であります。

このような虐待は、母親の妊娠期から、産前産後、家庭や地域での不安や、孤立が一つの虐待への深刻化の要因と言われております。

そこで、本市の妊娠期の不安や孤立を防ぐための相談支援体制、産前産後サポート、産後ケアの取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

家庭や地域における妊産婦の孤立は深刻化すると、虐待へつながりやすいと言われており、国が示すまち・ひと・しごと創生基本方針では、各地域の特性に応じた妊娠期、産後、そして子育て期における切れ目のない支援を行うための事業を実施することが推進されております。

本市では、まず、妊娠期には、母子健康手帳の交付を機に、保健師が全ての妊婦の方に、妊娠中や産後の育児に対する心配事の有無についてアンケートをとり、必要に応じて相談対応を行っております。

その際には、市が委嘱した母子保健推進員を

紹介いたしまして、身近な地域で相談できる人材の周知も行っています。

また、パパママスクールを開催し、子育て世代の仲間づくりを進めるなど、妊娠中の不安や孤立を防ぐ相談支援に努めています。

産後から子育て期においては、乳児、家庭、全戸訪問事業、養育支援訪問事業、乳幼児健康診断、赤ちゃん広場等の各事業の中で、育児に関する悩みの相談対応を行っております。

平成28年度は、不安を抱える妊婦や、母乳育児の希望がある母親等に対し、新たに助産師による訪問相談事業を予定しており、今後も妊娠出産、子育ての各時期において、保健師、助産師、母子健康推進員等による相談支援体制を充実させ、不安や孤立の解消へつながる事業の実施に努めてまいります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

宿毛市においても、それぞれの分野で連携をとりながら、支援をしていますよということで、御答弁でしたが、今、妊娠期から子供の就学前までをワンストップで、総合的に一つの窓口で支援をしていく、包括支援をしていく、フィンランドのネウボラという取り組みが、日本で注目をされております。

このネウボラは、妊娠期から出産、子供の就学前までの間、子育て家族が相談やアドバイスを受けることができます。

そして、その家族を支援する目的の拠点として、各地方自治体に設置が義務づけられているということでもあります。できるところが、各自治体に義務づけられている。

日本政府も、このネウボラを参考にした子育て世代包括支援センターを、日本版ネウボラとして、本年度、16年度は全国で251市町村、432カ所に整備をし、16年から20年度ま

で、日本中の全ての地域で、この制度が利用できるようにするとしています。

この制度に向けて、本市の今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議員もおっしゃられるとおり、国において保健師等を配置して、きめ細やかな支援を行う、子育て世代包括支援センターを、おおむね平成32年度末までに、全国展開を目指すとしております。

本市においては、先ほどの答弁のとおり、現在、妊娠期から産後ケアにわたる期間につきまして、各時期における支援を、切れ目なく提供することに努めております。

包括支援センターについては、妊娠期から子育て期に至るまでを、総合的窓口として、ワンストップで対応することとなっていることから、組織の編成や、人員の配置等、子育て支援室との関係を含め、本市において、どのような形が望ましいのか、今後、検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 組織の編成と、絶対的なマンパワーが不足しているというのは、よくわかっております。

その中で、大変な取り組みだと思いますが、虐待リスクを減少していくためには、御努力をお願いをしたいと思います。

次に、虐待への認識と対応について、お伺いをいたします。

全国で、児童虐待に対する相談が急増をしております。平成25年度の数字であります。相談対応件数は7万3,802件で、過去最悪となったと報告をされております。

児童虐待防止法施行前の平成11年に比べて、

6.3倍に増加し、高知県内においても、383件、幡多地域では36件の相談を受理して、いずれも統計を取り始めて、最多となったと報告をされております。

また、県内でも、乳幼児の死亡事故も発生をしておりますし、記憶に新しいところだと思います。その虐待に対する本市の認識と対応について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 議員がおっしゃるとおりに、児童虐待は新聞等で報道されない日はないというほどの、深刻な状況が続いております。

10月に厚生労働省が発表した、全国の児童相談所が対応した児童虐待の相談件数が、平成26年度の速報値では、前年度比20.4%増の8万8,931件となっております。

そういった数字で、過去最多を更新していません。

件数の増加につきましては、平成25年8月に、子供虐待対応の手引が改正され、心理的虐待に、兄弟に対する虐待行為が追加されたことと、児童が同居する家庭におけるDV事案についての、警察からの通告が増加したものと分析されておりますが、一方では、平成26年12月と、平成27年10月には、相次いで県内でも乳幼児2人の死亡事例が発生しており、最悪の事態を防ぐ、そういった取り組みの強化が課題となっていると認識をしております。

また、児童虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるもので、子供に対する最も重大な権利侵害であると認識しており、虐待の発生予防から、虐待を受けた子供の自立に至るまでの、切れ目のない支援ができるよう、関係機関が連携した取り組みが重要であると認識をしております。

本市の児童虐待対応につきましては、児童福

祉法第25条の2第1項に基づき、設置している要保護児童対策地域協議会宿毛市子ども支援ネットワーク委員会において、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や、支援内容の協議を行い、関係機関の連携のもとで、対応をしています。

この組織は、児童相談所、警察署、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、小中高等学校や、行政各部署を含む22の機関で構成されており、それぞれの機関が持つ、さまざまな視点で虐待の早期発見及び支援体制の強化につなげているものです。

具体的な対応につきましては、乳幼児健診や、新生児訪問等の母子保健事業の中で、虐待が危惧される家庭等、教育支援を必要とする家庭を、早急に発見して、適切な支援活動を行うよう、保健介護課と連携した取り組みを行い、特に平成25年度からは、収入基盤が安定しないことや、望まない妊娠、保護者の知的・精神的、そういった障害などについて、妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因が特定でき、出産後の養育について、支援が特に必要と認められる妊婦を、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会の支援対象に、認定妊婦として追加をして、出産後の養育について、特に支援が必要と認められる妊婦を把握して、出産前から支援活動を行っております。

少し長くなりましたが、わかったでしょうか。済みません。

また、保育所や学校現場から、虐待が疑われるような子供の身体状況等の変化に対する通報を初め、民生児童委員や、児童相談所など、さまざまな関係機関からの発信、さらには休日夜間における住民からの通報にも、宿直室を通じて、24時間体制で対応できるよう、整備するなど、情報の収集を行っております。

宿毛市の宿直室で、24時間の対応をしてお

ります。

虐待が判明した後の対策につきましては、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会において、ケースの進行を管理しており、必要に応じて、個別のケース検討会議を開催し、要保護児童等に直接かかわりを持っている関係者の方々に、状況の把握や問題点の確認を行い、援助方針と関係者の役割分担の決定及び、その認識の共有等を図っております。

なお、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会の取り組みを含む虐待対応につきましては、厚生労働省が作成した子ども虐待対応の手引、及び高知県が作成した市町村児童家庭相談対応マニュアルに示された内容に基づき、虐待の発防止から、相談支援体制の強化に努め、特に市町村の後方支援を位置づけられている児童相談所とは、日ごろから情報及び認識の共有を行うことで連携を深め、緊急対応や、専門的判断を必要とする場合の対応に努めているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） どうか、宿毛市からこのような、かわいそうな虐待事例が起こらないように、連携を取り合って、努力していただきたいと思います。

次に、この問題の最後であります、あらゆる条件や背景のもとで発生する、孤立や悩みの相談に対するハイレベルな日本版ネウボラ実現のために、保健師や専門職の育成について、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 初めに、ネウボラとは、フィンランド語でアドバイス、相談を受ける場所という意味となりまして、フィンランドでは、保健師や助産師等の専門職が、妊娠期から就学

まで、継続的に母子とその家庭にかかわり、相談支援を行う場の意味として、使われているようでもあります。間違いはないでしょうか。

まさに、ワンストップで切れ目のない、そういった切れ目のなく支援を受けられる仕組みになっており、先ほどの質問にもありました、子育て世代包括支援センターの整備にもつながっていく考えであるというふうに考えております。

本市でも、その実現に向けた取り組みに関連し、本年度、県が主催した母子保健コーディネーター養成研修へ、市保健師1名と、在宅助産師1名が参加しているほか、昨年12月には、ネウボラの取り組みの先進地である、三重県名張市の主任児童委員をお招きをいたしまして、母子健康推進員や、保健福祉事務所関係職員を対象に、名張版ネウボラから学ぶ研修会を開催をしているところでございます。

今後も、子育て世代に係る保健師や、母子保健推進員の計画的な研修等の人材育成に取り組み、コーディネート機能を持った、質の高いネウボラの展開が、本市でも実現できるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 質の高いネウボラに向けて、研修等も行っているということですので、大変うれしく思います。

次に、大枠の3問目であります、消防行政の強化についてでございますが、近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻繁に発生し、地域防災力の強化が課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めております。

消防団は、消防署とともに、火災はもとより、地震などの自然災害への対応などを行う消防組織法に基づいて、条例で定めた組織で、全ての自治体に設置をされております。

消防団員は、火災や災害の発生時には、いち

早く自宅や職場から現場に駆けつけて、対応にあたり、地域防災のかなめであります。しかし、その実態は非常に厳しいものがあります。

全国的に、団員数の減少が顕著になってきており、1965年には、130万人以上いた団員は、2015年には、約85万9,000人に落ち込んでおります。

その背景には、高齢化に加えて、サラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に、駆けつけにくい事情も、団員減少の要因とされております。

本市においても、後継者の確保ができず、欠員を防ぐために、高齢になっても続けなくてはいけない状況や、地域を超えたところで人員の確保をしなくてはいけない状況にもなりつつあります。

平成28年度の消防庁の予算概算要求の中では、地域防災力の中核である消防団の充実強化を図ることは喫緊の課題であることから、消防団への女性、若者等の加入促進、また地方公共団体による先進的な加入促進方策を、積極的に支援するなど、各種事業を実施することになっております。

本市として、今後、消防団員の確保にどのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 宿毛市の消防団では、いずれの分団においても、退団希望者がいるときには、退団者自身が後任者を探してから退団する方法をとっておりまして、現在まで、充足率100%を維持をいたしておりますが、議員の御指摘のとおり、人口の減少により、新規加入者が少ないことや、消防団は地域の自衛組織である等の、そういった強い認識から、分団の各部が管轄する地域に居住する人を団員としておりますので、人口が少ない地域の分団において

は、団員の確保が難しい、そういった状況となっております。

今後は、自主防災組織の訓練等に、防災指導者として団員が積極的に参加をするなど、各関係機関と連携を図り、消防団活動について、市民に周知される取り組みを行いまして、女性や若者などの団員確保につなげていきたい、そのように考えております。

また、団員の加入要件及び消防団再編計画につきましても、消防団と協議をしまいたいと考えております。

さらに、消防団の活動について、ケーブルテレビや市の広報紙で、市民に周知を行ってまいります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 地域における消防団員の認識を改めてもらうために、自主防災組織等へ、積極的に消防団への参加を促していくというお話でありましたけれども、私は、現役の消防団でありますので、気がつくのは、女性消防団員や、若者向けの活動内容やマニュアルなどを載せたパンフレット等、そういう制作もして、環境づくりから必要じゃないかと思うんですね。

女性は女性としての消防団活動があると思うので、女性がペアで地域の高齢者宅を、定期的に安否確認に回るとか、火災報知機の確認だとか、消火器の確認だとか、いろいろ女性消防団員としての任務もあると思うので、積極的に、そういう部分で、チラシというか、パンフレット等マニュアルを載せた、そういうものも発行するなり、広報に載せるなりして、女性消防団員、また若い消防団員の確保というのを考えていったらというふうに思います。

次に、スマートフォン、今、皆さん持っておられると思いますけれども、このスマートフォ

ンを活用した災害応急活動システムについての提案をしたいと思います。

このアプリケーションは「多助」というんですが、一般財団法人消防科学総合センターと、株式会社日立製作所が共同開発したスマホアプリケーションの一つで、消防団のパソコンから団員の参集要請を発信すると、スマホに一斉に通知される仕組みで、パソコン上では、団員の確認状況や参集可能確認人数を、リアルタイムで掌握できる。また、現場の状況を、文字と写真で、双方で報告することができる、そういうことが可能である。

また、位置情報も、GPSがついておりますので、これも自動的に送信されるために、正確な情報をもとにした、適切な指示が消防本部からできるというふうなアプリでございますが、それを災害とか、山で人を探すとか、そういう場面において、非常に消防団員がどこにおるのか、また、危険な場所におるのではないかということは、即時に消防本部でわかる、的確な指示が出せるという、そういうシステムですが、これは、新たな機器を購入するものではなく、それぞれが持っているスマホ、非常に進んでおります。普及が進んでおりますけれども、それを利用しての、その中でアプリケーションを活用するものでありまして、非常に安価な経費で導入はできて、また、消防無線等も補完するという意味でも、大規模災害のときは、情報伝達手段として、非常に有効なものと考えますが、本市でも導入の検討をしてみたいと思いますが、所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議員からは、スマホ、皆さん持っておられるのじゃないかなというお話もしましたが、結構、スマホじゃない方もおられますので、それぞれじゃないかなというふうに感じております。

議員御提案の多助については、担当課も把握のほうはしておりました。今のところ、しかし、スマートフォンしか使用できない、そういった状況であるために、宿毛市が整備している防災情報伝達システムを利用して、消防団もサイレン吹鳴、及びメール配信を行うことが、現在もう既に決まっております。

平成28年度からは、本格運用となっておりますので、今のことはなっておりますので、現在のところは、多助については、導入は考えていない、そういった状況でございます。

しかし、御提案のアプリについての利便性等については、導入している消防本部などから情報収集を行っていききたい、そのように考えておりますので、今後も情報収集を行う中で検討をしていきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 大変詳しい御説明をいただきまして、ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時10分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 11番、松浦でございます。通告に従いまして、市長に対して一般質問を行います。

まず、去年の12月に行われました市長選挙で、見事当選をされまして、まことにおめでとうございます。

市長と私では、政治的スタンスは違いますが、

お互いに市民の負託を受け、宿毛市政の発展と市民の幸せを追い求めるとの観点では、同じ思いであろうかと思えます。

私としては、是々非々の立場で臨んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

さて、今回の議会は、中平市長にとりましては、当選後初めての議会ということですので、これからの市政運営に臨む基本的な考え方について、何点かお伺いをいたします。

まず、政治姿勢についてであります。

去年の12月4日の高知新聞「土佐あちこち」の欄に、選挙と少数派との記事を拝見いたしました。宿毛市で最も人口の少ない沖の島の生活実態を踏まえた内容であります。

記事では、「どうせ選挙じゃ何も変わらないんだよ」の出だしで始まっています。沖の島は、医療や福祉を初め、島が余りにも置いてけぼりになっている。交通の便は悪く、産業は衰退している。そして、人口は宿毛市全体の1%にも満たない状況であります。けれど、宿毛市にとっての沖の島は、高知県にとっての宿毛市、日本にとっての高知県ではないのだろうか。宿毛市に住んでいる時点では、実は、少数派といえるのであります。

新市長に求められるのは、身近にいる、いろんな少数派に対しても優しく、温かい市政を望む。「どうせ」と言われぬように、との内容であります。

そこで、市長として、今後の市政運営に当たっては、真摯に少数意見にも耳を傾け、市民の目線に立ち、市民に優しい行政をする、推進することを、私は期待をいたしますが、これからの市政運営を行う上で、中平市長の基本的な政治姿勢について、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問に

お答えをさせていただきます。

まず、沖の島、本当に少数ということで、島民は本当に少なくはなっているんですが、島民の方々、熱い思いもありますし、ある意味、選挙に関しましては、大変熱意を持って、そういったこと、投票されている地域だなというふうに、私自身は感じております。

そういった少数派の意見も真摯に受けとめて、当然、市政運営していきたい、そのように思っております。市政運営を行う上での基本的な政治姿勢についての御質問をいただきました。

私は、市議会議員として12年間にわたりまして、政治活動を行ってまいりましたが、その根底にあったものは、生まれ育った、この宿毛市への愛着にほかなりません。このままでは、宿毛市がなくなってしまうという強い危機感と使命感から、ふるさと宿毛の豊かな自然や歴史、そして産業などを大切に、守り、育て、子や孫の、次の世代に引き継いでいかなければならない、そういう思いを持ち続けてまいりました。

そして、その思いは、市長に就任して以降、ますます強くなってきているところでございます。

先月、これまでの実績や課題等を踏まえまして、平成28年度から始まる新たな5カ年の総合計画といたしまして、宿毛市振興計画基本計画を策定いたしました。議員の皆様にもお示しをしたところでございます。

今後、この基本計画や、昨年10月に策定いたしました宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方創生を目指す国や県とも連携をしながら、宿毛創生を合い言葉に、若者が夢を持ち、高齢者が生きがいを持ち続けれる、そんなまちづくりを基本に、10年後、20年後も住み続けたいと思える宿毛市づくりを、宿毛市の市民の皆様とともに、先頭に立って進めてまいりたい、そのように考えております。

もとよりその実現のためには、市民の皆様を初め、議員の皆様のご理解と御協力が不可欠でございますので、オール宿毛で取り組んでいけるよう、全力を傾注してまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

そういう面で、基本的なそういう思いの中で、今後の市政運営をしていただくということ、改めて申し上げておきたいと思っております。

それでは、執行権についてという部分で、質問させていただきます。

中平市長が、議員には執行権がない。執行権を持つ市長にならなければならないということで、昨年の市長選挙に立候補し、当選されたのでありますが、立候補された真意は何かについて、お伺いいたします。

あわせて、この部分については、先ほど答弁の中であったかと、そういう思いの中での、今後やっていきたいという部分でありますので、重複する部分は結構です。

あわせて、議員活動を行う中で、何もなしに執行権はないというもどかしさを感じることは、通常、考えられないと思っております。具体的に、執行権が必要と感じた事例は何かであったのか、お示しをいただきたいと思っております。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答えさせていただきます。

市長選に立候補した真意は何か、また執行権を必要とした具体的な事例は何かとの御質問をいただきました。

先ほどもお答えしましたように、人口は減り続け、周辺部だけではなく、まちの中心市街地においても、空洞化が加速的に進行している宿

毛市の現状を目の当たりにして見たときに、このままでは、宿毛がなくなってしまう、そういった危機感を強く持ちました。

過疎化に歯どめをかける対策を講じなければならぬ、そういった思いから、市長選への立候補を決意いたしましたところでございます。

そのために、個別具体的な事業に対する執行権の必要性というものを感じたということではなくて、どうすれば宿毛市の活性化が図られ、豊かで活力に満ちた、そういった宿毛市を創生することができるのか、そういったことを真摯に考える中で、みずからの経験や、培った人脈を最大限に生かして、宿毛市の発展のために貢献していくためには、市長として、みずからの政策を積極的に提案をして、市民の皆様や、そして議員の皆様とともに、皆様の御理解をいただく中で、協力をしながら事業を推進すること以外にはない、そのように考えたところでございます。

ただ、しいて、どういったときに執行権というものを感じたかということについては、松浦議員も同じだと思いますが、一般質問でいろいろな提言をさせていただきました。ただ、その中で、実現するものもありますが、なかなか実現しない、改善しない、そういったことに関しましては、幾分かのもどかしさ、そういったものを感じていたのも事実だと思います。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） さて、市民の審判を受ける中で、先ほど申し上げましたように、執行権を、市長の専権行為ではございますけれども、執行権を得た今日、中平市長として、今後どのように、具体的に、どのような取り組みをしようと考えているのか、あればお示しをいただきたいと思っております。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 市長として、取り組もうとしている具体的な事例とはの質問ですが、平成28年度の市政運営に対する考え方につきましては、過日の行政方針の表明の中で、申し述べたところでございます。

大きな課題であります人口減少対策として、新たに移住・定住促進室を創設し、さらに本市への移住促進を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

また、同じく、平成28年度から、保育園における同時入所の第2子以降の児童の保育料を、全額無料化することで、子育て世代の経済的な負担を軽減する一時的なことにはなりますが、軽減できるものだというふうに考えております。

そして、子供を産み育てやすい環境づくりにも努めていきたい、そのように考えております。

そのほか、観光拠点の整備等、取り組んでいきたい事業は多くありますが、限られた予算の中で、事業の優先順位を考慮し、効率的、効果的な施策を実施してまいりたい、そのように考えているところでございます。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 市長が重点的に取り組む課題として、やはり子育てと定住・移住促進。やはり人口が少なければ、何ともなりませんので、そういう面も、ぜひ全力で取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

まさに中平市長の今回の市長選挙におけるキーワードが、私は執行権であったと思います。まさしく、先ほども言いましたが、執行権は市長の専権事項であります。しかし、市長が取り組みたい政策等については、議会議決が必要であり、議会の議決がなければ、前に進めないことは、これは事実でございます。

元中西市政や、前沖本市政においても、政策を推進しようとしても、議会からの修正決議や、附帯決議が可決されるなど、思うように事が進

まなかつた事案が見られました。

また、政策を進める上で、先ほども答弁ありましたが、財政上の裏づけが伴わなければ、事業展開、政策の遂行ができないのであります。

財政状況が非常に厳しい本市にあっても、やらなければならない課題は多くあると思います。市長が答弁をされております。と思いますが、新たな事業展開が大変厳しい状況であると思います。

そこで、28年度の予算編成を行ってまいりましたが、宿毛市の財政状況について、どのように把握をしているのか、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 質問にお答えをいたします。

宿毛市の財政状況につきましては、平成26年度決算において、実質公債費比率は17.0%となっております。前年度比で0.2ポイント改善いたしました。

また、平成28年2月時点での財政調整基金残高は、18億3,378万円となっております。平成27年度は、交付税等の増額により、結果的に財政調整基金の取り崩しは発生しない見込みとなっておりますが、平成28年度当初予算では、1億9,069万円の取り崩しを予算計上している状況でございます。

自主財源の市税は、前年度比2.0%増、金額して4,178万9,000円の増額予算となったことから、景気が一定回復基調に転じているものと思われませんが、今後、大幅な増収が見込める状況にはなく、扶助費など、そういった社会保障費が年々増加し続けていることから、財政運営の硬直化が進行をしております。

今後は、自主財源の確保のためにも、これまで以上に、ふるさと納税制度を積極的に活用していく必要があると考えております。

また、事業実施に向けた財源の確保として、

国、県支出金を最大限利用しまして、一般財源の持ち出しを最小限にとどめていきたいと考えております。

地方債につきましては、今後の実質公債費比率に影響することも予想されますので、必要な事業を効果的に実施をいたしまして、有効な起債発行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

扶助費や公債費などの義務的経費が増加傾向にあることから、厳しい財政運営が想定されますが、財源を確保いたしまして、宿毛創生に向けた事業に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） もう1点、執行権にかかわる問題で、質問をさせていただきます。

先ほど申し上げたように、議会には執行権がないと言われておりますけれども、私、このことは、裏を返せば、議員では何もできないといっているように思えてなりません。そういう面に関して、明らかに議員活動を軽視することにつながるのではないかと思います。

議員は議員として、その果たす役割は大変重要な任務があります。市長も3期12年にわたって市議会議員を務めてこられました。この間、どのような思いで活動してきたのか、お伺いをいたします。そして、市長としては、議会の果たすべき役割について、どのように思っているのか、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

先ほど、私の答弁でも少し申しましたが、一般質問を通じまして、実際に自分が改善すべき点を市長に一般質問という形で提言をさせていただき、それが実現した例もございます。

また、先ほど、質問の中にもございましたように、修正議案や附帯議決といった形を、先頭

になって行ったのも、私自身でございます。

今さら申し上げるまでもありませんが、私や議員の皆様は、選挙で市民の皆様は、直接選んでいただいております。また、市長を執行機関、議会を議決機関として、よく言われますように、両方が車の車輪のように、市政発展のために活動しているのが現状だというふうに思っております。

先ほども申し上げましたが、私自身、市議会議員として、12年間にわたって、市政発展のため、住民福祉の向上や、教育の振興等のために、一生懸命取り組んでまいったつもりでございます。

議会には、その機能と責任を遂行できるように、地方自治法や地方財政法などにより、議決権を初めとする、さまざまな権限があります。決して議員活動を軽視するはずもございませんし、自分が行ってきた議員、そういった立場を軽視、当然するはずもないし、自分として、ほめてやりたいと言うと怒られるかもしれませんが、しっかりと活動してきたと思っております。

執行部並びに議会の思いは同じく、市政の発展であると考えております。私も、活力ある宿毛を取り戻すため、不転の覚悟で臨む決意でありますので、ぜひ、ともに手を携え、取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様には、より一層の御協力をお願いを申し上げます、そのように思っております。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、市長の政治姿勢等について、質問させていただきました。本当に、私自身も、冒頭に申し上げたように、市民から負託された一議員として、市政の発展に向けて、取り組むという決意もいたしております。

そういう面で、けんけんがくがくと議論する場もあろうかと思っておりますけれども、思いは市

民の幸せという、山に登ることでもあります。ぜひ、基本的なそういう姿勢のもとで、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次は、福祉行政について。福祉というと、幅は広いわけですがけれども、福祉事務所の所管の部分を中心にしながら、答弁をしてもらったらいわけですがけれども。

昨年12月3日の高知新聞において、宿毛市長選挙に臨む私の訴えの中で、実行する三つの公約が掲載されておりますが、その中に、高齢者福祉と年金制度の拡充を、国や県に強力に訴えていきます、とあります。

国や県に制度の改善を訴えるのは、どなたでもできるのであります。私たちも、署名活動や大衆行動をするなどして、年金制度の拡充の取り組みをいたしております。

今日の高齢者の置かれた状況をつくり出し、年金制度を改悪してきたのは、まさに歴代の政権ではないでしょうか。そのために、厳しい高齢者福祉の状況に至っており、年金だけでは生活ができないと嘆いているのが、高齢者の置かれた今日の実態ではないでしょうか。

まさに、国として、社会保障政策の大転換を図らなければならないのであります。

先日には、高知県退職者連合の代表者が、中平市長に対し、医療や介護等、社会福祉、社会保障制度の確立を求める要望書が提出されました。

そこで、まず市長として、宿毛市の福祉の現状について、どのように認識をしているのか、お伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

松浦議員言われたように、国や県に訴えることは、誰でもできることです。だからこそ、みんなと一緒に、市長だけが言うんじゃない

くて、市民も住民も一緒になって、国や県に声を届けていきたい、そのような思いでありますので、ぜひ協力のほど、よろしく願いをしたいと、そのように思っております。

まず、最初に申し上げますのは、高知新聞の折り込みでいっている、高齢者福祉という点でございますが、これは、先ほど、松浦議員も言われてました、市民の幸せ、市民の福祉というお言葉が使われたのと同じ意味で使わせていただいております。

お年寄りが幸せに生活ができるように、そういった思いを込めて、高齢者福祉に取り組んでいきたい、そういうことで使わせていただいております。

松浦さんもおっしゃられたように、福祉の範囲というのは、大変広いわけでございますが、福祉の現状ということで、福祉事務所関連の業務に関し、説明をさせていただきたいと思えます。

まず、高齢者福祉についてですが、平成28年2月1日時点で、本市の人口2万1,570人のうち、65歳以上の方が7,340人となっており、高齢化率は約34%となっております。

平成25年2月1日には、65歳以上の人口が6,814人であったことから、高齢化社会が進んでいるといえます。

また、単身生活を送る高齢者も増加傾向にありまして、交通や買い物等の日常生活に、支障を来している方がふえていると考えておりますし、実際、そういったお話をよく聞きました。

次に、障害者福祉の現状についてですが、平成27年3月末時点における、身体障害者手帳を持っている方の数は、1,400人、療育手帳を持っておられる方の数が、232人、精神障害者保健福祉手帳を持っている方の数は、133人となっております。

生活介護や福祉医療など、障害者総合支援法

に基づく障害福祉サービス費の給付額は、毎年増加しています。

生活保護については、平成28年2月1日現在で、被保護者の数は331人、世帯数は269世帯となっており、保護率は15.3%となっております。これは、前年同月との比較では、人数で10人、世帯数で2世帯の増加となっており、生活保護費についても、平成22年度の3億8,900万円が、平成26年度には5億11万円に達しています。

保育園に関しましては、平成28年3月1日現在で、公立保育所9園に450名、私立2園に201名、認定こども園に132名で、合計783名の児童数となっておりまして、平成26年度と比較すると、減少しています。

一方、宿毛市全体の利用者定員は915名でありまして、教育、保育を提供する体制は確保できており、待機児童も発生はしておりません。

しかし、施設の高台移転や、園の統合など、教育、保育環境の整備は急務と考えております。福祉事務所関連の業務については、福祉施策や業務の大部分が、国の方針に基づき実施されており、宿毛市の実情や、市民ニーズに100%沿ったサービスや、業務にはなっていないかもしれませんが、限られた予算の中で、効果的に福祉行政は実施できているものと考えております。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

生活実態、特に高齢者等も含めての生活実態についての認識については、同じでございます。そういう面で、大変厳しい状況に置かれるという現状認識があるわけでございます。

今、るる保育園の問題とか、療育手帳の分はお話を聞きましたけれども、保育園については、

一定、充当しておるといような部分であります。そうした高齢者の生活実態等を受けて、宿毛市として、独自に福祉政策を進め、どのような福祉政策を進めていこうと考えているのか、もしあればお示しをいただきたいと思ひます。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 具体的な政策ということで、少しお話をさせていただきたいと思ひます。

高齢者福祉については、平成27年3月に策定した第6期宿毛市高齢者保健福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画に基づく介護予防や、生きがいつくり活動を支援、実施をしていきます。

具体的には、毎年、2,000人程度の参加者のある生きがい大学や、年々、利用者が増加をしております。あつたかふれあいセンター事業等を実施してまいります。

さらには、高齢者の就労支援について、昨年4月に法人化したシルバー人材センターの運営体制を強化するとともに、年金以外の収入を確保するための施策を実施していききたい、そのように思ひております。

高齢者の、何とか収入をふやしていききたい、そのように思ひております。

障害者福祉については、障害者総合支援法に基づく生活、介護等の給付事業が主な事業となつてきますが、障害者が住みなれた地域で、自立した生活を継続していくためには、日ごろの困り事等を気軽に相談できる、相談支援事業の充実も不可欠となつてきますので、事業所とも連携をいたしまして、事業を推進してまいりたいと思ひております。

生活保護につきましては、ケースワーカー1人当たりが担当する被保護の世帯が、数が80世帯を超える状況となつていていることから、ケースワーカーの増員を検討するとともに、事例研修会等への参加を通じまして、ケースワーカー

のより一層の資質向上を図り、被保護者に対する支援の充実を図つてまいりたい、このように思ひているところでございます。

保育については、津波浸水域にある保育園の高台移転や、将来の園児数を見据えた保育所の適正配置を検討いたしまして、保育園の統合に取り組んでいかなければならない、そのように思ひております。

宿毛市独自の施策として、平成28年度から、同時入所の第2子以降の保育料無料化、全額無料化したことは、先ほどもお伝えをしたところでございます。教育、保育に係る費用を軽減することで、幅広く子育て世代を応援いたしまして、安心して子育てのできる、そういった宿毛市に環境づくりをしてまいりたい、そのように思ひているところでございます。

今年度から始まつた子ども・子育て支援新制度の関連施策として、保育所の開園時間の一部延長、一時預かりの事業等にも取り組んでいるところでございますが、今後は、さらに子育てを取り巻く環境を見据えた中で、多様化する保護者のニーズに沿つた形で、質の高いサービスの提供に努めていききたいというふうにおもひますので、引き続き、保護者の方々のニーズをお聞きしていききたい、そのように思ひているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 先ほどの答弁の中で触れられましたけれども、保育行政について、お伺いをいたします。

津波の発生時における、幼い園児や職員の命を守るとの観点から、保育園の高台移転を含む防災対策について、この議会において、何回となく質問をいたしてまいりました。

幸いにして、小筑紫保育園の高台移転については、一定、火災事故等もあつて、10カ月ほ

どおくれましたが、この2月に開園をいたしました。本当におめでとうございます。

私がここでいう、命を守るための高台移転が急がれる市立保育園の中で、早急に対策を求められるのが、咸陽保育園ではないかと思います。

この問題についても、議場の中に何回となく提案も申し上げながら、質問をしていたところでございます。庁内においては、プロジェクト会議も設置をされ、進めてきました。

その中で、沖本前市長は、津波浸水域にある保育所について、現状を認識する中、子供たちの安全確保に向け、将来の再編計画も念頭にしながら、高台移転を目指し、取り組んでいく方向性を確認するとともに、具体的な取り組みとしては、まず咸陽保育園の高台移転については、幼い園児の命を守るとの観点から、喫緊の課題であるとの認識のもと、早急に取り組んでいくという答弁もあったわけでございます。

中平市長として、このような状況をかんがみ、咸陽保育園の高台移転問題について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の質問にお答えする前に、2カ所、訂正をさせていただきたいと思います。

大変失礼をいたしました。少しさかのぼりますが、福祉行政について、現状認識ということで質問をいただいたときに、生活保護費について、平成26年度には5億11万円とお話をさせていただきましたが、5億1,100万円に訂正をしていただきたい、そのように思います。

それから、もう1点は、先ほどの、前の質問のときの答弁で、生きがい大学を、2,000人程度の参加者というお話をさせていただきましたが、大変失礼をいたしました。200人程度の間違いですので、訂正をお願いをいたします。

それでは、お答えさせていただきます。

咸陽保育園の高台移転につきましては、以前より早急に取り組むべき課題として、庁内プロジェクト会議も立ち上げ、検討してきたところであります。御質問の中にもあったと思います。そういう状況でありました。

しかしながら、平成26年10月2日に行われましたプロジェクト会議で、財政シミュレーションをもとに、協議をされた結果、高台移転は延期との結論に達しまして、適地確保も含め、現時点においては、大きな進展が見られない状況になっております。

今後は、人口動態予測や、公立保育所はもとより、私立保育所、認定こども園の受入児童数等を踏まえた中で、適正配置を検討いたしまして、具体的な方向性を早急に計画したいと考えております。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、初めて聞いたのですけれども、26年10月2日のプロジェクトで、高台については延期という決定がなされたというお話は、初めて聞いたわけですから。

それはそれとして、市長も、御案内のとおり、26年第1回定例会において、咸陽保育園の高台移転について、その重要性にかんがみ、質問をされております。

この問題については、市長の地元の問題ということで、住民の皆さんからの要望なり、実態が十分把握はされておることと思います。まさしく、私たち議員には執行権がありません。今、執行権を得た市長として、早急にこうした状況を考え、取り組むべき課題ではないかと考えますけれども、市長の所見をお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

松浦議員御指摘のとおり、子供たちの安全確保は、早急に取り組むべき重要な課題であると、認識を、強く持っております。

先ほど言いました、平成26年10月2日のプロジェクト会議ということですが、その後の12月議会の中で、そういったようなお話を少し、私は聞くことがあったというふうに認識しております。

そのときに、本当にじくじたる思いをしたところでございますので、1日も早く高台移転の実現に向けまして、取り組んでまいりたいと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ぜひ、この問題が前に進むよう、最大限の取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

次は、障害者差別解消法について、時間の関係で何点か質問させていただきます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が、本年4月1日から施行されることについては、御案内のとおりであります。

この法律の目的については、第1条でうたわれておるわけでございます。障害者基本法の基本的な理念にのって、全ての障害者が、障害者でないものと等しく、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消するための基本的な事項、行政機関、及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民は、障害の有無によって、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に資することを目的といたしてお

るわけでございます。いわゆるノーマライゼーションの理念に基づくものであると考えます。

障害者基本法でも、障害を理由とする差別や、権利侵害は禁じられておりますが、この障害者差別解消法で、より具体的に、国を初め地方公共団体の役割が定められており、一歩前進をしたものと、私自身考えております。

私は、障害のある方々だけではなく、部落差別を初めとする、あらゆる差別は許さないとの強い思いの中で、今日まで運動を続けております。

障害者差別解消法は、平成25年6月19日に成立しております。約3年が経過した本年4月から、先ほど申しましたように、施行されることになりました。この法律の趣旨が生かせるかどうかは、国や地方自治体が果たす役割は大きいものがあります。

しかし、この法律の内容を見ると、ほとんどが努めなければならないとあり、義務規定がないわけであります。

しかし、法案の成立から施行まで3年近くありましたので、宿毛市においても、十分な取り組み方や、対応策について検討されておることと存じますので、市町村の責務を初めとする条文の内容について、確認の意味で何点かお伺いをいたします。

まず、第1点目は、第3条、国及び地方公共団体の責務についてであります。

法律では、差別の解消の推進に関し、必要な施策を策定し、これを実施しなければならないとうたわれていますが、どのような施策を考えているのか、お伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

法第3条に規定されている地方公共団体の責務についての御質問ですが、国として、具体的

な内容については、示されておりませんが、本市においては、先ほど、質問の中にもございました、障害者基本法に基づきまして、大月町及び三原村と共同で、幡多西部障害者計画を策定しておりまして、庁舎等の公共施設のバリアフリー化や、障害特性に応じた対応を行うといった、行政における環境や体制の整備等が、地方公共団体の責務として実施しなければならない施策でありまして、限られた予算の中ではありますが、これまでも実施してまいってきたところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 次は、第5条の問題です。

ここの中で言われておる合理的な配慮を的確に行うという条文があるわけですが、合理的な配慮というのは、どのようなことを意味するのか、お示しをいただきたいと思ひますし、関係職員に対する研修その他必要な環境の整備に努めなければならないとありますが、宿毛市での研修や環境の整備について、どのように考え、取り組もうとしているのか、お伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

合理的な配慮については、内閣府が示しておられるQ&A集によれば、典型的な例として、乗り物への乗車に当たっての職員等による手助けや、筆談、読み上げ等の障害の特性に応じたコミュニケーション手段による対応、そして段差解消のための渡し板の提供等が考えられるとしております。

障害特性に応じた職員等の取り組みや、施設改修等が、合理的な配慮と考えられると思ひます。

研修については、これまでも新採研修や採用

5年目、10年目、新任係長、課長補佐、課長研修等を対象として実施する研修の中に、人権研修も位置づけておりまして、今後においても、さまざまな人権問題に関する研修を実施していくこととしております。

環境の整備につきましては、これまでに庁舎前の駐車スペースの一部を障害者用とし、段差がある施設について、臨時のスロープを設置するなどの対応を行っております。

今年度は、議会傍聴席へあがる階段に手すりを設置し、傍聴時の利便性を図りました。

今後も、障害者の方々の社会参加に向けまして、環境の整備に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 申しわけありませんが、4月から施行されるということで、危惧する部分について、心配等について質問をさせてもらっておりますので。

第10条に移らせていただきます。

第10条では、地方公共団体等職員対応要綱を定めるよう努めるものとする、とありますが、宿毛市としては、この要綱は既に策定をされているのかどうか、お伺いします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

職員対応要領については、現時点では制定できておりません。

高知県については、平成28年4月の制定に向けまして、準備中とのことですので、県の要領や、近隣市町村の動向を参考にしながら、制定をしていく予定になっております。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 通告しておりましたけれども、この14条については、省かせてい

たきます。

第17条、障害を理由とする差別の解消をするための取り組みを円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるわけでございます。

宿毛市として、この協議会を組織することを考えておるのかどうか、お伺いをいたします。

あるとすれば、協議会の構成組織について、どのように考えているのか、お示しをいただきたいと思えます。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在、設立に向け、県等へ情報収集している段階ではありますが、障害者計画等の策定や、地域の障害福祉に関するシステムづくりを推進している、幡多西部地域自立支援協議会の中で、取り組みを進めることができないかと、検討しております。

地域協議会につきましては、法第17条に、地方公共団体の機関で、医療、介護、教育、そのほか障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものと規定されておりますので、宿毛市における想定といたしましては、人権推進課、市民課、保健介護課、学校教育課、生涯学習課、福祉事務所、県の出先機関である幡多福祉保健所、そちらが関係機関としての、主な構成員となると考えております。

そのほか、特定非営利活動法人や、学識経験者なども、構成員として加えることができると想定しておりますので、障害福祉にかかわるNPO法人、そして社会福祉法人などや、当事者として、身体障害者連盟などの任意団体も、構成員として加わっていただく必要があるのではないか、そのように考えているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、県等とも調整をしながらという部分でありますけれども、早急な取り組みを、重ねてお願いをいたしておきます。

それでは、障害者への差別解消に関連をして、1点、質問をさせていただきます。

障害者への差別を解消する取り組みとして、合理的な配慮をしないことが差別であるとうたわれておるわけでございます。私は、これまで2回にわたって、視覚に不自由がある方への差別格差の解消問題について、質問をしてみました。

具体的には、SWANテレビでの行政チャンネルの放送のあり方であります。

現在は、字幕放送のみであり、視覚に障害を持たれる方は、せっかく宿毛市が市民向けに配信しております行政チャンネルを、全く利用できないのであります。

これまでの議会では、2011年10月のデジタル化に合わせて機器の変更を検討し、音声放送も運用できるように準備をしたいと言われてきましたが、今なお音声放送は実現に至っておりません。

このことについて、市長はどのように考え、取り組みうとしておるのか。普通の健常者、市民でも、テロップだけではなく、音声放送があれば、行政放送がより身近になると思っておりますので、市長の所見をお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

行政チャンネルの文字放送を音声化することについての御質問をいただきました。

平成23年度のデジタル化に合わせて、機器の更新を行った際に、行政チャンネルの文字放送を音声化するサービスを導入するためのシステム構築について、検討をいたしました。

字放送を更新する際、音声の吹き込みや、編集作業を別途行う必要があり、新たな人員配置や、専用機器購入など、多額な費用が発生することから、音声サービスの導入については、見送ったという経緯がございます。

その経緯につきましては、平成23年9月定例議会におきまして、松浦議員へ御説明をさせていただいたところだというふうに、認識をしているところでございます。

議員御指摘のように、行政チャンネルに限らず、広報紙すくもを初め、メールマガジンや宿毛市ホームページ等の情報発信ツールのバリアフリー化の必要性は、十分認識をしております。

障害者差別解消法においても、情報発信に限ったことではないですが、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害を持っている方に対して、必要かつ合理的な配慮を行わなければならないと規定しております。

現在、宿毛市で視覚障害を持たれている方が利用できる情報発信ツールにつきましては、行事予定や、休日当番医などの行政情報を配信しているメールマガジンを、携帯電話の音声読み上げ機能に対応させております。

また、宿毛市社会福祉協議会におきまして、ボランティアの方々の御協力により、広報すくもの内容を録音したもの、いわゆる声の広報を希望者へお届けをしております。

これらの情報発信ツールを御利用いただければ、行政チャンネルの文字放送と同様の情報を得ることができます。こうしたことから、既存の利用可能な情報発信ツールについて、周知を図ってまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） なかなか厳しい、難しい。

それでは、スポーツ振興についてお伺いをいたします。

これまでも、宿毛市として、スポーツを通じてまちづくりの推進や、まちを活性化するために、スポーツの振興が果たす役割は、非常に大きいものがあるとの考えから、この議会においても、幾度となく質問をしてまいりました。

幸いにして、平成26年度から、スポーツ振興室の設置が実現いたしました。現在、宿毛市総合運動公園の拡充、整備の取り組みが進められております。

また、3月3日には、平成27年度宿毛市スポーツ賞の表彰式が行われます。ことしは団体では7団体、個人では34人の方、そして長年にわたり、宿毛市のスポーツ振興に尽くされ、功績のあった2名の方が、功労者表彰を受賞いたします。

種目別にしても、レスリングや陸上、空手等、多くのスポーツ種目が、市内で取り組まれており、年々、盛んになっていることがわかり、大変うれしい限りであります。

受賞されました皆さんに、心からお祝いを申し上げます。

スポーツの振興は、スポーツを通じて、まちづくりの推進やまちの活性化につながるのみならず、産業振興や地域経済への貢献、青少年の健全育成はもとより、生涯学習として、あるいは生きがいや健康保全のために、重要な社会的役割を果たしていると考えます。

市長も、空手やサイクリング等、スポーツにも強い関心があるようであります。そこで、市長として、スポーツの振興の重要性、並びにスポーツの振興に取り組む基本的な所見をお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） スポーツの振興について、お答えをさせていただきます。

松浦議員からも御紹介いただきましたように、私自身も、スポーツは大好きであり、日常的にサイクリングとかを楽しんでいるところでございます。

ぜひ、市民の皆さんにも、リフレッシュであったり、健康増進も含めまして、スポーツに親しんでいただけるように、環境づくりや施設整備に努めていきたい、そのように思っております。

休日、祭日に子供がスポーツの大会があると、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、家族みんなが集まって、本当に日ごろはあんな光景ないんだろうなと思うような笑顔で、孫の応援、子供の応援をしている姿を見ると、こちらまでうれしくなりますし、本当に元気をもらう、そういった状況でありますので、ぜひ力を入れていきたい、そのように思っております。

また、交流人口の拡大を図る手段の一つとして、スポーツを活用することは、大変効果的な手段であると考えておりますので、これまでも取り組みを進めていますように、スポーツ合宿や、スポーツ大会等の誘致活動にも、積極的に取り組んでいかなければならない、そのように考えております。

ぜひ御協力のほど、皆さんにもよろしく願いをしたいところでございます。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

そういう面で、全力でこの問題についても、取り組んでもらいたいと思います。

そういう面で、スポーツ振興室の役割が、非常に大きいものがあると、私は思っております。最近の新聞記事によりますと、大学等の野球部のキャンプが、宿毛市野球場を中心に、盛んに行われているとのことでもあります。大変うれし

いことでもあります。

平成26年度に創設されましたスポーツ振興室は、宿毛市における生涯学習の推進、スポーツの振興や、スポーツを通じてのまちづくり、そして年間を通じて、スポーツ交流に取り組むための計画づくり、スポーツ団体との調整、観光業界を初めとする事業者との連携も考えると、欠かすことのできない部署であると考えます。

そこで、市長はこのスポーツ振興室の果たすべき役割や任務について、どうあるべきであると考えているのか、お伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

スポーツ振興室につきましては、大きく分類して、二つの大きな事業に取り組むように考えております。

まず、一つ目は、市民の皆さんが健康の維持、増進を図る方法の一つとして、運動を習慣づけていただくことと、各種競技団体とも連携し、競技力を向上させることを含めた、市民の方々のスポーツの振興を図ることだというふうに考えております。

二つ目といたしましては、スポーツを活用し、市外からの交流人口の拡大を図るため、スポーツ合宿等の誘致活動を行い、本市に来られた団体や、来場者に、再度来てもらえるような取り組みを進めていくことだと考えております。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） まさしく、競技団体との連携、交流人口の拡大に向けての、一つのポジションという意味で、捉えておるわけでございますが、ぜひそういう方向で、これからも取り組んでいただきたいと思います。

きのう、おとついと、パラダイスカップいうか、サッカーの、少年の大会がございまして、県下から、これは高知県大会でしたけれども、

多くの方々が参加をする中で、宿泊等についても、人数は把握はいたしておりませんが、おじいちゃん、おばあちゃんも来ながら、孫の応援をしておる姿を見ると、スポーツの振興が外貨を稼ぐ一つの位置づけになるというふうに思いますので、スポーツの振興について、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次は、離島振興についてお伺いをいたします。

高知県唯一の有人の離島であります沖の島、宿毛市で最も少子高齢化が進んでおります。鶴来島に至っては、島で生活をされている方は20数名となっております、まさに大変な状況であります。

沖の島や鶴来島で生活されている方々は、将来に不安を抱いており、このままでは、島民はいなくなるのではと危惧するのは、私一人ではないと思います。

宿毛市にとって、沖の島は大変重要な観光資源として、また漁業資源として、なくてはならない島であると考えます。高知新聞において、選挙を控えた11月27日も、宿毛市の課題でも、その実情について詳しく報道されておりましたが、新しく船出した市長として、沖の島の実情をどのように把握をしておるのか。また、宿毛市にとって、沖の島をどのような位置づけをしておるのか、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

沖の島の実情をどのように把握し、市として、どのように位置づけているのかとの御質問をいただきました。

まさに、先ほどからお話に出ている地方創生、これはこの地域の特色を生かして、独自性、その独特なものを使って、それを持続させていこう、こういった取り組みというふうに思っております。

まさにそういった意味で、この沖の島、本当

に特色もあるし、独自性、どこにもまねができない、そういった、ある意味では、本当に宿毛市の宝、そのように思っているところでございます。

沖の島につきましては、議員御指摘のように、島に住む人が、どんどん少なくなってきておまして、若い方が入ってこないことで、高齢化率も非常に高くなってきております。

また、地方における医師不足が年々深刻化する中、沖の島へき地診療所への医師の確保が困難な状況になってきておまして、医師の常駐ができない状況となっております。

鶴来島では、最近、出身者が帰ってきたり、市外から移住者が来たりしておりますが、島民は20数名で、そのほとんどが高齢者であります。沖の島以上に、大変厳しい状況であると、認識をしているところでございます。

一方、沖の島と鶴来島は、高知県唯一の有人離島であり、宿毛市にとって、先ほども言いましたが、観光や水産業の振興を図っていく上において、大変重要な資源であると考えております。

これらの資源を積極的に活用することによって、沖の島、鶴来島の振興を図り、ひいては宿毛市の発展へとつなげていきたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 現状については、市長も一定、理解をしておるかなという思いがするわけですが、そうした観光面とか漁業面含めて、大変重要な、ウエートのある島であるという認識をするならば、具体的に、この沖の島の現状を踏まえて、どのような離島振興策を考えているのか、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

沖の島、鵜来島の現状を踏まえまして、具体的に、どのような振興策を考えているのかといった御質問ですが、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、沖の島、鵜来島のPR活動を展開する沖の島・鵜来島地域資源活用観光振興事業を、メニューに盛り込んでおります。

平成27年度は、地方創生先行型の交付金を活用いたしまして、都市部で開催されましたイベントでのPR活動の実施を初め、沖の島、鵜来島の歴史や、伝説などに特化したパンフレットも作成しているところでございます。

今後におきましても、現在、実施しております観光振興事業を継続していくとともに、平成28年度は、同じく地方創生総合戦略の事業に位置づけております、地域ぐるみで、地域の課題やニーズに取り組む集落活動センター事業について、沖の島と鵜来島での設立と活動を支援してまいりたい、そのように考えております。

この集落活動センター事業の支援のため、沖の島と鵜来島に1名ずつ、地域おこし協力隊を配置する経費につきまして、平成28年度当初予算に計上しているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 具体的な取り組みの一つとしての、集落活動センターの設置の問題が、今、市長のほうから答弁があったわけですが、宿毛市でも、これまでも橋上地区での開設を目指し、取り組んできております。しかし、現在まで、地区内での合意形成が得られない、そういう状況の中で、行き詰っておる状況であるわけでございます。

橋上地区と沖の島地区では、開設に向けての進め方は違うところもありますが、沖の島地区での今後の取り組みに当たっては、今日までの反省を生かし、取り組んでいただきたいと思います。

そこで、沖の島地区における取り組みの現状と、その内容について、お示しをいただきたいと思っておりますし、集落活動センターの開設は、雇用の場の確保という部分でも、大いに期待をいたしております。

ぜひ、成功させるためにも、この反省を受けて、取り組んでもらいたいと思っておりますが、その現状について、お示しをいただきたいと思っております。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

沖の島と鵜来島での集落活動センター事業の取り組みの状況についての御質問をいただきました。

まず、集落活動センターを開所するためには、地域住民の合意を得る必要がございます。沖の島につきましては、昨年より、地域での説明会を重ね、本年1月に、母島地区、弘瀬地区の総会において、開所することの合意を得ることができたと聞いております。

鵜来島につきましても、2月に地区の住民の合意を得ることができました。今後につきましては、両地域ともに、集落活動センターの開所に向けて組織体制を整え、具体的な活動内容を詰めていく予定となっておりますので、行政としても、地域おこし協力隊の配置も含めまして、しっかりとフォローをしてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ぜひ、よろしくお願いをいたします。

この問題についてのしめくりになるわけでございますけれども、市長も移住・定住を重要課題というふうな決意であります。ぜひ、沖の島の魅力も、十分インターネット等でアピールする中で、別荘や長期滞在の地というような位置づけも、ぜひしていただければ、私としては、大変うれしく感じるところでございます。

いずれにしても、離島である、不便なところである、このことを逆手にとることも重要なことではないかと考えます。そのことによって、島への交流人口をふやし、島の活性化につながるものであると思いますので、今後の取り組みを、期待をいたしておきます。

最後に、水産振興の問題について、お伺いをいたしますけれども、この問題については、午前中、原田議員の質問もありました。全く内容が同じということであります。

いずれにしても、宿毛市における水産振興、約150億円ともいわれるこの宿毛湾の価値、そして漁場の重要性、そして漁民の経営の安定、所得向上、大変重要な課題ばかりであろうかと思っておりますけれども、重ねてこの水産振興に取り組む市長の決意をお伺いをして、私の質問の一部を割愛させていただきたいと思っております。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

水産振興に関しまして、市長の決意ということでございます。

朝の原田議員の質問にもお答えをさせていただきましたが、先ほど、150億円というお話もありましたが、今、宿毛湾には、マグロ養殖が入っていますので、もっともっと金額は上がっている、そのように私は思っているところでございます。

そういった中で、ぜひ国外のほうへ、海外のほうに売り込みをかけていかなければならない、そのように感じている状況でありまして、けさもお話をさせていただきましたが、平成28年度に、新たに設立をされます協議会とともに、高知県や関係団体と連携を図りながら、宿毛市のトップセールスマンとして、必ずやこの事業を成功させ、そういった強い決意で臨んでいきたい、そのように思っております。

そして、昔のような、にぎわいある、そういった港を、また取り戻したい、そのように思っているところでございますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 漁師気質といえますか、やはり漁業が栄えるとまちも栄える、飲食街も栄えるというような部分を、私自身も見てきております。

ぜひ、この水産振興、本気で取り組んでいただきますよう、要請をしておきます。

そういう水産振興との絡みの中で、1点、具体的な問題について、質問をさせていただきませんが、藻津漁協の整備についてということで、通告をいたしております。

先ほど、市長から、漁業振興についての考え方をお伺いすることができました。決意もお聞きしました。漁業の振興を図る上で、漁港のインフラの整備をしていくことは、大変、私は重要なことではないかと考えるわけでございます。

先日、藻津漁協の組合長や、養殖業を営む方々と、宿毛湾の実態や漁業振興について、懇談をしましてまいりました。養殖業を中心に、漁業を営まれております。

その中で、先ほども申し上げましたように、先ほど、市長の答弁もありました、韓国等への養殖魚の輸出も盛んになってきていると言われております。そのために、漁港への活魚車や保冷車等、養殖魚の搬出や、養殖のえさを運搬する大型の車の乗り入れも多くなってきたとのことでもあります。

しかし、県道宿毛城辺線から、藻津漁港へのアクセス道路が大変狭く、現在の道では、11トン車しか入ることができない状況であります。皆さんが話されるには、何とか20トン車が自由に往来できる道路の整備が大きな課題であると話されております。

地元では、県道宿毛城辺線から漁港へのアクセス道路についても、3カ所ぐらいの案があるようであります。何回となく宿毛市へも要望活動を行っているようであります。現時点では実現に至っておりません。

市長は、水産業については、漁業者の所得の向上や、経営の安定化を図るため、地産外商の推進と、販路拡大に向けて取り組んでいくと、今までも言われておりますが、そのためにも、ぜひアクセス道の整備が必要ではないかと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 県道宿毛城辺線から藻津漁港へのアクセス、この道路についての、お答えをいたしたいと思っております。

この11トン車しか入ることができない、20トン車が入ってほしいんだけどというお話は、なかなか一般の方には理解できないとは思いますが、11トン車はかなり大きいですからね。

ただ、これ水槽車とかが、現在、もう既にトレーラー化をしております、どうしても、たくさん魚を一度に、遠くまで運んでいかないといけない。

例えば、水槽車でしたら、魚をいろんな港とか、店舗におろしながら、関西、できれば関東のほうまで行きたい。

そういったときに、なかなか勝負ができない。そういったときに、藻津の港で水揚げをしないで、例えばほかの港だったら水揚げができるので、そちらに車を回して水揚げをすとか、そういう現実があるというふうに、私は認識をしているところでございます。

現在、バイパスとして整備された県道から、漁港へ大型車がアクセスできる道路は、市道貝ヶ崎1号線から、旧の県道の市道藻津海岸線などを通行するルートしかなく、いずれの市道も道路幅員が狭いために、20トン車は通行でき

ない状況でありまして、11トン車も車がようやく通行できる状況であります。

東から脇本のほうに行ってみて、宇須々木と藻津とのちょうど間のところから海岸に出る道を通って、それから海岸をずっと走って行って、漁協の前を通ってと。4ルートしかないということのように聞いているところでございます。

平成23年度から、アクセス道路の整備要望を受けている状況であります。市道の道路整備は、市内全域の多くの地域から要望がありまして、限られた予算の中、緊急性や必要性を勘案し、優先順位をつけて、整備を進めております。

また、平成26年度は、道路法の改正によりまして、市道橋等の、5年に1回の施設点検が義務化されました。300を超える市道橋の点検と、それに伴う補修工事が必要で、将来にわたって、多くの費用を要する見込みとなっております。

アクセス道路の整備に着手することは、いまだできていないのが現状であります。

しかしながら、宿毛市の水産業にとって、藻津漁港は、近年、後継者となる組合員が増加するなど、大変重要な役割を果たしております。漁業者の経営の安定化と、さらなる後継者の育成に向けまして、現ルート以外に、ほかの市道からも、通行可能となるような道路の改良を早期に検討いたしまして、藻津漁港の利便性の向上に努めていきたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ぜひ、そういった面で、アクセス道の整備、インフラの整備、財政的な裏づけもでございます。私も冒頭に申しましたように、財政的な裏づけ等もあろうかと思

ますけれども、水産振興を図る、そういう強い思いの中で、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、最後になりますけれども、水産振興と自衛隊誘致問題について、お伺いをいたします。

市長は、地域防災拠点としての機能強化する中で、住民や漁民の意見を尊重しながら、自衛隊誘致も検討したいと言われておりますが、住民や漁民の意見は別として、市長自身として、自衛隊の基地の誘致に向けて、積極的に取り組もうとしているのではないかと思います。市長の所見をお伺いいたします。

あわせて、自衛隊の誘致が、これからの水産振興に与える影響をどのように考えているかということでもあります。

私としては、自衛隊を誘致することは、日本でも有数な宿毛湾の漁場や、漁民の生活に多大な影響があり、宿毛市の水産業を図るとの思いと相反するものと考えます。

市長として、自衛隊を誘致する場合、宿毛湾のどの場所を考えておられるのか、自衛隊基地誘致によるメリット、デメリットをどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

自衛隊基地誘致についての御質問をいただきました。

私は、自衛隊の誘致につきましては、宿毛市の活性化に資するものと考えております。

しかしながら、基地については、現時点においては、どこに、どのような内容で、どの程度の規模のものを誘致できるのかなど、具体的な内容は全くの白紙であり、今後、可能性も含めまして、調査研究をしまわなければならない、そのように思っている状況でございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 市長、今、全く白紙であるという答弁でありましたけれども、この新聞の中で、先ほど私が申し上げましたように、住民や漁民の意見を尊重しながらという部分がございます。

市民や、住民や漁民の意見を尊重するという言葉ではございますけれども、市民や漁民の中にも、多くの反対をされる方がおります。そして、市長として、皆さんに説明をする場合に、一定の案がなければ、説明も何もない。市長としては、中止をしたいが、皆さんどうですかと、問いかけをする中で、皆さんからの意見が出てくる。その意見を尊重するということであろうと思いますが、そういう面で考えると、市長として、私は推進をしておると、推進をしたいという思いであろうと思いますが、再度、答弁を求めます。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

この高知新聞の記事を見られて、質問をしておられるのかと思います。

先ほども申しましたが、自衛隊の誘致に関しましては、私自身も、宿毛市の活性化に資するものというふうに考えておりますので、引き続き行っていきたいと思っておりますし、平成25年4月1日に、当時の沖本市長、そして当時の市議会議長として、私も行きました。

海上自衛隊の、海上幕僚長の海将、河野様のほうに、宿毛湾港への自衛隊誘致についてということで、お願いに参ったときの資料を、少し読ませさせていただきたいと思っております。

宿毛市といたしましても、地域経済の活性化はもとより、近い将来、発生が予測されておらず、東南海、南海地震等の大規模災害時におけ

る市民の安全対策の上からも、自衛隊員が常駐することは心強く、大変、意義あることであると考えております。

つきましては、今後、防衛大綱の見直しに当たって、ぜひとも宿毛湾港の利活用について、御検討をいただきますよう、御要望申し上げます、と。

この時点から、考え方は変わっておりません。また、それが宿毛市の今までスタンスだというふうに、私自身も認識をしておりますので、引き続き、自衛隊の誘致のほうは行っていきたい、そのように思っているところでございます。

ただ、どういったものが来るか、本当にわからない状況であります。企業誘致であるとか、クルーズ船の誘致も、今、行おうとしております。強いて言えば、海底の掘削船ですか、「地球」、これもぜひ来てもらいたい。

そういった思いで、いろんなところに、いろんなアプローチをかけている状況であります。

その一つとして、自衛隊の誘致も行っていきたいと思いますし、その一つの手がかりとして、寄港も誘致している、そういう状況でありますので、例えば、松浦議員が今、言われたように、何か施設のようなものであるとか、何か構造物のようなものができるということが具体化したときには、当然、関係者、そして地域、そして関係する漁民の皆さん方には、当然、お話をする中で、どのように進めていくのか。また、それを受け入れしていいものなのか、そういったお話をさせていただく時期が来ようとは思っていますが、現時点では、全く白紙でございますので、申しわけございませんが、答弁することはできない状況でございます。御理解願いたいと思います。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 基本的に、理解でき

るのは、地域の活性化に資すると。そのために、自衛隊を誘致をしたいという市長の考え方のようでございます。

私は、そうは思っておりませんので、そういう面では、この問題については、理解をしかねるということで、質問をしますが。

自衛隊、どういう部隊が、何人来るのか、どんなものかわからん。雲をつかむような、中身のわからないものを誘致をしようとするように思えてなりません。

そして、この自衛隊の誘致を、この大変重要な問題を、中平市長一人だけの判断で、到底、私はできないものであると考えます。

宿毛湾は、宿毛市だけのものではないわけでございます。沿岸漁民、いわゆる大月町、土佐清水市、そして県は違いますけれども、お隣、愛南町等々も含めて、大変重要な位置づけのある宿毛湾でございます。

そして、この誘致が、私は漁業、水産業に与える影響、かなり大きいというふうに思います。自衛隊基地の誘致と、水産業に与える影響について、市長はどのように判断をいたしておりますか、お答えを願います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

当然、自衛隊誘致に関しましては、市長といえども、私一人が決めることではない、そのようなことは思っておりませんので、当然、私一人で決めるようなことはございません。

ただ、先ほども言いましたように、何が来るのかという前に、来るか来ないかも全く、現実、何も決まっていないというか、来るという話はないわけですよ。

その状況で、どこかに説明しに行けと言われても、説明を、何をしに行けばいいのか。そういった状況でございますので、メリット、デメ

リットも含めまして、現状ではお答えすることができないというのが、本当の現状でございます。御理解願いたいと思います。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 雲をつかんでください。

最後になりますけれども、今年の9月議会において、私、当時の沖本市長に質問をした経緯があるわけですが、この自衛隊の要望活動について、宿毛市が市長、議長、商工会議所、三者で要望活動を2回行っておりますけれども、この要望活動についての認識が、当時の沖本市長と尾崎知事との間では、認識のずれがあるようございまして、当時の市長は、宿毛湾に寄港していただきたいという思い。そして、片や県知事は、地元の活動は要望活動であるとの認識を、県議会の中で示されたわけですが、そのことについて問うと、沖本前市長は、誤解があるならば、きちっと県のほうへ伝えていくという答弁があったわけですが、9月議会以降、どのような対応をされたのか、お伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

昨年9月議会以降、防衛省等への要望活動に関して、前市長と高知県知事との認識の違いについて、県との調整協議などは行っていないという報告を、私は受けておりますが、詳しくは前沖本市長に聞かないとわからないという現状でありますので、御理解願いたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） いろいろと政治姿勢含め、今後の宿毛市でのかじ取りの話もさせていただきます。

一部、前向きな、一部、後退の答弁でありま

すけれども、改めて私自身、この自衛隊の基地の誘致については、反対であるということを示述べておきたいと思っております。

最後に、結びという、ちょっと時間がありますので、私なりの考えを申し述べて、質問を終わりますが。

言うまでもなく、地方議会は二元代表制において、議会と首長は、よりよい地域をつくるため、両者がそれぞれの特性を生かし、住民の声をくみ上げながら、切磋琢磨することです。

議員は、首長との仕事の違いです。首長が提案する議案について、積極的に討論を仕掛け、是正を含めて、上にあげていくことが議員の使命であります。

この議案が、宿毛市のおかれた状況の中で、本当に市民にとって重要であるのか、必要なことであるのかどうか、市民生活を向上させる上で必要かどうかを、市民の声をくみ取った上で、議案をチェックし、提言をしているのであります。

議会の存在意義は、まさにそこにあるといえましょう。

中平市長におかれましては、市民も注目いたしておりますので、財政状況等を把握する中で、しっかりとのかじ取りをしていただきますよう申し上げて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（山戸 寛君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時53分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、高倉でございま

す。

先に質問された方と、ちょっと重なった分がありますので、10分で終わらすということでしたら、せっかくお時間いただいておりますので、10分では終わらないように頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

まず、中平市長におきましては、おめでとうございます。強く、熱い情熱をもってのスタートで、多くの市民も、また熱く心を寄せていることと拝見いたします。

お若いとはいえ、重責の立場でありますので、御自愛いただきながら、お努めいただきますよう、お願いいたします。

一般質問いたします。

今回は、2項目について、関連することをお伺いいたします。

1項目め、人口問題について、お伺いいたします。

去る2月26日、総務省が公表した国勢調査の速報値について、既に皆様は御承知のことと存じます。

高知県での減少率は、西日本最大、改めて深刻さが浮き彫りになったと、高知新聞一面での報道でありました。

それ以前、1月18日、同じく国勢調査の速報値について、高知県幹部より、予想通りとはいえ、実際に数字が出ると、胸にずしんとくる。あの馬路村でさえ、こんなに減るとは、の記事は1月21日の紙面でありました。

地産外商のあの元気な馬路村さえ、人口減をとめられないのかという熱いというか、強い思いが伝わってまいりました。

そのような中、28年度予算を発表された尾崎知事は、人口減少の中にあっても、経済を縮ませないことが第一。雇用を確保し、若者が地域に残れば、結果として人口減を押しとどめることができる、と言われていました。

前段を踏まえ、国、県、宿毛市において、緊急の課題である人口問題について、市長にお伺いをいたします。

まず、1番目に、めぐり会い、出会いについてお尋ねいたします。

昨今の状況の中で、さまざまな事情はありますが、少子化の原因は、未婚、晩婚にも原因の一端があると思われれます。個人の自由意思によることは、十分尊重いたしております。その反面、結婚を望む方の出会いの機会がないことも、問題に挙げられております。

今回は、私が婚活サポートとして活動しています高知県のデータにより、結婚を希望しているらっしゃる70%の方のうち、5%は1年以内に、10%の方は5年以内を希望されておいでます。

県は、ことし1月より、こうち出会いサポートセンターを開設、早い段階で県東部、県西部地区にも窓口を開設の予定であります。

既に動いています私どもの婚活サポーターとともに、活動の範囲を広め、出会いの機会をつくる場を模索しております。

宿毛市における現状はいかがかを、お伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

その前に、若いということではめていただきまして、ありがとうございます。

それでは、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、人口の減少、本当に、先ほど来、私も答弁で何度も言わせていただいておりますが、何とせよとめていかなければならない、そういうふうには思っておりますので、いろいろな施策を講じていきたいと思っております。議員の皆様にも、ぜひ、いろいろと御提案いただければ

ばというふうに思っておりますので、これからもよろしく願いをいたします。

まず、結婚を望む方々の、出会いの場づくりについての御質問をいただきました。

若い世代の未婚、晩婚化による少子高齢化問題は、人口減少に直結する問題であると考えております。

未婚の男女の7割が結婚したいという意思があるにもかかわらず、未婚、晩婚化が進んでいる背景には、経済的な理由や、独身の自由さや気楽さを失いたくないという理由もありますが、理想的な異性にめぐり会えないということも理由の一つとされております。

高倉議員から御説明のありましたこうち出会いサポートセンターが、本年1月12日に高知市に開設され、近く、幡多地区でも窓口開設が予定されていることとこのことでありまして、本市としても、大きな期待を寄せております。

こうち出会いサポートセンターの主な事業として、会員制のマッチングシステムによる1対1の引き合わせがあります。趣味や職業などのプロフィールや、相手に対して希望する条件などを登録し、会員登録した者同士が、パソコン等で情報を閲覧し合うことで、会ってみたい人を見つける仕組みであります。

会員登録は2年間有効で、登録料は1万円、引き合わせ1回につき、1人2,000円負担することにはなりますが、氏名と生年月日は非公開で登録できるので、結婚を希望し、出会いの場を求めておられる方に、強くお勧めしたい事業であります。

現在、宿毛市として、独自の婚活イベントは行っておりませんが、青年会議所が主催する婚活イベント等の紹介やPRを、宿毛市の広報で行っており、さらに昨年策定いたしました宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略にも位置づけ、積極的に支援していくこととしております。

人口減少対策として、出会いの場の創出は大変重要であると考えます。結婚から子育てまでを、一体的に行う相談窓口の整備も視野に入れ、婚活イベントに対する補助事業や、先ほど御説明いたしましたマッチングシステム等の、高知県が行う事業について、婚活サポーターの方々と連携して、取り組みを行うことで、より多くの出会いの場の創出を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長(山戸 寛君) 6番高倉真弓君。

○6番(高倉真弓君) 6番、現状は本当に難しいんですが、すごく前向きなお答えをいただきまして、ありがとうございます。

高知県は、支援策として4,388万を盛り込み、対策を講じております。幡多地域において、婚活サポーターは、私も含め、現在、12名おります。県全体では、100名以上おります。それぞれ、県の研修を毎年受けまして、個人情報をもとより、細心の注意を払った上、活動しております。

ただ、ボランティアですので、できることから御提案を申し上げていきたい。先ほどの市長のお言葉どおり、ぜひまたよろしくお願いたしたいと思います。

また、市長から、大変詳しく御説明いただきましたサポートセンターは、費用もきちんとおっしゃっていただきまして、ありがとうございます。すごくネット環境があれば、利便性がありますので、ぜひ幸せは御自分の手をつかみにいただきたいと思いますので、皆様の検索といいますか、御利用をお待ちしているところです。

2番目として、午前の野々下議員の御質問に重なる部分もありますが、お許しください。

子育て支援策についてをお伺いいたします。

市長は、子育て支援室をも視野に入れたお考えがあるそうですが、今回、どのような体制を

お考えかをお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

子育て支援室の設置は、私の選挙公約の一つでもあります。市長の職について、子育てに関する多くの施策が、複数の部署で実施されているのを、そういった現実を目の当たりにいたしまして、市民の皆様のご利便性、行政の効率化等を考えるに、ただ室の設置でいいのか。あるいは、もっと大規模な、そういった機構改革によりまして、課を設置するほうがいいのか、そういったことを時間をいただいて、検討してまいりたい、そのように考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○副議長（山戸 寛君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問をいたします。

その課、あるいは室の設置は、いつごろになりますか。今、言える範囲で結構ですので、お示してください。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

1年をかけて検討をしてまいりたいと考えておりますので、平成29年度には、設置したいと考えております。

よろしくお願いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問をいたします。

その子育て支援の具体的な施策は、どのような事業をお考えか、お伺いしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これまでも実施してまいりましたが、母子保健事業や、各種手当の支給、そして医療費の助

成については、継続して実施してまいります。

先ほどの松浦議員への答弁と重複するところはありますが、平成28年度から、新たな独自事業といたしまして、教育、保育にかかわる費用を軽減することで、幅広く子育て世代を応援するために、保育所に同時入所をしている第2子からの保育料の無料化、また子育ての不安や悩みの解消のため、助産師による家庭訪問を実施することとしております。

今年度から始まった子ども・子育て支援新制度の関連施策として、保育所の開園時間の一部延長、一時預かり事業等にも取り組んでおりますが、今後さらに子育てを取り巻く環境を見据えた中で、多様化する保護者のニーズに沿った、質の高いサービスの提供に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思っております。

○副議長（山戸 寛君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） うれしいことですね。我が家は年子だったこともあって、正直大変でした。また、子育て中には、何でもない、何でもないということはおかしいんですが、赤ちゃんが泣きやまなかつたりすることでも、そのときは本当にどうしようかなとかいうふうに、非常に不安になります。

また、宿毛には、外国からいらっしゃって、子育てしている方もいらっしゃいます。言葉や環境の違いが大変だと思いますので、助産師さんが家庭訪問したことは、本当にありがたくて、助かることだと思います。ぜひよろしくお願いたいことです。

3番目に、定住につなげる奨学金制度について、お伺いいたします。

中学校、高校の進学率について、いただきましたデータによりますと、宿毛市の中学生の進学率は、平成26年度のもので98.86%と、大変うれしいものであります。これは、ひとえ

に生徒一人一人の向学心はもとより、現場の先生方、側面から御支援いただいた教育関係の皆様様の結晶であろうかと思えます。

高校に転じまして、進学率、同じく平成26年度、これは県のデータですが、45.34%であります。現状から判断すれば、まだ進学希望者の率は上がるかもしれませんが、その上がらない状況は、生徒の前にあります、6人に1人が貧困であるといわれることが原因の一つと考えられます。

貧困の連鎖を教育で断ち切る取り組みが、一層求められる、尾崎知事の御発言でございます。

優秀な人材を育てる上において、専門的な知識、各種学校、大学への進学は大いなるものがあると思えますが、経済的理由で断念をせざるを得ない人がいるとすれば、残念です。

各種奨学金が用意されていることは承知しております。宿毛市における奨学金制度は、どのようになっているかをお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

高倉議員の宿毛市の奨学金制度についての御質問に、お答えをいたします。

宿毛市の奨学金制度は、教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず、経済的理由により、就学困難なものに対し、奨学金を貸与して、これを就学させることを目的に定めたものですが、平成27年度において、宿毛市奨学金の借入れを行っている学生については、現在ございません。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 再質問いたします。

なぜ制度を利用しないのか、どこかに問題があるのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市奨学金の利用者がいないことの要因としたしましては、宿毛市奨学金が高知県高等学校の奨学金や、日本学生支援機構の奨学金と比べて、貸与額が低いことが考えられます。

宿毛市奨学金の貸与額は、高校生で月額5,000円です。ただし、沖の島町に居住する生徒で、県内の高等学校に在学する場合には、高校生に限り、月額が3万円となっております。

また、大学生については、月額1万円が、それぞれ貸与される上限額となっております。

また、宿毛市奨学金は、他の奨学金との併用が可能となっており、宿毛市としましては、プラスアルファの部分での利用が、最も効果的であると考えております。

次に、宿毛市奨学金のどこに問題があると考えているのか、という御質問でございますが、教育委員会事務局に尋ねたところ、学校や保護者から、奨学金制度について、金額や申請方法など、内容に関する問い合わせはございますが、制度自体に対する御意見や御要望を受けたことはないということですので、市といたしまして、特に問題があるとは考えていない状況でございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 再質問いたします。

市長は、過日、宿毛工業高校の卒業式に御出席されたと存じます。

ですから、既に御承知ではあると思いますが、宿毛工業高校の本年度の進学率は37%であります。就職は63%、すごいのは、成績優秀で、もう就職はすごく早い段階に決まるとのお話がありました。

就職63%のうち、県外に就職する方は、全体の70%であります。県内は30%ですね。その中で、幡多地域は33.3%で、約3分の

1の方が、幡多地域に残っております。

四万十町1名、四万十市1名、宿毛市4名であります。

宿毛高校さんや他の高校には伺っておりませんが、先ほどの26年度の県のデータの進学率からしましても、まだまだ伸びるのではないかと考えます。

現に、試験に受かりながら、経済的理由から断念した、実際の例があったとお伺いしております。

そこで、市長に提案を申し上げます。

詳細なことは、今後検討すべきですが、奨学金を給付型、貸与型の2種類に変更して、金額も上げ、卒業後、宿毛市にて5年以上在住、仕事につけば返還を求めない。

5年というのは、私が今、勝手に決めた数字ですので、これは考慮の余地はあると思いますが、当然、市中の企業、農林水産業、多くの仕事場の開拓が必要になります。仕事を創生して、宿毛に住んでいただく。転出を抑える、この方法ですね。転出を抑える、ここ数年の間に、市長在職中に成果が見えてくると思います。

市長のお考えはいかがでしょう。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、宿毛工業高校卒業式に出席をさせていただきました、参列させていただきました。本当にすばらしい卒業式でしたので、どれだけ、日ごろからあそこで勉学に営まれているのかなというのが、伺いとれるような卒業式でございました。

ただ、その進学率につきましては、やはり工業高校を中学校から既に選択する時点で、経済的な理由もあるかもしれませんが、高校卒業と同時に、やはり就職しようという思いの方が多いようなことは、少し感じている状況でありま

す。

奨学金の金額を上げること、また貸与から給付にすることにつきましては、現在の宿毛市の財政状況から見ましても、困難だというふうに考えております。

また、尾崎知事の発言の中でも、貧困の連鎖を教育で断ち切る取り組みが一層求められるというふうなお話があったということも聞いておりますが、宿毛市教育委員会でも、貧困の連鎖を断ち切れるように、キャリア教育を教育の柱として、進めているところでございます。

子供たちが自分の将来をきちんと見据えまして、教育によって、そういった見据える教育によって、子供たちが成人した際の自立を促すことが、貧困の連鎖を断ち切ることに繋がると考えておりますので、どうぞ御理解のほど、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 再質問いたします。

キャリア教育の件は、これは後で言うつもりだったんですが、工業の先生から、本当にきちんと、それを形となって上がってきているって、うれしいおほめの言葉をいただきましたので、教育長いらっしゃいので、その点、お伝えしておきます。

本当にしっかりと、子供さんたちが育っているということは、お話し伺いましたので、本当にいいことだなと思います。

奨学金の件ですが、返済例といたしまして、埼玉県40代の男性の例であります。

東京の私立大学を在学中、4年間奨学金を受けました。社会人になり、毎月2万円を9年間かけて200万円、完済したとあります。

9年間というその間には、年齢的には30歳前後になりますね。その間には、結婚や子育ての資金もためなければなりません。都会でこの

状況ですので、所得の低いこの地方になれば、いかに大変かということはおわかりいただけると思います。

人口減少対策にこのことを考えました。どうしたら一人でも残っていただけるかなって。だから、給付型ということを考えました。返済を求めないとか、そういうの、いろんなこと。ばかなことかなとか、いろいろ思案もしました。でも、何とか残ってもらう方法というのを考えました。

そうしましたら、その後、高知県が一つに、産業人材定着支援基金、もう一つ、夢・志チャレンジ基金の、二つの基金を創設。県議会2月の定例会に、基金の設置条例を提案する。基金の積み立ては、いずれも2015年度一般会計補正予算に計上する、とありました。

県内で就職した方に、奨学金返済の補助、貸与されました奨学金の半額が上限です。

また、国立大進学への学費の支援、大学在学中4年間、毎月6万円。入学時には、一時金30万円です。

いずれも条件はありますが、夢を持てる情報です。

原資は、本県出身の方の寄附による1億円、基金規模は1億6,000万円です。

宿毛での原資の考え方は、ふるさと納税に人材育成基金の項目を設けて、その点ではいかがでしょうか。御賛同してくれる方がいらっしゃるのではないかと思います。

再度、奨学金の件、市長にお答えを求めするのは無理でしょうか。もし無理なら、だめでもお考えのどこかにはとめていただきたいと思います。

大丈夫ですか。じゃあ、市長のお考えをお願いいたします。

○副議長(山戸 寛君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただ

きます。

先ほども少し申しましたが、現在の財政状況から見ると、給付というのは、かなり難しいのかなというふうに考えております。

その考え方のバックボーンといいますか、根底になるのは、やはり先ほどの高い進学率、中学校から高校への98.86%、進学されよるということですので、給付型にする場合は、きっとその多くの、ほとんどの方が給付を求めてくるのではないかと、そのようにも考えますし、そういった中で、財源の確保につきましては、先ほどの高倉議員からの御提案も含めまして、またさらにそういった部局と調整、検討、研究をしてまいりたい、そのように思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○副議長(山戸 寛君) 6番高倉真弓君。

○6番(高倉真弓君) ありがとうございます。ぜひ、考えていただきたいと思います。

ちょっときつい言い方ですが、自分にできないと考えている間は、本当はそれをやりたくないのだと心に決めているのだと、オランダの哲学者、スピノザは言っています。

ぜひ、お考えのどこかに持っていただきたいと思います。

4番目の転入の方法といたしまして、移住・定住があります。

野々下議員のお答えの中に、移住された方が33人いらっしゃると聞きまして、正直、本当、いやよかったとか、びっくりした思いでお聞きしました。

改めて、今回、市長が移住・定住促進室の創設があると伺いました。どのような体制で行うのかをお伺いいたします。

○副議長(山戸 寛君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきます。

平成28年度から、新たに企画課内に創設す

る予定としております、移住・定住推進室につきましては、私の選挙公約でもあります、相談窓口の一本化を図りまして、積極的に移住・定住を進めていくという、そういった思いを、意思を対外的に示すものです。

どのような体制で行うかにつきましては、現在、人事部局との調整を行っておりますので、お示しすることはできませんが、新たな人員を数名配置し、取り組みを強化していきたい、そのように考えております。

昨年、実施した国勢調査の結果では、初めて日本全体で人口が減少に転じ、人口減少社会が始まったと報道されましたが、宿毛市では、既に平成12年度を境に、人口が減り続け、近年では、毎年、約300人、人口が減少している現状です。

このまま、何もせずに手をこまねいていけば、加速度的に人口減少は進んでいきまして、地域経済も衰退していくと考えます。

現在、全国の自治体間で、移住者の争奪戦となりつつあるのが現状でございますが、宿毛市は、海、山、川、離島と、豊かな自然があります。人情豊かな住民性など、子育て世代や定年後第二の人生を送る方には、魅力的な場所であると考えております。

子育て支援の充実とあわせまして、移住・定住施策を行うことにより、人口減少問題に立ち向かっていきたいと考えています。

具体的な施策といたしましては、野々下議員の御質問でもお答えしましたが、昨年度から配置した移住相談員や、U・Iターン希望者の住宅改修補助、空き家バンク、お試し住宅等、これまで実施してきた、そういった事業を継続、または拡充して実施するとともに、移住体験ツアーや、空き家を活用した事業など、新たな体制の中で、ニーズに応じた、効果的な施策を実施いたしまして、地方創生総合戦略で掲げた目

標、5年で100名の移住者を、平成28年度には達成したいと考えております。

そういった活動をもとに、社会増減ゼロを目指して、数値目標を上方修正していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 再質問するつもりでしたが、市長が全部お答えいただきましたので、先ほどの相談員からサポーター、空き家のことなんかも期待いたします。よろしく願いいたします。

では、5番目に、交流人口についてをお伺いいたします。

随分前ですが、高知にUターンした方に、選んだ理由を尋ねました。その方のふるさとであったことは、大きな要因の一つであります、体が弱ってきて、温かいところに住みたかったというのも、御意見の中にありました。

また、新聞記事においては、県外の方の御意見は、高知大学に合格したからとか、高知の女性と結婚したからが理由でありましたが、その定住してもらうにはという項目の中に、幸せを実感してもらうこととありました。

宿毛市を売り出す、わかっただけ方法に交流があります。交流人口の拡大のため、今、どのような取り組みをしているのかをお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市におかける交流人口の拡大に向けた取り組みといたしましては、産業祭や宿毛マラソン、市民祭宿毛まつりといった、さまざまな事業を、各種団体等と連携をし、実施しております。

特に、地域資源を生かした、そういった誘致活動として、チヌ釣りの全国大会や、グレ釣り大会なども開催され、全国的にも注目を浴びて

きております。

また、スポーツキャンプの誘致につきましては、議員も御承知のとおり、例年1月から3月には、プロ野球選手の自主トレや、大学等の野球部の春季キャンプを、宿毛で行っていただいております。

本日も、東北学院大学の硬式野球部の皆さんが、キャンプをしていただいているところでございます。

また、野球にとどまらず、新たに大阪教育大学陸上競技部の皆さんが、陸上競技場を利用してキャンプを行うなど、これまでのさまざまなスポーツキャンプの誘致活動が、実を結びつつあるのではないかと考えております。

そのほかにも、さまざまな観光関連施策等を実施するため、一般社団法人宿毛市観光協会や、一般社団法人幡多広域観光協議会などの関係団体と連携し、観光資源の磨き上げや、観光メニューの造成、県内外への情報発信を行うなど、交流人口の拡大に取り組んでまいります。

○副議長（山戸 寛君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問いたします。

力強いお言葉をいただきました。顔が見えるおもてなし、交流は、必ずどこかで芽吹いてくると思います。高知県が歴史博を計画しているよし、宿毛には絶好の機会だと思いますが、歴史博覧会の取り組みについて、お伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

歴史博覧会の取り組みについて、お答えをさせていただきます。

この事業につきましては、高知県が大政奉還150年に当たる平成29年と、明治維新150年に当たる平成30年の2カ年を、大きなチャンスと捉えまして、歴史を中心とした博覧会を開催しようとするものでございまして、去る

2月26日に、副知事を会長とする、歴史を中心とした博覧会準備委員会が開催されたところでございます。

宿毛歴史館を含め、高知県内の歴史関連施設が会場となっており、歴史資源の掘り起こしや、磨き上げ、地域の食や自然といった観光資源との連携によりまして、交流人口の拡大及び、博覧会終了後の持続的な観光振興につなげようとするものでございます。

特に、本市におきましては、皆さんも御存じと思いますが、明治維新の動乱期以降に、先見性と行動力を駆使して、当時の日本の政治、産業、文化など、各方面に活躍いたしました21人の人材を世に輩出しており、このような歴史の強みを大いに生かした取り組みが、期待できるところだと思っております。

詳細につきましては、今後、立ち上げられる推進協議会の中で、協議検討していくことになるとと思いますが、本市としましても、歴史資源等を最大限活用し、関係機関とも連携しながら、交流人口の拡大につながるよう、積極的に取り組んでまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 宿毛工業高校の校長先生がおっしゃっておいでました。キャリア教育の成果がしっかりあらわれている、先ほども言いましたが、保・幼・小・中・高が連携して、宿毛の魅力を再認識し、特に親が、大人が自信を持って、ふるさとの誇りを、子供たちに伝えていくことが大切です。

ぜひとも、よい計画をおつくりいただいて、宿毛のことを、皆さんにわかっていただき、人口対策につなげていただきますよう、期待いたします。

2項目め、松浦議員と少し重なる部分がある

と思いますが、福祉行政についてを、お伺いいたします。

1番目に、さまざまな障害をお持ちの方の御不自由をお見舞い申し上げます。私も同じような状況ですので、よくわかります。

市長の福祉に対するお考えをお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

通告のほうで、福祉行政についてということですが、その中で、障害者福祉についてというふうにお聞きをいたしておりましたが、障害者福祉でよろしいでしょうか。

障害者福祉の具体的な事業についての質問ですが、障害者総合支援法に基づく生活介護や、施設入所支援、就労継続支援といった自立支援給付や、人工透析等を行う更生医療といった自立支援医療も、給付しております。

平成27年度の実績見込みを紹介させていただきますと、自立支援給付については、5億5,000万円を超える見込みで、自立支援医療は、5,000万円を超える見込みとなっております。

そういった状況で、障害者福祉の扶助費は、毎年、2,500万円程度の増額傾向がある、そういった現状になっております。

○副議長（山戸 寛君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 再質問いたします。

障害は、病気や事故などによって、誰にでも、後からも発生することは否定できません。

私のように、加齢になって、またいつの間にか痛くなったとか、ということもあります。

また、最近では、精神的ストレスにより、つらい思いをされている方も、症状が理解されにくい病名、事例も多く耳にいたします。

それぞれに行き届いた支援ができるように、

御配慮いただきたいと存じます。

その関連で、ここ宿毛市議会は、平成26年6月の定例会において、全員賛成のもと、手話言語法制定を求める意見書を、関係大臣に提出いたしております。

高知市では、2月定例会において、条例を定めるとの報道がありました。宿毛市での現状をお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ボランティアの育成等についての御質問ですが、議員がおっしゃられますように、高知市においては、四国で初となる手話を言語と明記する条例を制定する動きがあるようでございます。

障害者の権利に関する条約や、障害者基本法におきまして、手話が音声言語と同様に、言語であることが明記されていることから、宿毛市においても、手話の意義や、基本理念に対する理解の促進など、手話の普及に努める必要があると考えています。

手話奉仕員の養成につきましては、平成22年度に入門編、平成23年度に基礎編として、宿毛市社会福祉協議会へ委託することで、実施しております。

受講者の実績は、一般の方が15名、市の職員が13名の計28名となっております。

24年度以降も実施を計画しておりましたが、国が定めるカリキュラムでは、入門編で計35時間、基礎編として計45時間を受講する必要があり、1日2時間程度で実施したとしても、計41回受講することになります。

時間的な問題もあったのではないかと思います。受講者が伸び悩んだ経緯があります。

しかしながら、手話は言語であると認識していますし、手話を必要としている方もいらっしゃいますので、養成講座については、近隣市町

村との合同開催ができないかも含めまして、検討してまいりたいと考えております。

また、現在、手話通訳等で利用できる制度といたしましては、意思疎通支援事業があり、聴覚や言語機能等の障害がある人の意志疎通を支援するために、手話通訳者の派遣を行っています。

具体的には、学校や病院などで、説明を受ける際に、派遣をしております。

本年度の2月末時点での利用件数等は、実人数3名で、延べ件数は38件となっております。そのうち32件が、病院受診時となっているのが現状でございます。

以上です。

○副議長(山戸 寛君) 6番高倉真弓君。

○6番(高倉真弓君) 御丁寧にありがとうございます。よくわかりました。

昨年11月、盲ろう者の大会が高知市でありまして、それに参加をいたしました。ヘレンケラー女史と同じ境遇の方々、中国、四国の各地から集まってきました。

体験発表や情報交換をいたしました。

先ほどの市長の御答弁の中にも、声の広報とか、いろいろありましたし、今のお答えの中にも、行き届いたことがたくさんあることがわかりましたが、それでもなお、伝達方法が少なく、情報が不足しているのが一番の問題であると聞いております。

触手話といいまして、手のひらに書いて状況を伝えますので、限りある時間の中の通訳、それから目覚めてから就寝までの間の、長い時間の付き添いは、本当に大変なことなんです。

そういう関連からいたしまして、ボランティアの育成啓発について、もし市のほうで、先ほどのこととは違って、育成啓発についてのお考えがあれば、もう一度お願いいたします。

○副議長(山戸 寛君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えさせていただきます。

先ほどの状況が今の現状でございますので、そういった状況になっております。

それ以外には、お聞きをいたしてないところでございます。

○副議長(山戸 寛君) 6番高倉真弓君。

○6番(高倉真弓君) ぜひ、もっともっと困っている方もいらっしゃると思いますので、今のレベルから、できるだけたくさんのごこと、例えば先ほどのテレビの音声の分ですね。松浦議員が言いましたこと、ああいうことなんかも、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

過日より、認知症の方の補償問題などが報道されておりました。宿毛市社会福祉協議会の活動の一端として、地域の方々と元気クラブを開いています。高齢者のひきこもり対策です。市内のそれぞれのところで、趣向を凝らして、地域のつながりを形成しております。

御利用される方、支援者には、活動中は保険の適用が配慮されています。ボランティアをしていて、訴えられても困ります。そういうこともあります。

でも、このような仕組みがありますと、安心してボランティアとか、行事とか、御支援ができますので、今後とも「人が輝き 自然がほほえむ宿毛」、健康で誰もが幸せを実感できるよう、中平市長に期待を申し上げて、質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○副議長(山戸 寛君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(山戸 寛君) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時40分 延会

平成28年
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第9日（平成28年3月8日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	沢田 美保 君
議事係 長	柏木 景太 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市長兼 税務課長事務取扱	岩本 昌彦 君
企画課 長	出口 君男 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課長補佐	長山 敏昭 君

会計課長補佐	松	本	政	代	君
保健介護課長	和	田	克	哉	君
環境課長	児	島	厚	臣	君
人権推進課長	滝	本		節	君
産業振興課長	黒	田		厚	君
商工観光課長	山	戸	達	朗	君
土木課長	川	島	義	之	君
都市建設課長	中	町	真	二	君
福祉事務所長	佐	藤	恵	介	君
水道課長補佐	平	井	建	一	君
教育長	立	田	壽	行	君
教育次長兼 学校教育課長	沢	田	清	隆	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑	原		一	君
学校給食 センター所長	杉	本	裕	二	郎
千寿園長	山	岡	敏	樹	君
農業委員会 事務局長	岩	田	明	仁	君
選挙管理委員 会事務局長	河	原	志	加	子

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） おはようございます。

5番、山本 英でございます。

四万六千日にはまだほど遠いんですが、暖かい日が続いております。

きのうの市長の御答弁ぶりを拝見いたしまして、若さと活力、誠実さに柔軟性がにじみ出ておりまして、感銘いたしました。重畳の船出とお喜び申し上げます。

さて、米国の大統領選を見ますと、トランプさんという方が頑張っておられますけれども、私と同年の69歳でございます。民主党の2人も67に73ということで、私も69ですので、非常に勇気もらっておりますので、頑張ってお毛のためにやらないかんということで、ますます英気を養いたいと思っております。

まずは、12月議会の懸案事項から、一般質問を始めさせていただきます。

前市長に、12月議会で申し継ぎをお願いしておりました、海底資源関連の誘致活動でございますが、行政方針にも出てきていませんが、市長はどのような御認識でしょうか。お尋ねします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

山本議員の一般質問にお答えいたします。

まず、初めに、海底鉱物資源についての御質問をいただきました。

海底鉱物探査船、掘削船の母港化と精製プラントの誘致につきましては、宿毛湾港の立地条

件を最大限に活用することができる事業であります。

宿毛湾港工業流通団地などへの関連企業の進出による雇用の創出など、宿毛市の活性化に、大きなインパクトを与えるものと考えております。

この事業に関しては、昨年12月に高知市で開催された日本経済団体連合会と、四国経済連合会による、四国地域経済懇談会において、経済連側から、高知の港を拠点に、オール四国で、海洋資源開発を進める提案がなされております。

高知県には、宿毛湾港を初め、高知新港、須崎港など、国の重要港湾に位置づけられた港湾がありますが、私といたしましては、ぜひとも宿毛湾港を活用していただくよう、関係の機関のほうへ協力を得る中で、働きかけを行ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） オール四国で取り組むということで、宿毛も先陣を切って、この課題に取り組んでいっていただきたいと思っております。

私、12月前に東京で調査した結果では、ジョグメックといいます、金属鉱物資源機構、これ何兆円の規模の会社というか、機構なんですけれども、そこが今、唯一、事業的に展開しているようでございますので、恥じることなく、怖じることなく、こういうところにも、どんどん宿毛という名前を売り込んでいくという、アピールが必要なんではなからうかと思っております。

日本は、2009年から調査を開始しており、JAPIC、その上の機構ですが、JAPICによれば、2018年から採掘の実施の作業に入り、2020年から産業化に入ると計画提言しております。もう目の前の話なんですな。

したがって、須崎と競合するかもしれま

せんが、これは競争ですので、宿毛が早く旗を揚げて、名乗りをあげるといことが肝心であると思います。

次の懸案事項に移りますが、言い方が悪くて、質問として捉えられなかったと思いますけれども、12月議会で、沖の島のヘリポートに夜間設備をとの質問をしたつもりでございました。これの回答がなかったものですので、今回、改めてそのお返事を聞きたいと思ひます。お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 質問にお答えをいたします。

12月議会で御質問内容は、沖の島のヘリポートに夜間設備を、整備をすれば、平時において、夜間急患搬送や物資輸送が可能になるのではないかと御質問だったと思ひます。

沖の島ヘリポートを利用し、救急搬送を行う場合は、ドクターヘリによる搬送を想定してありまして、高知県のドクターヘリは夜間飛行を行っていないために、急患移送を考えた場合も、現状の設備で問題ないと考えております。

また、物資輸送についても、日中の物資輸送で対応可能でありますので、夜間照明は必要ないと、現在のところ、考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 離島からの患者輸送といことは、地方自治体で全てを賄うことは、限界があります。

私は、ここの宿毛に帰ってくる前に、勤務していた某ヘリコプターの製造会社のときに、調査をしたことがあります。

平成17年から21年の5年間の、東京都、北海道、鹿児島、長崎、島根、新潟の各県の、そのデータを調べました。平均値で申しますと、自治体、すなわちドクターヘリ、県警ヘリ、防

災ヘリが実施したのは、5年間の1年間の平均ですけれども、342件です。これをバックアップしてありますが、自衛隊と海上保安庁ですけれども、自衛隊が485件、海保が89件であります。

この5年間の実績は、そういうふうになってあります。多分、その傾向は変わっていないと思ひます。

なぜならば、ドクターヘリは、今、説明がございましたように、昼間しかやらない。なぜやらないのか。人手が足りないんです。

搭乗員、整備員を3倍、4倍にしなければ、夜間まで対応はできないんです。自衛隊は24時間、我が国の防衛の体制をとっていますので、夜間にも対応できるということで、これがバックアップしております。

有人離島に対する対策は、人数の多寡で決めるものではないと、私は思っております。

例えば、沖の島は、宿毛の重要な観光地ともなっているわけですね。といことは、住民以外に観光客も入島する。その人たちが、マリンスポーツ等でけがをする場合もあるわけです。重篤なけがをした場合には、急患輸送しなければなりません。そのような対策も、万全の対策をとることによって、沖の島の観光地としてのアピールもできるんだらうと私は思ひます。

単に防災急患輸送といことだけではなくて、総合的に、離島に対する万全の体制をとるといことは、各県に学ぶべきです。私はそう思ひます。

夜間設備を整えれば、自衛隊に要請することが可能になりますので、要請権者であります県知事に、県知事のルートを通じて、海上自衛隊の徳島基地のヘリを使うのか、あるいは新田原に展開している航空自衛隊の救難部隊を使うのか、そのルートを開設することによって、さらに安心安全を高めることができると、私は思っ

ております。

そういうことも視野に入れて、県と御協議いただきたい。

ちょっと蛇足ですけれども、私は館山の101航空隊といいまして、千葉県の最南端にある部隊で、東京都の災害派遣を担当する部隊にありました。

年間70から80件の要請です。天気の悪いとき、そして夜間、これは確実に東京都知事から、要請されます。

館山からわざわざ羽田に行き、東京都の医者を積んで、それで八丈島とか離島に向かっていくわけです。

そのようなバックアップ体制は、自衛隊はとっておりますので、要請があり、必要不可欠であるという認識があるならば、そういうルートは開設できるものと、私は確信しておりますし、私が司令ならそうします。

そういうことで、ぜひ県とともに、御検討いただければと思っております。

次に、12月議会等の提案事項はこれで終わります。行政方針のことから、ちょっとそんたくする質問で恐縮ですけれども、勉強を兼ねて質問します。

行政方針の比較の中で、27年度は財政調整基金から約2億6,000万の繰り入れで、約105億3,000万の予算。28年度は、1億9,000万の繰り入れで、約112億2,000万の予算案となっておりますが、その差、約7億は、御説明のあった歳入の増額の2億5,000万では、理解が出てこないというところになります。

わずかに市税が伸びているものの、市長の裁量で左右できる収入は、ほとんど増加していないと判断しておりますが、増加分は、いわゆるひもつきの交付金の増額ですか、質問します。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、2点にわたって質問が行われたのではないかと思いますので、2点にわたっての答弁をさせていただきたいと、そのように思っております。

沖の島における救急患者につきましては、昨年度が年間12件、今年度は、現在までに7件、救急搬送を行っております。

そのうち、ドクターヘリによる搬送が、今年度1件あったほかは、全て渡船による搬送であります。地元の渡船組合の協力により、速やかに搬送が行われている状況でございます。

自衛隊による患者の搬送につきましては、市長から高知県知事に要請をし、県知事から自衛隊に派遣要請が必要となり、通常の救急搬送においては、時間の面からも、渡船による搬送がよいのではないかと考えています。

なお、大規模災害発生時においては、自衛隊の支援も必要となることから、連携方法を模索する必要があると考えていますが、自衛隊へり着陸においても、必ずしも夜間照明が必要ではないとも聞いております。車のヘッドライトや投光器で照らす方法などの対応も、可能ではないかとも思いますので、現在のところ、夜間設備を整備することは考えていない状況でございます。

続きまして、平成28年2月末時点での財政調整基金の残高、こちらは、18億3,378万円となり、平成28年度当初予算にて、1億9,069万円を取り崩す見込みとなっております。

平成27年度当初予算額よりも、平成28年度は、予算額が6.6%増加しているにもかかわらず、財政調整基金の取り崩しの見込み額が、7,233万3,000円減少した理由といたしましては、国、県支出金などを利用し、財源を確保した事業を予算化したことや、平成27

年度に比べ、退職予定者数が減少したことによりまして、人件費総額で1億5,954万円の一般財源を抑制することができたため、財政調整基金の取り崩し見込み額を減少させることができた状況になっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 質問を打ち切ったつもりだったんですけれども、お答えいただきましたので、再質問をさせていただきたいんですけれども。

自動車で、ヘッドライトで照明するというのは、緊急の措置なんです。何も無いから、やむを得ずそうするというので、それは自動車を配置するというのは、そこに障害物を置くということなんです。

ヘリコプターを運用する側の者から見れば、夜間設備で4点に表示ランプを置き、ウインドソックスを照らすライトをつけてもらえば、これだけ安心してアプローチできるヘリポートはないんです。これは広いしですね。

そこを、自分たちの予算の手前、勝手な話をすると、そのパイロットに対して失礼ですよ、それは。

自衛隊は、夜間は大丈夫だというのは、誰が言ったんですか。障害物があつたら、飛べませんよ。

やっぱり、相手の立場に立ったら、何がベストかなということを考えて、それに近づく努力をしてもらわないといかんと思います。これは、再質問でお答えをいただくつもりはないので、よろしいでしょうか。

次の質問に移ります。

財政運営の硬直化が進行しているとの説明でしたけれども、経常収支比率、これでちょっとあらわしてもらいたいと思うんです。一般的に、ネット等で財政が健全か、健全でないかと

いうふうな比較を、この経常収支比率であらわしているのが多いので、これでやってもらえれば、素人もわかりやすいと思っています。

義務的経費を、自主財源と、ひもつきでない交付金で割ったものが経常収支ではないか。それが80%までが適正との、ネットのお話があります。

宿毛は今、経常収支を見ると、何%になっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 御質問にお答えをさせていただきます。

まず、経常収支比率について、説明をいたしたいと思います。

当然、経常収支比率、公開、うちもしておりますが、経常収支比率とは、地方税、普通交付税のように、用途が特定されておらず、毎年度、経常的に収入される財源のうち、人件費や維持補修費、公債費のように、毎年度、経常的に支出される経費に充当されるものが占める割合を示しております。

平成22年度から平成26年度までの、宿毛市における経常収支比率は、平成22年度が86.5%、平成23年度が88.1%、平成24年度が91.2%、平成25年度が91.8%、そして平成26年度が92.8%と推移しており、過去10年間の経常収支比率の平均は、91.3%となっております。

また、平成26年度決算における高知県内の市レベルでの経常収支比率は、平均92.4%となっており、宿毛市とほぼ同率となっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 極めて、私も91%程度だろうと、試みに計算したんですけれども。

一例言われている80%をはるかに超えているということで、相当、危機感を持って、今後対処しなければいけないのではないかという認識に至っております。

市長も市議のときには、この財政に危機感を持っておられたようですし、今、市長として、市の懐に飛び込んで、改めて夕張の現状について、市長の御所見を、どう感じておられるか、お伺いしたいと思います。

国会でも取り上げられ、同市のホームページにも載っていましたが、人口は最盛期で約12万から、今は1万弱、市長の給料は約20%、職員は100名程度に削減され、俸給は40%カット。ごみも有料、宿毛もごみ袋は高いのを買っていますので、これは有料化になっているんだろうと思うんですけどもね。

市民は、借金の返済を2040年まで、返済のために働いているような状態とのコメントが載っておりました。

いかが、現在お考えでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 質問にお答えをいたします。

先日、2月28日の朝日新聞にも掲載されておりましたが、夕張市が破綻したのは、炭鉱の閉山によって、観光開発へとかじを切り、借金を重ねていった結果だというふうに、私は認識をしております。

2006年に1万3,189人いた人口が、先ほど、議員のほうからもありましたが、2016年には、9,031人になっております。

そのうち、行政で働く職員数につきましても、2006年度に253人であった職員数が、2015年度末には100名を切る、そういった見込みとなっております。

そして、夕張市が抱える借入残高は、2006年度に349億円あったものが、2015年

度末で259億円となる見込みとなっております。

1年間の予算の、102億円ですが、このうちの36%に当たる37億円が、公債費として支出されており、非常に厳しい財政状況にあると思われまます。

しかしながら、宿毛市は、夕張市とは状況が違いますので、同列に論じることはできないと考えており、厳しい財政状況の中でも、必要な事業を着実に実施をしていくために、計画性を持って、財源を確保しながら、取り組んでまいりたいと思っております。

ただ、議員おっしゃるように、これからどんどん人口が減って行って、宿毛市も、私の場合は、消滅という言葉を使いますが、そういった状況になったときには、同列には考えられませんが、破綻といった意味で、同じような状況になることは、十分に考えられる、そういった危機感を持って取り組んでいきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 単に執行部だけではなくて、議会のほうも、議員のほうも、そのような危機感を持って、取り組んでまいりたいと思っておりますので、ここはみんなで力を、心を一つにして乗り切っていきましょう。

さて、次の質問です。

旧耐震基準家屋の耐震化についてであります。

昨日、原田議員の回答で、現段階の施策は説明いただきました。私は、これからの懸案事項への質問でございます。

昭和56年以降の建築家屋でも、市街地以外の家屋は、建築基準法6条1項4号で、構造計算の審査を、行政はしていないのが実情でございます。したがって、現実的には金融機関から借入れをしてない多くの家屋は、耐震審査を受けていないのが現状であり、大丈夫か心配し

ている向きもあります。

国からの線引きで、当面は56年の耐震基準に従って、前、後でその判断をし、対処する必要があるかとは思いますが、今後の取り組みとして、県や国にこれらの地域の人々の救済策を働きかける必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

山本議員御質問のとおり、建築をする際の耐震審査は、都市計画区域内や、特殊建築物の場合、県の建築主事の確認を受けることになっておりますが、都市計画区域外は、確認を受けずに建築できるようになっており、現制度において、都市計画区域外の一般住宅に対する公的審査はありません。

建築物は、公的審査がなくても、耐震基準を満たした、そういった建築を行わなければなりません。宿毛市でも、住民の方から、大丈夫なのかという不安な意見を受けており、県にも実情を報告しております。

現状では、建築される全棟において、建築確認同様の書類を作成するとなると、設計事務所の業務量がふえ、対応し切れない、設計コストが高くなるなど、そういった課題もあり、すぐに制度化というのは難しい状況にあるようです。

しかしながら、県には他の市町村からも同様の意見があがっていると聞いておりますので、宿毛市からも、市民の声として、引き続き伝えていきたい、そのように思っているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 私はもっと単純なことを考えてたんですけれども。

耐震審査の無料化、これを56年度以降に建てた家屋で、そういう不安の向きにも適用でき

るようなシステムに、方向転換してもらえればなどと思って質問してたわけです。

これは、再質問ではなくて所見です。そういうことで御了解ください。

次に、空き家対策について、申し述べます。

平成26年11月に公布された空き家対策の推進に関する特別措置法では、市町村が空き家等対策計画、これを策定するようになっております。

また、策定順に、国から補助金がおけるとの話も聞き及んでおりますが、現在、宿毛市での進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

空き家対策につきましては、昨年5月に施行された空き家対策の推進に関する特別措置法で、空き家等に関する対策を、総合的かつ計画的に実施するため、市町村は国の基本方針に即した、空き家等対策計画を定め、これに基づき、対策を実施することとなりました。

行政方針でも述べましたが、当市においても、当市の空き家の現状を把握する必要がありますので、来年度より、国の補助制度等を活用し、宿毛市全域における空き家等の実態調査を実施するとともに、空き家等対策計画の策定に着手する予定となっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 既に、1年ほど前から、国が法律でそれを示しているわけですので、積極的に、早く計画を立てることによって、早くそういう資金の投入が得られるということであれば、可及的速やかに、計画をつくっていただきたいと思っております。

ちょっとさかのぼることになりますけれども、特定空き家というのが、その法律の中にございまして、資金に余裕のある人ならいいんですけ

れども、資金に余裕のない人が、放置せざるを得ない状況下にある家屋も、存在するというふうに思っております。

公平性を欠かない範囲で、幅のある、柔軟性のある対応が望まれると思われるんですけども、そこら辺の考え方をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、特定空き家といえますか、いろいろな事情の空き家があると思いますので、そこら辺の実情も十分に考慮する中で、対応していきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ちょっと、質問がそれたみたいだったので、失礼しました。

自衛隊誘致に取り組む姿勢について、これからお伺いいたします。

御案内のとおり、誘致と寄港とは違います。

ちょっと、きのう、寄港を誘致しますというふうな発言がございましたので、ちょっと日本語としてはなじまないと思うんですけども。

年に一、二回の客船の寄港というのと、年に1隻、2隻の自衛艦の寄港では、宿毛は抜本的に潤うとは思いません。

25年4月の要望書は、誘致すなわち住民票、家族を伴っての提携港化、すなわち母港化ですね。これが誘致の、25年の要望書の根本であります。

単なる寄港実績で、クルーズ船を含め、どの程度の経済効果がありましたか、定評的効果にしかとどまらないのではないのでしょうか。

12月もお答えいただきましたけれども、再度質問しますので、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁させていただきます。

クルーズ船の寄港ぐらいでは、なかなかというふうなお話もありましたが、クルーズ船の寄港も十分、地域経済に波及効果あると考えておりますので、これからもしっかりとクルーズ船の寄港、そして自衛艦の寄港、そういったものを進めていきたいというふうに思っていますし、本当に来ていただけることに対して、感謝の気持ちを持って対応していきたい、そのように思っております。

また、寄港の誘致のお話ですが、今までも寄港誘致という形で、ずっと使わせていただいております。誘致とは、招き寄せることという意味で使わせていただいておりますので、寄港していただけることを招いているという形で、使わせていただいている表現となっております。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 難しい日本語になりましたので、以後、そういうふうに乗っておきます。

自衛隊の誘致について、困難と感じるのであれば、一步一步でも、これに対処していかなければ、いつまでたってももちがきません。上からのシグナルを待つのは、棚ぼたを待つのと一緒です。宿毛は、旧軍時代から、地政学的に有利な場所です。

豊後水道の対面には佐伯がありまして、海上自衛隊の分遣隊がありますが、狭くて使い勝手が悪いとの評判です。

海上自衛隊は、昭和27年に警備隊として発足しましたが、吉田総理の肝いりで、米海軍の1,000トン程度のフリゲート艦18隻と上陸用舟艇で立ち上がりました。

が、今は、1万、2万トン級と大型化しております。したがって、呉も手狭な状態。佐伯には入れない状態。ということは、宿毛が非常に適地として浮かび上がってきておるわけです。

今年、私は正念場になると考えております。公算は大いにあります。

北海道では、陸上自衛隊が、九州等、南に部隊を移動させるときに、自衛隊反対と訴えていた人たちが、出て行かないでくれと陳情したとか聞いております。

香南市に倣い、宿毛の右肩下がりを右肩上がりやすく、石原裕次郎の歌でありませぬけれども、右も左もなく、宿毛人が心一つにして訴えていくべきと思いますけれども、市長は先頭に立って旗を振られる、強いお気持ちをお持ちでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

大変、専門的な観点から、またそういった方向からの御意見だったというふうを受けとめをさせていただきたいと思っております。

先頭に立って旗を振っていくというお言葉がありました。先ほど来、先日からも述べておりますように、自衛隊誘致に関しましては、前向きに取り組んでいきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 大いに期待しております。よろしくお願ひします。

次は、過去の自衛隊や米軍に関する質問に対する答え方が、執行部の答え方が、一部、私としては、市民の誤解をぬぐいえないような回答ぶりであろうというふうに思っております。

もう一度出しますけれども、船艇塗料の件です。

1件訂正しますけれども、12月では、空母と潜水艦と申しましたが、空母とイージス艦が、議会では出ておりましたですね。

潜水艦の塗料については、なぜか一部市民皆

さんに広がっていた懸念でございました。間違っていました。

さて、議会のデマゴーグは議会に対応してくれといった回答でしたけれども、私はこれは極めて無責任な回答だと思います。

市長も、かつて議員としてTBT条約はだめで、防波堤としてけい船するかもしれない。空母の船艇塗料について質問されておりますけれども、今はどのような御認識でしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

自衛隊の艦船の船艇塗料が有害であるとのデマについて、そのまま放置するのではなく、正しい情報を市民に知らせるべきではないか、そういったような内容も含まれているというふうに思いました。

我が国におきましては、有機すず系船舶用塗料の製造、使用が、諸外国に比べて早い時期に停止されるとともに、船舶についての有害な防汚方法の管理に関する国際条約、いわゆる、先ほどお話しになりましたTBT条約の採択について、日本などが提案をし、条約採択のための国際会議が開催されることになったという経緯があることから、当然、自衛隊艦船においても、有害物質である塗料等は使用されていないものと認識をしているところでございます。

今後、自衛隊誘致活動を進めていく上で、船が入ってくる、そういったことに市民の皆様が心配するようでありましたら、納得していただけるように、説明していく、そういったことも必要ではないかと、そのような認識をしているところでございます。

先ほど、12年ほど前の話にはなるんですが、防波堤に空母を設置しようとしたときに、このTBT条約の話、私自身が取り上げて、船艇塗料大丈夫なのかという質問をさせていただ

た経緯がございます。

そのときには、12年前の話でもありますが、当時、既に廃船となって、使わなくなった、必要のない空母、それもアメリカではなくて、場合によってはほかのところ、ソ連が使っていたものとか、そういったものも視野に入れて、ロシアでありますけれども、今は。当時、ソ連が使っていたものということで、そういったものも視野に入れて、検討していくような話がありましたので、大変、過去の話になります。

そのころには、きっと、こういった条約はなかったもので、使っていたのではないか、そういったことも含めまして、質問した経緯がございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 蛇足的になるかもしれませんが、今の話だけでは、十分、市民の皆さん、理解できないと思いますので、私が調べたところを、ちょっと開陳してみたいと思うんですけども。

日本は1992年、今、市長が言われたとおりに、この有機すずについては、自粛するという方針を出しました。1996年から条約をつくり、世界で規制するよう、働きかけをしております。

2001年に、このTBT条約が締結されたわけですが、25カ国の批准を待って、2006年でしたか、これが発行になったという経緯がございます。

この条約は、軍艦に適用除外なんです。日本の海上自衛隊は、残念ながら軍艦とは呼びませんので、これ完全に適用されています。海上自衛隊の艦船は、我が国の方針の、国内法にものとして、これを使用しておりません。

じゃあ、米軍はどうなんだということで、横須賀市は、平成4年に外務省の安全保障課に問

い合わせて、これを確認とっています。私が確認をとるべき正しいところはどこかということを行っているのは、こういうことを言っているわけです。

米艦船について、疑問ができたときには、外務省の安全保障課が窓口になって質問を受け付けて、答えは大使館、あるいは連絡調整室というのが米軍との調整窓口で、その答えをとってきてくれますので、そこに確認する必要があるというふうに思うんですけども。

そのときの回答では、平成4年ですよ、回答では、外務省に問い合わせた結果では、1992年、平成4年以前から、それのかなり以前から、米海軍は使用していないという回答が届いています。横浜市に。

市長、あるいはその後の方が、この議論を出されたのは、平成16年、22年なんです。したがって、既に日本の中には、十分な回答があるんです。それを確認しながら答えていかないと、海上保安庁は、そうだと思いますよというような見解しか出せませんからね。

そういうことを頼りに、回答するんじゃなくて、聞くべきところを正して、回答をつくってもらいたい、というふうに思います。

ちょっと個人の名前を出して失礼に当たるかもわかりませんが、この誘致関係で最後の話ですけれども、昨日、松浦議員は、海上自衛隊が来ると漁業に大きな影響が出るとして、誘致には反対の意見を述べられました。

海上自衛隊の艦艇が出現したのは、先にも述べましたとおり、きのうきょうの話ではないんです。北海道から沖縄まで、定けい港として、その港にとどめおいているのは、10の定けい港があります。北は余市から、沖縄の勝運までです。呉、横須賀、大きなところも含めて10カ所あります。そこで、そういう問題が起こっていますか。皆さん、聞き及んでおりますか。

私は全く、そういうことは側聞だにしておりません。

根拠のないことで、扇動する、これをデマゴグといえます。先の安保法案は、戦争法案だとか、そういう扇動政治をすることを、デマゴグというんですけれども、そういうことは、議会で対処してくれという前市長と話でしたので、やむなくきょうは、それを対処するつもりで、今、述べました。

漁業には全く影響ないということを、ここで打ち消して、次の質問にいきたいと思えます。

道徳について、教育長にお伺いいたします。

立派な教育行政方針が示されておりまして、これを開陳される場がないのは、いかがなものかと思えます。来年は、ぜひその場を、ここで行政方針と同時に、教育方針も開陳していただいて、市民の皆様にご説明していただければと思っている次第ですけれども。

これは来年以降の課題といたしまして、道徳の徳目について、お聞きしたいと思っているんですけれども。

立派な教育方針の中でも、私的には、やや道徳にかかわる記載が、定性的過ぎるのかなという感じで読ませていただきました。

例えば、道徳は、二面性が、私はあると考えてまして、自立的なもの、例えば誠実であること、あるいは言行に恥じないこと、気力を充実させること、努力をすること、無情にならないこと、というふうな、自立的な徳目と、それから社会の規範との相克関係を克服していく徳目と、この二面性があるように私は感じています。

貸していただいた道徳の教本を読ませていただきますと、県の教育委員会を出している読本では、論語を挙げておられますね。儒教ですね、論語の仁、思いやりの心を中心に据えられた道徳を取り上げられているような気がしております。

す。

小学校、中学校、宿毛で取り扱っておられますのは、文部科学省作成の道徳の教本であったように思っているんですけれども。

その中で、中学校のものを見ますと、10項目の徳目が書いてますけれども、ここで私が要約すればなんなんですけれども、正義・愛・奉仕の三つが、主要な徳目として捉えられているのかなと思っているんですが。これは文部科学省の話ですので、宿毛教育委員会として、中心に据える徳目は、何を据えられているか、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） おはようございます。山本議員の、道徳についての御質問にお答えをさせていただきます。

宿毛市教育委員会が中心となえる徳目は何かという御質問でございますが、宿毛市教育委員会といたしましても、児童生徒が生命を大切に作る心や、他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識の道徳性を身につけることは、とても重要なことだと考えております。

議員御指摘のように、学習指導要領では、週1時間、年間35時間の授業時間を確保されておりまして、御承知のような、私たちの道徳や、心のノート、あるいは高知県教育委員会から配布されております高知の道徳などの教材も、活用した授業を行っております。

また、宿毛市の教育行政方針もありますけれども、子供たちには、知・徳・体・命、この四つの、調和のとれた生きる力の基本となる、確かな学力の保障と、豊かな人間性の向上に向けた取り組みも行う中で、ふだんから学校教育活動の全般を通じて、道徳教育や人権教育の充実を図っておりまして、人間として、身につけておかなければならない規範意識であるとか、道徳心、人権を尊重する心の育成に努めてまいり

ます。

また、御承知のように、学習指導要領の中には、細かく規制をされておりますし、四つの大きな項目がございます。

例えば、主として、ほかの人とのかかわりに関すること。あるいは、自分自身に関すること、というような項目が四つございます。その中には、人を愛する心であるとか、父母を敬愛する心であるとか、地域愛であるとか、そういう細かいことも規定されておりますので、議員、お時間がございましたときに、もう一度、学習指導要領をごらんになっていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 勉強させていただきます。

何でこれ、徳目を私、取り上げたかといいますと、ちょっと余談になって恐縮なんですけれども、我が国に三つの大きな天皇制回帰のタイミングがあったんですね。

一つは、十七条憲法、聖徳太子のころです。この初めての成文法なんですけれども、この中の条文の中にも、この道德、徳目を国民に強調した項目がございまして、システム的な、形而下学的なものも当然ありますけれども、第1条のように、和をもってとうととなすという、その辺の教えもあります。そこは形而上学的な徳目の話なんです。

この両方相まって、大化の改新に結実していったって、天皇国家ができていったのではないかと、私は思っています。

建武の中興は、余り徳目を出してないんです。昔に回帰しようとする、天皇政治に回帰しようということばかりしか、システム的なことしか書いてないので、当時の武家、既得権を取った武家からの反感を買って、あれは頓挫したと思うんです。

明治維新はどうだったかという、土佐の代表する坂本龍馬が、根本を書いたといわれる五箇条の御誓文、これはヨーロッパに追いつけ追い越せの、要するに形而下学的な側面でした。

船中八策もそうですし、これもそこから流れが来た。それではやっぱりいかんということで、教育勅語が出たんです。これが12の徳目なんです。

その天皇政治云々ということは別にして、やっぱり形而下学的なもの、形而上学的なものをフィットさせて、総合的に教育と言いますか、示していかないと、なかなか優秀な、21人は生まれてこないんじゃないかと思われまので、引き続き、人間力向上のかなめであります道德の教育にも、お力をいただきたいというふうに思っております。

最後になります。

教育の教という字の語源についてであります。

これは、私ちょっと習ったところを見ると、むちを打って習わせるという意味もあるようですね。

私、小学校のころには、むちを、先生が持っておられました。竹の根っこで、むちを持って教えられる先生がおられまして、ときに黒板をそれでびしっと叩かれて、私どもはピリッとしながら、教えを受けた記憶があるんです。

その歌もありまして、「すずめの学校の先生は むちをふりふりちいばっば」って、覚えておられますか。

むちというのは、非常にそういう教育の現場に必要な不可欠だったんだろうと思うんです。その歌があったということは。

今、そのような熱血な先生はおられるでしょうかということで、最後に質問させていただきます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

現在、宿毛市内の小中学校の先生方は、非常に実践力のある、教育熱心な方々がそろっておりますので、そのことについては、私も自負しているところでございます。

議員御指摘のように、現在、小中学校でむちを持った先生がおいでるかということですが、かつてはおいでたようではございますけれども、現在の先生方は、むちのかわりに情熱を持って、教育を行ってくれているものと拝察しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 一般の梓立祭でもお教えいただいたんですけれども、21人の1人の小野 梓先生も、熱血指導に努められたというふうに聞き及びました。

引き続き、心のむちを持っておられる熱血先生を期待しております。

今、すばらしい教育が行われていると、高倉議員も昨日おっしゃられて、評価しておられました。

身内が言うと、そのほこりはちりあくたのほこりになりますので、高倉議員に引き続き、私が紹介させていただきまして、質問を終わります。

よろしく、今後ともお願いします。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 2番、川村三千代です。先ほど、山本議員が、大変、質実剛健な質問をいたしました後ですので、私のような軟弱

な者が質問をいたしますと、それこそ後ろからむちが飛んでくるのではないかと思いつつも、この場に立たせていただきました。

中平新市長となりましてから、初めての一般質問でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

私が宿毛市議会を初めて傍聴をいたしましたのは、おとし、一昨年12月議会でした。

その際に、一番初めに、この質問の場に立たれたのが、現中平市長でした。その際に、中平市長が質問をなさった内容は、児童生徒の自転車通行に関する安全対策、またはその安全教育指導を、どのように取り組んでいるのか、行っているのかというような内容であったと、記憶をしております。

私も、議員になりまして10カ月ほどになりますけれども、通学路ですとか、また通学路に準じるような、児童生徒が、非常に利活用の多い道路に対しての、安全性の不安、ここはちょっと問題があるのではないかと、そういった声を幾つか耳にいたしました。

そこで、今回、まず初めに、通学路並びに児童生徒の利活用の多い道路の安全点検、対策について、質問をさせていただきます。

御記憶の方もたくさんいらっしゃると思いますが、平成24年の4月に、京都府亀岡市で、集団登校の列に車が突っ込み、多くの児童生徒を初めとする死傷者が出たという、大変痛ましい、悲惨な事故が発生いたしました。

それを契機といたしまして、文部科学省、国土交通省、警察庁、それらが連携をとりまして、緊急に、全国一斉の通学路に対する安全点検対策が図られました。

もちろん、本市におきましても、その点検、対策が行われましたが、改めまして、教育長から、そのときの模様、取り組み、そしてまた約3年以上の月日がたちました。その後、どのよ

うに取り組んでこられたのか、そのあたりを御説明お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをさせていただきます。

通学路の安全についての御質問でございました。

事例を含めまして、少し長くなりますけれども、報告を兼ねて御質問、お答えしたいと思います。

平成24年の緊急合同点検では、宿毛市教育委員会を中心に、国、県、警察など、関係機関と連携をした取り組みにより、道路、特に通学路の危険箇所の点検整備が行われました。

宿毛市教育委員会といたしましても、この関係機関との連携を密にし、より一層の交通安全対策に資するよう、平成26年12月に、宿毛市通学路安全対策連絡協議会、以下、協議会とさせていただきますが、それを設置をいたしまして、交通安全に対する取り組みを進めてまいりました。

昨年5月に、県道宿毛津島線の二ノ宮保育園西側付近で発生をしました事故後につきましても、発生後すぐに、児童在籍校での指導が行われますとともに、宿毛市青少年育成センターが、その歩道脇に看板表示を行うなど、注意喚起をしまして、応急対策がとられたこととございました。

その後、8月27日には、道路管理者である高知県幡多土木事務所による関係者の現地協議が行われまして、9月29日には、横断歩道の前後に道路標示がなされて、10月中旬には、道路標識が設置されるなど、早急な対応が図られました。

また、宿毛警察署による検討事項といたしましても、この道路は、時速が60キロで許可されている道路でございまして、現在よりも、1

0キロほど規制することも検討されているということでございますので、より一層の安全対策が講じられるものと期待をしております。

このような迅速な対応ができましたことも、協議会の設置など、日ごろから関係機関が連携を密にした対策を講じてきた結果であると考えております。この場をおかりしまして、高知県幡多土木事務所宿毛事務所さん、あるいは宿毛警察署を初めとする関係機関の皆様にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

今年度の新たな危険箇所につきましては、宿毛市土木課を初め、国交省や県、警察、学校関係者などの協力を得ながら、児童生徒への日々の指導といったソフト面や、道路標識設置、あるいは道路改良といった、ハード面での対策を進めているところでございます。

また、平成27年度におきましては、高知県安全教育推進事業の交通安全に関することで、宿毛中学校が指定を受けまして、10月にはスタントマンを使った交通安全教室を開催するなど、交通安全に関しまして、研究を進めてまいりました。

今後につきましても、協議会の構成員である国であるとか、県などの関係機関との連携調整を密にする中で、宿毛市の子供たちが、通学途中に危険にさらされることのないように努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解ください。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうもありがとうございました。具体的な事例も上げていただきまして、大変わかりやすく御説明をいただきました。

本当に的確に、そしてまた迅速に対応してくださっていること、大変、心強く思っております。

す。

しかしながら、そのような中でも、まだ地域の方々の中や、また保護者の方の中には、危険箇所を指摘なさる方はいらっしゃるんですけども、そのような場合は、どちらにそういった相談、お話をもっていけば、一番的確に、適切に対応が進んでいくんでしょうか、その点をもう一度お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

宿毛市通学路安全対策連絡協議会では、毎年、各学校からの通学路の危険箇所、それから対策希望箇所などについて、報告を受けることとなっておりますので、通学途中の危険箇所につきましては、学校にお知らせをいただければ、速やかに子供たちや保護者に周知もできますし、学校からの意見といたしまして、先ほどの協議会の議題としても、取り上げやすいのではないかと考えておりますので、どうぞ学校のほうにお知らせをいただければ、一番速やかな対応ができると思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） まず、不安な箇所があれば、学校へということで、学校と教育委員会が、非常に連携を密にいたしまして、子供たちの安全を見守っていること、理解できました。ありがとうございます。

道路というのは、本当に申すまでもありませんが、非常に、日々変化をいたすものでございます。見通しが悪いと思われていた道路が、その建造物なり看板が解体撤去されることにより、見通しがよくなることもありますし、また、そういった建造物によりまして、逆に見通しが悪くなる道路もございます。

また、樹木や雑草の成長によりまして、安全性が損なわれることも、大変多くございます。

今後とも、各機関が連携を密にいたしまして、子供たちの安全な登下校に御努力、御尽力をいただきたいと思っております。

そしてまた、私もこの場をおかりいたしまして、児童生徒の登下校時に、辻辻に立ちまして、児童生徒の交通安全、そしてまた誘導して下さる、見守ってくださっている保護者の方々、地域の方々、また、不審者による児童生徒の事故や事件から守るために、パトロールをして下さっているボランティアの方々、本当にそういった皆さんのお力添えで、子供たちが安全に暮らしていける、そういった宿毛市が築かれていること、この場をおかりいたしまして、改めて御礼を申し上げます。

これで、通学路に関する私の質問は終了させていただきます。

続きましては、観光振興について、御質問をさせていただきます。

現在、HAPPYはたっぴーキャンペーンも開催されておりますし、今月の20日には、宿毛市の観光びらきも予定をされております。きのうから、本当に本格的な春の到来を思わせるような天候も続いておりますし、本格的な観光シーズンの幕あけでございます。

また、今回の予算の中にも、宿毛市の観光パンフレットの英文化の予算が計上化をされておりました、いよいよ国際的に、宿毛市も観光地に名乗りをあげていくのかなと思いつつ、拝見をいたしました。

ただ、率直に申しまして、今、なぜ英語だけと、素直に思いましたのも、事実でございます。

2020年の東京オリンピックをめぐって、国としては、外国人観光客を2,000万人以上ということで目標にしておりましたが、既に2015年、昨年にもう1,970万人を超えまして、恐らく2,000万人達成は、ことしはもういけるのではないかと、うれしい誤算です

けれども、本当に外国人観光客多くなっており
ます。

そしてまた、その外国人観光客が日本で消費
する金額、今はもう2兆円を超えております。
日本の経済に、本当に大きな影響を及ぼす外国
人観光客の消費でございます。

そしてまた、この消費の約3割から4割は、
中国からの観光客が占めております。

そしてまた、その後、台湾、韓国、アジア圏
の観光客の方々に、この2兆円を超える消費の
約8割程度を占めております。こういったこと
からも、アジア圏の観光客の方々、非常に重要
な位置を占めております。

もっとも、爆買いという、流行語にもなりま
した、あの消費行動で知られております中国人
観光客、この爆買いも、そろそろ落ちついてく
るのではないかなと見られる向きもあります。
中国経済自体に陰りが見えている、そういった
こともございますし、中国の銀聯カード、御存
じの方いらっしゃるかもしれませんが、中国版
のキャッシュカードと御理解いただければ、一
番わかりやすいんですが、この銀聯カードの限
度額、これが昨年までは1日1万元、日本円に
して約19万円だったものが、本年1月1日か
らは、年間で10万元、約190万円に引き下
げがなされました。

こういったことも、やはり中国人観光客の爆
買いが抑えられるのではないかという見通しの
一つともなっておりますが、ただ、それにいた
しましても、やはりこういったアジアからの観
光客というのは、大変魅力的で、ぜひとも誘致
をしたい国ではないかと、私は考えております。

そしてまた、空港の問題もでございます。皆様
御存じのように、高知龍馬空港には、海外から
の直行便はございません。ただ、四国の中では、
二つの空港が、海外からの直行便、就航して
おります。香川県の高松空港は、中国、韓国、台

湾、これが週に3便ないし4便就航しておりま
す。

愛媛県の松山空港は、韓国との間に週3便、
就航しております。

特にまた、今月の21日からは、高松と台湾
を結ぶ便が、週6便に増便されます。

こういったことから、ぜひとも呼び込んで
もらいたいなと希望しているところでございま
す。

こういった、大変重要な位置を占めるアジア
圏からの観光客の方々、こういった方々に対し
まして、本市としては、どのように考えておら
れるのか、どのように取り組みを行っていかれ
るのか、市長、御説明をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川村議員の御質問にお
答えをさせていただきたいと思っております。

まずもって、滑舌のよさに、本当に感銘をい
たしました。昨日来からの私の答弁が、どれほ
ど滑舌が悪かったのか、またかんでますけどね、
ちょっと反省をしながら聞かさせていただきました。

外国人観光客の誘致、またその受入態勢につ
いて、お答えをいたします。

国の発表によりますと、昨年の訪日外国人客
数は、前年度比47.1%増の1,973万7,
000人でございます。先ほどお話ありました。

統計開始以来、最大の伸び率となり、日本を
訪れる外国人が急速に増加をしている状況でござ
います。

そのうち、東アジア圏から訪日される方が7
2%を占めており、アジア圏からの観光客の誘
致、受け入れについては、今後さらに重要にな
ってくるものと、そのように思われております。

アジア圏の外国人観光客に対する取り組みと
しましては、平成26年に大島桜公園及び出井
甌穴に、韓国語及び中国語表記を含む観光案内

板を設置いたしたところでございます。

また、本年度の事業といたしまして、一般社団法人幡多広域観光協議会において、中国語と韓国語でガイドマップを作成するなど、関係機関と連携し、取り組みを推進しているところでございます。

今後につきましても、旅行会社や観光客の動向を注視し、県の補助事業を活用しながら、平成28年度に作成を予定している宿毛市観光ガイドブックの英語版に引き続き、そして中国語や韓国語での作成も検討していきたい、そのように考えておりますし、外国人観光客の誘致、受け入れにつきましても、関係機関とも連携して、取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 本当に、アジアの方々にとりましては、日本というのは、地理的にも近い、アクセスがよい、ということは安価。安い価格で気軽に旅行ができる、大変魅力的な国であると、皆さん、大変いい印象を持ってくださっておりますので、どんどん誘致を進めていかなければと思っております。

昨年のデータなんですけれども、高知県下で外国人観光客の宿泊者数、こちらが出ております。5万9,820人、約6万人近い方が、外国からいらして、高知県下で宿泊をなさっております。

これは、都道府県ランキングにいたしますと、42位ということになります。47都道府県で42位か。やっぱり、高知県には余り外国人観光客来んのじゃないかと、がっかりなさる方もいらっしゃるかもしれませんが、実はこれ、前年からの伸び率で言いますと、高知県は第6位になります。1位が佐賀県、2位が三重県、3位が静岡、そして茨城、新潟ときて、高知県が

第6位の全国的な伸び率となっております。

この中で、なぜ佐賀県が1位なのかと、疑問にもたれる方もいらっしゃるかもしれませんが、実は、佐賀県鹿島市を中心といたしまして、タイの映画がロケをされました。そのタイの映画が、タイ本国で2014年に公開をされまして、そこで、やっぱりあの映画のロケ地に行ってみたいということで、佐賀県にタイからの観光客が多数、訪れることになりまして、それが佐賀県の伸び率1位を達成した理由となっております。

また、三重県に関しましては、なぜ2位かといいますと、伊勢神宮がありましたりですか、伊勢志摩サミットが開催されるということで、注目されている県ということもございしますが、現在、外国人の方々の中には、忍者ブームというのがありまして、三重県には伊賀流の忍者博物館がございまして、ここに足を運ぶ外国人の方が多いということで、それが三重県2位に取り上げられた要因ではないかと分析をされております。

こういった、先ほど申し上げましたベスト6を見てもわかるように、今、外国人観光客の注目しているのは、どんどん地方へ、地方へと延びていっております。

まず、初めて日本に来た方は、やはり東京、そして大阪、京都、そういった定番の観光地をめぐるかもしれませんが、やはり日本の四季の自然の美しさ、そしてまた、治安がよい、食べ物がおいしい、安心安全である、こういった魅力を、初回の旅行で感じた観光客の方が、二度、三度と訪れようと。そして、二度、三度訪れるうちに、どんどんコアな観光地、地方へ行って、本当の日本人の暮らしを見たい、文化に触れたいと思うようになってきております。

本当に、この高知県のような地方にとって、やっとな外国人観光客を招き入れる好機がやって

きたなと思っております。

ぜひとも、そういった意味でも、どんどんとアピールをし、活用をしていただきたいと思います。

そして、先ほどから外国人観光客のことを、ずっと申し上げておりますが、実は、私自身が海外に行って、みずからが外国人観光客となったことは、ただ一度、しかも訪れた国もイギリス1国のみという、大変乏しい経験しかございません。こんな私が、一体、他国へ旅行に行つて、外国人は何を望むのか、どういうフォローがあったらありがたいのか、そういったことを語るには、資格がないのかなど。

先輩議員の中には、本当に外国に精通していらっしゃる方もたくさんおりますので、ぜひとも、今後の外国人観光客誘致に関しましては、経験豊かな先輩議員たちの御意見も、また御参考にさせていただければと思います。

そしてまた、少し蛇足の質問にはなりますが、市長自身が海外に行かれた際の、何か印象ですとか、思い出がありましたら、お聞かせいただけないでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほど、るる、いろいろと御説明をいただきました。

外国人、本当に今は外国人観光客、本当に日本に訪れているということで、近隣の市町村も、宇和島を初め、八幡浜の首長さんたちも、これに取り組むんだよというお話も聞かせていただいているところではございますし、宿毛市も取り組んでいかなければならない、そのように考えているところではございます。

外国旅行での思い出というお話がありました。が、余り、私も実は、先輩議員たちと違いますが、外国のほうへは余り行っていないところでございますが。

15年ほど前、旅行ではありませんが、当時、水産業をしていたという関係で、マグロの養殖現場、当時、蓄養という言葉を使っていましたが、二十四、五キロのマグロをとって、そこをそのマグロはまだ増肉係数といいますか、要するに太ってないので、日本人向けに、しっかりとえさをやって、太らせてから日本に輸出しようという事業があります。

それを、スペインのほうに視察に行ったことがございます。そのときに感じたのは、田舎に行つたんですけれども、非常に治安が悪かったです。

田舎はいいんですけれども、自分たちが泊まっているホテルとかで、外に若い人たちがたむろしてたりとか、夜、ちょっと買い物にと思つて出ると、スクーターに乗つて、若者が後ろからついてきて、何かというと、ひったくりですよ。

それから、電車に乗るときは、集団で乗らないと、1人、2人で乗ると、周りを囲まれて、ポケットに手を入れられてということで、私自身も、実は嫁と子供の写真が入つた、システム手帳のようなものをとられて、帰つてきて大変嫁に怒られたという経験ももっております。

そういったこともありまして、余談になりましたが、やはり安全、治安のよさというのが、非常に必要なのではないかなというふうに思っています。

そういった意味も含めて、今の日本というのは、本当に外国人にとっては来やすい、そういった国なんじゃないかなというふうに思っています。

それから、先ほどお話にあった食べ物、本当に宿毛市は食べ物には、もう絶対負けないという自信を持っていますので、しっかりと売り出していって、外国人観光客も、しっかりと来てもらう、そういったまちにしていきたいという

ふうに思っています。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 市長の経験からも、本当に日本の治安のよさ、安心安全な国だなど、再認識をいたしました。

また、マグロのお話も出ましたけれども、実は、韓国、そして香港、台湾などの釣り人には、非常に日本というのは魅力的な釣り場だそうです。

こういったことから、どんどんと沖の島や鵜来島をアピールしていったらどうかと思っております。

そして、私、一番観光振興の際、思いますのは、自分の拙い海外旅行の経験から言いますと、ロンドンに参りました折に、バッキンガム宮殿、そしてウェストミンスター寺院、大英博物館など、有名な観光地をめぐるしました。

外国人が東京に来て、皇居、そして浅草浅草寺、江戸東京博物館に行くようなものでしょうか。そういった代表的な観光地にも行きましたけれども、やはり帰ってきてから一番心に残っている思い出というのは、駅構内で困っているときに、掃除のおばさんに、親切に助けてくれたとか、朝散歩に行って、現地の人に身ぶり、手ぶりで話をしたとか、本当にそういった、もう何げない、その国の人たちとの触れ合いが、実は一番に心に残っております。

観光振興には、もちろん豊かな自然、そして観光施設、必要でございます。おいしい食べ物も必要でございます。しかしながら、一番重要な、そして大切な観光資源は人であると、私は思っております。どうか、外国人観光客の方はもちろんですけれども、国内の観光客の方々いらっしゃる折には、観光関連業界に勤めていらっしゃる方はもちろんですけれども、市民の方々お一人お一人が、笑顔でお声がけをしてい

ただきたいと思えます。

皆さんの「こんにちは」が、宿毛市の観光振興につながると思っております。

これをお願いをいたしまして、観光振興に関する私の質問を終了させていただきます。

そして、最後の質問になります。市長のこれまでの経験、そして豊かな人脈を、今後の宿毛市のために、どのように活用していくのか、その点をお伺いしたいと思えます。

市長は、3期12年にわたりまして、議員としても活動していらっしゃいましたし、またその間、自由民主党高知県連の青年局長として、約3年間活動も続けてまいりまして、本当に県内外の方々ときずなを結び、広く人脈を築いていらっしゃいます。

昨年12月の選挙の折にも、本当に多くの方々に応援に駆けつけてくださっているように思いました。残念ながらいいですか、申しわけないことですが、どなたがいらっしゃり、どのような応援演説をされたのか、当時の私は知り得る立場におりませんでしたので、詳細はわかりませんが、大変多くの、有名な方々が、遠路はるばる宿毛まで、市長のため、応援に駆けつけてくださったというのは耳にしております。

そういった、本当にお金では買えない宝物を、たくさん持っている中平市長でございます。その経験、人脈を、今後どのように生かしていかれるのか、その方向性、展望をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

私の経験、人脈を本市に活用していく方向性、そしてその展望についての御質問をいただきました。

お話しをいただきまして、ありがとうございます。

います。

12年間の市議会議員を通して、いろいろな方々と知り合うきっかけとなりましたし、また、いろいろな御指導をいただける、そういった方々とつながりもできたところでございます。

先ほど来ありましたお話以外にも、全国の若手市議会議員の会、こちらには、OBともうなりましたが、私や、それから岡崎議長も在籍をして、現在、全国に400名ほどの会員をもって、いろいろな、自分たちが研さんし合って、地元に戻って、しっかりと地元住民のために頑張ろうといった、そういった会でありまして、こちらのほうは、党派を超えて活動をしております。

そういった関係もありまして、自民党だけにとどまらず、民主党、そして維新、そして公明、いろいろな政党の方々とおつき合いをさせていただいている、そういう状況でございます。

私は、12年間、市議会議員として市政に携わってまいりました。その間、常に、どうしたらふるさと宿毛を元気にできるかということを考えてまいりました。

若者の都市部への流出や、少子高齢化の進展などにより、年々、人口が減少し、産業も停滞する中で、市民の多くが、これからの生活に不安を感じ、夢を持つことが難しいと考えている現状があります。

そんな閉塞感を打破し、若者が夢を持ち、高齢者が生きがいを持てる、そんなまちづくりを推進をしていかなければなりません。

そのため、市長として、みずから先頭に立って、宿毛市の魅力を積極的に発信するとともに、これまで培ってきた経験や人脈を生かしまして、地方創生を目指す国や県とも連携をしながら、宿毛創生を合い言葉にして、若者が夢を持ち、高齢者が生きがいを持てる、そんなまちづくりに不退転の決意で臨んでいくつもりでございます。

す。

そんな決意でございます。

幸い、本市には、豊かな自然や、素朴で人情豊かな住民性など、将来に向かって発展していくための素材に恵まれている状況でございます。

宿毛市の特性を最大限に生かしまして、そうした政策を推進すれば、必ずやこの地域の発展が図られるものと、そのように確信をいたしております。そういった思いで取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆様には、ぜひ御協力のほど、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 多くの市民の方々が、若きリーダーに大変大きな期待を寄せております。今回のこの議会、多分、SWANテレビの視聴率も、今まで以上にいいものではないかと思っております。

本当に市長、今後とも、我々議員ともども、宿毛市のために頑張っていこうという決意を承ることができまして、大変実りの多い私の質問、市長ありがとうございました。

これで今回の私の一般質問を終了いたします。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後 1時02分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田でございます。

12年間の市会議員の経験、積み上げた能力を生かしたい思いを持って、志を、挑戦をされたと思われま。無事御当選されましたこと、

本当におめでとうございます。

大きな権力と、執行権を手に入れました。権力は腐敗しやすく、過ちを犯しやすいものがあります。私心を離れて、市民のために、公平公正な判断で、責任を果たしていく立場は、公金をいただく公務員として、何ら変わるものではありません。

大きな権力にすり寄ってくるものも少なからずあるのが世の常で、政治の世界では、道徳から離れて、私腹を肥やす例も少なくありません。政治家の質と社会の悪さは無関係ではありません。行政と議会のなれ合い政治も、無責任そのものであります。

政治腐敗を起こさないために、表に出せない金は使わないことであります。政治と金に関する判断力と責任感の欠如、わきの甘さを知らされた、本当に経済政策のかじ取りを担える政治家だったのかと、懸念も生じる話も、国政には多くあります。

利益誘導、利害関係では動きません。その姿勢を、自分にうそをつかない力を持って、誠実な姿勢を貫くことが、誰もが幸せな社会へと通じます。この間いを、365日、政治する者は考え、続ける日々であります。

多くの権限、執行権を、望んでいたものを手にした市長であります。御自分の政治責任のためにも、政治信条を公表することを重要と考えます。

お示しください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、自分にうそをつかない、しっかりと、そういった思いで、これから執行してまいりますので、今までもそういうふう生きてきたつもりですが、しっかりと頑張ります。

ありがとうございます。

まず、初めに、私の政治理念についての御質問をいただきました。

昨日の松浦議員に対する答弁と重複する部分もございますが、私は、市民の幸せを念頭に、市民の立場、視点に立ち、この豊かな自然や歴史、産業などを大切に守り、育てるとともに、本市の特性を生かし、若者が夢を持ち、高齢者が生きがいを持てる、そんなまちづくりを基本に、10年後、20年後も住み続けたいと思える宿毛市づくりを、市民の皆様の先頭に立って推進してまいります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 政治をつかさどる権力とは、金、地位、名誉を得るが目的ではありません。自分を犠牲にして、国をよくしようとする人に、後からついてくるものであります。

個性もありましょうが、勇ましい言葉ではなく、地味で実感のある言葉を語る政治家も、多く名を残しています。

政治家は、いつも質問にぶつかりますが、このことが政治家を育てる議員として、市長との緊張関係も保持しつつ、住民のために、しっかり議論をし、その後は、大きな共同作業で、宿毛をともによい方向へと進めていくことが重要です。

住民の負託に応えることで、また支持者でなかった方の声にもしっかりと耳を傾けることなど、公平公正な政治を望みます。

議員としても、判断する行動の際の基準をどこに置くのか、議案を可決か、否決かに際して、住民側に立って判断するか、自分の利益を念頭に置いて判断するかによって、結果が異なります。

選挙区の利益に反するとして、国民の利益を無視してはならず、国民の利益に反するとして、選挙区の利益を無視してはならず、これは有名

な言葉であります、熟慮するに値します。

議会における言動は、公人としてのものであるから、自分の利害を離れて、たとえ利益に反するとしても、公人として、全体的な立場に立った判断で言動することが必要であります。

議会で携わることがいかに重要か、問われているゆえんであります。

政治家も、市民も誠実でなければ、よりよい宿毛を目指すことはできません。新市長に御期待申し上げ、全体の奉仕者である政治家としての信念を確認させてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたしたいと思います。

市政運営は、市長一人で行えるものではないというふうに考えております。市役所においては、職員が、また市政全般にわたっては、議員の皆様、先ほどお話がありました、ともに宿毛をよい方向に進めなければなりません。

議員の皆様を初めとする、市民の皆様一人一人の御理解と御協力をいただく中で、円滑な市政運営ができるものと、そのように考えております。

市民の立場に立ち、市民の利益を考えることは大切なことではありますが、ときには個々の利益を制限してでも、実施しなければならない、そういった政策もあるのではないかと、そのようにも考えているところでございます。

宿毛市全体を、よりよくしていくために、何を、どのように進めていくのか、じっくり考え、じっくり判断し、確実に実施していく、そういったことが大切だというふうに思っております。

当然、議員の皆様と一緒に進めていきたい、そのように思っておりますので、ぜひ御理解のほどを、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 市長も12年の議員時代を経て、私にとっては大先輩とされます。

2000年に地方分権一括法が施行となり、それまでは4割、5割の国の機関が委任事務となっておりましたが、全て廃止となりました。

自治体が行う事務の全てに、議会の権限が及ぶとなっております。それからもう15年たちました。議会の責任は、それまでとは比べものにならないほど大きくなりました。

市民からは、議会は変わったか、何をしているか、姿が見えん。立つか座るかだけか、チェック機能はどうなっているか。私たちには、常に住民からの厳しい目が注がれています。住民の批判を感じているわけでありませぬ。

私は、あえてその批判に向かっていく挑戦を決意して、厳しい中に自分を置き、市民の負託に応える決意は、市長や他の同僚議員と何ら変わるものではありません。

議員時代、中平市長個人として取り組まれたものがあれば、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今も昔も、議員の皆様方一人一人、本当に大変な重責を背負って活動されている、そのように理解をしているところでございますが、私が議員時代に取り組んだことについて、御質問をいただきました。

私は、生まれ育ったこのふるさとを、よりよいまちにしたい、そういった思いから、市議会議員として12年間にわたって政治活動を行うとともに、さまざまな社会貢献活動にも携わってまいりました。

そういった面で、個人的にというような形で、お答えをさせていただきたい、そのように思います。

まちづくりは、行政だけや市民だけでできるものではなく、市民、行政、議会、企業、団体などが一体となって、全体の利益を追求し、地

域を創造していくものと考えております。

そのような基本認識のもとで、さまざまな方々の御理解と御協力をいただきながら、子供から高齢者までが、夢と生きがいを持てる、そんな豊かで、活力に満ちた地域を創造するために、これまでも活動してまいりました。

個々の活動をお示しすると、けさの川村議員の質問の中にもございましたが、地域の安全の見守り活動であるとか、それから清掃のボランティア、海や川や、そういったことにも携わってきた経緯がございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 平成17年、国の指導で第二の夕張とまらないために、行政改革が始まりました。

地方分権が進み、執行部の権限が強まると、議会の役割も一層問われ、チェック機能としての存在を示すためにも、みずからを律すること、ますます議員の姿勢が問われるのは当然であります。

しかし一方、議員は変わっていないと、住民からの信頼は低下しています。憲法や地方自治法で、議会をおくとなっているから、保障されているから大丈夫ではありません。

議会がよくならなければ、行政もよくなりません。地方自治は、政党政治ではありませんので、会派を超えて、委員会等を中心にして、市民の役に立つ、政策立案もして、14名全体の力でなし遂げたこと。専門委員会等でなし遂げたことなど、集団協議としてできたことなどあれば、お示してください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議会全体で力を入れて取り組んだことについての質問というふうに理解をさせていただきます。

した。

私は、12年間の議員在任中、市議会議長を経験させていただきました。その議長時代に、首長と議会という二元代表制のもとで、議会の政策立案と、そして執行機関の監視という役割を踏まえ、議会としての権能をどのように生かしていくかという、議会の方向性を見出すことに努めてまいったところでございます。

さらに議会基本条例調査特別委員会の委員長といたしまして、議会全体の活性化を目指し、将来にわたって、議会及び構成員である宿毛市議会議員のあるべき姿を示すために、宿毛市議会基本条例の制定に携わってまいりました。

私は、この宿毛市議会基本条例にも明記されておりますように、議会は、宿毛市民の負託に応えるため、先ほど議員のほうからお話ありましたが、積極的な情報公開と、市民参加の推進、市長及び執行機関の職員との緊張関係の保持、議員間の自由な討議の展開、議会活動を支える体制の整備などについても、力を入れて、活動してきたつもりでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1年生議員として、参考にさせていただきます。

賛否をあらわすだけなのか、議論はあるのか、議員提案はしっかりしているか、市民の根強い声はあります。

市民にとっての理想の議会とは、議会事務局が議会の政策立案能力の補助になり得るスタッフがいて、議員の政策に対する勉強意欲に、議会事務局の存在価値として、議員に力をつけていく、サポートできている事務局であったかどうか、振り返っていただきたいと思っております。

議会は議員が主役であります。行政の中で、議会は関門、チェックのみの発想ではなかった

でしょうか。執行部提案に、議場で議員が十分議論したでしょうか。賛否をあらわすだけの議会ではだめで、民意に裏打ちされた徹底議論があります。反対討論はあるが、賛成討論は出ないでは、住民は納得できません。

その後の結果は尊重して、大きな力となって、市民のために前に進めていく意識の変化も重要であります。私たち議員、論点、争点を探すことを得意とする合議制の議会。議会は住民の窓口です。その責任とともに認識をし、首長はリーダーシップを発揮できる独任制であります。市民にかかわって仕事をする職員は、政策能力の高い職員へと、変化が今こそ求められる、このことが地方創生の第一歩と考えます。

市長のリーダーシップを求めます。

市長の片腕となってもらえる方も見つけられ、御自分にとって、大事なことを相談でき、信頼できる方と大事業をなしていくわけですが、ともに使命を持つ副市長の立場は、従来の行政から離れて、政治の世界へ入っていきます。

記憶に新しい平成9年の課税入力システムの誤りが、平成26年12月に発覚したが、混乱するとの理由で、1年後の27年12月議会で報告を受けました。

当時の責任者であった税務課長を選任されました。その他のことは、余りよくわかりません。副市長として、どこに信頼を寄せられたのか、決心されたものはなんだったのか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

副市長のどこに信頼を寄せ、選任を決心されたものは何かの御質問ですが、本年1月に開催されました市議会の臨時議会のほうで、提案理由の中でも御説明させていただきましたが、岩本昌彦氏は、人格、見識ともに大変すぐれて

おり、行政経験からも、副市長として最適任者であると判断をいたしましたので、選任をいたしましたところでございます。

先ほどのお話の中で、職員のスキルアップも図っていかねばならないというふうに思っていますので、しっかりと職員の教育もしていかなければいけませんので、それはしてまいります。

そして、議会事務局も、先ほどお話がありましたように、議会基本条例を制定するときの立て役者として、当時の議会事務局長として、しっかりとした仕事をしてくれましたので、そういった面でも、信頼関係が構築されたのだと、そのように思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） とともに市政を担っていく立場となられた副市長にとりましても、政治的覚悟も要ります。もちろん、議員として、私たち同様、身を切る覚悟であります。知恵も勇気も決断力も欠かせません。そして、信用が命であります。私利私欲に心奪われることなく、全体のプラスになることができているか、いつも振り返るくせをつけることを自分に問うことなど、政治するものにとって欠かせない、多くのことがあると、私は考えております。

市長は、このままでは、宿毛がなくなると言われました。危機意識は当事者意識として重要であります。具体的に、宿毛をどのようなスタイルのか、ビジョンをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁させていただきます。

宿毛の将来ビジョンについて、具体的に目指すものは何かの質問をいただきました。

昨日からの答弁と重複する部分があるとは存じますが、本市におきましては、少子高齢化の

進展と、人口減少に対応するため、昨年10月に宿毛市人口ビジョン及び宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしております。

まず、地産外商により、安定した雇用の創出。2点目といたしまして、新しい人の流れをつくる。3点目として、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえる。女性の活躍の場を拡大する。そして、4点目として、コンパクトな中心部と、小さな拠点との連携により、人々の暮らしを守るといふ、四つの基本目標を定め、人口減少克服と、地方創生の実現に向けて、取り組むこととしております。

また、これまでの実績や、新たな課題などを踏まえ、平成28年度からスタートする、新たな5カ年の総合計画である宿毛市振興計画基本計画を策定いたしました。

これらの計画に位置づけている事業は、宿毛市が将来にわたって発展していくために必要な施策であり、積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、御協力のほど、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 右肩上がりの景気のよい時代なら、土建事業、福祉事業と、税金の分配ができたわけではありますが、右肩下がり是不利益の分配であります。

議員等も、この不利益を受け入れているかという疑問、私の8年前の議員への挑戦の原点はここにありました。

平成11年度、国からの指導で行政改革プランが作成され、それに基づいて、行政が財政再建団体とならないようにと、計画は立てられました。

第2の夕張となる寸前でありました。宿毛の財政結果、住民サービスを削る使用料金の値上げ、繰上償還などを行って、住民負担、借金の返済へと、大きくかじを切り、自由に使える予

算は多くありません。議会のチェック機能も、あわせて問われるものでありました。

2000年までは、国、県の通達をこなしていればよい感覚でありましたが、行政改革は、まず職員の意識改革が求められます。

地域づくりは人づくりからです。プロの公務員として、勉強していかないと、初級公務員にも中堅幹部にもなれないのであります。意識を変えろといっても変わるものではありません。皆さん、どうされるんでしょう。

宿毛には何もないという市民の声、公務員は市民の役に立ってこそ役人です。皆さんがやっていることは、これでいいのでしょうか。市民の複数の声であります。

景気の低迷、高齢化社会を抽象的にのみ、具体的な、明確な課題を設定し、実現に向けた自由度を確保してきたかということでもあります。

限られた人材、財源、権限の中で、最大の努力と結果を求める市民の負託に応える市役所組織として、また地方創生本部として、どこに焦点を合わせるかであります。

机上で待っているだけでなく、地域へ出て、人に触れてください。地域を知り、人を知ること、その地域はどんな地域にしたいのか、課題も見えてまいります。

宿毛には何もない、市民の声、人という地域資源、地域には、役に立ちたいと考える人は多くいます。そのためには、コーディネーターが必要であります。人にはできる、できないという違いは、金銭の働きによる能力ともいえませんが、コーディネーターとして、よりよく力を発揮するには、課題解決する意思や、知恵を生み、人間を開拓する想像力と、人間関係をつくる、つながる力と、必ずしも思いどおりにならない局面にも、じっと踏みとどまり、物事が成就するために、粘り強く努力することができる人です。

努力とは、市民が幸せを願うことです。明るい展望を示すことができなくては、改革とはいえません。新市長に期待するところでもあります。

市役所組織、創生本部としての取り組みのスタイルについての御見解をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

先ほど、職員のスキルアップをしなければならぬ、そういったお話もさせていただきましたが、昨年12月26日に宿毛市長に就任してから、2カ月ぐらいがたったわけですが、多くの職員は、毎日毎日、本当に市民の福祉の向上のために、奮闘している、そういった姿も見せていただいております。

スキルアップを図って、必ずやこの職員であれば、地方創生に向けて、宿毛創生に向けて、戦っていけるんじゃないかな、そのように感じているところであるということ、まずもお示しをしておきたいと思っております。

行政方針でも説明をさせていただきましたが、これから地方創生を目指し、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とし、雇用の創出や、移住・定住対策及び子育て支援などを重点課題として、積極的に取り組んでまいります。議員御指摘のように、業務に携わる職員の姿勢は重要になってきます。

人口減少の克服や、地方創生などの取り組みを、着実に進めるためには、職員一人一人が、熱意とスピード感を持って、事業に参画することが大切だと考えております。

また、地域の特性に合った、地域に根差した取り組みも必要となるため、職員だけではなく、外部から地域おこし協力隊や、集落支援員などの制度も活用する中で、住民のニーズに合った取り組みが重要となります。

職員は、市民から信頼されるためにも、日々

能力の向上に努め、全体の奉仕者として、強い使命感をもって業務に取り組む必要があると考えますので、幹部会を通じての指導だけではなく、職員としっかりとコミュニケーションを図りながら、常に知恵を出し合い、宿毛創生に向けて、ともに戦ってまいりたい、取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 大小を問わず、改善する点は、事情変更の原則により、改善することです。

2014年4月から、地方公務員法は改正されました。2016年から執行であります。

今回の改正は、内容の点でも重要な改正であります。その中心は、従来の勤務評定制にかえて、新たに人事評価制度を創設した点にあります。

対象者である職員はもとよりのこと、自治体業務のあり方をも左右する可能性があるという点において、住民にとっても重要な意味を持つものであります。

市長は、厳しい財政の現状はわかっているが、手おくれになる前に、資金を借りてでもなし遂げるとありました。具体的に考えていることがありそうですか、お示しください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

なし遂げたい、具体的事業についての御質問をいただきました。

現在の宿毛市における最重要課題は、人口減少対策であると、そのように考えております。現状のままでは、四、五年後には、人口2万人を切ると言われておまして、まさにこれからの四、五年が、宿毛市にとっての正念場となってきます。

その対策のためになし遂げなければならない事業は、雇用の創出を初め、子育て支援、移住・定住対策、そして産業振興など、数多くあります。

先ほども申し上げましたように、宿毛市が将来にわたって発展を続けるためには、振興計画や、地方創生総合戦略に位置づけた、それぞれの事業を実施し、推進していくことが重要になってくると考えております。

一方、大変厳しい財政状況の中、年度ごとに実施する事業は、優先順位や緊急性、費用対効果などを見きわめながら、実施していく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） これ以上、次世代に借金を残すことは避けることであります。お金をかけずにできる政策もあるのではと、知恵はどうかと考えます。

住民と行政の協働は、役所がまず汗を出さないと進みません。市長以下、職員がゼロ予算でも率先して動くようにしている自治体もあります。駅や道の草刈りなど、提案したら60ぐらい出てきたという自治体もあります。

例として、俺は何もできないけど、酒だけは飲めるので、夜ひとり暮らしの老人のところに、手弁当で行って、晩酌の相手をしたという提案を受け、「お酒は楽しく2人酒」という名前で、実現させた事業もあります。職員には、すばらしい地域をつくるため、働こうという志が大事で、それでこそ住民との信頼関係が築けると、首長の思いに職員が応えた例であります。

長野県では、職員が住民にどんな姿勢で臨むかが大事と訴え、自分の仕事だけでなく、職務全体を考えて、行政サービスを見通し、意識改革に取り組んでいるところもあります。

市長のリーダーシップを求めます。

そこで、参考に値する島根県の海士町であります。これは前回もお示しさせていただきましたけれども、2013年には、地方創生総理大臣賞を受賞しました。年2,000人の視察者があります。本土から二、三時間かかる島ですが、1950年には7,000人いました島民が、2,300人となり、高齢化率40%で、公共事業で生かされてきた島であります。

公共事業によって支えられたまち、それによって生活が改善されたものも、まちの財政力以上に、地方債残高が膨らみ、超財政悪化となりました。

2000年に取り組みを進め、2013年に総理大臣賞受賞を獲得したモデルケースであります。

参考になることも多いと思います。

2002年、町長となったトップは、自分たちの島は自分たちで守り、未来はみずから築くと、町民や職員の後押しで、自立への道の選択でした。

2002年は、101億円の借金、毎年10億円以上の返済は無理としました。三位一体改革は、みずから身を切らなくてはとの考えで、町長は給料50%カットを実行しました。

職員からの申し出が相次ぎ、議員、教育長も続きましたが、結果、2億円の人件費を財源として、さまざまなプロジェクトを立ち上げました。

海士町は、中央官僚を招いて、知恵をかりたものではなく、町長のリーダーシップのもと、住民の徹底した議論と、生活の中で培ってきた知恵を体験化し、実験を試みたものであります。

企業の経済グローバル化の中で、疲弊する中山間地域の意見は対象とされないことも見えているわけであります。

海士町のような試みの知恵で、いかに現代化

し、付加価値をつけた商品の販売ルートを開発以外にはないと考える人も少なくありません。

町長のリーダーシップの徹底した議論と知恵を体験化し、実験を試みた、付加価値のつけたブランド化された商品は、鮮度を落とさず、東京市場で高値で取引されることになりました。

今まで、市場から離れ、時間がかかり過ぎる、鮮度を落とし、商品価値を落としていましたが、安値に嘆いていた島民の生活は一変され、職員の意識改革、地域を知ることで、広い視野を持つこととなり、アイデア、知恵を集中した成果と考えます。

執行部も職員も、議員も住民の心と力の一つにしていくことで、やるしかありません。

体験化し、実験化し、商品化していくためには、資金も欠かせない。

そこで、前沖本市長は、その目的であったかどうかはわかりませんが、30%の給与をカットいたしました。中平市長も、手おくれになる前に、お金を借りてではなく、目標を定め、限定的に身を切る決断など、お考えはどうでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

お金を借りてでも、借金をしてでもというのは、行政が何か物事をやろうとしたときに、必ずお金がないから、予算がないからということ断り文句にしているというところで、そういったような話は通じないよということで、話をさせていただいたつもりでございますが、何か違った方向に、お金を本当に借りないといけなような話になっていますので、その点については、少し訂正というか、そういう思いだということを御理解願いたいというふうに思います。

島根県の海士町のお話もありました。また、ぜひ私のほうも勉強もしないといけないとい

うふうに思ったところです。

島根県といいますと、地方創生にトップとして頑張っておられる石破大臣の地元ということもあります。しっかりと、またどういう状況なのかも勉強させていただきたい、そのように思って、聞かせていただきました。

地域地域で課題はいろいろあります。消費者との距離であったりとか、いろんな課題がありますので、そういったのも、まねができるところはしっかりとまねをして、取り組んでいきたい、そのように思っております。

市長として、自分の給与の話だったというふうに思いますので、私自身は、給与カットについては、現在のところ考えておりません。市長としての給与に見合うように、誠心誠意、職責を全うしていく所存でございますので、御理解願いたいというふうに思います。

なお、任期中に私の報酬について、報酬等審議会に諮問をし、審議、答申をいただく、そういったつもりはございますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 宿毛の地方創生についての取り組みは、今までに伺ってききましたが、限られた時間で補助金目当てが表に出て、国のほうばかり向いていたとしか思えません。

計画は机上のものが多くですが、もっと発展させるには、地域と生産者と住民力、行政力、議会力を合わせて、予算の使い方も含めて、真剣な話を重ねていくことが重要であります。

もう失敗は許されません。覚悟も要ることでもあります。

ここで、行政のほうも、縦割り制度の弊害を言われてきました。国は、政策分野ごと、予算ごと、縦割り行政が好都合であります。しかし、地方自治体は、地域住民のための総合行政体であります。国が縦割り行政であっても、地域で

総合化していくことです。人口減少対策においても、地域の課題、特徴を見きわめて、政策横断的な、統合的な基本目標、基本方向を明確にする必要があります。

若者支援は、子育て支援、教育、高齢者を支える力につながっていきます。横断的な立案する部、事業実施後の評価する部の横割りに変えることであります。

成果を出すために、構造改革を求めます。中央創生本部としての取り組みを伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁をさせていただきます。

先ほど、少し御指摘があった部分がありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

石破大臣は、選挙区としては鳥取ということで、地元ということで、鳥取、島根という意味で使わせていただきました。勘違いしたらいけないので、訂正をさせていただきたいと思います。

御質問にお答えいたしますが、昨年9月議会での答弁の繰り返しになるかと思います。

市役所の業務は、多岐にわたっておりまして、その対象区分は、産業、福祉、税、土木など、非常に幅広くなっております。

この業務分野ごとでの効率性を上げるため、関連する業務をひとまとめにする形で、課として、組織をしておりますが、それが縦割り行政と呼ばれる原因になっているというふうに理解をしております。

本市におきましても、課を組織し、セッションごとで業務を分担しておりますが、課を超えて、対応が必要な業務につきましては、横断的に連携して、対応をしております、情報共有の徹底にも努めているところでございます。

今後も、移住・定住対策、子ども・子育て対策など、課を横断する業務につきましては、課

を超えて業務連携、情報共有について徹底する中で、市民の皆様の負託に応えられるよう、心がけていきたいと考えております。

なお、昨日からの一般質問で答弁をしておりますように、子ども・子育て対策などは、横断ではなくて、縦割りと言われるかもしれませんが、一つの課の中に入れていきたいな、そのように思っております。そのほうが、住民サービスが向上するものだと考えておりますので、御理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 一つの例であります、高知市は、こども未来部を新設いたしました。保健福祉関係や、教育委員会と、縦割りではらばら感がありましたので、子供関連の業務を束ねたわけであります。

業務点検の中で、産前産後の支援が薄いと、課題が見えたとして、成果を上げるため、経済的な問題だけではありません。親の介護をしているなど、夫婦のみで、近くに頼れる親せきはいない。各家庭が置かれている状況はさまざまであります。子供を産む夫婦が、妊娠、出産をためらわないように、妊娠初期から親を支え、地域単位で子育てを応援する仕組みづくりを求めていくのにも、横のつながりが重要と考えます。

宿毛市総合福祉センターで、1月27日には、ゲートキーパー研修会がありました。そこでも、県としての自殺者は全国平均より高く、厳しい状況でした。この宿毛であります。

それを危惧した研修会であります。

市町村別として、宿毛、大月、黒潮町、男性の自殺率が最も高い、示されておりました。

女性は、男性ほど高くありませんが、幡多郡では唯一、高い数字が、宿毛、出ております。

自殺を考えるほど追い詰められている人に、気づき、支え合うことの勉強会であります。講

演者の内容は、不登校など、教育に関係していた方ですけれども、質問時間もありませんでしたが、福祉の職員しか見えてなくて、教育委員とのつながりの質問もありましたが、答えられなかったと聞いております。

縦割り行政の弊害と言えるのではないかと思います。市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

縦割り行政の、それが弊害なのかどうなのかというのは、私のほうからコメントすることはできませんが、何はともあれ、縦割り行政という言葉は、悪い方向で使われている言葉でありますので、そういった案件に関しては、改善するよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 移住・定住対策を考えるにつけても、中山間地域では、林業衰退の理由を考えることであります。

消滅自治体、地域活性化策も聞いていない現状であります。バイオマス稼働など、背中を押してくれる事業の中で、例えば、1本の木を切っても、柱をとり、材を机やタンスにと、市内で加工で、付加価値をつけていくなど、商品化すれば、それなりに財政も豊かになっていくかも知りません。

山の活用で仕事をつくることを考える人がいれば、行政として、どのような御提案をできるのか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、市内で伐採された原木は、製材として活用できる原木、A材、B材と呼ばれているようでございますが、これについては、原木市場へ出荷され、一般に低質材と呼ばれます。それ

以外の原木、これC材と呼ばれているようでございます。これにつきましては、チップや木質バイオマス原料として活用されております。

質問議員が言われますように、市内で原木の生産、製材などへの加工、木材製品の製造といった一連の流れができていれば、木材の地域内循環として有効であるとは考えますが、現状では、先ほど少しお話にもありました、家具など、そういった製品を製造する事業者は、市内にはおりませんので、そういったことはできていない現状でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） それは一つの例でして、農産物につけても、私、今、オクラをつくっておりますけれども、農家の取り分は3割でございます。あとは全て運送業者とか、市場で搾取されていくわけでありまして、付加価値をつけて地元で販売していけば、付加価値がついていくということでございます。

日本は温帯地域で、雨量も多く、樹木がよく育つ環境にありますから、衰退産業とされる、本来、おかしな話であります、林業であります。

林業手法に、根本的に誤りがあると気づいた方がおられます。足元の宝物をどう発展さすか、それがかぎであります。

徳島県上勝町の葉っぱビジネスなど、先進事例の成功は偶然ではなく、死に物狂いで、地域を何とかしたいと努力した人がいたからであります。

地域づくりは、ここでしかできないことを考えていくことであります。全国で指導している、いの町の土佐の森の中嶋理事長は、自伐林業について、長く続ければ、林家や仕事の効率が向上する。低コストで個人も参入しやすく、中山間地域の可能性を生かした農山村の振興につながるのとあります。

このことは、前沖本市長が、山戸議員の答弁の中で、地産地消、雇用もエネルギーもお金も、地域で回していく環境であり、地方再生の事業内容であると、自伐林業をたたえていました。

28年度予算にも、自伐林業育成資金が計上されています。土佐の森の門下生である四万十市の宮崎さんは、プロにしかできないといわれている林業であっても、技術を学ぶ仕組みがあれば、素人からでも、自伐林業に取り組むことができるかと話しておられます。

宮崎さんは、この地域でできることは全てやった。どうしてもうまくいかなかったが、自伐林業に出会ってから、全ての歯車がかみ合い出したと話しておられます。

今、四万十川の河口から15キロの上流の7ヘクタールの山林を、山頂に向かって延びる2.3メートルの約1キロメートル弱の道は、メンバー2人で開設したとのことでもあります。

初年度は、200メートルで、ことして3年目の道づけということでもあります。

グループで作業するから、チェーンソーと軽トラとワイヤーなどあれば、小規模経営から始められるということでもあります。経費をかけず、手元にお金を残す自伐林業なら、うまくやっていると、全国各地で言い続けた中嶋さんであります。

林業を始めるきっかけを与え、技術を与えた土佐の森であります。本格的に自伐型林業の成果が認知されたのは、誰でも始められることを証明したのは、東日本大震災の三陸沿岸部の展開でした。

津波で船を流された被災者らの自伐による仕事づくりの仕組みを構築し、山で収入を得られるモデルをつくりました。住民が参加できる仕組みがあれば、林業者は何倍にもふえると、中嶋さんはおっしゃっておられます。

全国からの相談を受けて、自伐推進協会を立

ち上げ、中嶋さんを代表に、林業家、学者、ジャーナリストがいる。会員には、一般市民、まきボイラーコンサルティングや、住宅メーカーなど、多種多様な方々が顔をそろえています。

国会にも自伐型林業普及推進連盟が立ち上がるなど、風穴があきつつあります。

日本列島の7割を占める森林を活用し、中山間地域でも、安心して暮らせる土台をつくる可能性を持っているのが、自伐型林業であります。

次世代の中間地域の暮らしがどんな方向に進むのか、そのかぎを握っているのが、若者の活躍であります。

自伐型林業による若者の働きを紹介すると、四万十市を初め、東北、関東、関西、四国など、全国8地域で自伐型林業を始めました。

若手らが集まるネットワーク、先祖の山守り隊があります。メンバーは、農家やダイバー、さまざまであります。この企画に可能性を見出したトヨタ財団が、活動資金の一部を支援し、自伐協は講師の派遣でかわり、1年間講習を続けると、山に入ったことなかった若者たちが、山に張りつき、道をつくり、地域の山林整備に励んで、各地で10から15万円ほどの収入が出ています。

その後、新たなメンバーがぼこぼこ生まれて、自伐林業が地域で暮らすための受け皿の役割を果たしているといえます。

稲穂が揺れる田んぼの背景には、広大な山林が広がっています。日本の原風景であります。

高性能林業機械などを導入する施業は、作業道3メートル以上になり、土砂流出や崩壊の危険が高く、皆伐地は確実に土砂流失を招く、昨今の豪雨頻発の日本には、憂慮する事態であります。

森林整備は、環境保全だという予定調和も、とっくに崩れているといえます。高性能林業機械を導入した事業体では、山林所有者や地域住

民では、林業はできないと、極端に林業実施者の参入の幅を狭めてきました。

そして、かつてはなかった獣害問題などの進行化であります。

これだけ問題があるということは、過去の延長線上に未来はないと気づくことが、林業にとって大切であります。

戦後の拡大造林が使えるようになりました、現在の改革のチャンスであります。今まで実施してきた林業を総括し、100年以上、切れ目ない、持続的林業、木材産業を発展させられる基礎を築かなくてはなりません。

主な山が皆伐されてからでは、遅いといえます。根本療法を実施する時期であります。

詳しい説明は省くが、高齢となると、単価も上がってきます。

ちょっと長くなりますけれども、済みません。

択伐施業は、長期スパンで見た場合、短伐期皆伐施業に比べ、生産量は数倍になり、収入は10倍以上になります。収入が多いということは、就業者もふえるということであります。限られた山林から、収入を得続ける自伐林業は、土砂災害を防止し、環境保全を担保してきた林業であります。

トップクラスの自伐林業は、天然の針葉樹林に近い森をつくることができると、目標林を定めています。

作業道は山に傷を入れることなく考えられ、予防的な砂防道となり、役割を果たしてきたことであります。

数年前に、紀伊半島豪雨にも、山は守られ、道は壊れませんでした。

以上のように、参入が容易であるため、中山間地域や里山、周辺に住む人たちみんなに、門が開かれることとなります。

専業から兼業、農家、漁師、観光、自営業、中山間にかかわる企業、福祉団体、定年退職者、

ボランティア活動にまで、多くの参入者を受け入れることができるのです。

本来、自伐林業は、農業等の中山間地域の仕事との兼業が本来の姿と考えました。自伐を施業としての収入が得られれば、これまで形にならなかった山林業的な、小さな仕事が復活します。中山間地域、農業は救えるとなります。

既に、自伐と農業では、生計を立て始めた農家林業家、自伐観光課の方、さまざま、続々と現出しています。

獣害対策としましても、効果は大きく、獣は生息できる面積に比例して、増減します。

現在は、集落以外の林地全てが、生息領域化しているといえます。かつては、里山エリアは人間領域であり、奥山が生息領域であったので、獣は少なかったですが、自伐林家が里山エリアに毎日のように入り始めると、獣は山へ引いていきます。獣害対策の対症療法ではなく、根本療法ともなります。

中山間地域農業の衰退、農業再生手法とされている大規模化は、ほとんどの地域対応できません。農業再生は、農業ではなく、自伐林業であります。80%の森林を活用して、収入を上げながら、農業を副業として、生業としての収入が得られ、現行の農業のまま、生業として再生できます。

若者も対応できる収入にまで昇華させることができます。中山間地域農業再生のかぎは、自伐型林業にあります。

福祉事業が自伐型林業に接し、極めて福祉的であると発言し始めています。障害を持つ人の仕事として、対応し始めています。企業の障害者雇用が法律で決められ、大手企業も始めています。詳しい例は省きますが、福祉施設が軽めの林業に参入し始め、成功事例がどんどん出れば、大きな市場ポテンシャルとなってまいります。

ここからは、地域から林業技術がなくなっているため、継続した研修が必要であります。継続した研修を市長に求めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。継続した研修を実施してまいります。以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 原発再稼働について、市長は、立地自治体が同意したものと考えて出ておりました。

隣接県でありながら、福島のような事故が起きたらどうなるか、議員時代、再稼働推進の立場でありましたが、27年度の5年間、国費として25兆5,000億を使っております。

命の安全保障が皆無の原発再稼働、次々と進めています。

国民の命とふるさとを守ることを優先されない国の方針に、異を唱えるおつもりはありませんでしょうか。お伺ひいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、原子力発電に対しましては、私自身、いろいろな思いがございますが、これまでも一貫して言い続けてきておりますことは、端的に申しましたら、一日も早い、原発に依存しない社会の実現を目指していくべきだと、そういうふうに考えております。

原発再稼働につきましては、あらゆる条件を考慮し、それぞれの立地自治体が同意したものだと考えておりますので、今般の原発再稼働につきましても、原子力依存度を下げ一方で、重要なベース電源として位置づける国の原子力政策の中で、原子力規制委員会等において、安全対策の審査を行い、新規制基準への適合審査

の結果、妥当であるというふうに判断されたものであり、現時点で、国の方針に異を唱える考えはございませんので、この点の再稼働については、こういう認識を持っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 日本の原発で一番欠けているのは、利益にかかわる当事者だけで何でも決めていくことであります。

そして、プロが決めているからと、何のオーソリティーもない部分で、どんどん物事が決められる、そのことを国民一人一人が破っていくことが重要と考えます。

真の文明は、山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべし。熟慮する言葉であります。

国民に負担を押しつけて、幕引きとなります原子力発電でございますが、電気代が安いというのは、福島原発事故までのことでもあります。事故後、損害賠償の、東電、政府支援は、総額9兆円が税金投入しております。原子力の恩恵を求めるなら、結果、出てくるごみ廃棄物を受け入れる覚悟はどうでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

現在、放射性廃棄物の最終処分場を建設する考えは、持っておりませんので、受け入れるという考え方は持っておりません。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） それでは、小学校問題のほうへ移らせていただきます。

市長は、現地建設反対でした。しかし、前市長は、現地建設を訴えて当選されました。議会の反対にあい、迷走を続けました。結果、多くの高台調査費、さらに耐震費用と、多くの血税

を投入した結果となりました。

市の財政負担、市の財政を宿毛小学校問題だけに費やすことはできません。多額の税投入したことについて、どう思われますか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛小学校の建設につきましては、私としても、市長に就任する以前から、議員として、長くかかわってまいりました。

先ほど、議員のほうからも、少しお話がありました。

その間には、東日本大震災が起きまして、津波被害を目の当たりにする中で、津波から子供たちを守るため、学校や保育園は高台に移転することが望ましいと考えました。

私自身、一議員として、宿毛小学校の高台移転を執行部に望んでまいりました。その基本的な考え方については、市長に就任した今も、変わるものではございません。

ただいま、川田議員から御質問いただきました、宿毛小学校に係る耐震化の経費や、高台の調査に要した経費につきましては、その目的の中で生じた経費であります。結果として、宿毛小学校の高台移転は、造成計画に御理解が得られず、実現することはできませんでしたが、私としても、これらの経費については、行政として、子供たちの生命を守る目的で要した費用でありまして、決して無駄ではなく、必要な経費であったという認識を持っております。

また、一部改修を含めて、耐震化工事を行ったからこそ、宿毛小学校の改築方法を柔軟に検討することが可能となったとも考えております。

私としましては、これらの工事で要した、血税を無駄にしないためにも、今後、教育委員会と連携を図る中で、宿毛小学校の改築計画の具

体について、適切に決定してまいりたい、そのように考えているところでございます。

ぜひ、御理解のほどを、よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 防災に移らせていただきます。

津波については、逃げないと死ぬぞと、教育周知をしてください。

海と山は違う、その声もありますけれども、津波が来ないという山の人は、広島のと砂災害がありました。どこの場所で災害に遭う状況になったとしても、とにかく逃げることのほかにないことあります。

海辺では高台へ、山は垂直避難であります。

もし、議会で今すぐ、座るとすぐ地震が起きたとすると、緊急避難は、市民への指示は直ちにできるかと、訓練は大丈夫でしょうか。

自分の命は自分で守る、訓練は大丈夫でしょうか。防災活動の訓練において、きずなづくりが重要と考えます。ハードを整えるだけでなく、防災など、地域に50人、100人と波及していく対策は、地域づくりにも有効な手段であります。

行政が地域の防災士を育てる取り組みを伺いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

地域の防災力向上のために、防災士を活用してはどうか、またそれについてはどうかといった御質問だったと思います。

まず、防災士とは、自助、共助、それから協働を原則といたしまして、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と、一定の知識、技能を習得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構、こういったものがあります。ここが承認をした方

のことです。

議員御指摘のとおり、防災士の知識や技能は、地域の防災力向上には、必要不可欠と考えますので、ぜひとも防災訓練などの防災活動に参加していただく中で、地域と連携を図っていただくよう、本市がパイプ役となって、資格を持った方々に働きかけを行ってまいりたいと思いますし、またそういった活動を通じて、さらに防災士がふえるように、力を傾注していきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 犠牲者を出したくない、さまざまな防災対策をしています。

防災行政無線も、ほぼ全域に届きました。被災するとはどういうことでしょうか。東日本大震災から多くを学びました。

体育館が生活の場でした。時は卒業式を控えていました。卒業証書を手渡しでと考えていましたが、誰かが会場をつくらうとなり、10日おくれで体育館内にスペースをつくり、卒業式を挙行されました。

15名が被災した卒業式でありました。残された者は、前を向いていくしかありません。宿毛は、ほとんどが災害に遭ったことのない年代で、防災意識は高く持たなければ、命は守れない。地域の防災力向上が問われます。

地域の防災リーダーが必要で、訓練には継続が要ります。訓練がコミュニケーションの場であり、訓練をすると伝えることで、防災に関心を持つ住民がふえてまいります。

女性リーダーの育成、家族防災会議など、ソフトは無限であります。

遠隔地の公共交通について、お願いいたします。

免許を戻そうか、年を考えるとそう思うが、買い物の不便は命の問題となっております。手

放することができない免許、ひとり暮らしの高齢者の声は、あちこちから届きます。鉄道や市内のバスにおいても、多くの補助金で動いています。安心してその地域で暮らすために、なくてはならない、遠隔地地域における生活交通の確保であります。

そして、交通保障に向けて、交通需要に基づく現状分析、また山間地域という、交通需要の大小に基づく地域区分を基礎とした現状分析を行った状況があります。

山間地域における活動維持の困難性と、輸送の制度化の問題、交通問題が、地方交付税問題など、行政改革と強くかかわりがありますが、利用者の声を調査分析したものを公表することをお願い申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

公共交通の空白地域における、実態調査の公表についての御質問だったというふうに受けとめました。

交通空白地域の解消のために、昨年9月から12月の3カ月間に、委託業者と企画課職員で、橋上地域の全地区及び小筑紫地域の一部の地域に出向きまして、地区長や地域住民との意見交換会を開催いたしました。

また、意見交換会に参加できなかった高齢者に対しましては、戸別訪問を行い、直接、意見や希望を聴取するなど、公共交通空白地域の実態把握を行ったところでございます。

今回の調査で明らかとなった課題を整理するとともに、地域の皆様からいただいた意見などを踏まえまして、平成28年10月から行う予定にしております、実証運行に向けた運行計画を立てることとしておりまして、実態調査はそのための資料でありますので、公表は予定をしておりません。

今後、この資料をもとに作成する具体的な運

行計画や、利用料金などが整理できましたら、関係地域の皆様はもとより、市民の皆様にもお知らせをしてみたいと思いますので、当然、そのときには議員の皆様にもお知らせさせていただきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 自治体及び利用者が、財政負担をどれくらいにするかを含め、住民の参加と合意が要ります。生きることが苦痛としかならないように、長寿を喜べる社会となるため、自治体の公的責任とは何か、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

公共交通空白地域に対する行政責任について、お答えしろというふうに認識をさせていただきました。

人口減少に伴う過疎化や、モータリゼーションの進行によりまして、特に中山間地域においては、路線バスの利用者が急激に減少しまして、国などの支援がなくなったことに伴って、バスの路線が廃止となってきた経過があります。

一方、近年、過疎化と並行して、高齢化の進行も顕著になりまして、みずから移動手段を持たない、そういった高齢者などは、通院や買い物など、日常生活を営む上で、大きな影響を受ける事態となっております。

また、そういった声がたくさんあるというお話は、よく聞いております。

高齢者が住みなれた地域で、安心して生活するためには、移動手段の確保は必要不可欠であると考えております。

行政として、可能な限り、対策を講じることが必要であると認識しております。

しかしながら、新たな交通手段を確保するに

は、多くの経費が必要となってくるところでございまして、国、県の支援を最大限に活用するため、利用される地域の皆様にも、交通機関に生活を合わせていただくことなども必要となっておりますので、地域での意見交換などを通じ、十分説明する中で、理解を深めてもらい、持続可能な生活交通の確保を図ってみたい、そのように考えておりますので、地元に入って、地元の皆さんとともに、この問題に向かい合っ

てみたい、そのように思っております。

御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 虐待問題につきましては、野々下議員と重なりますので、省かせていただきます。

首長の行政報告と、諸般の報告と、各担当課による取り組み報告に分けて行うなど、担当課長にも緊張感を持たせると同時に、質の高い報告を目指すということで、取り組みの課題や、状況を細部まで報告することで、議員との情報共有の綿密化も図るという取り組みについて、大月町議会では、柴岡町長時代から取り入れられております。

課長の出番をふやし、人を育てることへつなげる、ひとつづくりが地方創生につながると考えます。市長のお考えをお示してください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁をさせていただきます。

担当の課長に、緊張感を持っていただく、そういったことは大切だと思っております。

本日も、実は私が答えないときには、後ろを向くから、ぜひ私が答えるということで、手を課長に挙げていただきたい、そういうお話もしたところでございます。

当然、緊張感を持って、みんなで、皆さんの御意見を聞きながら答弁もしていく、そういつ

た体制で臨んでいきたいと思っ

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 市長は、新聞の報道で、夢を持つのが難しい、閉塞感を感じると言っておられました。具体的に、政治の役割を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

夢を持つのが難しいといったお話でございました。

これまでも申し上げましたとおりに、市民の皆様や議員の皆様の御理解と御協力をいただく中で、私自身が先頭に立ちまして、リーダーシップを発揮し、宿毛市の魅力を積極的に発信するとともに、なし遂げるべきさまざまな事業を、着実に実行していくことで、閉塞感を打破して、夢の持てる、そんな宿毛市にしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 基本計画について、お伺いいたします。

平成23年から平成32年までとする基本計画は、今、前期基本計画が終わって、28年から後期基本計画へと入っていく、宿毛の基本構想であります。

予算編成の議論で、基本計画に財政フレーム記載があることが重要で、それをもとに、計画的行政運営を行っていることとなります。

基本計画の財政支出は、総合計画に基づいているもので、財政見通しは市単独ではなく、国

の地方財政計画に対応しているものとなります。

地方財政計画は、自治体財政にとどまらず、地域経済や、住民生活に直結する側面が強く、市民生活を守るため、国の財政見通しに対応していかなければなりません。

2016年度は、経済財政再生計画初年度とし、国、地方ともに、プライマリーバランスの改善の動きとなっております。

地方単独事業の縮小、人件費等歳出歳入ギャップを縮小して、地方財政の歳出抑制を前面に掲げた内容となっております。

過去の景気対策や、合併推進のための膨らんだ交付税特例会計の借金のつけが、交付税減税の要因ともなっております。

地方交付税の基準財政需要額見直しにおけるトップランナー方式による成果主義導入の検討、交付税による財政誘導で、強力に推し進めようとしています。

基本計画における財政計画の必要性を述べているわけではありますが、財政計画は、地方自治体が、総合的な行政運営を行うための財源的な裏づけを保障するもので、長期計画は財政計画のもとに策定していると、市民の皆様も御理解していただければと思います。

期間内に税制の改正や、計画策定時の予想を超える状況の変化に対しても、柔軟かつ弾力的に、事業の執行を行行得たか、経年的に検証し、現状を把握できているかなど、達成率、また進捗状況をお示してください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） ただいまの川田議員の一般質問につきましては、答弁の整理をするために、しばらくお時間をいただきたいと思いますので、議長の取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 暫時休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午後 2時28分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の質問に、答弁をさせていただきます。

宿毛市振興計画に関して、平成23年度から平成27年度までの5カ年の、基本計画における取り組みの成果というふうに、理解をいたしました。

主な成果について申し上げますと、まず、学校教育につきましては、21世紀を心豊かな生き抜くことのできる、子供の育成を基本として、キャリア教育の取り組みが行われました。

児童生徒の学習意欲が高まりまして、学力の上昇傾向が見られております。

また、宿毛市のキャリア教育の取り組みにつきましては、メディアでも大きく取り上げられ、文部科学省所管の国立教育政策研究所が発行しております、冊子の中で紹介されるなど、全国的に注目されております。

さらに、県外の自治体から本市の取り組みを視察に訪れるほど、そういった評価を受けているところでございます。

次に、産業振興の分野では、農業におきましては、直七の加工品の製造販売が、年々、需要を拡大しており、さらなる生産量の増強が必要となってきております。

林業につきましては、平成26年度に木質ペレット製造施設と、木質燃料専焼としましては、四国初となる木質バイオマス発電所が、高知西南中核工業団地に整備され、新たな雇用の創出と、大きな木材需要が生まれております。

水産業につきましては、市内にある事業所が、高知県産業振興推進総合支援事業費を活用いたしまして、カツオやブリ、そしてタイの加工品

の製造事業に取り組み、水産加工業の出荷額の増加や、新たな雇用の創出もできております。

防災対策につきましては、3.11の東日本大震災以降、防災センターを併設する消防庁舎の整備や、避難路等の整備、自主防災組織の組織化など、南海トラフ巨大地震対策といたしまして、さまざまな防災対策事業を実施しております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 成果を伺いました。積み残してきた課題もあると思われまして、課題のほうを教えてくださいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今後の課題について、御質問をいただきました。

先ほども申し上げましたように、これまで、さまざまな事業に取り組んで、一定の成果を出しておりますが、本市の最重要課題であります人口減少の流れをとめるには、至っておりません。

このため、平成28年度から5カ年の、新たな振興計画を策定し、それぞれの分野において、積極的に施策を推進することとしております。

また、地方創生として、少子化対策や地域経済の活性化などの具体的事業を盛り込んだ、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略を、昨年10月に策定しておりますので、この総合戦略を基本に、これまで進めてきた事業も総括しながら、宿毛市の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 2016年から、後期基本計画の前半となる実施計画は、予算編成の指針となる計画であります。

基本計画において、実効ある財政計画を位置

づけてきたか、市民の皆様とともに、注視をしていきたいと考えます。

ありがとうございました。終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時46分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今回、私は、三つの課題について、お尋ねしたいと思っていますが、この質問通告表の1番、臨時職員の処遇改善、それから2番、林業振興、3番、公営住宅等再編計画という、こういう順番で、通告表には記載されておりますけれども、質問の都合上、1番の臨時職員の処遇改善を一番後ろに回して、この林業振興からやらせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

先日の市長の行政方針の中でも、また昨年10月作成の宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、森林資源活用人材育成事業として取り上げられています林業について、質問いたします。

まず、自伐型林業に関してですが、昨年6月から開始されたすくも森林塾に、私も参加させていただきました。

それこそ目からうろこと申しますか、世の中に広く、深く浸透している感のある、林業は金にならないという観念を、根底から覆す、画期的な林業経営の形態と、その実例としての自伐林家の方々に、直接触れる機会をお与えいただいたことに、深く感謝申し上げます。

高性能の林業機械や大規模な手段、手法を駆使した形の、いうならば欧米先進国型を志向する形の、事業型の林業に対して、可能な限り、

小規模な、簡略化された機材を使用しながら、長周期の間伐作業を繰り返して、山を細く、長く活用しながら、結果的に、より多くの収益を上げようとする自伐型林業のあり方には、森林組合や大規模山林業者のそれとは、また全く違った形の可能性を感じ取っている点、私も市長と同様の思いを、強くするところでもあります。

そこで、質問に入りますが、市長の行政方針にありました自伐型林業経営への展開に対する支援、また仕組みづくりについて、市として、どのような展開を考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山戸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

自伐型林業につきましては、本市の豊富な森林資源を活用し、農閑期に林業に従事するなど、農業との副業型林業経営や、平日は、農業以外の事業に従事し、休日に林業を行う、休日型林業経営など、持続的で、そして安定的な収入を確保できる林業形態として、大きな可能性を持つものであるというふうに考えております。

先ほど、議員のほうからも、それに参加したということでお話をいただきました。私自身も、宿毛市のそういったのには参加してないんですが、お隣の三原のほうで、そういったのに参加して経緯もございまして、内容については、本当にこれから先、生かせる事業だなというふう感じているところでございます。

そのため、平成27年度におきましては、自伐林業の推進を目的に、自伐型林業の先進地である佐川町の自伐林家の視察や、伐採に必要なチェーンソー講習、間伐研修、軽架線集材研修、作業道の研修など、計6回のすくも森林塾を開催をいたしております。

研修生の中には、既に、実際にみずからの山を施業する自伐型林業に取り組みを始めている

方もおられまして、一定の成果が出始めているというふうに感じているところでございます。

平成28年度におきましても、引き続き、すくも森林塾を開催することとして、当初予算に計上させていただいております。来年度につきましては、間伐研修の日数の増加、受講人数の絞り込みなどによりまして、初年度と比較して、より実技的な、実技面を重視した研修にしたいと、そのように考えているところでございます。

また、平成28年度におきまして、本年度から始まりました高知県立林業学校、こちらの短期課程の小規模林業コースも、本市からの要望により、幡多地域で1クール実施していただける予定となっておりますので、自伐型林業の課題の一つでもある技術面につきましても、スキルアップが図られる環境ともなっております。

なお、平成28年度におきましては、自伐型林業の核となる高密な作業道整備を推進するため、作業道整備に対する県の補助事業への市補助金の上乗せの実施や、重機や林内作業車などを所有しない個人が、森林整備を行う場合に、機械のレンタル費用に対し、2分の1を助成する県の補助事業などを活用することで、新たな林業の担い手となる自伐型林業の育成を推進したいと、そのように考えているところでございます。

また、今後におきましても、境界の問題などは、そういった課題が多いところではございますが、自伐型林業を志す方と、それから山を持っておられる、山の手入れを任せたい、森林所有者とのマッチング、そういったことを手がけていきたいと思っておりますし、市有林の有効活用も、推進をしてみたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 自伐型林業は、潜在的な可能性の高さに比べて、まだまだ一般的には知られていない。認知度の低さというか、先ほども申し上げました、林業は金にならないという意識に加えて、どう取りかかっているのか、見当もつかない。いうならば、夜明け前、黎明期特有の、はっきりしない部分があります。

先ほどは、そんな中での市としての今後をにらんだ支援、仕組みづくりについて、お尋ねしました。

先ほどの御答弁で少し触れられましたが、例えば県など、宿毛市レベルとは別途の支援制度があるとするならば、どのようなものなのか。また、その支援制度の適用を受けるためには、どういうことをすればいいのか。どうすることが必要なのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

県の取り組みといたしましては、自伐型林業の推進により、林業の担い手の裾野を広げていくことを目的といたしまして、昨年1月に高知県小規模林業推進協議会を設立し、情報交換や、研修会などを通じて、個人が取り組む小規模な林業経営や、林業活動への支援を行っているところでございます。

この協議会は、県下を6地区に分けており、幡多地域においても、幡多地区小規模林業推進協議会として、小規模林業の普及活動や、スキルアップ研修などに取り組んでいるところでございます。

この協議会の会員を対象とした事業といたしましては、専門技術者による現地指導が受けられるアドバイザー派遣事業と、傷害保険加入に対する掛金の支援、安全指導員の巡回による労働安全指導などがあり、技術面、安全面での支援が受けられることとなっております。

また、先ほどの市の施策の中でもお答えをい

たしましたが、林業機械のレンタル費用に対する補助制度につきましても、この会員が対象となっており、こうした支援策を受けるためには、当協議会への加入が必要となっております。

なお、先ほど答弁させていただきました高知県立林業学校の短期課程、小規模林業向けコースにつきましては、安全中刈り機処理。

済みません、訂正をさせていただきます。

1番として、安全なかかり木処理の実践、2番といたしまして、チェーンソー講習、3番、伐倒搬出技術研修、4番、災害に強い作業道づくり、5番、林業機械メンテナンス、各種機具の取扱研修を、全5回の、5番まで言いましたが、全5回の課程で行うものとなっております、年間3コースのうち、1コースが幡多地域において実施される予定となっております、自伐型林業の大きな推進力になるものと期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの御答弁に対しての再質問というか、補足的な質問になりますが、今挙げられた高知県小規模林業推進協議会や、高知県立林業学校の短期課程への加入、あるいは参加の申し込みは、どのように行えばいいのでしょうか。

例えば、市の担当課でも、窓口となって受付を行っているのかどうか、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

高知県小規模林業推進協議会の加入につきましては、高知県森づくり推進課ホームページ内の、同協議会のホームページに加入申込書がございますので、加入申込書をダウンロードしていただき、御記入の上、事務局である高知県森づくり推進課、もしくは幡多林業事務所に御提

出していただければ、入会をすることができます。

高知県立林業学校の短期課程につきましても、運営主体であります高知県林業労働力確保支援センターのホームページに、申込書がございますので、申込書をダウンロードしていただきまして、御記入の上、同センターへ御提出いただければ、申し込みをすることができるようになっております。

なお、高知県小規模林業推進協議会、高知県立林業学校への入会参加申込、どちらも市の産業振興課のほうでも御説明させていただき、市でも受け付け等の対応ができるものは対応させていただきたいと思っておりますので、御興味のある方などがおられましたら、担当課へお問い合わせいただきたいと思います。

どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 自伐型林業による木材生産量は、まだまだそのような活動が緒についていない上に、規模という面から考えるならば、県の掲げる木材供給量という点で、大きく貢献することには、当分、つながらない、そういうことが予想されます。

やはり、主力は森林組合を初めとする木材開発業者の活動に負うところが大きいということになります。

行政方針には、木材の安定的な供給のため、県を初め、関係機関と連携を図る中で、支援をとあるのですが、具体的に、どのような支援をお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

森林組合を初めとした林業事業体に対する木材の安定供給のための具体的な支援策についての御質問でございますが、市内の人工林には、伐採期に達したものが多く、今後も、間伐は一

定規模、進んでいくものと考えられるため、伐採跡地の造林や、その後の鳥獣被害を防止する防護柵の設置、下草刈りの費用に対して、補助を行う森林資源再生支援事業を、継続して実施してまいります。

本事業を活用することにより、伐採跡地への造林防護柵の設置につきましては、国、県、市の補助金により、森林所有者の実質負担がゼロとなります。

下刈り費用につきましては、市単独の補助により、植栽後5年間は、ヘクタール当たり1万5,000円の補助が受けられることとなります。

また、所有規模が零細であります本市の森林においては、施業の集約化による効率的な、そういった路網整備や、木材搬出も、林業のあり方として必要な形態となっているところでございます。

そのため、国の森林整備地域活動支援交付金を活用いたしまして、引き続き、集約化に対する支援も行ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） まち・ひと・しごと創生総合戦略では、U・Iターンによる林業の新規就業を支援し、林業の担い手の育成に努めますと記載されています。

この点に関しては、例えば、森林組合などの森林関連業者への就業や、先ほど取り上げました自伐型の林業に従事する方など、幾つかの方法が想定されると思うのですが、その点、どのような形で、林業とU・Iターンの方々を結びつける計画なのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 議員が言われますよう

に、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、林業事業体への就労を想定しまして、U・Iターン向けの短期就労体験事業を、地方創生先行型事業として、平成27年度に実施してまいりました。

この事業につきましては、U・Iターンによる林業への新規就労希望者に対し、市内林業事業体への数カ月間のお試し雇用や、実際に本市に居住していただくことで、雇用地域とのミスマッチを減少させ、移住促進を行うこととしており、平成27年度におきましては、大阪、東京で開催されました高知暮らしフェアの参加によるPRや、県の移住コンシェルジュの方からの紹介などにより、数名から、短期就労体験に対する、こういったお問い合わせがございました。

就労体験の希望者の中には、実際に本市まで足を運んでいただき、林業事業体との面接や、住居の見学を行った方もおられましたが、残念ながら、短期就労体験事業に結びついたものはございませんでした。

しかしながら、林業の担い手の確保は、今後重要な課題であり、また、人口減少の克服と、地域活性化のためにも、移住促進の取り組みは、今まで以上に推進をしていく必要があると考えております。

本事業につきましては、地方創生推進交付金を充当する予定としておりますので、同交付金にかかわる計画が、国から承認され次第、補正予算という形で計上させていただき、実施してまいりたい、そのように考えているところでございます。

実際のところ、現在はまだおられません、これから非常に期待ができる、そういった事業だというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 林業を起点とする地域振興への取り組みが、実効あるものとして推進されることを期待して、次の質問に移ります。

次は、公営住宅等再編計画についてということなのですが、平成25年10月に、宿毛市公営住宅等再編計画が策定されました。この計画は、当面10年間の公営住宅の建てかえを中心とした再編計画ということで、平成31年度に見直しを行いながらも、当初計画の期限切れとなる36年以降も、新計画に移行させる形での継続が想定されたものとなっています。

発表された事業計画によれば、平成25年度から26年度に改良住宅の基本設計を行った後、27年度改良住宅の建てかえ実施設計、28年度から29年度にかけて、同じく改良住宅の建てかえ30戸という、改良住宅の建てかえ計画と並行する形で、平成26年度から30年度にかけて、公営住宅の建てかえ10戸、地域振興住宅改修20戸という内容の事業が、計画されていますが、それらの、当面、推進されているべき事業の進捗状況について、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

事業の進捗状況についてであります。宿毛市公営住宅等再編計画につきましては、住宅の耐震化、居住水準の向上、構造、設備の老朽化への対応等が深刻な課題となっている中で、建てかえを初め、全面的改良や、個別改良などを行っていく必要があります。

そして、これには多額の事業費のかかる建てかえや、全面的改善を短期間で実施することは困難であるため、改善手法を計画的に実施することを目的に、平成25年11月に策定を行ったところでございます。

本計画における事業スケジュールの進捗状況でございますが、西町地域振興住宅の改修工事

につきましては、平成26年度から平成27年度にかけて、1戸を2戸に分割し、少人数向け世帯に対する改修の工事を実施しております。

公営住宅の建てかえにつきましては、平成26年度から着手予定でございましたが、未着手でございます。

また、改良住宅のにつきましては、平成25年度から平成26年度にかけて、改良住宅手代岡団地の建てかえ基本設計を策定いたしました。

実施計画につきましては、現在、発注に向け準備中でございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今議会に提出された一般会計補正予算には、繰越明許費の中に、改良住宅手代岡団地実施設計業務として1,912万円が計上され、本来、27年度中に終了するはずであった計画が、28年度に繰り越されることになっています。

改良住宅の建てかえに関しては、平成25年度と26年度、先述の再編計画に従って、当面の対象地域である手代岡地域の住民が丸となって、形成しているまちづくり協議会と、指名を受けたコンサル会社並びに担当課の三者の間で、8回だったか9回だったか、とにかく真剣な討議と、意見交換の会合が開催され、基本設計が提出される段階まで、いわば計画どおりに事業が進捗をしてきました。

しかし、27年度、実施設計の段階になって、事業がストップし、1年間の遅延を招くこととなった。対象地域の住民の方々は、あれほど熱心に取り組んできていたにもかかわらず、それこそピタッととまってしまった。そのことに大きな戸惑いを感じ続けていることは、確かであります。

27年度予定していた実施設計業務が、計画どおり進まなかった理由と、もしも基本設計と

実施設計との間に、何らかの作業上の問題点があるとすれば、28年度にはどのようにその問題点を解消していくつもりなのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

改良住宅手代岡団地実施設計業務の予算繰越についてのお答えをさせていただきたいと思っております。

改良住宅の建てかえにつきましては、平成25年度に、宿毛市改良住宅建てかえ事業全体協議会を開催いたしまして、手代岡団地を先行して行うことを決定し、平成25年度から26年度にかけ、まちづくり協議会などとワークショップを重ね、宿毛市営改良住宅基本設計を作成いたしているところでございます。

計画では、この基本設計をもとに、平成27年度予算で実施設計を行う予定でありましたが、実施設計に入る前に、個々の聞き取りをする中で、間取りや家賃などの点で、引き続き協議をしていかなければならないところがあるために、今後、地域の方々と話し合いを進め、皆さんが納得できるものに近づけていきたい、そういうふうに考えておりますので、御理解のほどを願いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 改良住宅の建てかえには、そこに既に済んでいる人々の生活と、コミュニティーをどう確保していくかという問題がつかまっています。

高齢の単身者もいれば、今、子育て真っ最中の人たちもいる。その意味では、一定面積、一律の住居を並べれば済むということにはならない。

この点について、国土交通省の指針に留意しながら、きめ細かい議論を重ねることを通じて、

基本設計を練り上げてくださったコンサル会社の方々には、深く感謝する次第でもあります。

28年度には、今度は、事業の実施者である市の担当課が主体となって、最終的な詰めの作業を行って、予定の実実施設計にかかってくると思いますが、大きく前進するようになることを期待して、私も地域のまちづくり協議会に、末席ながら参加させていただきたいと思っております。

ところで、この市営住宅再編計画を推進していくためには、今後、平成36年度からの新規計画をも含めて、相当な経費がかかることになります。

公営住宅に対する国庫支出金は、事業費の2分の1、改良住宅に関しては、同じく3分の2という負担割合が、計画上では想定されているのですが、このままでは、公営住宅の2分の1、改良住宅の3分の1という大きな負担が、自治体にかかってくることになる。

市として、この計画推進のための財源を、どのように確保なさる計画なのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 計画推進のための財源について、お答えをいたします。

現在、再編計画を進めていく中で、国の交付金事業を活用し、実施しております。

補助率につきましては、山戸議員御質問のとおりでございます。公営住宅に関しましては、総事業費の2分の1、改良住宅につきましては、3分の2の補助となっております。

それぞれ2分の1、3分の1が宿毛市の負担となります。現時点では、そのほかに、有利な補助金が、そういった制度がないために、より有効な市営住宅のストックの活用や、民間アパートの活用など、財政に負担をかけない方法を検討するとともに、県や国に働きかけをしてい

きたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 香川県琴平町の豊明地区の改良住宅の建てかえを、以前、視察したことがあります。その際の事業費負担は、国が3分の2、県が5分の1ということで、町の負担は15分の2で済むということでした。

当時の町長さんは、その町経済への波及効果を考えれば、事業をやらないという手はない、そんなふうな話だったと記憶しているのですが、同じ地方自治体といっても、違えば違うもんだなど、つくづく思ったことでした。

今、政府はしきりに、やる気のある自治体は応援するが、アイデアのない自治体、意欲の感じられない自治体については、まるで、あらゆる事業の国庫予算の配分上の責任は、自治体にあるかのような、そういった発言が目につきます。

下から強力な働きかけがないところには、金が出さない。金が欲しけりゃ、突き上げてこいと。今回の実施設計予算の繰り越しということで、宿毛市の公営住宅再編計画は、及び腰の計画でしかない、そんなふうには映っているのではないだろうか、そんな心配もしたくなるのが実情であります。

どうか、それが杞憂であってほしいものだと、私自身は願うのですが、その点、市長はどのようにお考えなのか、あえてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 再質問にお答えをいたしたいと思っております。

宿毛市の公営住宅等再編計画につきましては、住宅の耐震性の確保、居住水準の向上や、老朽化への対応が必要であり、改良住宅の建てかえを初め、改修、改善などを行うことにより、よ

りよい住環境を整備していくための積極的な取り組みだと理解をしていただけますように、先ほどありましたように、国や県に働きかけをしていく中で、有利な財源を確保できるように、努力していかなければならないというふうに思っております。

お言葉にもありましたように、やる気のある自治体には、しっかりと補助もしていくんだよ、そういったのが、今の国のスタンスのようでございますので、そういった意味でも、市長として、しっかりとやる気を見せて、頑張ってもらいたい、そのように思っておりますので、応援のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 改良住宅の建てかえを行った自治体の実例は、高知県ではまだ少数です。

土佐町で建てかえたとは聞きましたけれども、でも、全国では多くの例が、国土交通省による文書によって、報告されています。

宿毛市としても、市営住宅再編計画の積極的な推進のために、地域住民並びに、さまざまな情報を提供してくれる関係団体や、コンサルの方々とは協力しながら、中平市長を中心に、関係各課全力で取り組んでくださることを御期待し、次の質問に移ります。

臨時職員の処遇改善について、お尋ねいたします。

私は、去る27年9月開催の議会に際して、特に保育園の、保育士さんの例をひきながら、臨時職員として、採用されている方々の処遇見直しについての、一般質問を行いました。

その際に、前市長の沖本さんから、真剣に検討してまいりたいとか、今後、調査研究してまいりたいという答弁に加えて、より質の高い人材を集め、保育サービスを充実していくためにも、雇用条件を見直していくことは、課題であ

るという認識は、議員御指摘のとおり、同様でございます、という、極めて心強い御答弁をいただいたものと、安心の度を深めたところなのですが、現在、雇用されている19名ですか、20名近い臨時の保育士並びに補助員の方々の契約は、この3月31日までで切れて、また新たな契約による方々が、就業することになります。

この来年度に向けて、新たに募集される方々の処遇に関して、どのような見直しが行われ、改善が図られたものなのか、まずその点について、質問いたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

4月1日に雇用していないために、引き続き、再度の雇用となっても、臨時職員の方々に、6月の特別賃金を支給できていない現状がありましたので、その部分について、保育現場と協議を行い、改善をいたしているところでございます。

具体的な内容につきましては、現在、雇用されている方々は、本来、次年度の雇用を想定しておりませんので、これまでは、3月31日までの雇用としておりましたが、その結果として、再度、同じ方を雇用する場合、そういった場合もありますので、3月30日までの雇用とする選択肢をふやした、そういう形になっております。

これにより、結果として、再度、同じ方を雇用する場合でも、4月1日からの雇用となれば、6月の特別賃金を支給できるような、そういった雇用条件となっておりますので、御理解をいただきたい、そのように思っております。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 契約の日付を1日ずらしたことによって、これまで支給されてこなかった6月の特別賃金が支給できるようになった。

まあ不思議なことですね。どんなトリックがあったんだろう。

けど、それはそれで、厳しい条件で働いておられる臨時職員の方々にとっては、うれしいことになりはしないかと思うのですが、実際には、どれだけの金額が支給されることになるのか。6月議会でもお尋ねしたことの繰り返しになるのですが、1年364日、1日足りないこの契約で働いた場合の、特別賃金の算定基準と、それに照らした支給額が、今回の改善によってどう変わるのか、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

特別賃金につきましては、支給基準日、これが6月1日、12月1日ですが、この支給基準日以前の在職期間によって、設定しております。

6カ月以上では12日分、4カ月以上6カ月では8日分、2カ月以上4カ月未満では4日分を支給していますが、改善前では、3月31日まで雇用をし、4月1日は雇用をしておりませんでしたので、例えば4月2日に雇用開始したとしても、6月の特別賃金は、支給をしておりませんでした。そういった状況でありました。

今回の改善により、結果として、再度、同じ方を雇用する場合は、4月1日雇用となりまして、6月1日の基準日に2カ月の在職期間がありますので、4日分の特別賃金を支給する、そういった方向になると思います。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの御答弁によります、4日分と申しますと、保育士で7,400円掛ける4日分で2万9,600円、補助員で、6,800円掛ける4日分で2万7,200円、そういうことですね。

それはそれとして、つい最近、2月13日の高知新聞によりますと、「参院選前に急浮上」という見出しのつけ方からすると、これは一種、まゆつばの、単なる人気取りかと思われる面、なきにしもあらずとはいえ、正社員と非正規労働者の賃金をめぐり、安倍政権が打ち出した同一労働、同一賃金が、具体化へ動き始めたという内容の報道がなされています。

さらに、2月24日には、「首相 同一賃金法制化を明言 年内に指針。年功にも配慮」、という見出しで、正社員と非正規社員の格差是正を目指す同一労働同一賃金について、ちゅうちょなく法改正の準備を進めると強調した、との追加報道が掲載されていました。

その点を考慮すれば、正規職員の処遇のほうを引き下げる策略ではないのかと、危惧する声があるとはいえ、この非正規職員の処遇改善の動きは、かなり本気かなと思わせる状況となってきた感があります。

この問題は、去る9月議会で、私に取り上げた、当市における問題点、正規の職員として採用されれば、それ以前に臨時職員として勤務していた実績が、処遇に反映される形で、評価の対象とされるのに、臨時職員を続ける限り、それが何年、あるいは何回、何十回の契約の更新になろうとも、一切評価されることなく、初めて勤務する人と同じ日額の給与にしかならない、ということや、勤務内容が全く正規の職員と同一であるにもかかわらず、昇給はもちろんなし、賞与に至っては、一種の搾取としか思えない規定が適用されるなど、それこそ、雲泥の差のある正規職員との格差の問題と共通するものとして、政権内部でも論議が深まっていることを、うかがわせるものであるといえましょう。

沖本市長の9月議会での答弁では、臨時的任用職員の経験年数による調整を、給与に反映する場合、保育士にとどまらず、全ての職種への

適用について、考慮する必要がある。

そのことと、法的にできないといったことではありませんが、現在の厳しい財政状況を考慮した場合、直ちに導入することは困難でありますので、今後、慎重に考えてまいりたいとのことでした。

この答弁は、極言すれば、財政上の問題を臨時職員にしわ寄せするのは、当たり前とは言わないまでも、まずは仕方がないとするものであり、官製のワーキングプアともいえるような状態におかれている臨時職員の方々を、財政上の問題に名をかりて放置する、何とも非情というか、無情というか、日ごろの沖本さんとも思えない、冷たい答弁でしかなかったと、私は思うのですが、中平市長も、やはり同じ姿勢を踏襲なさるおつもりなのか、その点お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁させていただきます。

るる、沖本市長はこうだというお話もありますが、私自身は、財政的な事情だけで臨時職員の給与のことを考えていくつもりはございません。

前回と同様の答弁にはなりますが、臨時的任用職員の経験の年数を、給与に反映するといった調整は、現状では実施に至っておりませんが、山戸議員の御指摘のとおり、同一労働同一賃金の法制化に向けての動きもありますので、導入につきましては、今後、国の動向を注視しながら、慎重に検討してまいりたい、そのように考えていますので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 沖本市長の御答弁では、先ほど、引用しましたように、法的にできないといったことではございません、とのことでした。

た。何も経験年数の反映に限ったことではなしに、日給月給の不安定な状況を改善するとか、保育現場は、今後も臨時職員抜きには考えられない状況を考慮すれば、あれやこれや、やる気があるなら、殊さら法制化を待つまでもないことだろうとは思いますが、近隣市町村との均衡ということも配慮して、ということなのでしょうかね。

やはり、宿毛市だけが突出するわけにもいかないでしょう。その点、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 質問にお答えをいたしたいと思います。

議員御指摘のように、近隣市町村の動向や、そうした均衡というものは、大きな指標としてあるものであります。

ただ、臨時職員の賃金につきましては、雇用条件を保障していく方法として、これまで、市役所職員の給与改定に伴い、一定の見直しを行ってまいりました。

これにより、今回の職員の給与改定に伴ったという形ではあります。臨時賃金の日額が、一般事務では6,800円から6,900円に。そして、保育士では、7,400円から7,600円となる予定であります。

現状では、経験年数の加算や、近隣市町村を上回る給与体系とはなっておりませんが、本市の状況や、社会状況の変化というものも認識する中で、臨時職員の方々の処遇の改善に向けて、先ほども申しましたが、検討をしてみたい、そのように思っているところでございます。

どうか、御理解のほどをよろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今議会には、議案第37号として、宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が提出されています。

過日、当議場において、市長は、議案の提案理由の説明の中で、平均0.4%程度を引き上げた給料表の適用、及び期末手当を0.1%程度ふやす等の、改正を行う旨の説明を行われたばかりです。

先ほど述べられました臨時職の日給が、一般事務、つまり補助員では6,800円から6,900円、保育士では、7,400円から7,600円となるという答弁内容は、この27年人事院勧告に準じた操作を反映したものと考えてよろしいでしょうか。よろしいですね。

今回、提出された議案第37号別表第1の給料月額と、宿毛市公式ホームページの現行の給料月額とを比べると、一般職の増額分、いわゆる正規職員一般職の増額分は、一番低い1級1号クラスで1.8%、一番上の6号85級クラスで0.27%程度ということになります。

それに対して、今回の臨時職員の給与の増額は、一般事務、つまり補助員で1.47%、保育士では、2.70%ということで、保育士については、幾分高いパーセンテージとなっている、その点は、市長として御配慮くださったものなのかなと、そう思わないでもないのですが、問題は、ただいま市長が大きな指標であるとして、御答弁くださった近隣市町村との均衡です。

やはり、近隣市町村の動向や均衡が、大きな指標となる。それは、当然といえば当然のことだろうと思います。

ほかの自治体と比較して、当市のみ、給与体系を大きく上回るわけにはいかない。しかしながら、それと同時に、大きく下回るようなことも、またこれはこれで均衡を欠くこととなる。それは当然のことでしょう。

そうするならば、近隣市町村の、特に四万十市、土佐清水市との関係で比べた場合、賞与について、四万十市が勤務日数に応じ、最高1カ月間、土佐清水市が6カ月勤務の場合、1カ月

間という御答弁を、9月議会の際にいただいているわけなのですが、当市の場合、見直しを行ったとしても、最高で4日分と、12日分、合計16日分というこの数値。

両市の規定に比較して、著しく低い。要するに、先ほど御答弁いただいた近隣市町村との均衡を欠いた低額にしかならないわけです。

これは、先ほどの御答弁とは合致しない、矛盾した状態になっていると思わないではいられません。この点、市長はどのようにお考えなのか、積極的に是正して、御答弁どおりに近隣市町村との均衡を図るべきだと思うのですが、御見解をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁をいたします。

くり返しにはなりますが、近隣市町村の動向や、均衡というものは、大きな指標としているものであります。当然、これを指標として、考えていきたい、そのように思っております。

議案御指摘のとおり、四万十市や土佐清水市と比べた場合、特別賃金が低い状況になっております。県内には、特別賃金を、日額に加算して支給している自治体もあるなど、市町村間で、少しずつ相違点もありますので、今後、処遇改善が図られるよう、検討をしてみたい、そのように考えておりますので、どうか御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 県内の自治体、高いところ、低いところ、それはいろいろあるかもしれませんが、しかし、少なくとも、近隣といえる幡多郡で、市と名のつく自治体は、四万十市と土佐清水市だけです。大月町や三原村は、宿毛に比べると、まだ低い。だから、宿毛はこれでいいのだと、そういうことになるんではないか。

ここが宿毛町だとか、宿毛村だというのなら、

それは均衡という面で、参考にしなくてはならないことかもしれませんが、いやしくも市と名がつく以上は、近隣の市である四万十市と土佐清水市との均衡を図っていくのが、当然なのではありませんか。

答弁は求めません。今後の処遇改善に期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時37分 延会

平成28年
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（平成28年3月9日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第52号及び議案第53号

議案第52号 宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 市道路線の変更について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第52号及び議案第53号

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 沢田 美保 君
兼調査係長
議事係長 柏木 景太 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中平 富宏 君
副市長兼
税務課長事務取扱 岩本 昌彦 君

企 画 課 長	出 口 君 男 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危 機 管 理 課 長	楠 目 健 一 君
市 民 課 長	立 田 ゆ か 君
税 務 課 長 補 佐	長 山 敏 昭 君
会 計 課 長 補 佐	松 本 政 代 君
保 健 介 護 課 長	和 田 克 哉 君
環 境 課 長	児 島 厚 臣 君
人 権 推 進 課 長	滝 本 節 君
産 業 振 興 課 長	黒 田 厚 君
商 工 観 光 課 長	山 戸 達 朗 君
土 木 課 長	川 島 義 之 君
都 市 建 設 課 長	中 町 真 二 君
福 祉 事 務 所 長	佐 藤 恵 介 君
水 道 課 長 補 佐	平 井 建 一 君
教 育 長	立 田 壽 行 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	沢 田 清 隆 君
生 涯 学 習 課 長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	桑 原 一 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	杉 本 裕 二 郎 君
千 寿 園 長	山 岡 敏 樹 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	河 原 志 加 子 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） おはようございます。

12番、一般質問を行わせていただきます。

今議会、中平市長の初めての定例会ということで、月曜日、火曜日と2日間、市長の答弁を聞かせていただきました。非常に落ちついて、丁寧に答えているということで、やはり名は人をつくるといいますか、市長になられてから、議員でいたときの12年間とは、また違った、落ちつきのある答弁であるというふうに思います。また、きょうもしっかりと、すばらしい答弁をお願いしたいと思います。

それでは、まず、1問目、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、宿毛マラソンへの取り組みについてということで、通告をさせていただきました。

これは、ことしも4月16日に開催をされるというふうに聞いておりますが、大会のコースとなっている県道宿毛津島線、これが現在、二ノ宮と松田町の間で、土砂崩れの復旧工事のために、片側通行であったところが、完全通行どめの形で工事をされております。これは2月の初旬に、大量の雨が降ったときに、通行どめにする必要があるということで、とめたというふうに聞いておりますが、これが4月16日の大会までに間に合うのか。もし間に合わなければ、コースの変更等があるのかについて、まずお聞きをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛マラソンのコースの一部であります県道宿毛津島線の松田町平井間が、現在、全面通行どめとなっていることについての、宿毛マラソンへの影響についてでございますが、高知県幡多土木事務所宿毛事務所にお聞きをしたところ、大会までには、片側交互通行が可能であるとの連絡をいただいておりますので、前回の大会同様の運営ができるものと、そのように考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 昨年同様のやり方で、大会を行うというふうにお聞きをいたしました。

それでは、今後のマラソンに対する考え方ということで、同じコースを2周するというコースで、昨年からペアで走ってもいいし、1人で走ってもいい、ハーフでもいいというような形になっておりますが、市長は、この宿毛マラソンに対して、来年度以降も継続をしていくという形で考えておられるのか、市長のお考えを、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛マラソンにつきましては、以前、開催しておりました花へんろマラソンが中止となりまして、それにかわる大会として、多くの市民の皆さんの御意見をいただく中で、実施を決定した大会であります。御存じのとおりでございます。

現在、第2回大会の開催に向けまして、取り組みを進めているところでございますが、幸い、最終的に、前回大会を上回るエントリーがあります。より盛大に開催できるものと、そのように考えているところでございます。

今後におきましても、ランナーの皆さんや、市民の皆さんの御意見を参考にしながら、よりよきマラソン大会として、実施できるように模

索をしながら取り組んでいきたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 来年度以降も、継続をするというふうな答弁をいただきました。

昨年の大会が終わってから、いろいろな方にお話を聞くと、やはり同じコースを2周走るといのは、余りおもしろくないんじゃないか、ランナーとして、というような話もよく聞きましたし、今、コースになっております松田川の土手を走る、小筑紫方面に向けての土手を走るコースというの、狭くて、そこを往復するというので、交錯して非常に危ないんじゃないかというような話も聞いております。

ということで、コースの見直しについて、市長のお考えを聞きたいわけですが。

例えば、以前、使っていた花へんろのフルマラソンのコースを使うやり方であるとか、例えば、小筑紫方面の321を走るコース、咸陽島というか、大島を一周するようなコース、いろいろなコースが設定できると思うんですが、なかなか以前の大会のときから、国道をまたいでコースを設定するというの、県警の許可が得られないというような話も、よく聞くわけですが、大きな大会になると、また考え方が違うかもしれないかもしれませんが、先月ありました龍馬マラソンも、高知の電車通りを使ってコースを設定していますし、東京マラソンという大きな大会は、浅草の浅草寺の前を走るようなコースも設定されています。

大動脈というような道路を使ってのコースも設定されているわけですが、市長として、コース、また募集する規模について、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在は、宿毛マラソン実行委員会におきまして、第1回大会の実績を踏まえ、大卒では第1回大会を踏襲し、第2回大会を実施するように進めているところであります。

しかしながら、第2回大会終了後に、現在のコースとして使用しております宿毛大橋から松田川大橋にかけての、今、狭くて、往復しているというところでございますが、こちらの松田川右岸の河川堤防が、耐震化及びかさ上げ工事のために使用できなくなる、そういう状況が予測されております。

そのため、第3回大会につきましては、コースを見直さなければならない状況となっており、これを契機といたしまして、第2回大会終了後に、ランナーの皆さんや市民の皆さんの御意見を参考にしながら、実行委員会の中で議論を踏まえて、より魅力のある大会にするように、そういうふうな形にして、第3回大会の実施方法や運営方法について、協議をしてみたい、そのように考えているところでございますので、いろいろなお話を聞かれておられる寺田議員にも、ぜひお力をかしていただきたい、そのように考えているところでございます。

規模につきましては、なかなか都市型マラソンのような大きなマラソンは難しいのではないかと考えておりますが、宿毛の魅力を生かした、本当に先日から言っているような形で、特性を生かして、独自性を持って、宿毛じゃないとできないような、そんなマラソンにしていきたい、そのように考えておりますので、ぜひ御協力のほどを、よろしくお願いをいたしたいと思ます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） マラソンにつきましては、実際、花へんろマラソンのときには、私の家の下も走っていました。

そのときに、ランナーの人から聞いたのは、

地域の人と触れ合いながら走るという、市民マラソンのようなマラソンというのが、来る楽しみだよねっていう話をよく聞きました。ぜひ、市民と触れ合いながら、多くの市外からのお客さんが来れるような大会にさせていただきたいと思えますし、やはり県警を動かすのも、実行委員会、ひいては市長の熱意が必要なんだというふうに思えますので、ぜひいい大会にできるような努力をしていただきたいというふうに思います。

続いて、2項目めの、小中学校の再編と、教育のICTへの取り組みについてということで、質問をさせていただきます。

まず、一昨日も、答弁の中にもあったとは思いますが、現在の小中学校の児童生徒数、保育園、幼稚園の園児数、またこれからの出生率等を考えての、子供の学校の規模の推移について、どのように認識しているかについて、市長にお聞きをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

小中学校、保育園未就学児の子供たちの人数についての御質問であります。このことについては、教育委員会が平成27年5月1日現在の子供たちの人数を、住民基本台帳により算出をいたしまして、小学校であれば、平成33年度まで、中学校であれば平成39年度までの、各学校の学年ごとの児童生徒推移を出しておりますので、その数字については、教育委員会より、資料としていただき、自分としても認識しているところでございます。

平成27年5月1日現在で、小学校の児童は計994人、中学校の生徒は、計484人となっておりますが、この資料によりますと、平成33年度には、小学校の児童は計889人、これは約10%減となっております。

そして、平成39年度には、中学校の生徒は、計392人、こちらのほうは約19%減となる

予測となっております。

ただし、この推移については、あくまでも住民基本台帳をもとに算出したものでありますので、校区外への進学であったり、私立、県立中学校への進学は考慮されておられませんので、その点については、御理解をしていただきたいというふうに思っております。

また、今後の出生数については、国立社会保障・人口問題研究所が予測した、人口推計に基づく、数十年後までの数字については認識しておりますが、地区別であったりとか、各年ごとの数字が出されているわけではございませんので、これからの出生数を認識しているとははいえないものであるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 人数的には、しっかりと把握をできているというふうにお聞きをいたしました。

そういうことであれば、やはり宿毛市内の小中学校の再編計画、現在、教育委員会が出しております、流れに任せて統廃合をしていくというような形の再編計画ではなく、将来をしっかりと見据えた学校の配置、例えば33年以降で、小学校は800人台を割っていくということも考えられる。そのときに、宿毛市内に一体どれくらいの小学校を配置していくのか、中学校をどうするのかということは、しっかりと教育委員会と話をしながら、将来を見据えた学校の配置計画を立てるべきであるというふうに思いますが、この点についての市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先日、野々下議員の質問の中でも述べさせていただきましたが、議員おっしゃるとおり、今

後、教育委員会としっかりと議論を積み重ねる中で考えていきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 力強い、しっかりと議論をしてということをお聞きしましたので、ぜひしっかりとした計画を立てていただきたいというふうに思います。

ところで、この学校再編に至るまでの間、宿毛市内には、現在でも小規模な学校が多数あります。中には、本当に私の子供の行っている学校は、10人を切った中学校になっていますし、沖の島でいえば、今現在、2人ですかね、小学生がいるのは、2人か3人かぐらいですよ。という、少人数の小学校もございます。

だんだんと子供の数も減ってきていることを考えれば、ほかの学校も、現在よりは減っていくんじゃないかというふうな危機感を持っていると思うのですが、現在、私が最初にこの質問を考えたのは、テレビのコマーシャルで、ある通信会社のコマーシャルでしたが、ICTへの取り組みということで、ICTと教育という形で、コマーシャルがありました。

皆さんも目にしたことがあると思うんですが、離島で少人数の学校が、もう一つの学校とインターネットを利用して、同時に授業を受けるといような設定のコマーシャルなんです。このICT、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーという、情報通信技術の略というふうに言われているんですが、コンピューター技術の活用に着目する場合を、ICTとして、ITという、インフォメーション・テクノロジーと区別をするという形を、今、とっているようなことが多いようですが、これを文部科学省のほうも、公立学校において、パソコンやデジタルテレビを導入して、子供たち

の情報活用能力の育成を図るために、ICT環境の整備事業を展開しているというふうに言われております。

この小規模の学校が、なかなか高知県の場合、多くあるということも聞いていますが、なかなか先生の確保にも苦慮しているという話も聞きます。

大きな学校と同時に授業をすることができれば、子供たちの学力、また教育の質が向上することができるんじゃないかというふうに思います。

ある新聞記者と話すことがあって、話を聞いてますと、今は大学であっても、公開講座のような形で、インターネットで授業を配信していると、そういうことを、遠隔地であっても、自由に主張することもできるということで、学力を向上さす手だてというのは、幾らでも今はありますよというふうな話も聞きました。

宿毛市としても、やはり今の過渡期において、小規模校の子供たちにも、質の高い教育を受けさせることが必要であるというふうに思いますが、この点についての、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

このICTへの取り組みということでございます。

せんだって、防災の教育の一環として、衆議院議員の小泉進次郎議員が、東北のある学校に行つて、そして松本洋平衆議院議員が、高知市内のある学校に行つて、これをICTですか、こういった形をつないで、防災の勉強をしたということで、お話も、議員みずからお聞きをいたしているところであります。

いろんな取り組みに使えるものだなというふうに、私自身も思っているところでございまして、宿毛市といたしましても、小規模校のお話

がありましたが、小規模校だけには限らず、教育のICT化について、必要であるというふうに考えておりますので、今後、ICT化の内容について、教育委員会とも十分に協議、議論をして、取り組んでいきたい、そのように思っています。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 宿毛市としても、何年前になりますか、電子黒板を各学校に設置をいたしました。

そして、インターネットのブロードバンドということで、全ての学校に光回線が入る状況を設置をしていますので、ぜひこういうことに取り組んでいただきたいというふうに思います。

よろしく願いをいたします。

続いて、校区の問題と市営住宅ということで、通告をさせていただきました。

まず、校区の問題についてですが、これは、以前にも教育委員会にお聞きをしたことがあるんですが、校区は、宿毛市の場合は、しっかりと決められています。ただ、校区外に通学する子供たちも、かなりおります。これは、私の子供の行っている学校だけではなくて、ほかの校区の子供たちも、校区外の学校に行っているのは知っておりますが、その校区外に通学する子供たちは、当然のごとく、遠距離通学になっているわけですね。

特に、中学生の場合においては、自転車での通学というのが多くなっているというふうに思うんですが、この状況について、教育委員会はどのように把握をしているのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） おはようございます。

寺田議員の御質問にお答えをいたします。

議員御承知のように、宿毛市の場合には、1

1項目の要件で、校区外の申請を受け付けております。

そんな中で、自転車での遠距離通学についてでございますが、部活動だけではなく、さまざまな理由によって、先ほど申し上げた11項目の指定校変更の申請を受け付ける中で、遠距離通学にある児童生徒については、放課後の帰宅の時間が遅くなることについても、保護者の方々にも十分に理解していただいた上で、遠距離通学になっていると承知しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 家族も生徒も、当然、承知の上で、校区外に通学をしているということは、それは当然のことであると思うんですが、特に、地域によっては、校区と校区のはざまといますか、で、しっかりと安全対策がとられてないところが、例えば外灯であったり、歩道であったりというところが、しっかりと整備されていないところもあるのではないかと。

また、そういうことによって、女子生徒だけに限ったわけではないのですが、いろいろな事件、事故に巻き込まれる可能性というのも、多分にあるんじゃないかというふうに思いますが、この安全に対する責任といいますか、というのは、どこにあるのかということについて、教育委員会のお考えを聞きたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 通学路の安全についての御質問にお答えをいたします。

通学路にかかわらず、道路そのものに危険箇所がある場合は、道路管理者に責任があると考えております。

また、不審者などが出没する防犯上の危険箇所、そういうところがある場合につきましては、警察や関係機関、青少年育成センターも含めまして、協議をしながら、道路管理者や教育委員

会が安全対策に努めていくことになると考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） しっかりと子供たち、事件、事故に遭うと、一生、心に傷が残ったりすると思いますので、この辺については、しっかりと対策をして、対応していただきたいというふうに思います。

次に、校区外に通学する子供たちというのは、11項目と、今、言われましたが、その多くが、やはりクラブ活動というのが理由になっているんじゃないかというふうに思っているんですが、例えば、野球とかサッカーという団体競技、これについては、現在、宿毛中学校であるとか、片島中学校においても、非常に部員数が少なく、厳しい状態になっているというふうにも聞いておるんですが、この団体競技等についても、クラブ活動についての現状を、教育委員会としてどのように把握しているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

中学校の場合ですけれども、部活動はどのような運営をされているかという御質問でございます。

中学校の場合に、野球やサッカー部に限ったことではありませんけれども、生徒数の、先ほどの資料にもございましたけれども、減少によりまして、どの部活動でも人数確保に苦慮していると聞いております。

特に、団体競技におきましては、入部生が少なく、チーム編成が困難になるなど、弊害も出てきておりますが、学校によって、部活動の存続については、工夫をしておりますし、チームによっては、団体競技は、競技規定によりまして、合同チームをつくって、活動することも行

われております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 合同チームという話が、今、ありました。

団体競技であれば、合同チームで出るということが可能なんです、例えば、個人種目がある競技については、現在、団体競技は、団体種目があっても合同チームというのが認められていないというのが現状です。

これは、中体連のほうの考え方だというふうにも思うんですが、そのことによって、個人と団体と両方の種目がある場合に、団体競技に出られない。ただ、その団体競技に出場することによって、いろいろな個人種目にはないよさというか、もあるんじゃないか。

うちの子供はソフトテニスをやっているんですが、ソフトテニスは、まさに個人種目がありますので、団体種目については、大会によってはペアでも出れる大会もありますし、3ペアないと出れない大会もあります。

そういうことで、ほかの学校と合同チームで出させていただければ、団体競技のよさ、お互いに助け合いながら、そのチームとして戦うという、そういう、本来、中学校の体育クラブの考えているよさというか、団体競技のよさというの、学ぶことができるんじゃないかというふうには思うんですが、これがなかなか難しい。

このことについて、教育長も体育指導をずっとされてきたというふうに、教員時代、思っているんですが、どのようにお考えなのか、お聞かせを、まずお願いしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

県総体などですけれども、県総体などで適用されている全国中学校体育大会複数校合同チーム規定というのがございます。

それによりますと、今、議員が御指摘いただいたような規定がありますので、団体競技には参加できるけれども、個人競技には参加できないというようなケースもございます。

このことについては、現場の先生方も、中体連を通して、上部団体をお願いをするとか、何とか小規模校が参加できるような方法はないかとかいうようなことを、現在でも模索しておりますし、この規定ができてからも、それぞれ、議員おっしゃるように、特に高知県では小規模校がございまして、その学校の先生方が、いろいろな苦慮をしながら、上部団体、あるいは県教委、あるいは中体連のほうに申請をしているところでございます。

ソフトテニスに限らず、例えば、女子の競技のある団体チームには、女子は、男子にまじって参加することができない規定もございます。

例えば、ソフトボールでは、女子の部がありますので、ソフトボールしかない中学校の子供は、ソフトボールをやりたい場合でも、その子供は県総体のソフトの大会には、チームの一員としては参加できないというようなことにもなっておりますので、いろいろな弊害が、それぞれの競技でございます。

また、現場の先生方と協議をしながら、機会があれば、できるだけたくさんの子供たちが競技に参加できるように訴えてまいりたいと、そのように考えておりますので、どうぞ御理解ください。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） いろいろな問題点があるというふうには思います。また、保護者としても、ぜひ子供たちがいろいろな場面で、その活動ができる、協力は惜しまないと思いますので、保護者にできることがあれば、学校現場のほうからも声をかけていただければというふ

うに思います。

ところで、なかなか単一の学校ではできないという競技も、いろいろとあると思うんですが、クラブチーム的な形で、市内の学校の小規模校、また個人というか、団体を組むほどの部員数がない学校同士が、合同で練習をする、環境整備をするなりして、校区に捉われない形での活動ができるんじゃないかというふうにも考えるわけですが、名前はどのような形にしたらええかわかりませんが、クラブチーム的な形で活動をする。そうすると、指導者が一人いれば、その専門的な指導者がいない学校の子供たちも、専門的な指導が受けられるということができないんじゃないかというふうに思いますが、この部分についての、教育長のお考えをお聞きをしたいと思えます。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

部活動のことで、クラブチームでの活動はどうかという内容だと把握しておりますが、現に高知県内にも、野球チームであるとか、バレーボールチームであるとかという、競技によっては、クラブチームで大会に参加しているところはございます。

ただ、クラブチームとなりますと、私的な団体となりますので、教育委員会での整備並びに運営については、困難であるというふうに考えております。

仮に整備できたとしても、実施場所であるとか、生徒の移動手段など、解決しなければならない課題がたくさんあるものと思われまます。

また、クラブチームでは、中体連が主催する、いわゆる県教委が主催する県総体などの大会にも、出場できなくなりますので、クラブチームというのは、現実的ではないのかなというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） いろいろなクラブチームについても、問題があるというふうにお聞きをいたしました。

主役は子供たちなんですよ。子供たちが、やはり中学で伸び伸びと、スポーツクラブにしても、文科系のクラブにしても、伸び伸びとクラブ活動ができる環境整備に向けて、教育委員会としても、頑張っていたきたいというふうに思います。

次の質問に移りますが、このクラブというか、運動クラブに行くということを中心に、市営住宅の子供たちが、校区外に多く行っている現状が、今ありますので、あえてこの部分でお聞きをさせていただくようにしたんですが。

橋上の市営住宅についてですが、橋上の市営住宅は、もう十数年になるんですが、2002年ぐらいの、高知国体のときに、多分、つくり始めたというふうに記憶をしていますが、当時、橋上の地区長会が中心となって、少子化による、児童生徒数の減少が心配される。今のままでいくと、子供たちが橋上地域からいなくなるよということを心配して、運動をしてきました。その中には、私も入っていたわけですが。

それが現在、なかなか思いどおりにいかず、校区外に行っている子供もたくさんいますし、なかなか地域の中で、もう話が違うんじゃないかというお話も出たりもしています。

そこで、私は、これがやはり入居条件の中に、当時は、子育て世代をということを、地区長会としてというか、地域としては強く要望して、最初の入居抽せんときには、募集の5倍の申し込みが、最終的にあつて、抽せんをしたというふうに記憶していますが、この入居条件として、子育て世代ということを明文化することができないのかな。

一度聞いたことがあるんですが、当時、都市建の担当の方は、一般公営住宅として設置しているの、なかなか明文化することはできませんというふうにも聞きました。

ただ、西町の旧雇用促進住宅が、今、地域振興住宅として募集していますし、地域の活性化ということ、また若者定住ということを考えれば、ある程度の子育て世代といううたい込みの明文化はできるんじゃないかというふうに考えますが、この点について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

橋上地区では、地区外への若者の流出、そして少子高齢化が進む中で、橋上中学校の跡地への、公営住宅の誘致が行われ、市においても、橋上中学校跡地の有効利用を模索する中で、保育園、小学校と隣接する立地条件を生かした公営住宅を建設することといたしました。

寺田議員御承知のとおりだと思います。

入居につきましては、建設に至った経緯を踏まえ、当初より子育て世代を優先する選考を行ってまいりましたが、選考基準について、明文化したものはありませんでしたので、私といたしましては、今後、早い時期に明文化した選考基準を整理していきたい、そのように考えているところでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ぜひ、そういう形で、一人でも子供たちが、多くの子供が地元の保育園、学校に通えるような環境整備ということをお願いしたいと思いますが、もう1点、この橋上の市営住宅、昨年春に、ある1軒の家庭が転居したわけですが、その理由が、所得が上がり過ぎて、家賃が高くなり過ぎてということで、転出をされました。

小学校6年生の子供の家庭だったんですが、非常に子供にとっても、卒業まであと1年を残してということで、地域としても残念だったし、家族の方も、できれば小学校卒業まではという強い希望もあったんですが、なかなか、私が考えるに、とても市営住宅とは考えにくい家賃だったというふうに記憶をしています。

そこでお聞きをいたしますが、公営住宅の家賃というのは、最高限度額というのはあるのか、というのを、まずお聞きしたいと思います。

これについて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議員の今のお話、私も承知をいたしているところでございます。

公営住宅の家賃は、公営住宅法施行令第3条に基づきまして、築年数であるとか、広さ、設備、そして近隣にある同程度の土地の価格などから算出されております。

住宅ごとの条件は違い、算出される額は違ってきますが、家賃の最高限度額というものは設定されてないという状況であります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 最高限度額が設定されてないというのは、普通に考えて、本当に東京の都心のアパート並みの家賃のような、記憶をしているんですよね。

やはり、先ほど市長も言いました、若者定住ということの主眼に置けば、ある程度、上限とものを設けてもいいんじゃないか。

例えば、先ほど言いました、西町の地域振興住宅であれば、3万幾らぐらいが上限ですよね。というか、定額ですよね、あこはね。

定額だったと思うんですが、そのような形で、例えば一番の高額の金額を、子育て世代であれ

ば幾らぐらいまでということで設定することも、市がやろうとすれば可能じゃないかなというふうに思いますが、このことについて、答弁をできればお願いしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

限度額を設定できるかどうか、これから研究してまいりたいとは思いますが、現在ではできてないという状況でございますし、また、法のもとで算出すると、どうしてもそういう高額になってしまうということで、市内においては、橋上の住宅だけ、そういうふうな形になってしまうというふうなことは、報告は受けておりますが、非常に、議員おっしゃるとおり、私から見ても、高額過ぎるというふうに感じています。

そこらあたりも、これから、研究できるものであれば研究していきたい、そのように思っておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ぜひ研究をしていただきたいと思います。

次に、集落活動センターとあったかふれあいセンターということで、通告をさせていただきました。

現在、宿毛市において、公共交通の新しいやり方を模索する形で、橋上地域と小筑紫地域において、公共交通の実証運行をやろうとして、地域に話に入っていることも承知をしております。

その中で、私、すごく気になったのは、高齢化率なんですよね。今、宿毛市の全体での高齢化率、65歳以上の高齢者の割合が、3月1日時点で34.09%、人口2万1,564人に対して、7,351人が65歳以上という状態だと。

これが、介護保険の事業の推計でいくと、平成37年には39.7%になるんじゃないか。10人おれば、4人は65歳になるというような推計も出ています。

宿毛市内でそれで、橋上地域という地域限定でいくと、現在でも45.17%ということで、既に40%を大きく上回って、65歳の人がいると。これ、ますますふえていく。先ほど、心配の中でいったのは、子育て世代がだんだんいなくなっていくということがあって、そういう状態になっている。

橋上の中でも、一番中心地である橋上地域でも、今、そういう状態なので、端々の出井であるとか楠山、還住藪というところに行くと、ほぼ全員が65歳じゃないかというような地域もあります。

そういうことを考えると、やはり一度というか、2年前から計画をしながら、市のほうでも地域おこし協力隊を臨時雇用しながら準備をしてきて、現在、中断したような形になっているというふうに、私としては把握しているんですが、集落活動センターへの取り組み、これは宿毛市として、原因はどこにあったのかというふうに把握しているのかについて、お聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

高齢化率のお話がありました。高齢者がふえて、若者がいなくなると、そして高齢化率がどんどん上がっていく。このことに対しては、大変、危機感を持っているところでございます。

若者がいなくなれば、当然、高齢化率は上がっていきます。若者を逆によそから引っ張ってきて、定住していただければ、当然、高齢化率は下がってまいります。

そういった取り組みを、これから進めてまい

りたい、そういった思いで、おとついでから、この場に立たさせていただいております。

ぜひ、御協力のほど、よろしくお願いをしたいと思います。

集落活動センター事業につきましては、議員御承知のように、行政主導で実施する事業ではなく、地域住民が中心となって行う事業であります。

地域住民が主体なり、地域外の人材も受け入れながら、旧小学校や集会所などを拠点に、生活、福祉、産業、防災など、さまざまな活動に取り組むことで、中山間地域で進行化する地域の担い手不足の解消と、そしてコミュニティーの連携強化に向けて取り組むという事業であります。宿毛市において、この事業に真っ先に取り組みたいという要望が出されたのが橋上地域でありました。

橋上の地域は、沖の島地域に次いで、高齢化率が、先ほどお話ありましたが、高いことから、市としても、宿毛市で初めて開所する集落活動センターは、橋上地域がふさわしい、そのように考えまして、他地域のモデル事業となるよう、平成25年度より、地域の皆様と協議を重ねる中で、研修会などへ一緒に参加するなどの取り組みを行ってきたところでございます。

平成26年度からは、人的支援として、地域おこし協力隊の配置や、県の地域支援員の協力を得て、講演会を実施したり、先進地の視察なども行い、区長会などでの協議を重ねてきたところでございます。

本事業は、地域が主体的に行い、地域の活性化につながるものであれば、どのような取り組みでも実施可能ですが、地域の合意と将来的な自立。この自立性の二つの要件を満たすことが、必要不可欠であります。

橋上地域での取り組みが円滑に進まない原因といたしましては、エリアが広く、地域の合意

が得られにくかったということが大きな要因であると考えております。

橋上町の全域で実施したいという地域の声から、取り組みを進めてきましたが、どうしても松田川の上流と下流では、地域の実情や危機感の度合いが異なるために、予想以上に地域の合意形成は困難なものとなりました。

昨年8月に行った地域代表者を集めた会におきまして、継続的な運営を行うための収益事業や、具体的な協議を進めるための、協議会の立ち上げに関する事項について、協議をいたしました。が、時期尚早との声が多数を占め、現在に至っているところでございます。

一方、時間はかかっても、前向きに取り組んでいきたいという声もありますので、市といたしましても、引き続き、地域の皆様や、そして県とも連携を図る中で、できるサポートはしっかりと行ってまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 将来的に向けて、しっかりとサポートをしていきたいというふうな、市長の強い決意をお聞きをしましたので、その部分については、ぜひこれからサポートしていただきたいというふうに思うわけですが、私なりに考えるに、宿毛市の考える集落活動センター、特に地域おこし協力隊の方と地域との意思疎通が、うまくいってなかったのかなというふうなことを、すごく感じるわけですが、地域が最も望んでいたのは、公共交通をどうするかというのが、これが第一だったというふうに思うんですよ。

あと、地域コミュニティというか、地域の人たちが、その地域で暮らしていくために、どういうことが必要なのか、地域交通だけではなくて、例えば買い物のことであったり、食事の

ことであったりという、そういう暮らしていくためのコミュニティを、どう構築していくのかということが、2番目に頭にあったんだらうというふうに思うんです。

その部分でいえば、宿毛市と県とが進めていこうと、最終的にお話をいただいたゲストハウスの設置であるとかというものについては、地域の人たちが、なかなかのっていけなかったんじゃないかというふうに感じるわけですが、そういうことから考えると、やはり、今、地域の人たちが生活する上で、体の、健康の心配ということを考えて、あったかふれあいセンター、沖の島と宿毛の社会福祉センターでやっているんですかね、今。あったかふれあいセンターを中心とした考え方、それを、例えば集落活動センターが運営するというようなことをすれば、ある程度、集落活動センターが収益事業を行うということもできますし、人件費というのが、ふれあいセンター運営の事業の中で出てくるんじゃないかというふうに、私は考えるわけですが、そうすることによって、集落活動センターが継続可能な運営ができるんじゃないかというふうに思うわけですが、この点について、市長のお考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

あったかふれあいセンターを集落活動センターで運営できないかの御質問でございますが、高知県あったかふれあいセンター事業費補助金を活用した事業で、補助要綱の中では、委託先の要件といたしまして、社会福祉法人や、特定非営利活動法人などの法人格を有する団体とされていますので、集落活動センターを運営する母体が法人格を有していれば、可能だというふうに考えております。

現在は、社会福祉法人である宿毛市社会福祉協議会へ委託し、弘瀬地区及び高砂地区の2カ

所に拠点を設置し、事業を実施しております。

拠点到配置するスタッフなどについては、コーディネーターを1名、スタッフを2名、配置することが基本形とされています。

コーディネーターは、市や包括支援センター、介護事業所などの関係機関のネットワークの構築や、地域での支え合いの仕組みづくりをしていただくことを想定していますので、介護福祉士や社会福祉士、保健師といった有資格者、そういった方が望ましいというふうにございます。

拠点での事業内容は、年齢や障害の有無を問わず、集いの場を提供することや、相談といった、必須で、実施しなければならない一定の要件はありますが、地域の実情に応じ、さまざまなことのできる事業となっているところございます。

現在の事業概要を説明いたしますと、拠点を2カ所設置し、年齢や障害の有無を問わず、集いの場を提供することを基本事業とし、日常生活の相談や、見守り、訪問などを行っています。

本事業では、送迎も行えることから、自宅から拠点までの送迎も行っていますので、一人で来られない方でも、利用が可能となっているところございます。

現状の課題といたしましては、高砂の拠点では、市内全域を対象範囲にしていることもあり、送迎できる人数や、施設に収容できる人数に限度があります。

そういった状況もあり、広範囲をカバーすることも困難となってきますので、出張形式や、そういった形式での開催も行っているところございまして、現在、大海地区、内外ノ浦地区で実施しております。

今後も、地区数をふやしていく計画となっているところございます。

高知県としても、収益活動を行う集落活動セ

ンターと、あつたかふれあいセンターが連携をし、地域を支えていくことを推進していますので、委託先や人員配置など、一定の要件も含め、さまざまな要素を検討していく必要があるというふうにございます。

現時点では、橋上町周辺に拠点を置くことは想定していない、そういう状況ございます。

先ほど述べた出張形式での開催や、平田、山奈町の地域も含めた形でのニーズを把握しながら、必要性などを検討し、拠点到こだわらず、さまざまな形での実施を、宿毛市社会福祉協議会とも協議をしまいたい、そのように考えているところございますので、ぜひ御理解をいただきたい、そのように思っております。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 現在としては、あつたかふれあいセンターの設置について、市としては考えていないというふうな答弁だったと思うんですが、私は、あつたかふれあいセンターとか集落活動センターということにこだわって言っているわけではないんですよ。

できればこういう形が、今の自分のある情報の中では、いいんじゃないかというふうなことで、提案をさせていただいているんですが、地域の、特にお年寄りの方たちが、安心して老後を自分の生まれ育った地域で過ごすことができるということを目指に、できるだけ病院にもかからず、最後を迎えることができればいいな。これが、やはり国が進める、今の医療体制ではないかというふうにも考えておりますので、ぜひ宿毛市としての、よりよい方向性、方法を、地域とともに、一緒に考えていただきたい。

この中には、やはり、地域の公共交通のことも入ってくると思うんですよ。

これ、今、実はあした、私の地域で話があるので、行って話を聞いてみないとわからないんですが、なかなか今までの流れを聞くと、遠い

ところであれば、1回の運賃が結構高額になるというふうな話も聞いています。そうになると、なかなか、週に1回とはいえ、病院に行ったり、買い物に行くのが、毎週はきつくなるんじゃないか。特に年金生活、国民年金で、独居であれば、1カ月にすると5万程度しかない年金生活者が、病院に行き、バス代を払い、買い物をしつていうことで、生活するには非常に厳しい状況にあるんだろうというふうに思っていますので、ぜひ、市として、地域で、みんなで支え合いながら、地域の高齢者が生活をできるということのために、いい方法を考えていただきたいというふうに思います。

この点について、市長、何かあれば答弁お願いしたい思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほど述べましたが、高知県としても集落活動センターと、そしてあったかふれあいセンターが連携をし、地域を支えていくことを推進していますので、現時点では、橋上地域に置くということは想定していませんが、しっかりと地域の皆さんと一緒に考えて、進めていきたい、そのように思っているところでございます。

また、もう1点の、公共交通機関の問題であります。議員御指摘のように、高齢化が進行する中山間地域における大きな課題だというふうに思っていますので、いろいろとこれから取り組みをしていきたいというふうに考えていますので、その点についても、ぜひいろいろな意見を聞かせていただく中で、御協力をいただきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ぜひよろしくお願いをいたします。

最後の質問になりますが、宿毛市斎場の今後

についてということで、質問をさせていただきたいと思います。

この宿毛市斎場、設置してからかなりな年数になると思うんですが、昨年度から、非常用電源とか、予備燃料タンクの設置とかという工事を行っております。

これは予算に出てきてますので、わかるわけですが、いろいろな附帯設備については、手を加えていますが、本体の炉の、耐用年数が、一つの炉は10年にはならないと思いますが、更新をして、中型炉というか、大型炉を据えたということ記憶してますが、もう一つは、最初の開設当初からの炉がそのまま稼働しているという状態にあると思います。

これ、耐用年数というものがあると思うのですが、これをもう過ぎているのではないかというふうに思うんですが、そのことについての認識をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

宿毛市斎場は、平成4年度から稼働しております。火葬炉を含めた施設全体としては、23年が経過している、そういう状況であります。

なお、先ほどお話からも、議員のお話にもありましたが、火葬炉2基のうち1基。2号炉は、平成19年度に大型炉へ改修をいたしております。8年目が経過した状況でございます。

火葬炉の保守メーカーに確認をしたところ、火葬炉本体の耐用年数は、平均で25年程度となっているものの、これを超えたからといって、直ちに使用不能となることは少ない。そういうことは、なかなか起こらないよというようなお話でございました。

宿毛市斎場におきましても、毎年度、点検作業を実施し、定期的、計画的に修繕工事を施しており、可能な限り、安定して、長期間運転できるように努めていきたい、そのように考えて

いるところでございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 設置以来23年、炉の耐用年数が25年、これは限定的なものじゃないというふうな話ですが、当然、将来的に考えると、炉の更新というのも考えていかなければいけない、そういう時期にきているというふうに私は思うんですが、その上に、平成4年度という、幡多地域の中でも、どっちかという早い時期に斎場、火葬場というものが設置された。今の形の斎場というのが設置されたというふうに記憶しているんですが。

早くつくったからということではないんだと思うんですが、例えば霊安室がなかったり、待合所が、二つに区切った形にはなっていますが、ふすま1枚で区切られていたり、ロビーが一つだったりということで、あこに二つの家族が行った場合に、取り合いではないですが、なかなか落ちついて、収骨までの時間を過ごすことができないような現状が、皆さん、多分、何度かは行ったことはあると思いますので、気がついていると思うんですが、当然、斎場の改修時期というのは、すぐ来ているんじゃないか。すぐそこに来ているんじゃないかというふうに思うんですが、この斎場の改修について、市長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

開設当初から比べると、火葬件数も大幅に増加していますし、棺も大型化している、そういったこともあり、火葬炉設備の補修頻度が高まってきているのが現状であります。

また、以前より霊安室の設置要望や、待合室に和室が2室あるものの、共有部分が多くて、分離してほしいという、そういった市民からの意見も承知しているところでございます。

厳しい財政状況の中、厳しい財政状況の中と

いう言葉は使いたくないんですが、そういった中で、大規模な改修には至っていないというのが現状だというふうに認識をしております。

先ほども答弁しましたとおり、築23年が経過した施設でもありますので、今後も利用者の方々にとって、よりよい施設運営ができるように、計画的な改修及び施設の更新につきましても、検討をしていかなければならない、そういった時期であるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 市長としても、遠くない将来に改修はしていかなければならないという認識にしているというふうに、お聞きをいたしました。

ということで、現在、宿毛市は大月町、三原村と、一部事務組合で、し尿処理と消防とを運営をしております。

この斎場も大月と三原の方の利用も、かなりあるというふうに思うのですが、両町長、村長にお話をし、広域で運営をしていく、斎場の整備をしていくということであれば、先ほど、予算というか、いう話もちよっと、したくないけど、そういう状態やということも、市長の口から出ましたので、ぜひ話し合いの中で、よりよい方法が見つかるんじゃないかというふうにも思うんですが、この斎場の広域化というのについて、市長のお考えをお聞きをしたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

質問議員の言われますとおり、斎場運営の一つのあり方として、近隣の町、三原村との広域運営も、早い段階で視野に入れておきたいとは思いますが、さまざまな運営形態を比較検証し、市民や利用者にとって、よりよい斎場運

営の方法を、慎重に選択をしていきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） いろいろと市長のお考えを聞かせていただきました。

市長就任以来2カ月余りになるわけですが、私は、常に見ているわけではないんですが、市長として、一生懸命頑張っているなというのが、市民にも見えているんじゃないかというふうに思います。

昨年の選挙戦のときに、私は、応援団の一人として、ずっと市長を見させていただきました。宿毛市を変えたい、僕に任せてくださいという、声を張り上げた、あのときに賛同した7,000人余りの市民が、後押ししてくれた。その押ししてくれた市民、またそうじゃなかった市民も、市長の行動をしっかりと見ているということを中心に置いて、これからの市政運営頑張っていたきたいと思います。

私の一般質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） それじゃあ、一般質問の前に、一言お祝い申し上げます。

この前の市長選、当選まことにおめでとうございました。これから先の宿毛市の発展のために、全力で頑張ってください。よろしく申し上げます。

それでは、一般質問を行います。

早稲田大学14代総長奥島孝康杯争奪201

6年早春健全育成ジュニア駅伝大会について。

去る2月11日、小野 梓記念公園で举行されたジュニア駅伝で、早春の宿毛中心街、1本たすきをつないで走ることにより、心身の鍛錬及びチームワークの大切さを学び、あわせて市街地の活性化を図る目的で、14代総長より、冠並びにトロフィーを提供していただき、先生のおかげで、39チームの過去最高の申し込みがあり、盛大な大会になりました。

しかし、奥島先生の垂れ幕や横断幕は見当たらず、聞いてみますと、予算不足でできなかったとのことですが、奥島先生にすれば、小野梓記念公園並びに高知銀行の跡地等を、先生の好意で早稲田大学が買い取り、先生より、宿毛市に寄贈していただきました。

昨年も、この大会で、夫婦で参加してくれるとのことでしたが、アーケードの撤去作業により、梓公園でのジュニア駅伝の開催ができなくなり、宿毛市総合運動公園での開催になりました。

そのときも、2015年早春健全育成ジュニア駅伝大会のみの横断幕しかなく、私も、せっかく先生より、トロフィーと、早稲田大学14代総長奥島孝康杯との名前をいただいたので、垂れ幕ぐらいの予算計上ができないものか、お伺いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

議員御指摘のように、2月11日に行われまして早稲田大学第14代総長奥島孝康杯争奪2016年早春健全育成ジュニア駅伝大会におきましては、先ほど、議員が御指摘いただきましたように、39チームがエントリーをしていただきました。とてにぎやかな大会となりました。

奥島先生の冠をいただいた大会、今年度から冠をいただいて開催をするようになったわけで

ございますが、開催要項や募集内容など、各種印刷物については、全て正式名称である早稲田大学第14代総長 奥島孝康杯争奪という文字を使用させていただいております。

ただ、真丁もアーケードがなくなりまして、これまで横断幕を設置いたしておりましたけれども、アーケードの柱もなくなっております。したがって、小野 梓公園近くに、有効な場所に横断幕が設置できなくなっており、設置することについては、検討いたしましたところ、公園から離れた場所の電柱を利用して、これまでの横断幕を設置いたしました。

しかしながら、せっかく奥島先生の冠をつけていただいた大会でありますので、そのことをもっとPRすべきでありますので、今後、横断幕がいいのか、それにかわるのぼり旗等を、小野 梓公園に設置するほうがいいのか、より効果的に設置する方法を検討して、対応してまいりたいと思いますので、よろしく御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 3月27日の夜の秋沢ホテルでの会ですが、奥島先生に、ちょうどジュニア大会の写真を持って行って見せているとき、ある酔っぱらいと言ったら失礼ですけども、酔っぱらいが私のところに来てまして、奥島先生の垂れ幕、そして横断幕の一つもないが、失礼じゃないかいと。名前をもろうちよるがやろうと、私も言われまして、はい、言うて。

そのときに、奥島先生がどれぐらい努力してくれちよるがでという言葉も一言言われまして、本当に悪い気持ちでいっぱいになりました。

それで、宿毛市のほうも、去年も一応、垂れ幕のほうに奥島杯がついてないから、名前をもろてたわけですね。それでと言ったら、一応、去年は真丁でやらないからつけないと。しかし、

そのとき、奥島先生は、去年の場合には、宿毛市のほうに来てくれるという約束やったんですよ。夫婦で。

それで、そこまでしてくれるのに、宿毛市の、余りにも対応がずさんではないか。私はそのように思ったから、秋沢での会合の中で、ほんま赤面の至りやったわけです。

じゃけん、来年はぜひとも、恥じないような大会ですつもりでありますので、できたらまた来年、いらっしゃってくださいというような話をしたわけです。

それについて、来年はそういうような垂れ幕とか横断幕、のぼり旗なんか、仮にですけれども、立てれる予算はあるんですか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

奥島先生からいただいたトロフィーは2本ございまして、男子の部、女子の部と、非常に立派なものでございました。

議員御指摘のように、来年の大会については、ぜひ、横断幕ができるように検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

ことしの大会、もう終わってしまったわけで、これ以上言っても仕方がありませんけれども、二度あることは三度あるというようなことでは、やっぱりいけませんので、ぜひとも来年の大会には、横断幕なり垂れ幕なりをつくって、にぎやかにやるように、ぜひともよろしくお願いいたします。

この問題はこれでよろしいですが、できれば、市長もそれを覚えておいてください。いいですか。

それでは、2番目の質問について。

市長の選挙公約である公衆浴場について。

宿毛市長選挙期間中に、公衆浴場を設置したいと言っていたが、また、市民の中からも、つくってほしいと聞くが、市長の考えをお聞きしたい。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 濱田議員の質問にお答えをいたします。

公衆浴場の整備についてでございますが、この件につきましては、正式に選挙公約として掲げたものではございませんが、市内に温泉があれば、市民の皆さんも喜んでもらえるのではないかとございまして、市が公衆浴場を整備して運営するというのではなくて、温泉を掘削して、市内の宿泊施設などに販売するような、そんな事業をやってみたいというお話をさせていただいたところでございます。

市民の皆さんにも、市内に温泉があればいいよねというお話は、あることは私も以前から知っておりますし、よく耳にするお言葉であります。

一方で、市が公衆浴場を整備し、経営することは、財政的な面などを考慮すると、なかなか困難であるというふうに思いますので、市内で温泉が掘削できないか、調査を行う中で、掘削できるようであれば、市内の民間施設で御利用いただくようなこと、そういった事業ができないか、検討をしていきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

市民の中には、幡多3市の中で、宿毛市だけがない。また、愛南町も町営が3カ所あり、何で宿毛市だけがないのですか。市長の公約だから、濱田さん、市長に言ってくださいとのことでした。

宿毛市民においても、古いアパートに住んでいる人たちは、いまだもらい湯に行くか、一本

松の温泉に、週に1回か2回行く程度だそうです。

何としても、市長、その屋台だけでもつくっていただき、民間委託でもするというような方法もできないか、何か考えていただきたい。

そのことについて。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、市が公衆浴場を整備し、そして経営をしていく、こういうことは、財政的にもなかなか難しいのではないかな、そのように考えているところでございます。

しかしながら、議員のお話にもありましたように、市民の皆さんからは、市内に浴場が欲しい、そういった声があることは、先ほども言いました、承知しておりますので、温泉を、先ほども言いましたように、掘削をして、それを配湯するような、そういうふうなことができないか、そういったことも含めまして、今後、検討していきたい、そのように思っておりますので、どうか御理解、よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

やはり昔の古いアパートの人なんか、いまだに風呂がなく、3軒あった風呂屋が、全部やめているわけですね。それで、どうしても、何とかしてくれないかと。

そういつて、もらい湯に行くのも、週に1回ぐらいは行けても、2回は行けないと。夏は、濱田さん、拭いてるだけですよというおばあさんがおります。

そこも、大家さんには風呂があるから、大家さんのほうは、かまらったらいいに来なさいやという言葉をかけているそうですけれども、そう毎日行けるものではないと。

そして、育成園に行って、アパートでおる子なんか、安いアパートだから、風呂がないと。

それで、ある知っている人なんかは、週に1回、2回、車でつんでいってもらっていると。

そういうような人らには、私も、一本松の風呂に行ったり、中村へ行ったりで、時々しているもので、時々会うんです。

やけん、きょうは来てるかいうたら、きょうは来たけど、またあした、あさっては来れんと。来れるときにつんできてもらおうと。

一本松の場合は、障害者の人たちの場合は、300円だそうです。だから、市が経営しても、これはなかなか行けるものではないと。私もその判断はしておりますけれども、やはり、それでも風呂が欲しいと。それは、私もそうであろうと。

冬なんかやったら、割合、1週間に1回ぐらいでも構わんけど、夏はやはり、1週間に1回ではもちません、という話も伺っております。

それで、何としてでも、検討していただきたいという話を、再三にわたって聞いております。

市長がどのような話をしたかは知りませんが、市長がつくってくれると言ったというような話になってますので、そこも検討してください。

それは、これで打ち切ります。

3番目として、宿毛小学校の現在地の建設についてでございます。

3月議会での、宿毛小学校用地購入費が計上されていることに、町のお年寄りの方々は、大変喜んでおります。今の状態で移行すれば、何年ごろに建設に着手できるか、お聞きします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 現時点で、何年後に建設ができるかということは、少しまだわからない状況でありますので、その点について、お答えすることができない状況でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

市街地のお年寄りの方々は、一日千秋の思いで待っていると。せめて、用地確保ぐらいの予算計上は、いつごろできるか、そういうことも聞いてくれというようなあれでございます。

ことし中にやってくれとか、というような話じゃありませんが、来年度の予算編成になれば、多少の予算は計上できるんじゃないとか、そういうようなぐらいの、答えは出るんじゃないか、そのように思いますが、市長、もう一度お願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほどもお答えしたように、今後、その点については、しっかりと関係者の方々とお話をする中で検討していった、早い段階で市民の皆様方にお示ししたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再々質問になりますが、私も、市長が余り予算がないとか、そういうことは使いたくないというのはわかっておりますけれども、町の人たちは、予算がないだけでは通らんいうところもあるんです。

何としてでも、市長から聞き出してくれと。できる限り、言ってはみえますけれども、という話はしております。

ことし、来年の話にならんことは、私もわかってはおりますけれども、できる限り、高齢の方々が多いので、喜ばしてあげるといっても必要ではないかと、そのように思っておりますので、ぜひとも予算計上は、早くしていただければ思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

4番目として、宿毛小学校から沖須賀までの避難道路の拡張について。

街区に置いて、宿毛小学校から沖須賀に至るまでの通路は、災害時に学校や高台への避難者

のための道路として、市街地の重要な幹線道路です。

しかし、現在、一部の区間においては、築90年以上の家もあり、また、道路幅が4.4メートルから5メートルと、車がすれ違いできるところが少なく、大きな地震に出会うと、崩壊するおそれのある家も、何軒か隣接しているような状況であります。

今の状態では、狭い道路は完全に遮断され、通行不能になることは明らかです。

以上の点からかんがみ、市長は、道路拡張について、どのように認識しているか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛小学校から沖須賀地区に抜ける道路である、桜町沖須賀線は、都市計画街路といたしまして、社会資本総合整備計画に位置づけております。

街路としての機能に加えまして、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害時に、まちなかから、市街地北部の高台へ、津波から避難する経路の一つとして、大切な路線であると、そのように認識をしております。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

震災や津波で、一人でも犠牲者が出ないように、行政として頑張ってもらいたい。できれば、いつごろから着手できるか、これも問うてくれということでございます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

昨年度には、宿毛小学校と宿毛中学校の間を抜けて、津波避難場所の忠霊塔に至る市道、土居の後線の拡幅を完了しております。

引き続き、桜町沖須賀線に着手すれば、事業効果を上げるものとは考えておりますが、しか

し、当路線以外にも、早急に進めなければならない、防災関連事業が多くある現状の中で、早期の事業着手は困難な状況であります。

今後は、事業の優先順位や市の財政状況を考える中で、検討をしてみたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問いたします。

優先順位からすれば、どのぐらいのところにランクしているか、それも一つお聞きしたい。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現時点では、いろいろな事業の中で、その辺の順番がどこの場所にあるというお話は、この場ではできかねますので、御理解願いたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問いたします。

市長はできない。ある住民の人たちが聞いてきて、私も板挟みで弱っているんですけども。

でき得るだけ早く、取り上げていただきたいと、そのように思っております。

それじゃあ、5番目の質問をいたします。

防災情報伝達システムからの音声伝達について。

現在、整備している防災情報伝達システムの放送だが、旧市街地の住民から、よく聞こえるようになったとの声の一方で、音がうるさく、テレビの声も聞こえないという声も聞きますが、市街地での放送は、NTT宿毛局の鉄塔に設置しているスピーカーからの放送だと思うが、スピーカーの音量を下げ、聞きづらい地区に子機を増設して、対応はできないものか、お聞きします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、整備している防災情報伝達システムからの音声放送についての御質問でございます。

防災情報伝達システムについては、今年4月からの本格運用に向けまして、現在、テスト放送を行っているところでございまして、1月に、正午のチャイムと、午後5時の夕焼け小焼けの曲の二つの放送を開始し、さらに2月下旬からは、消防署による午後0時30分の乾燥注意報と、午後6時の消防広報の音声放送を追加し、合計4回のテスト放送を行ってりましたが、議員御指摘のような、問題の声も寄せられたために、現在の対応策として、正午の時報の音源を変更し、さらに午後5時の夕焼け小焼けの曲を、放送時間を半分に短縮するとともに、消防広報についても、臨時的な乾燥注意報など以外の放送は行わない措置をとっております。

スピーカーの音量を下げてもどうかという御質問でございますが、本システムの目的として、風水害などの災害時に、高齢者の方々に対しても、また雨戸を閉めた状態でも、できるだけ音声等を聞き取りやすくするため、このたびの整備で、音声到達距離の長い、高性能なスピーカーに取りかえております。

音量を下げることによって、緊急時の音声等が聞こえないこととなりますと、本来の目的を達成できないこととなりますので、音量を下げるの対応は困難と考えております。

また、子局の数をふやしてはどうかということですが、旧市街地は、NTT宿毛局の鉄塔の高さに設置したスピーカーからの放送により、大部分がカバーされておりますので、従来のように、子局の増設でカバーするためには、多くの子局が必要となります。

仮に子局を増設いたしましても、子局の周辺

の音量は大きくなるため、うるさいという状況は、完全に払拭することはできないというふうに考えております。

このようなことから、スピーカーの音量や、配置を変更するのではなく、放送内容や放送時間についての基準を定め、できるだけ市民の皆様様の迷惑とならないようにするのはもちろんのこと、日ごろの生活に役立てていただけるような、そういった運用を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解をさせていただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

確かに、前からしたら、音量が全然違うんですよね。そして、僕なんか、テレビを見てると、ニュースなんか聞いていると、全然聞こえない。音量のほう太いんですよ。だから、もう少し下げてくださいかという要請もあります。

そして、夏なんかやったら、窓をあけていると。そして、これは全然聞こえんと、というような人らもおりまして、なかなかあれですけど。

これは一応、いざというときのための放送だから、我慢してくださいやというような話で通してますけれども、でき得れば、もう少し下げてくださいというのが本音でございますけれども、それはできないというような、突っぱねたような答えは、僕自体も出しております。

それから、この音声伝達のみではなく、携帯電話やスマートフォンを利用して、周知させることはできないか、それもひとつお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

先ほどの件につきましては、濱田議員のほうも、迷惑しているという市民の皆様方に、御理解をいただけるように、いろいろ御努力をして

くださっているということで、この場をおかりいたしまして、お礼を申し上げます。

従来の音声伝達のみではなくて、携帯電話、スマートフォンなどを活用した仕組みも必要ではないかという御質問でございました。

現在、整備しております防災情報伝達システムの大きなメリットといたしまして、議員の御指摘のような、従来の音声伝達に加え、携帯電話やスマートフォンへ、防災情報はもとより、火災情報や市からのお知らせ、そういった情報も、文字で伝達ができるようになります。

このため、原則、文字による伝達を基本としながら、必要に応じて、文字と音声の両方による伝達も行うなど、それぞれをうまく活用しながら、新たな情報伝達システムを構築していきますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） いざというための伝達だから、それは携帯電話とか、スマートフォン。私はスマートフォンなんかは、全然、よう使わなくてあれですけども、携帯電話で、言葉で入るとか、そういうようなあれやったら、それでいいんじゃないかと、私なら思っております。

それから、もう一つお願いがあります。

一応、携帯電話で、昔の、ガラホというんですかね、よく知りませんが。それは、入らないのですか。僕のがずっと入ってなかったんですから。携帯電話をかえたら入るようになりましたが、それは全員に入るわけじゃないんですか。ちょっとお聞きしたいんです。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 詳しい内容について、担当課のほうから御説明させたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） 危機管理課長、濱田議員の一般質問にお答えします。

携帯電話でございますけれども、携帯電話の場合は、メールアドレスをまず登録していただいて、その場合に、そのメールアドレス先の携帯電話に届くようになります。

これは4月からの運営でございますので、現在のところは、まだ運営していません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 親切な答弁、どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時22分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 中平市長、どうぞよろしく願いいたします。

月曜日からなかなかすばらしい御答弁で。

非常に、中平さんとは、実は市長選の前に一度お会いいたしまして、2時間ぐらいでしたか、二人でお話させてもらいました。非常に誠実な人柄でして、真摯な人柄なんですけれども、ちょっとかたいことないかいと言うたら、みんなにそう言われますというような御返答でしたが、なんの、かたいことない。すばらしい、ソフトな受け答えで、感服いたしました。

ようだいはこれでおきまして。

最近、各種新聞で、いろいろと、毎日、掲載されております、母子家庭の収入とか、子育て世代の貧困問題、これがほとんど毎日、今、載っております、大変な問題化しております。

暗い話なんですけれども、我々、行政に携わる者にとりましては、ここを避けては通れませんので、今回は取り上げさせていただきました。

自分が考えて、私はこの質問を考えておりません。要らんことを言いました。

3月5日にも、県内母子家庭収入210万円ということで、これは御当地の出身県議でございました加藤 漠さんが、これを取り上げております。これは、少し大きな枠で、こういうふうに取り上げております。

それから、子供の貧困ということで、特に沖縄がなかなかひどい状態であるということと、高知県も、沖縄に次ぐ高い貧困率ということで、このまま推移していきますと、国内総生産GDPにも、物すごい、少なからず影響が出るであろうといわれるような、大問題になっております。

そのことを取り上げます。

まず、1点目は、介護予防、日常生活支援事業ですかね、この総合事業について、質問いたします。

これも、人は命あるものとして、これは万人が必ず避けて通れない、個人の問題でありますから、決して他人事ではありません。

そもそもこの介護保険制度は、平成12年に法制化されまして、介護保険法の第1条、目的というところが、ちょっと読んでみますね。

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理、その他の医療を要するもの等について、これらのものが尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスにかかわる給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して、必要な事業を定め、もって国民の健康医療向上及び福祉の増進を図ることを目的とすると。

自助なのか公助なのか、いかようにも解釈可

能な条文でありますけれども、私は、この条文中の「尊厳」という言葉に執着をいたします。

引用が長くなりましたが、この介護保険が本年より、自治体へその役割の一部がおおりてまいりました。

この新総合事業移管について、なぜ国は移管したのであるか、市長の御見識をお示しいただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山岡議員の一般質問にお答えさせていただきます。

冒頭に、2時間ほどお話をさせていただいたということで、覚えております。その節は、大変お世話になりました。

新総合事業が、なぜ国から移管されたのかとの御質問内容だと思います。

平成26年に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制度化により、介護保険法が改正されたことに伴い、今回、御質問にあります介護予防日常生活支援総合事業、今後、以下総合事業と呼ばさせていただきますが、こちらの実施が、地域支援事業に位置づけられました。

本事業の制定に至った背景につきましては、今後、介護リスクが高まる、75歳以上の高齢者人口は、2025年に、平成37年ですが、こちらに向けて増加し続け、それを支える64歳までの生産年齢人口は、減少していくこととなっています。

加えて、介護に従事する専門職員の増加も、要介護者の増加に対応できるほどは期待できていないとされており、高齢者を支える担い手の確保と、そして高齢者自身も、要介護状態とならない、介護予防の充実が課題となっている現状でございます。

こうした状況から、専門職により、全国一律の基準で、要支援者に対して行われていた予防

給付のうち、介護予防訪問介護と、介護予防通所介護が、この二つが地域の実情に応じて実施できる総合事業、訪問型サービス、通所型サービスへ移行されるとともに、年齢や心身の状況等によらず、地域の住民が一緒に参加できる集いの場の創出により自発的に、多くの高齢者が介護予防に取り組める、そんな地域づくりに重点を置く必要があるなど、これまでの国主導の介護サービスから、地域の実情に応じて、市町村が事業を展開することができるよう、総合事業が制度化されたものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 全くそのとおりでございます。

もともと近年は、市民の健康管理の意識が高まっておりまして、これまでも、総合事業のような健康への取り組みは、行ってきたわけです。

しかし、本格的にこの総合事業が自治体においてきた本当の理由は、2014年に国会採択された、採決された要支援1・2の方を、介護保険から適用外と、こういうようにしたことにあります。

これによって、在宅介護と通所サービスが、地域支援事業に移行したと、これは先ほど、市長が言われたとおりであります。

しかし、危惧されることもございまして、最近では、財務省が、要支援1・2の人の生活援助サービスを、原則自己負担にするように求めていると、こういうように聞き及んでおります。

もともと介護保険制度では、給付に一定の上限がございまして、このため、利用者はこれまでも結構なサービス料を払っていました。

ちなみに、この利用料には、減免措置ももともとありません。しかし、宿毛市の第6期介護保険事業計画には、費用負担の公平化というこ

とで、低所得者の保険料軽減を拡充するとなりましたが、一定以上の所得のある人には、利用の負担を上げるとなります。一見よさそうな改正ではありますが、低所得者の施設利用の際の食費、居住費を補足給付の要件に、資産等も入れるということになります。例えば、預貯金の多寡を、通帳のコピーなどを提示します。これも果たして、施策としてどうなんだろうかなど、疑問にも思いますが、ここでは深掘りはしません。

今、厚労省の審議会では、平成17年に法案提出を議論している、この中身が、まだまだ法案提出には至っておりませんが、なかなか厳しい内容でございまして、主な論点は六つございます。

高額介護サービス費の負担上限の引き上げ、軽度者に対する生活援助を、原則自己負担にする。

軽度者の福祉用具、車椅子なんかですよ、これとか、住宅改修を、原則自己負担にしますよとか、要介護1から2の通所介護地域支援事業に移管しますよとか、65歳から74歳の利用料負担を、原則2割にすると。これ、原則、今、1割だと思うんですけども。

それから、もう1点が、75歳以上の利用料負担を、原則、これも2割に引き上げたいということが、厚労省の審議会で議論されているようでございます。

介護認定を受けた人で、最も多いのが、この要介護1・2の方でありまして、約229万人おられます。訪問介護の利用者が、このうちの61%強の人が占める実態を思いますと、後で触れますが、決して豊かな年金生活を送っていない高齢者の負担は、大変なことになると危惧するわけです。

厚労省の試算では、資格を持った介護職によるサービスは、10年後の、37年度から38

年度ころには、半減することも、既に明らかになっております。

これは、どういうことかと申しますと、今も触れましたように、審議会におきまして、厚労省の、要介護1・2の方についても、介護保険から外す方向の議論がされている、そのことが一つ根っこにあるがゆえに、37年度から38年度ころには、介護職によるサービスが半減するのではないかと、こう思われるわけです。

それともう一つは、介護職員の労働条件の低さも関係しています。

そこへまた、かぶせるようにして、介護報酬が削減されました。先日、30歳を少し過ぎた介護職員をしていた若い人の話を、ある方からお聞きしました。

10年近く、県外で介護施設に勤めていたそうです。

10年働いても、手取りの給料が11万円にしかないのです、これでは結婚もできません。衣食住さえままならず、将来の不安ばかりで、悩んだあげくに、とうとう介護職をやめて故郷へ帰ってきたと、こういうことでございました。

ちなみに、要支援1から2の方は、全国で170万人にのぼります。要介護者を含めると、615万人と、こういう膨大な数字になるわけです。

介護保険制度は、後期高齢者医療制度と同じ仕組みになっておりまして、介護を必要とし、その方たちが、介護サービスを受ければ受けるほど、市長の言われたように、経費がかさみまして、したがって、納める保険料も上がると、こういう仕組みになっているわけです。

つい先日も、ニュースでこの介護保険料が、また上がったと、改定されたということが出ていました。介護保険料は住民税非課税世帯と、そうでない世帯や、その中間世帯と、現在は6段階に分けられていて、それぞれ保険料が算定

される仕組みでございますが、これが、今後はよりきめ細かく、9段階にするという議論があります。

これは、自分は、一歩前進かなとは思いますが、すけれども、しかし、9段階にするということには条件がございまして、消費税が10%にすることで、その財源を確保すると、こういうことになっております。

ちなみに、9段階へと細かく分類するために必要な軽減策に投じられる予算は、1,300億円だといわれております。消費税10%で得られるとされる税収は13兆円、そのわずか1%にすぎないということになります。

国民からは、介護料はあって介護なし、詐欺ではないかという、厳しい声もあがっています。いずれにしても、このままでは、介護保険制度そのものが成り立たなくなるという懸念から、国民の健康増進を図る、本事業の必要性が出てきたと、こういうことであると思います。

一見、有意義な施策なのですけれども、ちょっとひどいと思いますのは、厚労省が新総合事業のガイドラインに、要支援者は、掃除機をほうきやモップにかえれば、掃除ができるはずなどと明示し、事業の効率化を図るとしています。

要は、私が危惧するのは、要介護認定を受けさせなかったりとか、サービスを、機械的に打ち切るのではないかという点です。

この2月号のすくも広報に、この総合事業についての説明が、簡略な図式で御案内されておりました。まだまだ、これからこの事業は試行錯誤を繰り返しながら、練り上げていくものと考えますが、多くの介護認定者の方は、これまでも介護保険については、余りよく知らない、という方がおられました。

介護保険を利用したくないという方もおられると聞いております。

各種健診への呼びかけにつきましても、例えば胸部レントゲン検診、胃がん検診、大腸検診など、いずれの数とも、受診者は計画値を下回っておりますし、市が実施している事業である自主グループ支援、はつらつ筋力アップ教室、あったかふれあいセンター事業等々、高齢者の皆さんの認知度は低く、わずかに認知度が高いのは、老人クラブと健康相談でございます。これでは、とてもこの総合事業がうまく機能するか、不安であります。

今後、市民への周知、説明や、理解度を増すための施策は、市長には何かお考えがございませうでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員のほうから、打ち切るのではないかというお話もありました。先ほどの質問にもお答えしましたとおり、新しい総合事業への変更は、今後の超高齢化社会に対応した、そういった介護保険制度を運営するための取り組みとして、国において、制度化されたものであります。

本市では、総合事業につきましては、平成28年3月1日より実施しておりますが、既存のサービス内容と大きく変更はありません。今後は、本市の実情に応じた需要と供給の、バランスのよい介護保険事業としていくとの考えのもと、総合事業を検討をしていくこととなります。

事業を開始するに当たりましては、市民の方々に、総合事業の目的、内容、サービスメニュー、手続方法などに、十分な周知を図ることが重要であるため、2月にお話にもありましたが、広報と、SWANテレビにて普及啓発をいたしたところでございます。

また、現在、サービス利用をされている方に関しましては、要支援認定更新の方へは、保健介護課の職員、または地域包括支援センター職

員が、戸別訪問によりまして、文書による説明をさせていただいており、要支援認定更新の方であって、現在、サービスを利用されていない方につきましては、お知らせ文書の送付を行っております。

そのほか、地区長連合会や、沖の島健康を守る会、そういった団体等にも、職員が、順次説明にも行かさせていただいているところでございます。今後も、介護予防の取り組みと、取り組みをしています自主グループ等、さまざまなグループに説明するなど、そういうことによりまして、周知を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） わかりました。よろしくお願いたします。

次に移ります。

総合事業では、基本チェックリストで判定を行おうとしております。少し心配されるのは、市民が窓口に来られた際に、要介護申請において、認定申請なのか、基本チェックリストでの対応なのかと、こういう簡単な質問なんですけれども、さび分けはどうしますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、御質問のありました基本チェックリストにつきましては、従来の2次予防事業対象者の把握に利用していたものと同様の、25項目の質問及び基準のものとなっており、運動機能の低下、口腔機能の低下、低栄養、そのほか認知機能低下、うつ、閉じこもりなど、要介護状態等となるおそれの高い状態であると認められる方を判断するものとなっております。

基本チェックリストを使用する場合といたしましては、平成29年度までの第6期介護保険事業計画期間中は、新規申請時は、従来どおり

の要介護認定等の申請を行い、現在、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を受けられている方が、前回は認定を受けた場合と大きく変わらない場合において、介護認定の更新時に使用することを想定をしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） わかりました。

続きまして、総合事業の運営について、お聞きいたします。

国は、この総合事業に上限をつけておりまして、超過分には国庫補助はしないとしているが、サービス単価は現行の保険給付単価以下に抑えることとなっております。

また、総合事業利用者の自己負担は、追加負担や一部負担させることができるともなっていますが、これは厳しい介護保険財政を反映してのことですけれども、要は、総合事業の主な改正点の一つに、予防介護、さっき言われました訪問介護と通所介護なんですけれども、この事業に移行し、多様化を図ると、こうなっているわけですが、ここでいう多様化という意味も、実はよくわからんがですけれども、介護保険福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームですけれども、ここへ新規入所者を、原則、要介護3以上にするような話も、上のほうでありまして、これも経費の問題との絡みなのではしょうけれども、宿毛市は介護者への温かい手当を、当然、お考えであろうと思いますけれども、おのずと限界もありましょう。このせめぎ合いの中で、市はその対策について、どのようにお考えですか。

これからの事業で、まだ模索の段階とも思いますけれども、腹案、展望などございましたら、一端なりとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

総合事業における事業費の上限額につきましては、開始年度の前年度の予防給付費と、予防事業費の実績をもとに、算定されることとなっております。

また、総合事業の開始については、平成27年度から平成29年度中までに開始しなければならないとされていますが、昨年4月に、介護報酬の減額改定が行われたことによりまして、試算したところ、平成26年度の実績をもとに、上限額を算定できる、今年度中の総合事業開始が最も有利であると、判断をいたしました。

そこで、平成28年3月1日から開始をしているところでございます。

また、宿毛市における平成29年度までの第6期介護保険事業計画による総合事業の事業費は、上限枠内で十分に賄える見込みとなっております。

現状はそういうふうになっておりますので、わかっただきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 市長から、十分に賄える、まだゆとりがあるということでございましたので、安心をいたしました。

これはちょっと、僕の認識不足で、質問と御答弁がかみ合わない点もあろうかとは思いますが、総合事業の実施上の運営の責任の所在という、物騒な質問内容になりましたけれども。

この総合事業は、あらかじめ、サービスが2通りのパターンに、大体、大枠分かれております。サービスAとサービスBということになります。

専門的サービス、介護事業のとおり委託するというサービスAでは、介護資格のない雇用労働者や、ボランティア、これは研修も実行す

る必要があるとなっています。

でも、よいことになっておりますが、現在は、まことにおかしな方が世の中にはおまして、弱い老人をベランダから投げ落とししたり、虐待したりと、ニュースでは引きも切らず流れている社会状況を見ますと、万が一、雇用労働者やボランティアの方が不手際で、故意じゃなくて不手際で、事故発生の場合の責任体制についても、検討課題であろうと、自分は思うんですけども、いかがですか。

また、多様なサービスBでは、ボランティア等、住民主体による事業運営になるのでありますが、これについても、事故あるときの責任の所在は、どうお考えでしょうか。

これらの事業で、まだ歩き始めたばかりの総合事業に、責任の所在はどうするかなどという、声高に言うつもりはありません。

けれども、押さえておく必要もあろうかと思っておりますので、あえてお聞きをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

国が示しています総合事業のサービスの類型には、お話ありましたが、現行の訪問通所介護相当サービスと、多様なサービスの中に、サービスA、サービスBが示されております。

そのうち、サービスAにつきましては、人員等を緩和した基準で、主には、雇用労働者によるサービスが、サービスBにつきましては、最低限の基準として、住民主体による支援で、ボランティア主体のサービスがあります。

サービスA、サービスBの事業を運営する事業者は、事故発生時の対応も含まれた、厚生労働省令で定める基準に従って、適正に事業を実施することができる事業者を、市町村長が指定することとなっております。

その基準には、事故発生時の対応といたしまして、利用者に対するサービスの提供により、

賠償すべき事故が発生した場合は、事業者の責任において、損害賠償を行わなければならないこととなっておりますので、指定を受けた事業者の方は、事故のないように、事業を実施していただきたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） わかりました。

この総合事業では、なかなかたくさん名前がついた事業、サービスが、いろいろとありまして、ちょっと読んだだけでは、なかなかわかりにくいようなシステムになっています。

今まではわからなかったんですけども、だんだんわかってきました。

これまでの議論で、だんだん要点が見えてきましたが、中で一つ、聞いてみたい事業が、ようというか、絶対のことなんですけれども、聞いてみたいことがございます。

それは、例えば、一般介護予防事業なるものがあります。ほかの事業にも、これから述べる印象が全部にあるんですけども、例えばこの一般介護予防事業の中には、五つぐらいありまして、介護予防の把握事業とか、介護予防普及啓発事業とか、地域介護予防活動事業とか、その他いろいろあるんですけども、全部が、なかなか、私の判断では、結構、広範な事業になるんだなというふうな印象を持つんですけども。

既に、芳奈地区あたりでは、生協の商品が届けられるときに、御高齢の方が何人かお集まりになって、予防活動をしているということが、既にやられているということも聞きます。

自由ヶ丘でも似たような集まりがやられているようなんですよね。

自由ヶ丘、私の地元になりますが、恥ずかしながら全く知りませんでした。

先日、集まっている中心メンバーの方と話す機会がございまして、どうですかと聞いてみました、集まる人は、やはり限られているようでして、集まってきた人が、デイサービスに行くようになったとか、体のぐあいが悪くなったと。悪化して来なくなったという人が結構おりました、人が少ないというお話も聞きました。

山岡さんも参加してみませんかと言われましたが、集まって何をするのでですかと聞きましたら、100歳体操をするということでしたので、ちょっと怖気づきましたけれども。まだ100歳体操には、ちょっと早い年なんですけれども。

私が殊さら、この一般介護予防事業を抜粋したかといいますと、これだけ広範な介護サービス、やり上げるにつきまして、現行の職員体制では無理が生じないかという、余分な杞憂かもしれないけれども、ここをちょっと聞いたかったわけです。

今後、その最低限の人員の確保は必要になるんじゃないとか、この介護事業の名称のオンパレードを見ておりましたら、つついそのことが気になりましたので、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、100歳体操なんですけど、ぜひ一度、参加してみてください。

実は、ある地域でやっているところで、僕、参加させていただいたんですが、ついていけなかったです。かなりきつい運動も、椅子に座った状態でゆったりもするんですが、きつい運動も、かなり入ってますので、メニューの中に。ぜひ、体験してみたらというふうに思いました。

一般介護の予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況などによって、分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人をつな

ぐ、つながりを通じまして、参加者の通いの場が継続的に拡大していくような、地域づくりを推進することを目的に、実施することとなっております。

本市では、平成26年度に、地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業を実施いたしまして、住民主体によります介護予防グループが、市内20カ所以上と、広がっております。

参加されておられる方は、筋力、体力がついた、先ほど言ったように、なかなかハードな体操でございますので、健診結果がよくなったなどの、体力の向上についての話はもとより、週に一、二回集まるので、近所同士の声かけや、病気のとき、そういったときなど、助け合いができるようになった、そういうふうなお話も聞かせていただいているところでございます。

これらの自主グループについては、行政が常にかかわり続けるというのではなく、主に立ち上げ初期における体操の指導、その際に使用するおもりの貸与等、自主的な運営が可能となるよう、側面から支えるものであります。

そのため、実施グループの増加に対して、極端に職員の増加が必要となる仕組みではございませんが、第6期介護保険事業を計画の中に、36カ所を目指していることや、住民の主体性を尊重する中で、一定期間ごとに助言等の支援を行い、継続した取り組みとして、地域に定着していただけるような、そういう人員配置に努めてまいりたい、そのように考えているところでございますので、ぜひ、こういったグループがふえていきますように、お力添えを願いたいというふうに思っております。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） そうですか、市長は100歳体操行きましたか。これは一本まいったね。

最後、ちょっと心配事から、期待事とか述べます。後で、何か御答弁あれば、よろしく願いいたします。

ここに、宿毛市が作成した、第6期の宿毛市高齢者保健福祉計画及び、宿毛市介護保険事業計画、平成27年度から29年度ということになっていますが、要介護等認定者の将来推計という表の記載があります。

これを見ますと、27年度では、要支援1と2の方の合計人数は、296名となっています。これ、直近ではないんですけども、これをあくまでも、僕は見ていくもので。

要介護1から5も含めて、全てのそのときの人数は、1,264名ですから、要支援1・2の人の割合は、全体の23.4%を占めます。

前にも触れましたが、現在、厚労省の審議会で議論されていますのは、要介護1から2の方も、財政難でしょうね。介護給付から外すというような議論がされていますけれども、もしこれが、今後、法案提出されて通りますと、仮に宿毛市では、27年度時点での要介護1から2の方の合計が417名に及びますので、実に、全体で56.4%の方が、給付の適用外ということになってしましまして、この値は、高齢化社会の進展とともに、だんだんと、確実にこれはふえ続けてまいります。

37年度でも、要支援1・2の方の割合は、全体の22.8%、要介護1から2の方を入れますと、やはり全体では55%を超えるというふうなことになります。

これは、大変な人数といわねばなりません、宿毛市にとっては。

さらに、同冊子の中の、平成26年度4月1日現在の宿毛市介護保険第1号被保険者の所得状況というものがございます。

ちなみに、介護保険制度で、第1号被保険者と申しますのは、御承知のように65歳以上の

方を指します。

第2号被保険者は、40歳から65歳のことを指します。

市町村というのは、この介護保険制度では、保険者ということになります。

要介護1から2が、もし介護保険非該当となりますと、これははっきり言って、地方創生どころの騒ぎじゃなくなってしまいます。なぜか。年間所得が80万未満の高齢者の方は、このデータでは、その時点で3,113名もおられます。これは、宿毛市の全高齢者の方の、実に43.8%ということになります。80万円以下ですよ。

所得120万円未満の方は、1,446人と、200万未満の方、ここまでが、いわゆる、若い人のワーキングプアといわれるところなんですけれども、その方も、1,202名となっております。

所得120万未満の高齢者を入れて、これを計算しましたら、何と全体で64%にも、老人の貧困が、数値が出てくるわけです。

ちなみに、参考までに申しますと、高齢者で高額所得者、つまり年間350万円所得のある方は、全高齢者の全体でわずか6%にしかすぎません。

なぜ私がこんな話を一々持ち出すか、それは、貧困の高齢者が、介護制度から外されるということが、とりもなおさず、その方の家族の負担が大変になると思うからです。

ただでさえ仕事もない、給料も安い、子供に教育資金が湯水のようにかかる、これが日本の教育予算の貧しさのたまものです。

家庭の働き手が、親の介護で離職せざるを得なくなって、子供の学費にも支障を来すと、親はわずかな年金者で、子供が毎月、施設代を工面する、これは現実ですから。

こんなことで、悪循環に陥ることは明らかに

なってくるわけです。

私は、このことが一番心配するわけです。こうした状況の中、多くの要支援1から2の方への給付を非該当にし、自治体でそのケアを丸投げされて、高齢者が重症化しないだろうかということも、また心配です。

このことによって、保険制度はますます維持が、反対に困難になるのではないか、こういうことも想定されるわけです。

政府は、介護離職ゼロを目指すとしておりますが、さあそう簡単にはいかないと考えます。このことが、私の一番気がかりな点でございます。

聞けば、専門家や医師でも、介護の等級の度合いを判定することは、大変難しいということだそうです。今後も、要介護3以上の人でないと、もし特養に入所できなくなるという話もありますけれども、この見きわめによっては、その高齢者の家族にとっては、死活問題になりかねません。

しかし、得心がいかないとはいえ、既にもう自治体においてきまして、市民の健康管理、健康の増進、啓発事業、または地域のコミュニケーションに資するという意味では、国の施策を批判するばかりではなくて、この総合事業それ自身は、それなりの役割を持つという見方もできます。

市民への周知と啓蒙活動を通じて、高齢者が尊厳を持って社会参加できるよう、よりよいものにしていただくことをお願いいたしまして、この総合事業に対する質問は終わりますけれども、市長、何か御所見がございますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

るるおっしゃること、わかるどころもたくさんありました。

高齢者の貧困の問題、特に公的年金の問題もあるかというふうに感じております。ただ、どうしても高齢者の方々に、元気に、介護の必要ない状況で、できるだけ生活していただきたい、そういった思いをしっかりとわかってもらうような、そんな広報もしながら、高齢者の皆さんと一緒に、僕の言葉でいうと、生きがいを持って、この宿毛で生活していただけるような、そんな環境づくりをしっかりと、議員の皆さんとも一緒になってつくっていききたい、そのように思っておりますので、どうか協力のほど、お願いいたしまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） それは協力します。

続きまして、子供の貧困と教育施策についての話は移りますけれども、これは教育長のほうなんですけれども。

この問題は、3月5日の高知新聞にも、3面を使って掲載されておりました。先ほど、取り上げました加藤 漠県議が、取り上げておりました。

3月5日の高知新聞でも、2面を割いて掲載もあつたと。

この子供の貧困問題は、国会においても、たびたび取り上げられておきまして、大変大きな社会問題化をしてきました。これはもう、避けて通れないような、大変な問題です、これは。全国では、子供の貧困率も6人に1人と、こういうことに、試算になっているようなんですけれども、どうも宿毛市の場合は、地方、田舎ということで、大体、私、調べたら、5人に1人というような計算になるんです。

要保護、準要保護についてお聞きする前に、高知県の労働時間給について、少し触れます。

皆さん御承知のように、高知県の時間給というのは、697円でしたかね。非常に、全国でも低レベルの時給でありまして、もし単身で、

40歳から64歳までの方で、仮に1日8時間労働しまして、1カ月25日、日曜日だけ休んで働いたとしましても、年収はおよそ167万2,800円にしかありません。

ちなみに、この方の健康保険料の金額は、年間およそ15万1,900円です。そこへ、市民税、県民税が年間およそ7万200円になる、こういう計算になります。

これは、税務課の方につくっていただきましたけれども、それをもとに、今、話しているわけですけども。

国保税と、市民県民税の合計で22万2,100円にもなります。これらを納税した残りが、およそ145万700円ということになりました。12カ月で割ると、この方の月の手取り額というのは、わずか12万891円にしかありません。

国保税は、そもそも高過ぎるという市民、国民の声は、山びこのように聞こえていますけれども、今回は、この国保料についての詳細については触れませんが、介護保険料や、この先もらえるかどうかさえわからないような国民年金になりました。年間およそ、この国民年金が、この方で19万から20万、その上にさらに支払いをせねばなりません。

大体、年収の30%超が、税と名のつくものを支払うわけです。

その他、調べましたら、200万円の年収の方でも、300万円の方でも、大体、30%超の税金と名のつくものを引かれるわけです。

この間、ある仲買の、52歳ぐらいの仲のええ仲買の人に、僕は品物をとってもらっているんですけども、その人と話しておりましたら、山岡君、一生懸命働いて、仲買して、350万ぐらいじゃと、自分の年収がね。ところが、税と名のつくものが100万払いよるけえ。12カ月で割ったら、16万6,000円の給料し

かない。その方は、すごい怒りよったですけど、わしに怒られても、そこら何ともなりませんけれども。

そういう、重税感が物すごい、今、出てきたんじゃないでしょうかね。大体30%ということになります。

要は、僕が思うに、国というものは、これこれしかじかの年収からは、はなから30%とると、こういうことじゃないかと思いますが、なぜわざわざ、この高知県の時間給の低さを引き合いに出すかと申しますと、以下のことを聞きたいからであります。

宿毛市でも、生活保護受給の家庭の子供たちに、要保護と、各種の手当を行っております。非常に、これはこれでありがたいんですけども、しかし、政令市その他の市町村、例えば高知市は準要保護という所得査定基準を設けておりまして、生活保護家庭には至らないけれども、これに同等の貧困であるとみなし、保護の幅を広げております。

高知市の準要保護は、所得基準を要保護、つまり生活保護家庭のことでですけども、の1.3倍まで所得幅を広げて、要介護に準じた支援を行っているようですけれども、当市におきましては、要保護も準要保護も同じ所得評定であるが、その根拠は何ですか。教育長にお聞きいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 御質問にお答えをいたします。

今、山岡議員の御質問の内容につきましては、以前にも、同等の御質問にお答えをさせていただいた経緯がございますけれども、宿毛市の就学援助の認定基準につきましては、所得基準が生活保護の1.0倍となっておりますが、所得基準以外の認定基準としまして、児童扶養手当が全額支給されている世帯や、国民年金掛金の

減免がなされている世帯が、就学援助世帯として該当することとなっております。

そこで、結果といたしまして、ほかの市町村と比べましても、遜色のない要件であると考えております。

また、就学援助に関する認定基準は、毎年、見直しを図っております、その時々に見合う認定基準となっているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 教育長の御答弁内容は、大変よくわかります。わかりますけれども、再質問いたします。

先ほど言いましたように、子供の貧困問題が蔓延いたしまして、結局、教育の機会均等ですかね、そのあり方そのものが崩壊して、本来、社会の中に輝けるはずの子供が、学ぶ機会を奪われることは、これは決してやっちゃあなりません。

しかし、現実問題、教育の機会均等は、まあこういうたらあれですけども、名ばかりのようになりまして、特に宿毛市のような田舎での、親の所得で我が子を都会の大学に行かせることは、まあ至難になったのが現実です。

一人ならまだしも、2人、3人と、子供を大学にはとても出せません。私も2人出しましたけれども、青息吐息でした。みんなそうやと思います。出口君、笑ってますけど。

そのくせ、少子化対策云々かんぬんを言いますけれども、どうかしていると、私は思います。まして、両親が、出口君たちのような公務員ならいざ知らず、民間人には、とても、これはもう、公務員の皆さんでも大変なんですけれども、今、宿毛の働いている、民間で一生懸命働いている人には、なかなか4年制大学を、2人、3人と出すのは、本当に至難になったんじゃない

でしょうか。

お金がある人しか学べないみたいなことになりつつありますね。

えらい総理大臣が、自己責任だいう言葉もありましたけれども、ここにちょっと紹介したいレポートがあります。

ある市内中学校の先生が、私に手渡してくれたレポートのような形式で書かれた文書であります、長くなりますので、肝心なところだけ、ちょっと拾い読みをさせていただきます。

この先生は、「はじめに」いうことで、ここ数年、私の勤める学校におきましても、ひとり親家庭の生徒の増加とともに、進路選択の傾向に変化が感じられるようになってきたと。そんな子供たちの家庭環境の変化をリアルに捉えることで、学校現場でできる、適切なケアとか、指導とは何か、地域社会の問題としてどう考えるか等、議論になればと考えました、というように始まっております。

その中で事例がありまして、この先生は、事例を七つほど載せております。

本校でも、ひとり親家庭の増加とともに、就学支援家庭が増加している。他校での例も含めて、私が近年かかわってきた生徒の中で、一般的パターンを挙げたと。

その1、大学、専修学校進学を夢見て、十分な学力を身につけてきたと。ところが、経済的事情により、高校卒業後の就職に有利な実業科に進路転向した。

その2、家庭の経済が厳しい中でも、高度な学歴や資格が得られる学校、防衛大学や自治医大、あるいは高等工科大学などを目指して、地道にその子は力をつけていると。

その3、地元高校を卒業後、奨学金制度とアルバイトを頼りに、大学に進学したものの、アルバイトの負担と返済金負担が大き過ぎて、大学中退を決断したと。

その4、母子家庭、この方はね。幼い兄弟の世話のため、家事手伝いをしながら定時制高校に進学しました。

その5、父子家庭、父の出稼ぎのため、祖父・祖母宅に預けられている、この子には時折、精神的ケアが必要。

その6、兄弟は専修学校に進学したが、本人は経済的理由で進学を断念し、高校卒業後、就職した。

その7、母子家庭。一見、明るく、学力も十分であったが、母の忙しさのため、一人で過ごすことが多く、次第に引きこもりがちになり、進路未定のまま中学校を卒業した。

こういう事例が示されております。

もう少しだけ、この先生が直接、教えた子供の書いた作文がございまして、これを二つだけ紹介をさせていただきます。

昔と比べると、だんだん野球をする人が減っている。先ほどこれ、寺田議員が、教育長に対して質問したときに、部活が9人そろわないというようなことがございましたけれども、それは確かに、子供が少子化で減っていることも要因ではありますけれども、この子はこういうふうに書いているんです。

昔と比べると、だんだん野球をする人が減っている。なぜだろうか。野球の道具はお金がかかる、そのため、貧しい人は、野球が好きでもできない。

もう一つは、おばあちゃんからすると、いきなり2人の子供ができて、親がわりをしないといけないので、体を悪くしてしまうんじゃないかと、罪悪感でいっぱいですと。おばあちゃんのしんどいという言葉を目にするたびに、胸が痛くなります。おばあちゃんを支えていくことが、私の役目だと思っていますと。こういうふうなレポートなんですけれども。

このレポートの中からは、直接、教育長もそ

うなんですけれども、直接、子供さんと接して、教育者である以前に、先生の人間としてのやるせなさというか、そういうものがちょっとにじみ出るようなレポートになっております。

結果、教師職なんで、何もしてやれないと、というような悲しみも怒りも読み取れるわけなんです。頑張っても、正規社員への道は狭くて、結局、派遣社員のような間接労働者になったり、契約社員にしかねれん、これもまた厳しい現実です。

そして、各種奨学金の借金、若い身空で、何百万も背負って卒業して、支払いが滞納すると、高い金利と取り立てにも苦しめられ、何万人という若者が、ブラックリストに登録され、将来、自宅を持つ際にも、銀行から融資も受けられない、こういうむごたらしい現実がございまして。

子供の貧困というのは、親御さんの貧困です。そして、それは連鎖します。一旦、貧困に落ちたら、なかなか抜け出させないと、こうも言われています。

同じ子を持って育ててきたこの私には、この現実、ちょっと胸が痛みます。

この、ある意味、人為的につくられた構造的なものを、何とかしないと、本当は直らないかもしれません。

先ほど述べましたように、就学支援は、各市町村で支給額も要保護認定と準要保護認定とが異なるということは、それぞれの市町村の財政事情もあるでしょう。しかし、本来は、私は好ましいことではないと思います。

宿毛市も、人口減少が大きな問題でありまして、少しでも市外からの人材の流入は、のどから手が出るくらい望まれています。仮に要保護の1.3割の評定で支援を受けていた高知市の方が、宿毛市に移住してきたらどう感じるでしょう。

私は、国が予算をがっちり組むべきだと思います。

ますけれども、なかなか国はやろうとしません。

先進国の中であっても、日本の教育予算は最低レベルであると非難されて、随分久しいけれども、一向に改善が進まないのが現状です。

当市においては、限られた予算組の中で、要保護世帯には、ほかにも手厚い手当をしておりますとは申しまして、年収200万円以下の労働者は、ワーキングプア、つまり働く貧困層と言われて、これもまた久しいわけです。

この言葉は、社会通念のようになりました。この所得では、憲法に保障された生活ができないというのが、私の言う通念です。

私はやはり、要保護と準要保護とは、所得認定基準を見直したほうが、社会通念上も、より正しく、筋道が通ると、こういうふうを考えます。

その方向へかじを切る議論を始められたらいかがでしょうか。

もう1点、近隣市町村では、特別支援、教育就学奨励費、こういうものがありまして、この支給については、ないのが宿毛市と大月町だけで、四万十市、土佐清水、黒潮、三原は、この奨励費を支給している実情を見ますと、市長が月曜日からずっと、いい言葉だなと思って聞いておりましたけれども、金がない、金がないの一点張りでは、いつまでも苦しい子供は救われません。金がないで困っちゃうのは、宿毛市の職員や我々じゃないんです。子供たちが困っちゃうのがですけん。

今後は、準要保護への拡大と、特別支援教育奨励費につきましても、ぜひとも議論の俎上にごせていただきたいと。

今は財政上厳しくて、難しいけれども、先ほどから申し上げてきました、子供たちの現状を、何とか少しでもくみ取っていただけるよう、委員会や市長にも頑張っていたきたい、これを期待します。

行政がやらずして、一体誰がやりますか。誰が手を差しのべますか。再度申します。ぜひ、苦しい台所事情の中であるのは、重々わかっておりますが、頑張って進めていただけますよう、重ねてお願いをし、強く要望いたしますけれども、教育長、何かございますでしょうか。

よろしくをお願いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 山岡議員の御質問にお答えいたします。

私も、長い間、教員生活を送ってまいりましたので、議員のおっしゃるようなことは、非常によくわかりますし、現に、私のかかわった子供の中にも、そういう家庭がおりましたので、心からその子たちへの思いは、議員と同じようなものを持っている現状がございます。

しかも、最近では、宿毛市の40%ぐらいにあたる家庭が、ひとり親家庭というような状況になりつつありますので、その点も踏まえまして、先ほど、御質問のあった特別支援教育就学奨励費の実施についての御質問にお答えをさせていただきます。

特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級で学ぶ児童生徒の保護者が負担する教育関係費について、家庭の経済状況に応じて、市町村が補助をする制度でございます。

宿毛市におきましては、特別支援教育就学奨励費という名目では、支出はしておりませんが、ほかの児童生徒と同様に、通常の就学援助費の中で、保護者が負担をしてきた費用につきまして、支出をしております。ほかの市町村と同等の取り扱いができていないものではないかというふうに、その点考えております。

また、特別支援学級に通う児童生徒の世帯の認定基準につきましても、所得認定の基準額に1.2倍をしたもので判定させていただいておりますので、結果として、他の市町村と同様の

取り扱いになっているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 特別支援学級に対しての支援についても、よくわかりました。

わかりましたけれども、やっぱり世の中が200万円未満はワーキングプア、働く貧困層といわれているこの現状を考えますと、しっかりと幅を持って、準要保護という枠組みをつくったほうが、筋が通るのじゃないかと思っておりますけれどもね。私は。

最後に一つ、よくわかりました。関連して再質問をいたします。

平成27年度就学援助申請について（通知書）、これは、保護者に年度初めに申請書類を配布する書類のことですけれども、これが世帯票とか、所得課税証明書、児童生徒云々かんぬん、結構ややこしい書類となっております、敬遠なざる保護者もおいでになるとお聞きしております。

また、申請にはデリケートな部分もありますから、敬遠されることもあるやに聞きます。現在、このはんそな書類はどうなっておりますでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

平成27年度中に、条例等の見直しを行いまして、平成28年度の申請分から、来年度の申請分から、申請書の一部簡素化や、宿毛市で発行できる所得証明書を添付することを不要とするなど、就学援助を必要とする家庭にとって、申請しやすい状況にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 申請書類の簡素化、もう完成したということで、非常にありがたいと

思っております。ありがとうございます。

最後になりますけれども、本日は、この子供の貧困がもとで、就学援助施策について聞きました。これだけ市民生活が疲弊いたしましたら、宿毛市が仮に、人間に例えるならば、立っているのもようかいというような、いわば要介護状態に近い状態でございます、その治療費にもますますお金がかかります。

新市長には、地道な作業かと思いますが、本当の改善は、近道は、こうした市民の福祉に資することで、至らない穴を、一つ一つ丁寧にふさいでいっていただくことだと考えております。

宿毛市が両の足でしゃんと、まずはしっかり立てるように、足場を固めていただきたい。

元来、副市長とも話しましたけれども、梓会 のときに、じゃなかったかね。副市長も言っておりました。行政の仕事は、元来、地道なものだと。一つ一つ、こつこつとやり上げていくと、こういうふうなことをやり上げていきまして、もし中平市長が、我々より、市民よりも、百歩先の見識がおありでも、わざと半歩先ぐらいを歩くような、親しみのある市長となつていただきたいと。

そして、市政のかじ取りを、岩本副市長との連携で、ぜひ頑張つていただきたい、このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） これにて、一般質問を終結いたします。

日程第2、議案第52号及び議案第53号の2議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 追加御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第52号は、「宿毛市一般職員の給与に

関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、今議会に提案していません議案第37号の条例改正案について、地方公務員法の改正により根拠条文が変更となりますので、必要な改正を行うものです。

議案第53号は、「市道路線の変更について」でございます。

内容につきましては、「市道中尾山線」について、路線延長を明確にする必要があるため、市道路線の変更について、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時33分 散会

平成28年
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第11日（平成28年3月10日 木曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第53号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第53号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長
兼調査係長 沢田 美保 君
議事係長 柏木 景太 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中平 富宏 君
副市長兼
税務課長事務取扱 岩本 昌彦 君
企画課長 出口 君男 君
総務課長 河原 敏郎 君
危機管理課長 楠目 健一 君
市民課長 立田 ゆか 君
税務課長補佐 長山 敏昭 君

会計課長補佐	松	本	政	代	君
保健介護課長	和	田	克	哉	君
環境課長	児	島	厚	臣	君
人権推進課長	滝	本		節	君
産業振興課長	黒	田		厚	君
商工観光課長	山	戸	達	朗	君
土木課長	川	島	義	之	君
都市建設課長	中	町	真	二	君
福祉事務所長	佐	藤	恵	介	君
水道課長補佐	平	井	建	一	君
教育長	立	田	壽	行	君
教育次長兼 学校教育課長	沢	田	清	隆	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑	原		一	君
学校給食 センター所長	杉	本	裕	二	郎
千寿園長	山	岡	敏	樹	君
農業委員会 事務局長	岩	田	明	仁	君
選挙管理委員 会事務局長	河	原	志	加	子

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第53号まで」の53議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。

2番、川村三千代、質疑を行います。

今回、私は3項目について質問をいたします。担当課の説明を求めます。

まず、初めに、議案第3号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、こちらの50ページをお開きください。

第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金、こちらのすくもまるごと商社プロジェクト事業費補助金（地方創生分）、この7,051万5,000円、こちらについて、説明を求めます。

大変ユニークなネーミングでして、新規事業に対する情熱と、チャレンジ精神が感じられました。また、親しみのこもった遊び心も含まれていることから、大変、期待のできる事業であると感じておりますが、この事業の詳細、内容と、そして目的をお示しくください。

そして、あと二つの項目につきましては、こちら議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算、こちらの47ページと111ページ、二つ御質問を申し上げます。

まず、47ページですが、第2款総務費、第1項総務管理費、6目財務管理費、15節工事請負費、こちらの鶴来島旧連絡所建物解体工事費99万4,000円、こちらについて、説明を求めます。

こちらの旧連絡所につきましては、昨年11月に、議会報告会で鶴来島にまいりました折に、かわらの落下ですとか、地域の皆様から建物の危険性を伺っておりました。

この事業、順調に進みますと、大体、いつごろ解体に着手できるのか、また、その跡地については、どのような利用を考えていらっしゃるのか、こちらの説明をお願いいたします。

続いて、111ページにまいります。

こちらの第8款消防費、第1項消防費、3目非常備消防費、15節工事請負費、こちらの田ノ浦部詰所建設工事費、こちらの2,000万円についてでございます。

おとといの高知新聞にも掲載されておりましたが、恐らく旧みなみ保育園の跡地に建設されるものではないかと思われそうですが、改めてこの建設費、またその内容ですとか、規模について、説明をお願いいたします。

以上3項目につきまして、担当課の御説明を求めます。お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） おはようございます。商工観光課長、2番、川村議員の質疑にお答えをいたします。

議案第3号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、50ページ、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金、すくもまるごと商社プロジェクト事業費補助金（地方創生分）、7,051万5,000円の内容について、御説明をさせていただきます。

本事業は、地方創生加速化交付金を活用し、本市の地域資源を全て売り出す仕組みをつくる販路拡大事業であります。地方創生加速化交付金は、1億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として、希望を生み出す経済を実現するため、また、子育て支援や安心につながる社会保障も

含め、新三本の矢の取り組みに貢献するため、創設されたもので、地域の仕事創生に重点を置きつつ、1億総活躍社会の実現に向けた緊急対策にも資する効果の発現が高い、官民協働地域間連携、そして政策関連携、自立性などの要素を盛り込んだ、先駆性を有する事業が対象とされます。

本市におきましては、かんきつ類やブロッコリー、高品質の養殖魚など、特色ある1次産品の生産を初め、いそ釣りやスキューバダイビングのメッカとなるなど、地域資源に恵まれてはいますが、これら地域資源を活用する事業者の多くは小規模であり、資金や人材、商品開発などで経営資源の制約を受け、顧客ニーズの変化や、潜在的なニーズの掘り起こしに対応することが難しい状況にあります。

つまり、ほかに負けないものがあり、または生産しているのに、それらを戦略的に販売するところまで手が回らないというのが現状であります。

そこで、小規模事業者を有機的に連携させる組織、すなわち地域商社を組織し、事業を展開することで、地域資源を活用した地場産品や、地元観光事業の市場の拡大を目指してまいります。

具体的には、一般社団法人宿毛市観光協会が、地域商社としての役割を担い、事業を効率的かつ効果的に推し進めるため、専門的知識を有する個人や、企業のバックアップを受け、今後の指標となるアクションプランを策定し、戦略に基づいたプロモーション活動の実施や、事業を発展、継続させるためのノウハウの蓄積も合わせまして行います。

地域商社の構築に向けた有機的な連携を行う手段、海産物や果樹等の特産品や、観光コンテンツを販売する手段として、オンラインショップ、ECサイトを構築してまいります。

また、本年度の中核となります活動拠点として、宿毛駅構内の空きテナントを活用し、新たに人を雇用した上で、事務所を拡張し、宿毛駅の活性化も図ってまいります。

さらに、国内のみならず、国外にも視野に入れ、外国人のモニターツアーの実施等を行い、潜在的なニーズの掘り起こしも行ってまいります。

これらの事業を一体的に行うのが、本事業、すくもまるごと商社プロジェクトであります。

先ほど、質問議員から、名称についてのお話もありましたけれど、この名称は、本事業がインターネット上のアンテナショップの開設でもあることから、東京にあります高知県のアンテナショップまるごと高知、これと連携して取り組むと意味も込めて、すくもまるごと商社という名称に決定をいたしました。

なお、宿毛市観光協会には、来年度、取り組みを強化しますふるさと納税の業務も、別途、委託する予定となっておりますので、本事業との相乗効果によって、さらなる地域経済の活性化が期待できるものであります。

新しい取り組みでありまして、大きな期待があると思われれます。担当課としても、事業目標の達成に向けて、観光協会としっかり連携しながら、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川村議員の質疑にお答えします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算、ページ47、第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、15節工事費請負費、鶴来島旧連絡所建物解体工事費、99万4,000円についての御質問でございます。

解体着手の時期と、跡地の利用についてという御質問でございます。

鵜来島旧連絡所につきましては、老朽化に伴いまして、地区長さんを通じて御相談をいただいております。直ちに取り壊しということができなかった関係で、屋根のかわらだとかが飛ばないように、現時点におきましては、ネットをかぶせるなどの応急対応をさせていただいております。

撤去の時期につきましては、本当初予算の執行が可能となり次第、都市建設課のほうへ業務委託を行いたいと考えておりますが、現在の見通しとしましては、発注が5月になる見込みで、6月中には取り壊しが完了するという予定であります。

跡地の利用につきましては、現在の建物は、すくも湾漁協の土地を借りて、建設をしておりましたので、撤去後は漁協へ返還をするということになります。

現時点におきましては、市としては、跡地の利用については、そういうこともありまして、検討をしてはおりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 総務課主監。

○総務課主監（藤田隆男君） おはようございます。総務課主監、2番、川村議員の質疑にお答えをいたします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算、111ページをごらんください。

第8款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費、15節工事請負費、田ノ浦部詰所建設工事費、2,000万について御説明等させていただきます。

田ノ浦部の詰所建設工事費2,000万円ですが、これは、旧みなみ保育園に移転ということに決定しております。ここは高台ということで、津波等も心配ありませんので、ここから田ノ浦の消防団が出れば、一人でも多く、市民の生命や財産、それと身体等、一人でも多く守れ

るというふうに考えております。

また、消防車の、車庫の規模についてでございますが、消防車1台分の車庫、36平米ぐらいの、新築の車庫棟を考えております。

それと、旧みなみ保育園ですが、雨漏りとかトイレ、子供用のトイレですので、そこを改修ということで、新築費と合わせて2,000万を計上しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 1点、再質問をいたします。

鵜来島の旧連絡所、こちらのほうが、すくも湾漁協の土地であるという御説明をいただきましたが、これまでこういったような契約でお借りをしていたのか、また、漁協のほうから、その後の跡地利用については、何か市として伺っていらっしゃるのでしょうか。

この点を再質問いたします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川村議員の再質疑にお答えします。

契約の内容と、それと漁協の今後の利活用についてということでの御質問であると認識します。

契約の内容につきましては、すくも湾漁協さんのほうから、これまで無償で貸与していただいております。

今後の土地の利活用につきましては、昨日、漁協の浦尻組合長さんとお話をする機会がありまして、今後、地元のために有効活用ができれば、市とも協力し、協議をしていきたいということをおっしゃっていただいております。

今後、漁協とも協議をする中で、地元での有効活用ができればと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） それぞれの担当課の方々から御説明をいただきまして、また再質問にも答えていただきまして、ありがとうございました。

すくもまるごと商社プロジェクトに対しましては、大変、戦略的な事業であるということが、担当課長からの説明で理解ができました。

また、私が一般質問でいたしました外国人観光客の誘致にも、モニタープランを設定するなど、それに向けての、また一步も踏み出していただけということ、大変うれしく思いました。

また、鵜来島の旧連絡所につきましても、本格的な台風シーズンを前に、このままでいきますと、撤去ができるということで、安堵をいたしました。

また、ぜひ漁協のほうとも連携を図りながら、土地の有効活用に努めていただきたいと思います。

また、旧みなみ保育園跡にできます話所に関しましても、これを軸といたしまして、小筑紫方面を初め、多くの皆様の安心安全に役立てていただきたいと思います。

これで私の質疑は終了いたします。ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆さん、おはようございます。3番、質疑を行います。

私がお聞きしますのは、議案第17号別冊、平成28年度一般会計予算についてでございます。

まずは、47ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、8節報償費、地域おこし協力隊報償費646万円についてでございます。

採用予定の3名の業務内容と、それらの事業で求める成果について、お聞かせください。

続きまして、80ページ、第3款民生費、第5項人権政策費、2目隣保館費、15節工事請負費、貝礎隣保館屋上防水改修工事費453万2,000円と、第3款民生費、第5項人権政策費、3目児童館費、15節工事請負費、貝礎児童館屋上防水改修工事費367万1,000円の、合わせて820万3,000円の工事内容について、お聞かせください。

続きまして、108ページ、第7款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、19節負担金補助及び交付金、空き家再生等推進事業補助金960万円についてでございます。

この事業の内容と、予算が前年度より倍に増額されている理由をお聞かせください。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、3番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算、47ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、8節報償費の地域おこし協力隊報償費646万円について、その業務内容と、求める成果についての御質問をいただきました。

本事業につきましては、全体事業費845万5,000円で、3名の地域おこし協力隊を配置し、事業を実施しようとするものでございますが、そのうちの1名につきましては、ホームページやSNS等を活用して、市外向けのPR活動を行いますとともに、市内向けの広報紙でありますとか、行政チャンネル、そういったものの充実を図るために、メディア担当として、専門技術を持ったものを配置しようとするものでございます。企画課内に配置する予定でございます。

このことによりまして、宿毛市のホームページやフェイスブックへのアクセス件数を増加さ

せ、本市の魅力をより効果的に発信することができるものと考えております。

また、より多くの市民の皆様へ、広報あるいは行政チャンネルを親しんでいただけるようになるものと考えております。

それから、残りの2名の地域おこし協力隊でございますけれども、この2名につきましては、集落活動センターの設立と、活動を支援するために、沖の島、鶴来島にそれぞれ1名を配置するものでございます。

業務内容といたしましては、集落活動センターの事務局といたしまして、島民との連絡調整や、県・市への補助金申請等の事務、それから島内における地域活動にも参加をいただきまして、両地域の集落活動センター事業の推進を図ろうとするものでございます。

地域外の目線を入れることによって、これまでにない新しい発想と、それから地域住民との連携によって、それぞれの地域の特性を生かした集落活動センターが推進できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 人権推進課長。

○人権推進課長（滝本 節君） おはようございます。人権推進課長、3番、原田議員の質疑にお答えします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算、80ページの歳出の第3款民生費、第5項人権政策費、2目隣保館費、15節工事請負費の貝礎隣保館屋上防水改修工事費453万2,000円と、同じく80ページ、3目児童館費、15節の工事請負費、貝礎児童館屋上防水改修工事費367万1,000円の、合わせて820万3,000円の事業内容につきまして、御説明させていただきます。

まず、初めに、今回、事業を予定しております貝礎隣保館、児童館の施設の内容につきまし

て、説明させていただきたいと思っております。

当該施設につきましては、昭和55年度に隣保館と児童館の併設館としまして建設され、隣保館においては、地区及び周辺地域の住民を対象に、福祉の向上や、人権啓発のための住民交流の拠点施設として、事業を実施しております。

また、児童館につきましては、児童の健康を増進し、情操豊かにするための取り組みとしまして、子ども会活動等の事業を実施しております。

今回の貝礎隣保館・児童館の屋上防水改修工事につきましては、建設から35年を経過し、防水シート等の劣化によりまして、雨漏りが発生しまして、隣保館及び児童館業務に支障を来していることから、今回の事業を予定しているものであります。

事業内容としましては、屋上防水シートの張りかえ工事と、雨漏りによりまして影響が出ておる部屋の天井石膏ボードの張りかえ工事等となっております。

今回の事業実施により、施設の改修後の保全及び利用者の利便性の向上を図ることができるものと思われま

す。事業費の内訳につきましては、先ほど申し上げました、併設館でありますので、隣保館と児童館に係る総事業費を、面積ごとに案分しまして、隣保館部分が453万2,000円、児童館部分が367万1,000円の、計820万3,000円を予定しております。

歳入につきましては、25ページの第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、4節の人権政策費補助金に係る地方改善施設整備費補助金226万6,000円、これ補助率2分の1ですけれども、と、同じく28ページの第14款県支出金、第2項県補助金、2目民生費県補助金、3節の人権政策費補助金に係る隣保館施設整備事業費補助金として

113万3,000円を予定しております。

これが4分の1の割合となっております。

なお、児童館部分の補助事業制度につきましては、児童厚生施設における次世代育成支援対策施設整備交付金制度という制度はありますけれども、今回の児童館部分の事業費から割り出すと、その補助事業制度の対象基準であります1,666点以上という点数制度があるわけですが、その点数に足りないもので、交付金の対象に、今回はなっておりません。

そのために、児童館部分の事業費につきましては、一般財源を予定しております。

以上であります。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（中町真二君） おはようございます。都市建設課長、3番、原田議員の質疑にお答えします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算、108ページ。第7款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、19節負担金補助及び交付金、空き家再生等推進事業補助金960万円の事業内容と、予算の増額理由について、御説明いたします。

この事業は、平成26年度にスタートしたもので、国の社会資本整備総合交付金を活用し、市内にある、長期にわたり使用されていない個人の居住用住宅、または空き建築物で、周囲に対して危険性があると認めた危険老朽空き家の撤去費を補助するためのものです。

金額につきましては、危険老朽空き家の除去費用と、固定資産台帳上の延床面積に、1平方メートル当たり1万5,000円を乗じて得た額を比較し、いずれか少ないほうの金額の80%を、160万円を上限としまして、補助するものです。

補助金の内訳としましては、国費、県費、市費で、2対1対1の割合となっております。

続きまして、予算の増額理由について、御説明いたします。

問い合わせがあった際には、現地調査を行い、危険性があると判断した空き家のみ、補助金対象としているのですが、平成27年度は、国費等予算の都合上、対象全ての空き家を撤去できませんでした。また、市民の関心も高く、問い合わせ件数もふえてきていることから、予算を増額させていただいております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 詳しい御説明ありがとうございました。

以上で、質疑を終了させていただきます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） おはようございます。11番、松浦でございます。

これより、本議会に提案されます議案についての質疑を行いたいと思います。

まず、1点目は、議案第3号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

まず、1点目は、6ページ、第2表繰越明許費補正についてでございます。

第8款土木費、第4項都市計画費、宿毛市総合運動公園施設整備事業について、2,211万円が補正をされております。

これについては、昨年12月議会で可決をいたしました3,501万円の予算であると思いますが、繰越明許となった理由について、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（中町真二君） 都市建設課長、11番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、6ページ。第2表繰越明許費補正、第8款土木費、第4項都市計画費、

宿毛市総合運動公園施設整備事業2、211万円が繰り越しとなった理由についてです。

宿毛市総合運動公園内の南側において、現在、施工中である施設整備工事は、公園利用における利便性を向上させるため、防球フェンスの配置や、グラウンド内への通路の追加など、計画を見直したことで、不測の日数を要し、年度内での完成が困難となり、繰り越しをするものです。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） これについては、再質疑させてもらいますが。

繰越明許となった場合に、28年度の工事ですけれども、完成時期はいつごろを想定しているのか、その点、答弁をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（中町真二君） 都市建設課長、11番、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

この繰り越しの工事につきましては、工事の完成は5月末を予定しております。

現年の、今回1,000万円を計上しておりますが、そちらのほうは28年10月末を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） それでは、次に、27年度の補正予算の36ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、6目介護保険費、13節委託料、離島訪問介護サービス事業委託料が89万5,000円減額となっております。率にすると、約57%の減額でありますけれども、その減額となった理由について、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 保健介護課長。

○保健介護課長（和田克哉君） 保健介護課長、11番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、36ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、6目介護保険費、13節委託料、離島訪問介護サービス事業委託料89万5,000円の減額理由についての御質問でございます。

本事業につきましては、平成27年度当初予算に、国の離島等ホームヘルパーの養成など、人材確保の対策を実施するための、離島等サービス確保対策事業を活用し、国2分の1、県4分の1の補助金を財源として、市内の指定訪問介護事業者が、ホームヘルパーを雇用し、沖の島での訪問介護サービスを実施することを目的に、予算額156万円で予算計上していたものでございます。

減額となった理由につきましては、本事業の財源としていました離島等サービス確保対策事業を活用した事業実績が、全国でも実施例がなく、国と事業調整が必要となったことなどによりまして、予算計上は委託期間を4月から3月の12カ月で積算をしておりましたが、契約締結が補助金の交付決定以降となったため、4月から7月の4カ月分が不要となりました。

また、委託内容を精査する中で、当初予定では、沖の島では介護サービスを受けられている方が少なく、ホームヘルパーを雇用しても需要が少ないことが予想されたため、介護保険外のサービス提供として、高齢者の見守りや、情報収集を含めて委託しようとしておりましたが、これらの業務は、あつたかふれあいセンターの委託している業務と重複する部分があることなどから、委託内容を沖の島での新任介護ヘルパー研修等の実施と、島民への介護保険制度の周知などを実施することを、本市から委託事業としたものでございます。

以上のような状況から、当初予定いたしました金額より減額となりますので、今回、89万

5, 000円の減額予算を計上しているものでございます。

ちなみに、沖の島のホームヘルパーにつきましては、愛生福祉会が社会福祉法人の地域貢献、市内の介護事業者の責務との考えのもとにおきまして、島内で、現在、常勤雇用をしていただいて、ホームヘルプサービスを行っていただいております。

2月現在では、3名の方が訪問介護サービスを利用されていますので、御報告させていただきます。

また、歳出の減額に伴いまして、歳入として、国庫補助金と県補助金が合算されて、県支出金として交付されることから、同じく議案第3号別冊の27年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）の17ページ、第14款県支出金、第2項県補助金、2目民生費県補助金、1節の社会福祉費補助金の離島等サービス確保対策事業費補助金を、67万2,000円減額しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

次に、ページ37ページ、補正の第6号です。第3款民生費、第1項社会福祉費、8目臨時福祉給付金費の1億2,130万9,000円についてでありますけれども、これについては、繰越明許の補正がなされておられません。そうすると、この3月議会で補正をして、この事業が本当に3月中に実施できるのかどうか、大変危惧をいたしますので、御説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤恵介君） 福祉事務所長、11番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成27年度一般会計補正予算（第6号）、37ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、8目臨時福祉給付金費、1

億2,130万9,000円について、6ページの繰越明許費補正に計上されていないが、全額を年度内に実施するののかという御質問でございます。

結論を先に申し上げますと、今回、補正させていただいております金額は、全額繰り越しをする予定です。

年金生活者等支援臨時福祉給付金の市町村向けの説明会が2月上旬にありました。その後、事務所内で、今後の事務スケジュールを調整する中で、システム改修について、年度内の着手が可能なのかどうかということ、業者のほうに問い合わせをしましたが、回答がおくれてまして、今回の繰越明許費への計上ができませんでした。

今後、専決処分により対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 事務的な部分でもあったかと思いますが、今後においては、十分気をつけて、予算計上をお願いいたします。

次は、第17号別冊の平成28年度宿毛市一般会計予算についてであります。

ページ47ページ、これは先ほど、川村議員も質疑をされました部分でありますけれども、私なりに質疑をさせていただきます。

47ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、15節工事請負費の鶴来島旧連絡所建物解体工事費として、99万4,000円が計上されております。

この問題につきましては、昨年9月議会において、一般質問をしてきた経緯があります。その際における市長の答弁の中で、国においては、平成26年4月に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についての通知がなされ、

各自治体へ公共施設等総合管理計画の策定が養成されております。宿毛市としても、来年度には管理計画を策定する予定であります。

そして、この計画に基づく公共施設の取り崩しには、起債が充当できるとの答弁がありました。

しかし、鵜来島の旧連絡所については、計画が策定されておりませんので、今年度中は非常に厳しいとのことであります。

しかし、今回の当初予算を見ると、99万4,000円が計上され、しかも財源については、一般財源であります。これまでの私への答弁と全く違う内容であります。

そこで、この予算に関することありますので、その説明を求めるとともに、取り崩しをした廃材等は、産業廃棄物として処理をしなければいけないのではないかと考えます。そう考えると、このようなわずか99万4,000円の予算で工事ができるのか、大変疑問に感じますので、工事の内容について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算。第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、15節工事請負費、鵜来島旧連絡所建物解体工事費についての御質問でございます。

昨年の9月議会におきまして、松浦議員から、空き家対策についての御質問をいただいた際に、鵜来島旧連絡所の解体についても、御質問をいただきました。

鵜来島旧連絡所の解体については、島民の危険性を回避するためにも、12月議会で計上してはどうかとの御意見に対し、公共施設等総合管理計画策定の話と、あわせて説明させていた

いただきましたので、現時点においても、起債を充当すると捉えられるような説明になってしまい、議員の御質問に対する答弁が不十分であったことについて、おわび申し上げます。

鵜来島旧連絡所建物解体工事費につきましては、地区からの要望もいただいております、議員御指摘のとおり、危険性も高いことから、平成28年度当初予算での計上をさせていただいております。

公共施設等総合管理計画を策定すれば、取り壊しについて、当分の間は起債が充当できませんが、危険度と緊急性を考え、当初予算で計上させていただきましたので、御理解をいただければと思います。

解体後の廃材等につきましては、かわらなど利用できる物は地元で活用していただき、最終的に処分できないものを持ち帰るようにしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤恵介君） 福祉事務所長。

済みません、先ほどの答弁の中で、今後、専決処分だと申し上げましたけれども、本議会で追加提案をできるように努めたいと思います。

訂正させてください。済みませんでした。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、総務課長から答弁をいただきました。これは質問ではないわけですが、この新規事業調査表を見ると、先ほど、川村議員が、利活用のことで質疑したと思いますけれども、この成果目標を見ると、危険な建物がなくなり、広場を有効に活用できるというふうになっておりますが、これを見ると、あたかも市の土地であったかのような記載になっております。

課長が先ほど答弁したように、漁協の土地で

ありますので、この成果目標の説明が、誤解を招くかなという思いがいたしますので、指摘をしておきたいと思います。

この議会で、一般質問を、私も、障害者差別解消法についても、質問をさせてもらいましたが、この問題についても、平成25年6月19日に成立しておるにもかかわらず、3年を経過する今時点でも、十分な対応ができていない。

そしてまた、この計画であります公共施設等総合管理計画についても、平成26年4月22日に、総務大臣から通知がなされております。にもかからず、現時点で未策定であり、ようやく新規事業調査表を見ると、28年度の予算で策定をしようとしております。

特に、この公共施設等総合管理計画について、早期に策定をしていけば、国から有利な財政措置が得られたのであります。

ちなみに、計画策定に要する経費については、平成26年度からの3年間にわたり、特別交付税措置、措置率2分の1、そして計画に基づく公共施設等の除去については、地方債の特例措置を創設、26年度以降、当分の間、地方債の充当率75%というふうな財政措置が得られるようになっておるわけでございます。

そういう面で、今後、大変厳しい宿毛市の財政状況という部分が、一般質問を通じて、いろいろお話を聞いておりますので、今後の行政対応について、十分、気をつけて取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

次は、47ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、13節委託料の移住体験ツアー委託料として、30万円が計上されております。

新規事業調査表では、NPO法人、これジョイント宿夢にツアーを委託するとなっておりますが、このNPO法人についての説明並びに移住体験ツアーの内容について、説明をしていた

だきたいと思っております。

一般質問の中でも、少し市長の答弁の中で触れられたと思っておりますけれども、詳しい説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、11番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算、47ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費の13節委託料、移住体験ツアー委託料30万円についての御質問でございますけれども、委託を予定しておりますNPO法人ジョイント宿夢の概要及び移住体験ツアーの内容ということで、御質問いただきました。

先ほど議員も御指摘のように、本事業につきましては、移住、定住に関する一般質問に対して、市長より御答弁申し上げたところでございますけれども、移住体験を、NPO法人が実施するゲストハウスを活用して行おうと。官民協働で行おうとする事業でございます。

事業の受け皿となりますNPO法人ジョイント宿夢につきましては、本年3月31日に退任を予定いたしております、地域おこし協力隊が代表となって、設立をいたした法人でございますけれども、宿毛市宇須々木に、来る4月20日にオープン予定のゲストハウスを拠点といたしまして、交流や移住、定住の推進を主な事業とするものでございます。

こういった事業でございますので、事業内容そのものが、宿毛市の活性化にも資するものと。非常に公益性の高い事業である、法人であるというふうに認識をいたしております。

それと、移住体験ツアーの内容でございますけれども、基本的な内容といたしましては、1泊2日で、農業でありますとか、漁業体験、あるいは市内生活ゾーンの見学、さらには、既に

移住をされております移住先輩の方々との交流会、そういったことを実施する予定にいたしております。

当然、参加者にも、一定の御負担はいただく予定でございますけれども、その他ツアーの開催に伴います講師の謝金でございますとか、あるいはリーフレットの作成、人件費等の費用につきまして、1回当たり10万円で、年間3回を予定いたしております、30万円を計上させていただきますところでございます。

それと、この事業につきましては、先ほど、ジョイント宿夢そのものが移住、そういったことも事業のメニューとして考えていただいておりますので、我々が想定している3回の移住体験ツアー以外に、体験ツアーに参加した方が、1泊2日以上、1週間いたいということに対しても、フレキシブルに対応ができる。

さらに、3回以外に、移住体験をしたいという方についても、このジョイント宿夢が受け皿として、独自にやっていただけます。

ただ、その3回以外については、参加者が全額費用は負担をしていただくということになります。

市といたしましても、業務全て委託するものではございません。同じように、宿毛とタイアップして、移住体験ツアーに参加された方が移住できるように、市の職員もかかわって、積極的に移住の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今の説明を見ると、市長が掲げる定住移住の策の一つという部分で、大変重要な事業であろうかと思っておりますので、積極的な取り組みを求めておきたいと思っております。

次は、47ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、15節工事請負費

の空き家活用移住促進住宅改修工事費として、900万円が計上されております。

この事業については、移住者の希望があつてから改修工事を行うのか、それとも、事前に工事を行おうとしているのか、その工事内容についてお示しをいただきたいと思ひますし、この予算をもって、何戸改修工事をしようとしているのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、11番議員の再質疑にお答え申し上げます。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算、47ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費の15節工事請負費で、空き家活用移住促進住宅改修工事費900万円について、御質問いただきました。

この工事の時期及び内容、それから件数ということの御質問であったかと思ひます。

本事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金及び高知県空き家活用促進事業を活用して行う事業でございますけれども、事業内容につきましては、市が空き家の所有者から空き家を借り上げます。これは10年間という条件がございますが、10年間借り上げ、借り上げました住宅を、市がリフォームを行い、それから移住希望者に貸与するというところで、当然、移住希望者から家賃はいただくものとなっておりますけれども、今回、平成28年度については、1軒を予定をいたしております。

ただ、この事業の、対象事業費のアップが900万円になっております。したがって、その空き家の状況によって、それが例えば400万円程度で済めば、2戸が可能になるということにはなっております。

今回のこの補助事業につきましては、国から2分の1の補助、それから県から4分の1、市が4分の1ということで、225万円ござい

ますけれども、今、我々想定いたしますのは、家賃を2万円程度ということで、これを10年間貸し出しをできますと、市の225万円は回収ができるという仕組みでございます。

できるだけ、平成28年度に入りまして、この予算を認めていただきましたら、28年度に速やかに空き家物件を調査、探しまして、国、県の交付金の交付決定を受けて、暫時、改修を行ってまいりたい。

まず改修を行って、それから移住を希望される方に呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

次もまた企画課長ですが、ページ50ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、13節委託料の、宿毛市地域公共交通実証運行業務委託料921万8,000円を含め、合計で1,890万6,000円が、中山間地域公共交通事業として計上されております。

新規事業調査表を見ると、宿毛市地域公共交通再編計画の策定をしてから、実証運行を行うとなっております。これを見ると、この実証運行については、この計画の策定後から実施のようでありまして、いつごろ、この計画については作成しようとしているのか。そして、実証運行の実施時期については、一般質問の中で、本年の10月から実施をするようでありまして、宿毛市として、どの場所を予定しているのか、説明をいただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、11番議員の再質疑にお答え申し上げます。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般

会計予算、50ページでございます。第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費の13節を含めます、宿毛市地域公共交通に関する御質問をいただきました。

実証運行を行う場所及び再編計画策定の時期ということでございます。

本事業につきましては、一般質問の中でもございましたけれども、中山間地域における移動手段を確保するため、実証運行を通じて、地域の実情に応じた運行体制と、持続可能な公共交通体系の調査検証をするものでございますけれども、それとあわせて、今回、宿毛市全域の公共交通体系の計画を策定しようとするものでございます。

議員御承知のように、平成27年度に、昨年の秋でございますけれども、橋上地域の全域、それから小筑紫地域の一部を対象に、移動手段に関する調査を行っております。その結果をもとに、実は、今月からまた、その結果を地域へフィールドバックいたしておるところでございますけれども、28年度において、具体的な運行体制であるとか、あるいは料金の設定、そういったことについて、それぞれの地域の方々と協議を行い、その上で、整理をした上で、平成28年10月より、それぞれの地域において、実証運行を行おうとするものでございます。

また、宿毛市地域公共交通再編計画でございますけれども、これは、本年度、実証運行を行いますけれども、それを受けて、平成29年10月から、本格運行につなげてまいりたいというふうに考えておりますけれども、本格運行を行うに当たって、この計画がないと、国庫補助の対象にならないということでございますので、国庫補助を受けるためには、少なくとも本格運行する6カ月前には、この計画を策定しておかなければならないということから、平成29年3月までには策定をしてまいりたいというふう

に考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

続いて、ページ54ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、11節の需用費の中にあります備蓄品購入費421万2,000円と、同じく備蓄品購入費（運営マニュアル策定避難所分）が120万あるわけですが、この内容というか、違いについて質問します。

あわせて、どのような備蓄品を、それぞれに購入しようとするのか、御説明をいただきます。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） おはようございます。危機管理課長、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算の54ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、11節需用費の備蓄品購入費421万2,000円、及び同節の備蓄品購入費、運営マニュアル策定避難所分120万円の計上予算の違いについて、あわせて御説明させていただきます。

まず、前段の421万2,000円の備蓄品購入費でございますけれども、本予算は、従来、取り組んでおります全避難所へ、災害用備蓄品、これを購入するためのものでございまして、このたび、レジャーマット、床などに敷くマットでございますけれども、そのマットを500枚、そして、毛布1,000枚を購入する予定にしております。

また、後段の120万円の運営マニュアル策定避難所分の備蓄品購入費につきましては、13節委託料の避難所運営マニュアル策定委託料369万5,000円との関連がございますの

で、まず、本運営マニュアルについて、少し御説明させていただきます。

本市では、平成25年度に総論版の避難所運営マニュアルを策定しましたが、今回、予算計上しております運営マニュアルは、より実効性を高めるために、県からの要請で、それぞれ避難所ごとに個別マニュアルを策定するように求められておまして、各市町村で策定することになっております。

本市におきましても、今後、地震津波災害に特化した津波浸水区域外の32の避難所について、運営マニュアルを策定する必要がございます。平成28年度は、平田小学校分を策定する予定にしております。

この場合、運営マニュアルを策定した避難所には、マニュアルの策定費とともに、資機材等の購入費用に対しても、3分の2の県補助が受けられることになっておりますので、マニュアル策定委託料と合わせまして、平田小学校で整備が必要となる自家発電機等の資機材について、備蓄品購入費として120万円の予算計上をさせていただきます。

なお、歳入面での予算措置としまして、本予算書の27ページ、第14款県支出金、第2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金の高知県避難所運営対策加速化事業費補助金326万3,000円のうち、80万円が運営マニュアル策定避難所分の備蓄品購入費へ、残りの246万3,000円が、避難所運営マニュアル策定委託料への充当予算となります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

1点、お伺いいたします。

運営マニュアルの策定については、今の説明

では、市内にある32カ所のうちの1カ所、平田小学校の運営マニュアルを策定するということであります。

この予算、1カ所策定するのに369万5,000円が必要ということになっておりますが、幾ら高知県から3分の2の補助があるとはいえ、残り31カ所の避難場所の運営マニュアルを策定するには、宿毛市の財政的な負担は大きいものがあると考えます。

しかし、私としても、必要な事業であると考えておりますが、残りの避難場所についての運営マニュアルの策定計画はどのように考えておられるのか。そして、いつごろまでに、全ての避難場所について、運営マニュアルを策定しようとしているのか、その点、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） 危機管理課長、松浦議員の再質疑にお答えします。

残る31カ所の避難所に対する今後の取り組みでございますけれども、全ての避難所のマニュアル策定を外部へ委託することになりますと、松浦議員御指摘のように、膨大な予算が必要となってまいります。このため、今回のマニュアル策定で、一定のノウハウができるというふうに考えておりますので、職員による策定を基本としつつ、必要に応じて外部へ委託するなど、効率的効果的な形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、県からは、平成32年度までに策定するよう求められておりますので、この間は、県の補助金もございまして、今後、計画的に策定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 計画策定については、32年度まで、県の補助があるということであ

りますけれども、32年といわず、早急な策定に努めていただきたいというふうに思います。

次は、ページ107ページ、第7款土木費、第4項都市計画費、3目公園費、15節工事請負費、防災施設整備工事費1,001万円についてでございますが、どのような防災施設をつくらうとしておられるのか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（中町真二君） 都市建設課長、11番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算、107ページ、第7款土木費、第4項都市計画費、3目公園費、15節工事請負費、防災施設整備工事費、1,001万円の工事内容について御説明いたします。

先ほど、繰越事業のほうで御説明させていただきました、宿毛市総合運動公園施設整備事業の継続工事になります。

主な工事内容としましては、進入路を約30メートル、防革シートを、防球ネット足元ののり面に約600平方メートル施工する工事になります。

目的としましては、災害活動の拠点施設となる防災広場を目的に、整備を進めているところでございますが、平常時には、たくさんの方に利用してもらえよう、イベント広場や球技場としての利用、そして地域住民の憩いの場としての活用ができる施設を目指しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、課長のほうから、主たる目的は防災施設であるけれども、それ以外には、市民も含めて、イベントを含めて、活用していくということでもありますけれども、この予算書の説明書きを見ると、何か新しいものをつくるような。

というのは、昨年12月には、総合運動公園運動施設整備工事費という位置づけで3,501万円を計上され、今回は、防災施設整備工事費というふうになっておりまして、素人から見ると、大変、理解に苦しむ内容であります、ここらあたりの説明書きの違うことについて、若干教えていただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（中町真二君） 都市建設課長、11番、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

27年度と28年度で、工事名は変わっておりますが、防災機能を持った公園施設整備という目的に変更はありません。

財政システムの打ち込み方法の変更によるもので、今回、変わっております。よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） この事案についても、完成の予定時期をお伺いする予定でしたけれども、先ほどの答弁の中でありましたので、省かせていただきます。

以上で、質疑を終わらせていただきます。丁寧な御説明、ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田栄子でございます。よろしく願いいたします。

一括質疑をさせていただきます。

議案第37号、宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

職員給与改正は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与表改正に準拠するものか、または県に準ずるものか、聞かせてください。

そして、それは若年層に手厚く、また50歳を超えると打ちどめとなっておることも、そのあたりも聞かせてください。

職員表は、全体の職員の給与表が載っており

ますので、皆、同じ割合になっているかどうか、伺います。

議案第3号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）でございます。

26ページになります。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、3節でございます。職員退職者手当1億1,474万円の退職者の人数をお聞かせください。

ページ35へ移ります。

第3款民生費、第1項社会福祉総務費、1目28節でございます。国民健康保険事業特別会計繰出金、地方単独事業波及分繰出金3,000万円についてでございます。

単独事業といわれるものを列挙してくださいませ。

それから、議案第3号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）でございます。ページ37ページをお願いいたします。

第3款第6項8目19節でございます。年金生活者等支援臨時福祉給付金1億1,619万、国の施策に基づく3万円給付金、事務処理を引いた宿毛市の対象人数をお聞かせください。

ページ40ページでございます。

第3款民生費、第3項2目20節で、生活扶助、医療扶助、宿毛市全体の生活保護者の人数をお聞かせください。

ページ63でございます。

第11款災害復旧費、第1項1目15節でございます。農業施設災害工事費1,200万円。減額の理由と、どこのどのような工事であったか、お聞かせください。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算について、ページ43ページでございます。

第2款総務費、第1項1目7節でございます。臨時雇用について、全体の雇用人数をお聞かせ

ください。

ページ71ページです。

第3款民生費、第1項8目19節でございます。年金生活者等支援臨時福祉給付金についてでございます。国の施策3万円給付によるものと思われま。対象人数をお聞かせください。

ページ104ページ、第7款土木費、第2項3目15節でございます。市道改良工事費1,200万について、継続事業の中ではありますが、道路新設改良費となっておりますので、場所を教えてください。

ページ125、第9款教育費、第5項保健体育費、1目20節でございます。要保護、準保護児童生徒援助1,890万について、お伺いたします。

前年度より若干、予算が増額されておりますけれども、対象人数はどれくらいと見積もっておられるのか、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の質疑にお答えします。

議案第37号、宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、人事院勧告に伴う改定であります。国準拠なのか、県準拠なのかという御質問と、全職員が同じ割合で昇給をしているのかという御質問かと思ひます。

本議案は、平成27年人事院勧告に伴う国家公務員の給料表等の改定に準じて実施をするもので、宿毛市でも同様の改定を行ったものであります。

それから、全職員が同じ割合で昇給をするのかということですが、本議案の内容につきましては、若年層においては、金額にしますと2,500円を最大とした引き上げを、段階的に行つて、若年層に厚くした改定となっております。

高齢層におきましては、1,100円の引き

上げを基本とした改定となっております。55歳昇給停止については、現行のとおりでございます。

議案第3号別冊、平成27年宿毛市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。ページ26ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等職員退職手当1億1,474万2,000円の、人数についての御質問でございます。

職員退職手当につきましては、27年度の当初予算に、定年退職予定者11名分を計上させていただいておりますが、勸奨退職希望のありました5名について、追加で補正予算で提案させていただいております。内容につきましては、5名であります。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算の、これにつきましては、全体の臨時賃金で、臨時職員さんの人数の御質問であろうかと思ひますので。

当初予算では、各関係課において、臨時賃金については、予算化をしておりますが、トータルで80名分の臨時賃金を見込んだ予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 市民課長。

○市民課長（立田ゆか君） 市民課長、1番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、35ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金の地方単独事業波及増分繰出金として3,000万円を計上いたしております。

単独事業は、どのようなものかとの御質問ですが、繰出金の内容につきましても、一緒に御説明をさせていただきたいと思ひます。

本予算につきましては、地方単独事業として、

少子化、障害者福祉対策の一環として、乳幼児医療助成制度、重度心身障害者医療制度などの福祉医療制度が実施されております。国は、同事業を実施している市町村に対し、国庫支出金等の減額措置を講じております。

本市は、平成20年10月に小学校終了までを、22年10月には中学校終了までの、医療費の無料化を実施しております。

平成20年度から26年度までの減額影響額は、8,687万6,703円となっております。

国保特別会計は、基金残もわずかとなり、大変、緊迫した運営状況となっていることによりまして、平成20年度にさかのぼり、減額影響額を、一般会計より国保特別会計へ繰り出す予算措置を講じることで、国保特別会計の歳入不足を補うための予算計上となっております。

平成28年度宿毛市一般会計予算におきましても、補正予算同様、3,000万円の繰出予算計上をしております。

福祉医療制度には、県が単独で行っています補助事業として、乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害児・者医療費助成制度があります。

乳幼児医療費助成につきましては、県のほうは、就学前までを対象としており、宿毛市が実施している中学校終了までの医療費助成につきましては、市独自の事業として行っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤恵介君） 福祉事務所長、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、37ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、8目臨時福祉給付金費。この年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給人数との御質問でございます。

1人につき3万円で、3,873人を見込んでおります。

続きまして、同じく40ページ、第3款民生費、第3項生活保護費、2目扶助費、20節扶助費、生活扶助及び医療扶助、宿毛市全体の人数についての御質問でございます。

27年度当初予算編成の段階において、被保護者数270名、世帯数326世帯程度で、本年度は推移するだろうと予測をしておりました。28年1月末で、被保護者数が269人、世帯数が331世帯となっております。

続きまして、議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算、71ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、8目臨時福祉給付金費、19節負担金補助及び交付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金、障害遺族基礎年金受給者向け、これについても、支給人数はどの御質問でした。1人3万円で457人を見込んでおります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤恵介君） 福祉事務所長、訂正をさせていただきます。

先ほど、宿毛市の生活保護、当初の生活保護者数予定として、270名、326世帯と申しましたけれども、326人、270世帯の誤りです。

さらに、1月末、保護者数269名、世帯数331世帯と申しましたが、331人、269世帯の誤りでございます。

申しわけありませんでした。

○議長（岡崎利久君） 土木課長。

○土木課長（川島義之君） 土木課長、1番、川田議員の質疑にお答えします。

議案第3号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、63ページ、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、

1目現年度農業施設災害復旧費、15節工事請負費、農業施設災害工事費1,200万円の減額理由と、どこのどのような工事かとの質問ですが、現年度農業施設災害復旧費は、平成27年度、本年度に発生すると予想される災害復旧工事を、当初予算において、見込みで1,269万円を計上しております。平成27年度、本年度は、補助事業に該当する災害が発生しなかったため、補助対象分の工事費1,200万円を減額するものです。

したがって、該当する工事については、ございません。

続きまして、議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算104ページ、第7款土木費、第2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、15節工事請負費、市道改良工事費1億2,000万円の、場所はどこのかとの質疑であります。この改良工事につきましては、二ノ宮、野地及び西町の3カ所を予定しております。

以上であります。

○議長（岡崎利久君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（沢田清隆君） 教育次長兼学校教育課長、1番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算、125ページの第9款教育費、第5項保健体育費、1目学校保健費、20節扶助費、1,890万4,000円、要保護、準要保護の対象者人数についてということですので、人数についてお答えいたします。

対象者につきましては、中学校が130人、小学校が225人となっております。また、予算が若干ふえているということでございますが、これは全体の児童生徒数は減少はしておりますけれども、準要保護率は毎年上昇しておりますので、予算につきましては、昨年より若干増額

で計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） ありがとうございます。

終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号及び議案第2号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」については、委員会付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第3号から議案第53号まで」の51議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、3月11日並びに3月14日から3月18日までは休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、3月11日並びに3月14日から3月18日までは、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月11日から3月21日までの11日間は

休会し、3月22日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時42分 散会

議案付託表

平成28年第1回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (27件)	議案第3号	平成27年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第4号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第5号	平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第6号	平成27年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第7号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
	議案第8号	平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第9号	平成27年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第10号	平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
	議案第11号	平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について
	議案第12号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第13号	平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について
	議案第14号	平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第15号	平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計補正予算について
	議案第16号	平成27年度宿毛市水道事業会計補正予算について
	議案第17号	平成28年度宿毛市一般会計予算について
	議案第18号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について
	議案第19号	平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について
	議案第20号	平成28年度宿毛市定期船事業特別会計予算について
	議案第21号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について
	議案第22号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
	議案第23号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計予算について
	議案第24号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
	議案第25号	平成28年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
	議案第26号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
	議案第27号	平成28年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
	議案第28号	平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
	議案第29号	平成28年度宿毛市水道事業会計予算について
総務文教 常任委員会 (17件)	議案第30号	宿毛市地域公共交通会議条例の制定について
	議案第31号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

	議案第32号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第33号	宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
	議案第34号	宿毛市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第35号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第36号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第37号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
	議案第39号	宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
	議案第40号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について
	議案第41号	宿毛市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について
	議案第42号	宿毛市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について
	議案第43号	宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について
	議案第44号	宿毛市立教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第49号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組規約の変更について
	議案第50号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組規約の変更に伴う財産処分について
	議案第52号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
産業厚生 常任委員会 (7件)	議案第38号	宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第45号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
	議案第46号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第47号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第48号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第51号	幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更について
	議案第53号	市道路線の変更について

平成28年
第1回宿毛市議会定例会会議録第6号

1 議事日程

第23日（平成28年3月22日 火曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第53号まで

（議案第1号及び議案第2号、討論、表決）

（議案第3号から議案第53号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 委員会調査について

第3 議案第54号及び議案第55号

議案第54号 教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第55号 平成27年度宿毛市一般会計補正予算について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第53号まで

日程第2 委員会調査について

日程第3 議案第54号及び議案第55号

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長	沢田 美保 君
兼調査係長	
議事係長	柏木 景太 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長 兼 税務課長事務取扱	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	出 口 君 男 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	楠 目 健 一 君
市 民 課 長	立 田 ゆ か 君
税務課長補佐	長 山 敏 昭 君
会計課長補佐	松 本 政 代 君
保健介護課長	和 田 克 哉 君
環 境 課 長	児 島 厚 臣 君
人権推進課長	滝 本 節 君
産業振興課長	黒 田 厚 君
商工観光課長	山 戸 達 朗 君
土 木 課 長	川 島 義 之 君
都市建設課長	中 町 真 二 君
福祉事務所長	佐 藤 恵 介 君
水 道 課 長	金 増 信 幸 君
教 育 長	立 田 壽 行 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田 清 隆 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 センター所長	桑 原 一 君
学 校 給 食 センター所長	杉 本 裕 二 郎 君
千 寿 園 長	山 岡 敏 樹 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	河 原 志 加 子 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より御報告いたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1「議案第1号から議案第53号まで」の53議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第2号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第2号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第3号から議案第53号ま

で」の53議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（高倉真弓君） おはようございます。予算決算常任委員長。予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

本委員会に付託されました議案第3号から議案第29号までの27議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分け、3月11日、14日、15日、16日の4日間にわたり、審議を行いました。

その後、3月18日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案27件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

まず、議案第3号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、第2表繰越明許費補正、第2款総務費、第1項総務管理費、南海地震対策整備事業2、010万円についてであります。

委員からは、事業の内容についての質問があり、執行部からは、田ノ浦地区と宇須々木地区の避難道の整備を行うもので、工事費の内容は、田ノ浦地区が約805万円、宇須々木地区が1,205万円となっているとの回答がありました。

委員からは、市内の避難道の整備状況はどうなっているのか。また、避難道の夜間照明についても、整備しているのかとの質問があり、執行部からは、避難整備は約9割完了したものと

考えており、夜間照明については、約6割は整備している。なお、東日本大震災後に整備した避難道については、全て夜間照明を設置しているとの回答がありました。

次に、議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算、第2款総務費、第1項総務管理費、2目人事管理費、13節委託料、ストレスチェック事業委託料42万3,000円についてであります。

委員からは、この事業は、全職員が対象になるのか。また、どのような方法でチェックし、実施後はどのような対応をするのか、との質問がありました。

執行部からは、臨時職員を含めた全職員が対象である。インターネット上のシステムでチェックを行うことにより、ストレスの度合いが判明し、その結果が、本人に通知される。

それを受けて、本人が病院を受診したり、人事係や保健師に相談があれば、医療機関等を紹介することになっている。

この事業の目的は、あくまでも本人が現在の状況を把握することであるため、結果は、基本的には本人しか確認できないこととなっている、との回答がありました。

続きまして、第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、13節委託料、公共施設等総合管理計画策定業務委託料、648万円についてであります。

委員からは、この計画については、平成26年度から3年以内に策定するように、総務省からの要請があったようだが、策定が最終年度になったのはなぜか。また、策定に係る経費に対して、国からの補助はあるのか、との質問があり、執行部からは、今年度、固定資産台帳の整備を行ったことで、市の全体の財産を把握することができたため、その結果を受けて、来年度に計画を策定することとなった。

また、経費に対しては、国からの助成金はないが、50%の特別交付税の措置があるとの回答がありました。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、15節工事費、空き家活用移住促進住宅改修工事費900万円についてであります。

委員からは、対象の空き家はどのような方法で探すのか、との質問があり、執行部からは、移住相談者が市内を回るなどの方法で調査し、情報を収集する。

改修費用を抑えることができる物件があれば、予算内で対応可能な件数がふえることとなるため、予算が認められれば、速やかに探したいと考えている、との回答がありました。

また、委員からは、移住者が入居する場合の家賃と、公営住宅の家賃との差額に対しての質問があり、執行部からは、この事業費は移住促進を図ることを主たる目的としており、今回は、公営住宅という認識はしていない。そのため、移住者に受け入れられてもらえるよう、月額2万円の家賃を想定している、との回答がありました。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、15節工事請負費、防災備蓄倉庫整備工事費1億539万3,000円についてであります。

委員からは、工事費の内容は、施設造成工事費が1,239万3,000円、倉庫本体の工事費が9,300万円とのことだが、どこに、どのようなものをつくるのか、との質問があり、執行部からは、宿毛市総合運動公園陸上競技場の北側にある駐車場の奥を造成し、約650平米の広さの倉庫を整備する予定である。

平常時は、宿毛市が580平米、高知県が70平米を、備蓄倉庫として使用するが、発災後は、3日間程度で備蓄品がなくなると想定され、

その後は、国からの緊急支援物資が搬入されることとなり、その段階から、幡多地域の物資の集積所として、県が使用することとなる、との回答がありました。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、18目ふるさと寄附金費1億7,056万8,000円についてであります。

委員からは、返礼割合を3割から5割にしたことについて質問があり、執行部からは、総務省から高額または寄附金額に対し、返礼の割合が高い返礼品は慎むようにとの通達があったが、何の罰則もないため、全国的に返礼割合の競争となっている。

そのため、これまでの3割返礼割合では、近隣の市町村と比べると、どうしても見劣りがしてしまうことから、返礼割合を5割にするとともに、これまでの事業者負担であった返礼品の送料の一部を、市が負担することで、品物のグレードアップを図り、来年度の寄附金額を1億円として取り組むつもりである、との回答がありました。

さらに、委員からは、宿毛市に関係ある寄附者と、そうでない寄附者との割合がわかれば、返礼品選定などの参考になるのではないかと思われるが、把握はしているのか、との質問があり、執行部からは、統計はとっていないが、宿毛市出身者でない方が、宿毛市の特産物などに魅力を感じて寄附してくださることのほうが多いのではないかと思われる、との回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

初めに、議案第3号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金、すくもまるごと商社プロジェクト事業費補助金地方創生分、7,051万5,0

00円についてであります。

本件は、地方創生加速化基金を活用して、一般社団法人宿毛市観光協会に、宿毛市の地域商社となる役割を担わせ、インターネット販売サイト、ECサイトによる特産品の販売や、観光プロモーションを行う事業であります。委員からは、単年度の事業に終わってしまっただけでは成果が上がらない。持続性が重要ではないか、との意見がありました。

執行部からは、ECサイトの運営と併用して、ふるさと納税事業も観光協会に委託する。ふるさと納税によって好評を得た商品を、ECサイトで販売するなど、両事業を関連づけて、市場の拡大を図り、同時に特産物の開発を進めていく。今回は、その足がかりとなる事業である、との回答がありました。

さらに、委員からは、観光協会の予算は、これまでの倍以上になるものの、組織自体の人数が少ないため、雇用人数の増加を進めた体制強化が必要である。

介護や保育等のさまざまな職場で、非正規職員の雇用のあり方が問題になっているが、観光協会も同様の問題を抱えており、今回の事業をきっかけにして、雇用体系の改善も協議させるべきとの意見があり、執行部からは、今回の加速化交付金の中でも、人件費の割合をふやすなどとして対応していく。

将来にわたる体制強化については、執行部内での協議を行うことも、必要があるが、重要な問題として捉えているとの回答がありました。

続いて、議案第17号別冊、平成28年度宿毛市一般会計予算、第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、13節委託料、直七産地化推進事業委託料419万5,000円について、報告します。

本件は、直七の苗木3,500本の配布と、育成指導を行う事業であります。委員からは、

若い世代への苗木の配布を行い、将来にわたる直七栽培の拡大や、後継者の育成も必要ではないかとの質問がありました。

これに対して、執行部からは、配布に当たっては、現地調査を行い、適地を優先して配布をしてきた。また、直七の専業農家を育てるのではなく、兼業農家に対して、別の仕事をしながら、直七を育てることを奨励している。

昨年の配布対象者には、40代の方もいた、との回答がありました。

続いて、第5款農林水産業費、第2項林業費、2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市緊急間伐総合支援事業費補助金523万円について、報告します。

本件は、切り捨て間伐及び搬出間伐、作業道の敷設に対して、補助を行うものでありますが、委員からは、作業道を敷設すると、雨天時に泥水が発生し、川や海の生態系に影響を及ぼすことがある。敷設の際には、泥だまりをつくるなど、一定の基準を設けているのか、との質問がありました。

これに対して、執行部からは、この補助は2.5メートル幅の小規模な作業道を対象としており、この規模の作業道であれば、大量の泥水の発生は起こらないため、特に基準は設けていない。

比較的少ない手間と費用で設置できるため、普及を進めている。ただし、泥水の懸念が全くないわけではないので、他地域の状況を調べるなど、研究を行う、との回答がありました。

さらに、委員からは、この補助金は自伐林家にも適用されるのか、との質問があり、執行部からは、適用される。自伐林家を支援する目的の事業である、との回答がありました。

次に、第7款土木費、第8項河川費、1目河川等環境整備事業費、県営海岸事業負担金7,737万3,000円について、報告します。

本件は、南海トラフ地震発生に伴う長期浸水対策として、高知県が進めている河川海岸堤防耐久化かさ上げ工事の負担金であり、国50%、高知県40%、宿毛市10%の負担割合となっています。

この工事に対して、委員からは、海岸堤防の工事について、地元住民から疑問の声が上がっている。高知県の行った事業内容の説明には、矛盾点もあり、L2クラスの災害を想定しながら、L1クラスの災害に対応した堤防をつくるということであれば、納得できない。

負担金を出す以上、高知県に対しても、しっかりと説明を行うよう要請すべき、との意見がある一方、現実的な費用の面で、L2クラスの災害に耐えられる堤防をつくることは困難であり、限られた予算の中で、住民のために、必要最小限の備えだけはしようと、L1クラスの対応にした堤防をつくることには反対できない。いつ起こるかもわからない災害に備えるため、国、県が宿毛市のために動いていることを考えれば、反対する理由はない、との意見もありました。

これらの意見に対し、執行部からは、今後、高知県による地質調査等が行われると思うが、その上で、しっかりと、矛盾のない計画をつくるよう求めていく、との回答がありました。

以上、本委員会に付託されました27議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松浦英夫君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました、17議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第30号は、宿毛市地域公共交通会議条例の制定についてであります。

本案は、現在、住民の生活に必要な輸送の確保や、公共交通の利便性の増進を図るため、宿

毛市地域公共交通会議を、要綱に基づき設置しておりますが、平成28年度より、地域公共交通網形成計画等を作成し、公共交通空白地域における交通対策事業を実施するため、条例で規定するものであります。

議案第31号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申し立て制度について、公平性や利便性の向上のため、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、宿毛市行政手続条例、宿毛市情報公開条例、宿毛市個人情報保護条例、宿毛市情報公開個人情報保護審査会条例、宿毛市職員の退職手当に関する条例、宿毛市手数料徴収条例の6条例について、必要な改正を行うものであります。

議案第32号は、宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るために、厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行され、共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、公務上の災害等に対する補償の規定について、必要な改正を行うものであります。

議案第33号は、宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、字句の訂正及び手数料の取り扱いについて、必要な改正を行うものであります。

議案第34号は、宿毛市人事行政の運営等の

状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況に係る報告事項に、人事評価の状況等、新たな項目の追加等の改正を行うものであります。

議案第35号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員法及び学校教育法の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

議案第36号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、宿毛市いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題対策専門委員会並びにいじめ問題調査委員会を設置し、新たに非常勤の特別職として委員をおくものであります。

また、議案第30号の条例制定に伴い、宿毛市地域公共交通会議に、非常勤の特別職として委員をおくものです。

あわせて、これまでの報償費で支給していた就労支援員や、嘱託医等を、災害補償等の対象にするため、非常勤の特別職として規定するものであります。

議案第37号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成27年度人事院勧告に準じて、地方における官民格差を解消するため、平均で0.4%程度引き上げる給料表の適用、及び勤勉手当を0.1カ月分ふやす等の改正を行うものであります。

議案第39号は、宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、職員等の給与の支払い事務の効率化

のために、給与等集中処理特別会計を設置しておりますが、平成27年度に導入した新たな人事、給与システムと、財務会計システムとの連携において、特別会計を設けなくても、事務処理が可能となるので、給与等集中処理特別会計を廃止するものであります。

議案第40号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、特定非営利活動法人を初めとする収益事業を行わない特定の法人について、法人市民税の課税免除に関する規定を設けるものであります。

議案第41号は、宿毛市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、ふるさと寄附金を募る事業区分を、本条例及び施行規則に規定していましたが、寄附金の増加にあわせて、事業区分の見直しを行うものであります。

議案第42号は、宿毛市奨学金貸与条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、奨学金の延滞利息について、宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例との整合性を図るために、必要な改正を行うものであります。

議案第43号は、宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、沖の島開発総合センターを、沖の島公民館分館として使用しているため、本条例に規定している住所の改正を行うものであります。

議案第44号は、宿毛市立教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、旧小筑紫保育園を、平成28年4月より小筑紫小学校放課後子ども教室等の地域住民の社会教育活動の充実、及び発展を図るための施設として使用するため、条例の改正を行うものであります。

議案第49号は、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてであります。及び、議案第50号は、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分についての2議案は、高知縣市町村総合事務組合の構成団体である仁淀川中央清掃事務組合が解散し、4月1日から脱退することに伴い、団体数及び規約の変更並びに財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、今議会に提案している議案第30号の条例改正案について、地方公務員法の改正により、根拠条文が変更となったために、必要な改正を行うものであります。

以上、17議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をした結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました17議案についての報告といたします。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案7件についての審査結果を御報告いたします。

議案第38号は、宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、議案第36号、宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例において、沖の島へき地診療所の嘱託医を、非常勤の特別

職に規定することにより、生じる改正を行うものです。

議案第45号は、宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、新小筑紫保育園の完成に伴い、平成28年4月より、宿毛市立みなみ保育園を廃止するものです。

議案第46号は、宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び、議案第47号、宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2議案は、介護保険において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する規準等が改正することに伴い、必要な改正を行うものです。

議案第48号は、宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律及び宿毛市介護保険条例で実施を猶予していた介護予防日常生活支援総合事業、及び認知症施策を実施することに伴い、条例の改正を行うものです。

議案第51号は、幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更についてであります。

内容につきましては、介護保険法施行令の改正により、介護認定審査会の委員の任期を2年から3年に改めるため、幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更を行うものです。

議案第53号は、市道路線の変更についてであります。

内容につきましては、市道中尾山線について、

路線延長を明確にする必要があるため、市道路線の変更について、道路法第10条3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上7議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての御報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第3号から議案第53号まで」の51議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第3号から議案第53号まで」の51議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第3号から議案第53号まで」の51議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付い

たしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議はありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第3、「議案第54号及び議案第55号」の2議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(中平富宏君) 追加御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第54号は、「教育長の任命につき同意を求めることについて」でございます。

内容につきましては、現教育長の立田壽行氏が、本年3月31日をもって退任することとなりましたので、新たに出口君男氏を本市の教育長として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

出口君男氏の経歴等につきましては、資料としてお手元に提出しておりますので重複は避けませんが、人格、見識ともにすぐれ、本市の教育長として適任者であると確信いたしておりますので、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

退任されます立田教育長におかれましては、これまで本市の教育行政の発展のため、一方ならぬ御尽力をいただきましたことに対しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

議案第55号は、「平成27年度一般会計補正予算について」でございます。

繰越明許費として、年金生活者等支援臨時福

祉給付金給付事業の1億2,130万9,000円を平成28年度に繰り越すものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(岡崎利久君) これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 再開

○議長(岡崎利久君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時56分 再開

○議長(岡崎利久君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第54号及び議案第55号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第54号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第54号」を採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡崎利久君) 起立多数であります。

よって「議案第54号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第55号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第55号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡崎利久君) 全員起立であります。

よって「議案第55号」は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月29日に開会いたしました今期定例会は、本日までの23日間、議員の皆様方におかれましては、連日、御熱心に御審議をいただきまして、御提案申し上げました55議案全て

を、原案どおり御決定いただき、まことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

今会期中に、一般質問や質疑等を通じましてお寄せいただきました貴重な御意見や御提言につきましても、今後さらに検討いたしながら、市政の執行に反映させていきたいと考えております。

平成28年度を迎えるに当たり、市政執行の基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げましたが、宿毛創生を目指し、必要な事業には積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民並びに議員の皆様方におかれましては、今後とも、より一層の御指導御協力をお願い申し上げます。

本当にありがとうございます。しっかり頑張っております。

以上をもちまして、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長(岡崎利久君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成28年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山戸寛

議員 宮本有二

議員 濱田陸紀

平成28年3月18日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 高倉真弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第3号	平成27年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第4号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第5号	平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第6号	平成27年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第7号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第8号	平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第9号	平成27年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第10号	平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第11号	平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第12号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第13号	平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第14号	平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適当

議案第15号	平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第16号	平成27年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当
議案第17号	平成28年度宿毛市一般会計予算について	原案可決	適当
議案第18号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第19号	平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第20号	平成28年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第21号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決	適当
議案第22号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第23号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第24号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第25号	平成28年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	原案可決	適当
議案第26号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第27号	平成28年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第28号	平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	適当
議案第29号	平成28年度宿毛市水道事業会計予算について	原案可決	適当

平成28年3月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第30号	宿毛市地域公共交通会議条例の制定について	原案可決	適当
議案第31号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第32号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第33号	宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第34号	宿毛市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第35号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第36号	宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第37号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第39号	宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第40号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第41号	宿毛市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第42号	宿毛市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第43号	宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

議案第44号	宿毛市立教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第49号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決	適当
議案第50号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について	原案可決	適当
議案第52号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

平成28年3月16日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第38号	宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第45号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第46号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第47号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第48号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第51号	幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更について	原案可決	適当
議案第53号	市道路線の変更について	原案可決	適当

平成28年3月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成28年3月16日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成27年3月18日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 宮本有二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

平成28年第1回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	3 番 原田秀明君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 地震・津波被害に対する防災・減災対策について</p> <p>ア 帰宅困難者に必要な中・長期の避難場所と避難施設について</p> <p>イ 近隣市町村との協定などについて</p> <p>ウ 一次避難道や避難場所の整備について</p> <p>エ 住宅耐震化の推進について</p> <p>オ 自主防災組織に対する支援について</p> <p>カ 危機管理課の体制について</p> <p>キ 宿毛市役所の移転や建て替えについて</p> <p>(2) 宿毛湾の漁業振興について</p> <p>ア 養殖漁業を中心とした産業の推進と販路の拡大について</p> <p>イ 漁業の後継者の育成について</p>
2	10 番 野々下昌文君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略について</p> <p>ア 予算措置について</p> <p>イ 事業実施計画について</p> <p>(2) 人口減少対策について</p> <p>ア 定住促進室について</p> <p>イ 子育て支援について</p> <p>(3) 学校再編について</p> <p>ア 再編計画について</p> <p>2 子供の虐待対策について（市長）</p> <p>(1) 妊娠期相談支援体制について</p> <p>(2) 子育て世代包括支援センター整備について</p> <p>(3) 虐待に対する本市の認識と対応について</p> <p>(4) 「ネウボラ」の育成について</p> <p>3 消防行政について（市長）</p> <p>(1) 消防団への女性・若者等の加入促進について</p> <p>(2) スマートフォンを活用した災害応急活動システムについて</p>

3	11番 松浦英夫君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長） （1）市税運営についての考え方 （2）執行権について</p> <p>2 福祉行政について（市長） （1）現状認識について （2）保育行政について</p> <p>3 障害者差別解消法について（市長）</p> <p>4 スポーツ振興について（市長） （1）基本的な考えについて （2）スポーツ振興室の役割について</p> <p>5 離島振興計画について（市長）</p> <p>6 水産業振興について（市長） （1）具体的取組みについて （2）藻津漁港の整備について （3）水産振興と海上自衛隊基地の誘致について</p>
4	6番 高倉真弓君	<p>1 人口問題について（市長） （1）出会いの機会創設について （2）子育て支援策について （3）定住につながる奨学金制度について （4）定住・移住について （5）交流人口について</p> <p>2 福祉行政について（市長） （1）障がい者福祉について （2）ボランティア育成、啓発について</p>
5	5番 山本 英君	<p>1 12月議会の懸案事項から（市長） （1）申し継ぎを受けたはずの海底資源関連の取り組み姿勢 （2）離島の急患輸送、沖の島の夜間設備について</p> <p>2 行政方針（市長） （1）予算について ア 財政調整基金と予算額について イ 経常収支比率について ウ 夕張市の現状から思うこと （2）旧耐震基準家屋の耐震化について（線引きの妥当性） （3）空き家対策について （4）自衛隊誘致に取り組む姿勢について</p> <p>3 道徳について（教育長） （1）具体的道徳教育の内容・徳目について （2）数という字の意味について</p>

6	2 番 川村三千代君	<p>1 通学路並びに児童生徒の利活用が多い道路の安全点検、対策について（教育長）</p> <p>2 観光振興について（市長） （1）外国人観光客の誘致、またその受入れ体制について</p> <p>3 市長の経験、人脈を本市に活用していく方向性、その展望について（市長）</p>
7	1 番 川田栄子君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長） （1）政治理念の公表について （2）市民の利益を考える政治理念の追求について （3）議員時代に力を入れたことについて （4）副市長選任の理由について （5）宿毛の将来ビジョンについて （6）市役所組織、地方創生本部としての取り組みのスタイルについて （7）成し遂げたい具体的事業について （8）財政難、身を切る決断について （9）縦割り行政から横割り構造への移行について （10）地元産材の市内での加工・製品化について （11）原発再稼働について ア 国の方針について イ 核廃棄物の受け入れについて （12）小学校問題血税投入について （13）防災士の活用について</p> <p>2 遠隔地の公共交通について（市長） （1）利用者の調査分析の公表について （2）公的責任について</p> <p>3 3歳児虐待死亡事件について（市長） （1）宿毛では救えたか</p> <p>4 行政報告の取り組みについて（市長）</p> <p>5 閉塞感から抜け出すための政治の役割について（市長）</p> <p>6 宿毛市振興計画（基本計画）について（市長） （1）5年間の成果について （2）今後の課題について</p>
8	8 番 山戸 寛君	<p>1 臨時職員の処遇改善について（市長）</p> <p>2 林業振興について（市長） （1）自伐型林業経営への展開に対する支援、仕組みづくりについて （2）森林組合をはじめとする木材開発業者への支援について （3）UIターンと林業の関連について</p> <p>3 公営住宅等再編計画について（市長） （1）事業の進捗状況について （2）改良住宅手代岡団地実施設計業務予算の繰り越しについて （3）計画推進のための財源計画について</p>

9	12番 寺田公一君	<p>1 宿毛マラソンへの取り組みについて（市長） (1) 大会コースについて (2) 今後の大会開催について</p> <p>2 小中学校の再編と教育のICTへの取り組みについて（市長） (1) 今後の小中学校の児童生徒数の推移について (2) 再編計画への考え方について (3) 教育のICT化への考え方について</p> <p>3 校区の問題と市営住宅について（市長、教育長） (1) 校区外への通学に対する教育委員会の考え方について (2) 橋上市営住宅に足する考え方について</p> <p>4 集落活動センターとあったかふれあいセンターについて（市長）</p> <p>5 宿毛市斎場の今後について（市長）</p>
10	14番 濱田陸紀君	<p>1 早稲田大学第14代総長奥島孝康杯争奪2016早春健全育成ジュニア駅伝大会について（教育長）</p> <p>2 市長の選挙公約である公衆浴場について（市長）</p> <p>3 宿毛小学校の現在地での建設について（市長）</p> <p>4 小学校から沖須賀までの避難道路の拡張について（市長）</p> <p>5 防災情報伝達システムからの音声伝達について（市長）</p>
11	4番 山岡力君	<p>1 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について（市長） (1) 新総合事業の国からの移管について (2) 市民への周知・説明や理解度を増すための施策について (3) 要介護申請における認定申請と基本チェックリストのさび分けについて (4) 新総合事業の運営について (5) 新総合事業実施上の運営責任の所在について (6) 一般介護予防事業実施における職員体制について</p> <p>2 子供の貧困問題と教育環境の整備について（教育長） (1) 要保護・準要保護の所得評定が、宿毛市は同額の認定基準だがその根拠について</p>

平成28年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3月22日	同 意
第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3月22日	同 意
第 3 号	平成27年度宿毛市一般会計補正予算について	3月22日	原案可決
第 4 号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	3月22日	原案可決
第 5 号	平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	3月22日	原案可決
第 6 号	平成27年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	3月22日	原案可決
第 7 号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	3月22日	原案可決
第 8 号	平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	3月22日	原案可決
第 9 号	平成27年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	3月22日	原案可決
第10号	平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	3月22日	原案可決
第11号	平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	3月22日	原案可決
第12号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	3月22日	原案可決
第13号	平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	3月22日	原案可決
第14号	平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月22日	原案可決
第15号	平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計補正予算について	3月22日	原案可決
第16号	平成27年度宿毛市水道事業会計補正予算について	3月22日	原案可決

第17号	平成28年度宿毛市一般会計予算について	3月22日	原案可決
第18号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	3月22日	原案可決
第19号	平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3月22日	原案可決
第20号	平成28年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3月22日	原案可決
第21号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月22日	原案可決
第22号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3月22日	原案可決
第23号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	3月22日	原案可決
第24号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3月22日	原案可決
第25号	平成28年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3月22日	原案可決
第26号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3月22日	原案可決
第27号	平成28年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	3月22日	原案可決
第28号	平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	3月22日	原案可決
第29号	平成28年度宿毛市水道事業会計予算について	3月22日	原案可決
第30号	宿毛市地域公共交通会議条例の制定について	3月22日	原案可決
第31号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	3月22日	原案可決
第32号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第33号	宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第34号	宿毛市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第35号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決

第36号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第37号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第38号	宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第39号	宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第40号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第41号	宿毛市ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第42号	宿毛市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第43号	宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第44号	宿毛市立教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第45号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第46号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第47号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第48号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第49号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について	3月22日	原案可決
第50号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について	3月22日	原案可決
第51号	幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更について	3月22日	原案可決

第52号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	3月22日	原案可決
第53号	市道路線の変更について	3月22日	原案可決
第54号	教育長の任命につき同意を求めることについて	3月22日	同 意
第55号	平成27年度宿毛市一般会計補正予算について	3月22日	原案可決